

天童市地域防災計画

資料編

天童市防災会議

資料編目次

第1編 法令等

1 法令、条例等	
1. 天童市防災会議条例	1
2. 天童市防災会議委員構成	3
3. 天童市災害対策本部条例	4
4. 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	5
5. 山形県災害救助法施行細則	13
6. 天童市災害弔慰金の支給等に関する条例	15
7. 天童市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	17
2 規程	
1. 天童市防災会議運営規程	20
2. 天童市防災行政用無線局管理運用規程	21
3. 天童市自主防災組織育成整備費補助金交付規程	24
4. 天童市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程	26
3 要綱	
天童市自主防災組織整備推進要綱	28
4 要領	
天童市〇〇災害対策本部設置要領(例)	30
5 協定及び覚書	
天童市災害関連協定等一覧	31
(注:下記の協定書No.は、上記「天童市災害関連協定等一覧」のNo.と同じ。)	
3. 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	33
6. 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	38
7. 山形広域市町災害時相互応援に関する協定(山形市・上山市・山辺町・中山町)	40
8. 緊急時における廃棄物処分相互協定書(関係市町長・関係組合管理者)	43
9~11. 災害時等における学校施設使用に関する協定書	45
12. 災害時等における生活必需物資等の供給及び輸送に関する協定(天童商工会議所)	48
13. 災害時等における食料の供給に関する協定(天童市農業協同組合)	50
14. 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(生活協同組合連合会)	52
15. アマチュア無線による災害時応援協定書	54
16. 災害時における生活用水提供に関する協定書(地下水利用対策協議会)	55
17~20. 災害時における友好都市相互応援に関する協定書(多賀城・土浦・館林・網走)	56
21. 災害時等における施設使用に関する協定書(山形県教育センター)	57
23~24. 災害時における避難等の協力に関する協定書(温泉組合・ビジネスホテル協会)	58
25. 災害時における応急対策に関する協定書(天童市建設コンサルタント協会)	60
26. 災害時における燃料等の調達に関する協定書(天童市燃料組合)	61
27. 災害時等における物資調達に関する協定書(山形段ボール株式会社)	62
28. 災害時における上下水道施設の復旧応援に関する協定書(管工事業協同組合)	63
29. 災害時等における物資調達に関する協定書(東北カートン株式会社)	65
30. 災害時の医療救護活動に関する協定書(天童市東村山郡医師会)	66
31. 災害時における応急対策活動に関する協定書(株式会社ジェネッツ)	68
32. 災害時等における救援活動の協力に関する協定書(イオニテール、イオンモール)	70

33. 災害時等における施設使用に関する協定書(山形県知事 山形県総合運動公園).....	72
36. 災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給応援に関する協定書.....	74
37～42. 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書.....	76
43. 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書(東日本電信電話株式会社).....	78
44. 災害時における被災建築物応急危険度判定業務及び建物被害状況調査の協力に関する協定書.....	80
45. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書(株式会社ゼンリン).....	82
46. 大規模災害時における被災者支援に関する協定書(山形県行政書士会).....	84
47. 災害時における施設使用に関する協定書(天童市農業協同組合).....	86
48. 災害時における物資輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書(ヤマト運輸).....	88
49. 災害時におけるボランティアセンター設置等に関する協定書(天童市社会福祉協議会).....	90
52. 災害時における災害応急対策等に関する協定書(天童市建設業同友会).....	92
53～55. 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書.....	94
56. 災害時における消防活動等の応援に関する協定書(生コン協同組合、コンクリート圧送協会).....	96
57. 災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社).....	97
58. 災害時における放送要請に関する協定書(株式会社エフエム山形).....	99
59. 災害時の医療救護活動に関する協定書(天童東村山地区薬剤師会).....	101
60. 天童市と日本郵便株式会社との包括連携協定書(日本郵便株式会社).....	103
61. 災害時における災害応急対策の協力に関する協定書(山形県隊友会天童支部).....	104
62. 災害時等における電動車両の貸与に関する協力協定(山形三菱自動車販売).....	106
63. 災害時における被災者支援に関する協定書(山形県土地家屋調査士会).....	108
64. 災害時等における物資調達に関する協定書(株式会社出羽紙器製作所).....	109
65. 災害時等における救援活動の協力に関する協定書(株式会社ヤマザワ).....	111
66. 災害時等における被災者支援に関する協定書(天童東村山鍼灸マッサージ師会).....	113
67. 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定(株式会社アクティオ).....	114
68. 災害時における畳の提供に関する協定(「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会).....	115
69. 災害時の協力に関する協定書(東北電力ネットワーク株式会社天童電力センター).....	116
70. 災害時における相互応援に関する協定書(愛知県 稲沢市).....	118

6 基準及び指針

1. 天童市災害発生時における職員の初動体制についての基準	120
2. 災害発生時の緊急連絡体制図(勤務時間外)	123
3. 各部班の分掌事務(初動時)	124
4. 各部班の分掌事務(二次体制)	127
5. 災害時等における職員の参集基準	131
6. 公益事業防災計画基準	132
7. 気象庁震度階級関連解説表	134
8. 被害程度の判定基準	136
9. ヘリポート設定基準	139

第2編 災害関係

天童市の主な災害記録	142
------------------	-----

第3編 防災関係機関

1 防災関係機関連絡先一覧	155
2 報道機関	156
3 自主防災会設立状況	157
4 天童市東村山郡医師会防災救護体制	160
5 緊急救出医療体制時の収容部(天童市東村山郡医師会天童地区)	161

6	医療機関一覧	162
7	医薬品等調達先	165
第4編 防災施設及び設備		
1	指定緊急避難場所	166
2	指定避難所	169
3	救助器材一覧	170
4	市有車両等保有台数	171
第5編 災害危険箇所等		
1	山地災害危険地区	172
2	土砂災害警戒区域等	173
3	土砂災害警戒避難体制要約表	182
4	各地区の土砂災害警戒避難体制図	183
5	〇〇地区（※注）土砂災害警戒避難体制	200
6	土砂災害を対象としたタイムライン	209
7	最上川浸水想定区域避難体制図	210
8	台風の接近・上陸及び前線等に伴う洪水を対象としたタイムライン	211
9	浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	212
10	貫津沼ハザードマップ	215
11	原崎沼ハザードマップ	216
12	二子沢沼ハザードマップ	217
第6編 その他の関係事項		
1	天童市の要配慮者の現状	218
2	危険物許可施設及び高圧ガス製造事業所	219
3	車両借上先	220
4	整備工場	221
5	燃料調達先	223
6	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	225
7	見舞金等の支給・資金の貸付	228
8	災害復旧事業一覧	236
9	激甚災害の指定基準	237
10	局地激甚災害の指定基準	239
11	地方財政措置制度の概要	240
12	災害時優先電話設置場所一覧	241
13	山形県防災行政無線電話の利用方法	242
14	緊急輸送道路ネットワーク計画路線総括表	245
15	緊急輸送道路ネットワーク計画路線内訳表	246
16	緊急輸送道路により連絡する防災拠点一覧表	247
17	天童市緊急輸送道路ネットワーク計画図	250
18	屋内退避情報伝達等マニュアル	251
19	災害備蓄品保管状況一覧表	254
20	罹災状況調査票	255

第1編 法令等

1. 天童市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 26 日 条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、天童市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 天童市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(組織)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者
- (3) 山形県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 天童警察署の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長が職員(副市長及び病院事業の管理者を含む。)のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関その他関係機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 防災に関し知識経験を有する者のうちから市長が任命する者

3 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、36 人以内とする。

4 第 2 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 会長は、専門の事項を調査させるため、防災会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、山形県の職員、本市の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び知識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 会長は、市長をもって充て、会務を総理する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の所掌事務及び組織に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って別に定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 39 年 7 月 2 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 10 年 6 月 24 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 18 年 3 月 27 日条例第 9 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の天童市防災会議条例の規定により任命又は指名されている防災会議の委員は、この条例による改正後の天童市防災会議条例の規定により任命又は指名された委員とみなす。

附 則 (平成 21 年 12 月 28 日条例第 24 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 22 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 天童市防災会議委員構成

区分	定数	委員	備考
会長	1人	天童市長	
1号委員	4人	農林水産省東北農政局山形県拠点総括農政推進官 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長 国土交通省東北運輸局山形運輸支局長 国土交通省山形地方気象台次長	
2号委員	1人	陸上自衛隊第20普通科連隊第3中隊長	
3号委員	3人	山形県村山総合支庁総務企画部長 山形県村山総合支庁建設部長 山形県村山総合支庁保健福祉環境部村山保健所長	
4号委員	1人	天童警察署長	
5号委員	9人	天童市副市長 天童市総務部長 天童市総務部地方創生推進監 天童市健康福祉部長 天童市市民部長 天童市経済部長 天童市建設部長（併）上下水道事業所長 天童市民病院事務局長 天童市教育委員会教育次長	
6号委員	1人	天童市教育委員会教育長	
7号委員	2人	天童市消防長 天童市消防団長	
8号委員	6人	日本郵便株式会社天童郵便局長 東日本電信電話株式会社山形支店災害対策室長 東北電力ネットワーク株式会社天童電力センター所長 山交バス株式会社寒河江営業所長 第一貨物株式会社天童支店長 一般社団法人山形県LPガス協会山形支部天童ブロック会長	任期 2年
9号委員	11人	一般社団法人天童市東村山郡医師会会長 社会福祉法人天童市社会福祉協議会事務局長 山形新聞社天童支社長 一般社団法人日本アマチュア無線連盟山形県支部天童クラブ会長 天童商工会議所会頭 天童市農業協同組合代表理事組合長 天童市建設業同友会会長 天童市自主防災会連絡協議会会長 天童市女性防災クラブ会長 天童市男女共同参画社会推進委員会会長 天童市公民館連絡協議会会長	任期 2年
計	39人		

注：第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第8号及び第9号委員の定数は36人以内とする。

3. 天童市災害対策本部条例

昭和38年3月26日 条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、天童市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を総理する。

(庶務)

第4条 災害対策本部の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

4. 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

昭和37年12月25日山形県条例第66号

(趣旨)

第1条 県は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第2項の規定に基づき、同法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者(以下「従事者」という。)がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害が存することとなったときは、この条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

(損害補償の種類)

第2条 この条例により行なう損害の補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の6種とする。

(補償基礎額)

第3条 損害補償(療養補償を除く。)は、補償基礎額を基準として行なう。

2 前項の補償基礎額は、次のとおりとする。

- (1) 従事者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日を基準として、同法第12条の規定により算定した平均賃金の額
- (2) 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額(以下「標準収入額」という。)をこえるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

(療養補償)

第4条 療養補償は、従事者が負傷し、又は疾病にかかった場合において、当該従事者に対して、必要な療養に要する費用を支給して行う。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

(休業補償)

第5条 休業補償は、従事者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合において、当該従事者に対して、その業務に服することができない期間1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。

2 前項の場合において、当該従事者が引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けるときは、同項の規定にかかわらず、その受けすることができる期間中の休業補償は、その受けすることができる収入の額が同項の規定によって計算した金額に満たない場合に限り行なうものとし、その金額は、同項の規定によって計算した金額と当該収入の額との差額に相当する額とする。

(障害補償)

第6条 障害補償は、従事者の負傷又は疾病が治った場合において、別表に定める程度の障害が存するとき、当該従事者に対して、その障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給して行なう。

- 2 別表で定める程度の障害が2以上ある場合の障害の等級は、最も重い障害に応ずる等級による。
- 3 次に掲げる場合の障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。
 - (1) 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、最も重い障害に応ずる等級より1級上位の等級
 - (2) 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合には、最も重い障害に応ずる等級より2級上位の等級
 - (3) 第5級以上に該当する障害が2以上ある場合には、最も重い障害に応ずる等級より3級上位の等級
- 4 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。
- 5 既に障害のある従事者が、負傷又は疾病によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の金額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の金額を差し引いた金額をもって、障害補償の金額とする。

(遺族補償)

第7条 遺族補償は、従事者が死亡した場合において、当該従事者の遺族に対して、補償基礎額の1,000倍に相当する金額を支給して行なう。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。
 - 4 遺族補償を受けるべき同順位の方が2人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によって等分して行なうものとする。

(葬祭補償)

第9条 葬祭補償は、従事者が死亡した場合において、葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給して行なう。

(打切補償)

第10条 第4条の規定によって療養補償を受ける者が、療養補償の開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切補償として、補償基礎額の1,200倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行なった場合においては、その後における損害補償は行なわない。

(重複給付の禁止)

第11条 損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行なわない。

2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償を行なわない。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養に継続して、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養とみなす。

等級	倍数	障 害
1 級	1,340	1 両眼が失明したもの
		2 咀嚼及び言語の機能が失われたもの
		3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
		4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
		5 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの
		6 両上肢が用をなさなくなったもの
		7 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの
		8 両下肢が用をなさなくなったもの
2 級	1,190	1 一眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下に減じたもの
		2 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下に減じたもの
		3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
		4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
		5 両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの
		6 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
3 級	1,050	1 一眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下に減じたもの
		2 咀嚼及び言語の機能が失われたもの
		3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
		4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
		5 両手のすべての指を失ったもの
4 級	920	1 両眼の視力がそれぞれ 0.06 以下に減じたもの
		2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
		3 両耳の聴力が全く失われたもの
		4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの
		5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの
		6 両手のすべての指が用をなさなくなったもの
		7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
5 級	790	1 一眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
		2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
		3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
		4 一上肢を手関節以上で失ったもの

		5 一下肢を足関節以上で失ったもの
		6 一上肢が用をなさなくなったもの
		7 一下肢が用をなさなくなったもの
		8 両足のすべての指を失ったもの
6級	670	1 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの
		2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
		3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの
		4 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度に減じたもの
		5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの
		6 一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの
		7 一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの
		8 片手のすべての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の4本の指を失ったもの
7級	560	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下に減じたもの
		2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの
		3 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの
		4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
		5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
		6 おや指をあわせ片手の3本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の4本の指を失ったもの
		7 片手の全ての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の4本の指が用をなさなくなったもの
		8 片足をリスフラン関節以上で失ったもの
		9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
		10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
		11 両足のすべての指が用をなさなくなったもの
		12 外貌が著しく醜くなったもの
		13 両側の睾丸を失ったもの
8級	450	1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下に減じたもの
		2 脊せき柱に運動障害を残すもの
		3 おや指をあわせ片手の2本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の3本の指を失ったもの

		4 おや指をあわせ片手の3本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の4本の指が用をなさなくなったもの
		5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの
		6 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの
		7 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの
		8 一上肢に偽関節を残すもの
		9 一下肢に偽仮関節を残すもの
		10 片足のすべての指を失ったもの
9級	350	1 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの
		2 一眼の視力が0.06以下に減じたもの
		3 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの
		4 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの
		5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
		6 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能に障害を残すもの
		7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの
		8 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの
		9 一方の耳の聴力が全く失われたもの
		10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
		11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
		12 片手のおや指を失ったもの又はおや指以外の片手の2本の指を失ったもの
		13 おや指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の3本の指が用をなさなくなったもの
		14 第一足指をあわせ片足の2本以上の指を失ったもの
		15 片足の全ての指が用をなさなくなったもの
		16 外貌が相当程度醜くなったもの
		17 生殖器に著しい障害を残すもの
10級	270	1 一眼の視力が0.1以下に減じたもの
		2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの
		3 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に障害を残すもの
		4 14本以上の歯に歯科補綴(てつ)を加えたもの
		5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの
		6 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に

		減じたもの
		7 片手のおや指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の2本の指が用をなさなくなったもの
		8 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
		9 片足の第一足指又は他の4本の指を失ったもの
		10 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの
		11 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの
11級	200	1 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
		2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
		3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		4 10本以上の歯に歯科補綴(てつ)を加えたもの
		5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの
		6 一方の耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの
		7 脊(せき)柱に変形を残すもの
		8 片手の人差し指、なか指又はくすり指を失ったもの
		9 第一足指をあわせ片足の2本以上の指が用をなさなくなったもの
		10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
12級	140	1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
		2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
		3 7本以上の歯に歯科補綴(てつ)を加えたもの
		4 一方の耳の耳殻(かく)の大部分を欠損したもの
		5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの
		6 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの
		7 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの
		8 長管状骨に変形を残すもの
		9 片手の五指を失ったもの
		10 片手の人差し指、なか指又はくすり指が用をなさなくなったもの
		11 片足の第二足指を失ったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失ったもの又は片足の第三足指以下の三本の指を失ったもの
		12 片足の第一足指又は他の4本の指が用をなさなくなったもの
		13 局部に頑固な神経症状を残すもの
		14 外貌(ぼう)が醜くなったもの
13級	90	1 一眼の視力が0.6以下に減じたもの
		2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの
		3 一眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの

		4 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの
		5 5本以上の歯に歯科補綴(てつ)を加えたもの
		6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
		7 片手の五指が用をなさなくなったもの
		8 片手のおや指の指骨の一部を失ったもの
		9 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
		10 片足の第三足指以下の1本又は2本の指を失ったもの
		11 片足の第二足指が用をなさなくなったもの、第二足指をあわせ片足の2本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第三足指以下の3本の指が用をなさなくなったもの
14級	50	1 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの
		2 3本以上の歯に歯科補綴(てつ)を加えたもの
		3 一方の耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの
		4 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの
		5 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの
		6 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの
		7 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
		8 片手の第三足指以下の1本又は2本の指が用をなさなくなったもの
		9 局部に神経症状を残すもの

備 考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 手の指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足の指が用をなさなくなったものとは、第一足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の身体障害に該当しない障害であって、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

5. 山形県災害救助法施行細則

昭和35年1月22日山形県規則第4号

第1条 災害に際して、知事が災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）

第23条第1項各号に規定する救助の種類のうちから必要と認めて指定した救助の実施に関する事務は、法第30条第1項の規定により市町村長が行うこととする。

2 前項の規定により救助の実施に関する事務を市町村長が行うこととする場合における災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第23条第1項の規定による当該市町村長への通知は、別記様式第1号により行うものとする。

3 第1項の場合においては、当該市町村長は、第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条に規定するところにより、当該救助の実施に関する事務を処理しなければならない。

第2条 令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1に定めるところによる。

第3条 災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、大蔵省令、運輸省令第1号。

以下「規則」という。）第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号による。

- (1) 公用令書 様式第2号
- (2) 公用変更令書 様式第3号
- (3) 公用取消令書 様式第4号

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、様式第5号による強制物件台帳に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。

第4条 規則第2条第2項の規定により収用又は使用すべき物資の引渡しを受けた当該吏員が、同条第3項の規定により様式第6号による受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立合いの上行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

第5条 規則第3条の規定による損失補償請求書は、様式第7号による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号による。

- (1) 公用令書 様式第8号
- (2) 公用取消令書 様式第9号

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、様式第10号による救助従事者台帳に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録して、これを朱線でまつ消しなければならない。

第7条 規則第4条第2項の規定による届出は、次に掲げる書類を添付して行なわなければならない。

- (1) 負傷又は病気により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な官公吏の証明書

第8条 法第24条第5項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2に定めるところによる。

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、様式第11号による。

第10条 法第27条第4項の規定により、当該吏員が立入検査にあたって携帯しなければならない証票は、様式第12号による。

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、様式第13号による。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書には次の区別に従い、所要の書類を添付しなければならない。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は病気にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治るまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第25条の規定により救助に関する業務に協力した者が、これがため負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合において、法第29条の規定により扶助金を受けようとするときは、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令を受けた旨を証する書類を添付しなければならない。

第12条 市町村は、第1条第1項の規定により当該市町村の長が行うこととされた事務に係る救助の実施に要する費用を一時繰替支弁するものとする。

第13条 市町村長は、前条の規定による繰替支弁に係る費用を請求しようとするときは、様式第14号による請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 災害救助費算出内訳書 様式第15号
- (2) 事項別明細書 様式第16号
- (3) 歳入歳出決算見込抄本

第14条 第12条の規定により繰替支弁した市町村の長は、別記様式第17号から別記様式第44号までによる書類を備えておくものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1、別表第2は、この資料編の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」を参照

6. 天童市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和52年6月27日
条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する程度の災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

- 2 前項の災害弔慰金の額は、死亡した者1人につき、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第6条、第7条及び第8条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(支給の制限)

第4条 災害弔慰金は、災害による死亡者が、次の各号の一に該当する場合には支給しない。

- (1) その者の故意又は重大な過失による死亡の場合
- (2) 令第2条の規定に該当する場合

(支給の手續)

第5条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その障害が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金を支給する。

(災害障害見舞金の額)

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第8条 第4条及び第5条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第9条 市は、令第3条に規定する災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸付ける。

- 2 前項に規定する世帯は、その所得が法第10条第1項に規定する要件を具備するものでな

ればならない。

(災害援護資金の限度額等)

第10条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、次の各号に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第11条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き、その利率は年3パーセント以内で規則で定める率とする。

(償還等)

第12条 災害援護資金の償還は年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とし、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

2 災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条までの規定によるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(改正附則省略)

7. 天童市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和52年6月27日
市規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、天童市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和52年条例第26号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 死亡（災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第4条に規定する生死不明を含む。以下同じ。）した者の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡した者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し死亡地の官公署の発行する被災を証明する書類を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(遺族の範囲)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する範囲の遺族とし、その支給の順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害により死亡した者（以下「死亡者」という。）の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次の順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹（死亡者の死亡当時において、当該死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。）がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害障害見舞金の支給手続)

第5条 市長は、条例第6条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第6条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

(災害援護資金の貸付利率及び保証人)

第7条 条例第11条に規定する災害援護資金の据置期間経過後の貸付利率は、無利子とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第9条の違約金を包含するものとする。

(借入れの申込)

第8条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、第1項の借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第9条 市長は、前条の借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第10条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第11条 前条第1項の貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第12条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第13条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る第11条の借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第14条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第15条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第16条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第17条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証明する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて、貸付金を償還することができなくなったことを証明する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第18条 市長は、償還金を納付期限までに納入しないものがあるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第19条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに氏名等変更届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

(その他必要な事項)

第20条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(改正附則及び様式省略)

1. 天童市防災会議運営規程

昭和59年6月7日防災会議告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、天童市防災会議条例（昭和38年条例第9号。以下「条例」という。）第7条の規定により、天童市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の職務を代理すべき委員)

第2条 条例第5条第2項に規定する会長の職務を代理すべき委員は副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は必要の都度開催するものとし、会長がこれを招集する。

(会議の議長)

第4条 会議の議長は、会長があたる。

(会議の議事)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(説明聴取)

第6条 会長は、必要と認めるときは専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専決)

第7条 緊急を要するときその他やむを得ない事由により会議を招集する暇がないときは、会長は会議が処理すべき事項について専決することができる。

(部会の設置)

第8条 防災会議は、必要に応じて事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第9条 会議の状況の概要を記録し、これを保存しなければならない。

(公表の方法)

第10条 天童市地域防災計画を作成し、又は修正した場合のその要旨の発表、その他防災会議が行う公表は、天童市公告式条例（昭和29年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

改正附則 省略

2. 天童市防災行政用無線局管理運用規程

平成30年3月30日
訓令第8号/議会訓令第3号/教育委員会訓令第4号/選挙管理委員会訓令第2号/農業委員会訓令第4号/監査委員訓令第2号/消防本部訓令第4号/市民病院事業訓令第3号

庁 中
出先機関

改正 平成31年3月29日訓令第7号等
令和4年8月10日訓令第8号等

(趣旨)

第1条 この規程は、天童市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及びその他の事務について、円滑な通信の確保を図るために設置する天童市防災行政用無線局の管理及び運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 無線局 天童市防災行政用無線局の無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 基地局 天童市役所本庁舎等に設置し、同報系子局及び陸上移動局を通信の相手方とする無線局並びにその附帯設備をいう。
- (3) 同報系子局 基地局の通知の相手方となる屋外に設置した無線設備及び拡声設備をいう。
- (4) 陸上移動局 移動を可能として運用する半固定型又は携帯型の無線設備をいう。
- (5) 運用 無線交信を行うことをいう。

(平31訓令7等・一部改正)

(無線局の構成等)

第3条 無線局の構成及び配置は、別表のとおりとする。

2 無線局の呼出名称は、「ぼうさいてんどう」とする。

(無線管理者)

第4条 基地局に無線管理者を置き、総務部危機管理室長を充てる。

2 無線管理者は、無線局の管理及び運用の業務を統轄する。

3 無線管理者は、無線従事者を適正に配置することができるよう無線従事者の養成に努めるものとする。

(無線従事者)

第5条 無線従事者は、法に基づき免許を取得した者を無線管理者が指名するものとする。

2 無線従事者は、無線管理者の命を受け、法及び関係法令を遵守して基地局の管理及び運用の事務を行う。

3 無線従事者は、無線管理者の指示に従い、無線局の運用の統制業務を行うものとする。

(無線取扱者)

第6条 無線取扱者は、各陸上移動局の設置場所の所管の者を充てる。

2 無線取扱者は、無線管理者が行う研修を受けた職員を充てる。

3 無線取扱者は、無線管理者の命に従い、法及び関係法令を遵守して無線局の管理及び運用の実務を行う。

(平31訓令7等・一部改正)

(無線局の運用)

第7条 無線局を運用するときは、法及びこの規程に定めるものによるものとする。

(災害時の活用)

第8条 無線局は、災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき、及び有

線通信等が途絶したときの情報の収集、伝達及び防災関係機関の通信連絡に活用するものとする。

(平31訓令7等・一部改正)

(保守点検)

第9条 無線局の正常な機能を維持するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 日常点検 毎日行う点検
- (2) 定期点検 1年ごと又は6月ごとに行う点検

2 点検項目等は、別に定める。

3 保守点検の実施は、次のとおりとする。

- (1) 日常点検は、無線局ごとに無線取扱者が行うものとする。
- (2) 定期点検は、総務部危機管理室が行うものとする。

4 点検により、異常を発見したときは、直ちに無線管理者に報告しなければならない。

(通信訓練)

第10条 無線管理者は、災害の発生に備え、無線局の機能の確認及び運用の習熟を図るため、定期的に通信訓練を行わなければならない。

(研修)

第11条 無線管理者は、無線取扱者等に対して法、関係法令、この規程、機器の取扱要領等の研修を行わなければならない。

(平31訓令7等・一部改正)

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、無線局の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平31訓令7等・一部改正)

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓令第7号等)

この訓令は、平成31年4月31日から施行する。

別表 (第3条関係)

(平31訓令7等・一部改正)

別表 (第3条関係)

(平31訓令7等・一部改正)

1 基地局

設置場所	局名 (呼出名称)	番号	備考
危機管理室	ぼうさいてんどう	100	
成生公民館	ぼうさいなりう		中継局として使用する。

2 同報系子局

固定型無線機器及び拡声設備

設置場所	局名 (呼出名称)	番号	備考
天童南部小学校	ぼうさいてんどう820	820	
天童中部小学校	ぼうさいてんどう821	821	
天童北部小学校	ぼうさいてんどう810	810	
成生小学校	ぼうさいてんどう811	811	
蔵増小学校	ぼうさいてんどう801	801	
寺津小学校	ぼうさいてんどう812	812	
津山小学校	ぼうさいてんどう813	813	
高原の里交流施設	ぼうさいてんどう816	816	

山口小学校	ぼうさいてんどう 800	800	
高橋小学校	ぼうさいてんどう 814	814	
長岡小学校	ぼうさいてんどう 822	822	
干布小学校	ぼうさいてんどう 823	823	
荒谷小学校	ぼうさいてんどう 815	815	
第一中学校	ぼうさいてんどう 824	824	
第二中学校	ぼうさいてんどう 825	825	
第三中学校	ぼうさいてんどう 826	826	
第四中学校	ぼうさいてんどう 827	827	

3 陸上移動局

(1) 半固定型（可搬型）無線機器

設置場所	局名（呼出名称）	番号	備考
総合福祉センター	ぼうさいてんどう 110	110	
天童南部公民館	ぼうさいてんどう 200	200	
天童中部公民館	ぼうさいてんどう 201	201	
天童北部公民館	ぼうさいてんどう 202	202	
成生公民館	ぼうさいてんどう 203	203	
蔵増公民館	ぼうさいてんどう 204	204	
寺津公民館	ぼうさいてんどう 205	205	
津山公民館	ぼうさいてんどう 206	206	
田麦野公民館	ぼうさいてんどう 207	207	
山口公民館	ぼうさいてんどう 208	208	
高橋公民館	ぼうさいてんどう 209	209	
長岡公民館	ぼうさいてんどう 210	210	
干布公民館	ぼうさいてんどう 211	211	
荒谷公民館	ぼうさいてんどう 212	212	

(2) 携帯型無線機器

設置場所	局名（呼出名称）	番号	備考
危機管理室 1	ぼうさいてんどう 300	300	
危機管理室 2	ぼうさいてんどう 301	301	
危機管理室 3	ぼうさいてんどう 302	302	
危機管理室 4	ぼうさいてんどう 303	303	
上下水道課	ぼうさいてんどう 304	304	
消防本部	ぼうさいてんどう 310	310	
市民病院	ぼうさいてんどう 320	320	

(3) 車載型無線機器

設置場所	局名（呼出名称）	番号	備考
財政課 1	ぼうさいてんどう 400	400	所管する車両に設置する。
財政課 2	ぼうさいてんどう 401	401	所管する車両に設置する。
財政課 3	ぼうさいてんどう 402	402	所管する車両に設置する。
財政課 4	ぼうさいてんどう 403	403	所管する車両に設置する。
建設課 1	ぼうさいてんどう 404	404	所管する車両に設置する。
建設課 2	ぼうさいてんどう 405	405	所管する車両に設置する。
建設課 3	ぼうさいてんどう 406	406	所管する車両に設置する。
建設課 4	ぼうさいてんどう 407	407	所管する車両に設置する。
建設課 5	ぼうさいてんどう 408	408	所管する車両に設置する。

3. 天童市自主防災組織育成整備費補助金交付規程

昭和61年3月7日
市告示第16号

(目的)

第1条 市長は、地域の防災力を向上させ、地震、風水害、火災その他の災害の未然防止と被害の軽減を図るため、天童市自主防災組織整備推進要綱（昭和55年市告示第58号。以下「要綱」という。）第2条に規定する自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）及び自主防災会連絡会（複数の自主防災組織で構成するものをいう。以下同じ。）が次条に規定する事業を行う場合において、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内において、自主防災組織及び自主防災会連絡会に対し、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 新たに設立した自主防災組織が要綱に基づいて実施する別表に掲げる施設及び資機材を整備する事業
- (2) 自主防災組織がその所管する区域の防災活動等を行うに当たり、別表に掲げる施設及び資機材を整備する事業
- (3) 地区自主防災会連絡会がその地域に存する特に災害危険度の高い区域（土砂災害危険区域、浸水想定区域等をいう。）において想定される災害に対応するために、施設及び資機材を整備する事業
- (4) 自主防災会連絡会が情報伝達及び情報共有を図るために無線機を整備する事業

(補助金の額)

第3条 前条第1号の補助事業に対する補助金の額は、100万円以内の額とする。ただし、当該補助事業が財団法人自治総合センターの自主防災組織育成事業によるコミュニティ助成金を受けた場合は、補助金の額は、200万円以内の額とする。

2 前条第2号の補助事業に対する補助金の額は、30万円以内の額とする。

3 前条第3号の補助事業に対する補助金の額は、50万円以内の額とする。

4 前条第4号の補助事業に対する補助金の額は、次の各号に掲げる無線機の整備により要する経費の合計額で、予算の範囲内の額とする。

- (1) 基地用無線機及び附帯設備一式
- (2) 携帯型無線機及び附帯設備一式
- (3) 登録申請費

(補助金等の交付申請書)

第4条 規則第5条に規定する補助金等の交付申請書の提出期限は市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更、中止及び廃止の条件)

第5条 規則第7条第1号及び第2号に規定する補助事業等の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 補助事業の事業量の20パーセントを超える増減
- (4) 補助事業の事業費の増又は20パーセントを超える減

2 規則第7条第1号、第2号及び第3号の規定により、補助事業の変更等について市長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第6条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は補助事業完了後30日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業成績書(様式第1号)
- (2) 収支精算書(様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の概算払）

第7条 市長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（書類の提出）

第8条 この補助金に関して市長に提出する書類は、正副2部とする。

（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、昭和60年度分以後の補助金について適用する。

附 則（略）

別表（第2条関係）

区分	施設又は設備
1 情報連絡用	携帯用無線機、メガホン、テレビ、トランジスターラジオ等
2 水防用	救命ボート、救命胴衣、シャベル、ツルハシ等
3 救出用	はしご、救命ロープ、チェンソー、エンジンカッター、ヘルメット、チェンブロック、とび口等
4 給食給水用	釜、鍋、給水タンク、ろ水器、ガスボンベ等
5 避難用	強力ライト、標旗等
6 その他	資機材格納庫、発電機、リヤカーその他市長が特に必要と認める資機材

様式第1号（第4条、第6条関係） 省略

様式第2号（第4条、第6条関係） 省略

様式第3号（第5条関係） 省略

4. 天童市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程

昭和53年12月27日
市告示第92号

(目的)

第1条 市長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定による天童市地域防災計画において指定する土砂災害危険区域内における住民の身体及び財産を土砂災害（地すべり、山崩れ及び土石流等による災害をいう。以下同じ。）から保護するため、当該区域内の住民が住宅を撤去して当該区域外に住宅の移転をする場合に要する資金について、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転者に対し、補助金を交付する。

(補助適用地域等)

第2条 補助金交付の適用となる地域、住宅及び住宅の移転は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

(1) 補助適用地域

天童市地域防災計画において指定する土砂災害危険区域

(2) 補助適用住宅

土砂災害のおそれがあり、居住することが困難又は居住すれば身体等に危険が切迫すると認められる住宅

(3) 住宅の移転とは、次の場合をいう。

ア 新築移転

土砂災害危険区域内に居住する者が、土砂災害のため住宅が全壊し、埋没し、又は流失等により土砂災害のり災直前における価格の50%以上の被害を受けて危険区域外に新築移転をする場合

イ 解体移転

土砂災害危険区域内に居住する者が、土砂災害又は土砂災害のおそれにより著しい危険が切迫し、又は切迫すると認められ、居住することが困難又は危険と認められた住宅を撤去して危険区域外に新築移転する場合

ウ 引方移転

土砂災害危険区域内に居住する者が、土砂災害又は土砂災害のおそれがあるため、現在の住宅を解体しないで、危険区域外に引方移転する場合

エ 既存建物購入移転

土砂災害危険区域内に居住する者が、土砂災害により住宅が全壊し、埋没し、若しくは流失等したため又は土砂災害による災害の危険が切迫しているため、危険区域外に新たに既存建物を購入して移転する場合

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、住宅1戸当たりの移転費に対し、次により計算した額以内の額とする。ただし、算出額の千円未満を切り捨てるものとする。

(1) 新築移転の場合

建築費用の実支出額（3.3平方メートル当たりの建築費用の額が34万円を超える場合は34万円とし、建築延面積が66平方メートルを超える場合は66平方メートルとして計算した額。次号において同じ。）の3分の1に相当する額

(2) 解体移転の場合

建築費用の実支出額の4分の1に相当する額

(3) 引方移転の場合

引方移転の実支出額（3.3平方メートル当たりの移転費用の額が34万円を超える場合は34万円とし、引方移転住宅延面積が66平方メートルを超える場合は66平方メートル

として計算した額)の4分の1に相当する額

(4) 既存建物購入移転の場合

既存建物購入移転費の実支出額(3.3平方メートル当たりの費用の額が34万円を超える場合は34万円とし、建築延面積が66平方メートルを超える場合は66平方メートルとして計算した額)の4分の1に相当する額

(補助金交付申請書)

第4条 補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 土砂災害危険住宅移転計画書(様式第1号)
- (2) 移転を必要とする住宅の状態を把握できる写真
- (3) 住宅被害状況書(様式第2号)

(移転着手の報告)

第5条 規則第8条の規定により補助金交付の決定の通知を受けた者は、移転等の着手前7日までに工事着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第6条 実績報告書は、移転等の完了後直ちに市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 住宅移転完了報告書(様式第4号)
- (2) 移転を完了した住宅の状況が把握できる写真

(書類の提出)

第7条 この補助金に関して市長に提出する書類は、3部とする。

2 市長は、規則及びこの規程に定める書類のほか、必要と認める書類の提出を命ずることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和53年度分以後の補助金について適用する。

附 則(昭和56年5月21日市告示第32号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和56年度分以後の補助金について適用する。

附 則(昭和57年10月23日市告示第111号)

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の天童市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程の規定は、昭和57年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成6年7月19日市告示第54号)

この規程は、告示の日から施行し、この規程による改正後の天童市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程の規定は、平成6年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成7年10月2日市告示第87号)

この規程は、告示の日から施行し、この規程による改正後の天童市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程の規定は、平成7年度分以後の補助金について適用する。

様式 (略)

天童市自主防災組織整備推進要綱

昭和55年8月26日

市告示第58号

(目的)

第1条 この要綱は、地震等の災害による被害の防止又は軽減を図るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定により、市が地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の整備を推進するうえで必要な事項を定めることを目的とする。

(整備対象)

第2条 整備を推進する自主防災組織は次のとおりとする。

- (1) 住民の各地域における自発的な防災組織（以下「地域の自主防災組織」という。）
- (2) 大規模な人的・物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織（以下「施設の自主防災組織」という。）

(地域の自主防災組織の整備地域及び組織の規模)

第3条 地域の自主防災組織は全市的に整備を推進するものとし、特に災害危険度の高い次のような地域に重点を置き、推進を図るものとする。

- (1) 木造家屋の集中している市街地
- (2) 地すべり等災害危険区域
- (3) 消防水利、道路事情等により消防活動等の困難な地域

2 地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民がもっとも効果的な防災活動を行うことのできる地域を単位として整備を推進するものとする。

- (1) 住民が、連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- (2) 住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有する地域であること。

(地域の自主防災組織の育成方針)

第4条 既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次のような方法等により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 町内会、自治会等の自治組織活動に防災活動を組み入れる。
- (2) 防犯協会、防火協会等の活動を行っている組織に防災活動の組み入れ又はその充実強化を図る。
- (3) 婦人団体、青年団体、P・T・A等のその地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。

(施設の自主防災組織の整備施設及び組織の態様)

第5条 施設の自主防災組織は、次のような施設を対象に整備の推進を図るものとする。なお、法令により防火管理者等を置き、消防計画等を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織を設置する必要はなく、地震対策を考慮する等その防災体制の充実強化を図って自主防災体制を整備するものとする。

- (1) 高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校など多数の者が利用する施設
- (2) 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- (3) 多数の従業員が勤務する事業所で組織的に防災活動を行う必要がある施設

2 同一施設内に複数の事業所が所在する雑居ビル等の施設において、個々の事業所が独自に自主防災組織を設置することが効率的でない場合には、これらの事業所が共同して自主防災組織を設けるものとする。

3 施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として防災責任者を置くものとする。ただし、法令に基づいてこれと同様の職務を有するものが定められている場合は、その者をして防災責任者とすることができる。

(連絡会議)

第6条 地域の自主防災組織の区域内に施設の自主防災組織が存在する場合、又は、同一施設に複数の自主防災組織が存在する場合には、これらの組織の活動を調整するため連絡会議等を設けるものとする。

(指導及び協力)

第7条 市は、自主防災組織の整備を推進するため次の事業を実施し、自主防災組織に対する指導及び協力を行うものとする。

- (1) 町内会長等地域の指導者及び施設の管理者を対象に、自主防災組織の育成について指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施するものとする。
- (2) 自主防災組織が整備する防災資機材の備蓄に関し、積極的に協力するものとする。
- (3) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し指導するとともに、訓練用資材の提供等協力に努めるものとする。
- (4) その他自主防災組織を育成整備するうえで必要な事業を実施し、協力を行うものとする。

2 市は、自主防災組織を整備推進するに当たっては、山形県及びその他の防災関係機関との相互連携のもとに、自主防災組織に対する指導及び協力を行うものとする。

(助成)

第8条 市は、自主防災組織が事業を実施する場合において、予算の範囲内で自主防災組織に対して補助金を交付することができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

天童市〇〇災害対策本部設置要領（例）

第1 目的

市は、災害に対する諸般の対策を統一し、かつ、関係機関及び関係団体との緊密な連絡調整を図り総合的に推進するため、天童市〇〇災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

第2 設置期日

年 月 日

第3 任務

対策本部は、市内における災害に対応するため被害状況の的確な把握及び災害対策の総合的な推進に当たる。

第4 組織

- 1 災害対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長には市長、副本部長には副市長、教育長及び消防長をもって充てる。
- 3 本部長は、対策本部の事務を統括する。

第5 本部員会議

- 1 本部長、副本部長及び本部員をもって本部員会議を構成する。
- 2 本部員会議は、第3に掲げる任務を達成するため、被害状況の把握、災害対策の計画及びその推進について調整を行う。

第6 幹事

- 1 災害対策本部に幹事を置くものとし、本部長が指名するものを持って充てる。
- 2 幹事は、対策本部の所掌する事務について本部員を補佐する。

第7 事務局

- 1 対策本部に事務局を置く。
- 2 事務局長には、〇〇課長をもって充てる。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、対策本部の運営、活動、報告は、天童市地域防災計画に準じて行う。

天童市災害関連協定等一覧

令和7年11月12日現在

No.	協定名称等	協定締結先	締結年月日	
1	山形県広域消防相互応援協定書	県内市町村長	昭和53年03月10日	消防の相互応援に関する事項
2	山形県消防広域応援隊に関する覚書	県内市町村消防長	平成07年11月14日	広域応援隊の編成・連絡体制・訓練等に関する事項
3	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	県内市町村長	平成07年11月20日	物的援助、人的援助
4	山形県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置及び管理運用に関する協定書	山形県知事	平成08年12月01日	計測震度計施設の設置・管理・運用等
5	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	山形県知事	平成10年04月01日	消防防災ヘリコプターの応援要請、指揮関係、経費負担等
6	日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	日本水道協会山形県支部	平成10年05月26日	応急給水活動、応急復旧活動等 [水道施設の災害に伴う相互応援計画(平成7年5月24日協定)は廃止]
7	山形広域市町災害時相互応援に関する協定	山形市長、上山市長、天童市長、山辺町長、中山町長	平成11年03月30日	各種物資の提供、必要な職員の派遣、その他
8	緊急時における廃棄物処分相互協定書	関係市町長、関係組合管理者等	平成11年12月01日	緊急時に実施する廃棄物処分の相互援助
9	災害時等における学校施設使用に関する協定書	(学)山形電波学園創学館高等学校	令和05年02月01日	避難場所等の提供
10		山形県立天童高等学校	平成17年03月22日	
11		(学)羽陽学園羽陽短期大学	平成17年03月30日	
12	災害時等における生活必需物資等の供給及び輸送に関する協定	天童商工会議所	平成17年08月26日	生活必需物資の供給、輸送車両の確保
13	災害時等における食料の供給に関する協定	天童市農業協同組合	平成17年08月26日	食料品の供給
14	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	山形県生活協同組合連合会	平成18年08月22日	生活物資の供給
15	アマチュア無線による災害時応援協定書	(一社)日本アマチュア無線連盟山形県支部天童クラブ	平成18年08月22日	災害情報の収集伝達
16	災害時における生活用水提供に関する協定書	天童地区地下水利用対策協議会	平成19年08月09日	生活用水の提供
17	災害時における友好都市相互応援に関する協定書	宮城県多賀城市長	平成20年10月01日	物的援助、人的援助
18		茨城県土浦市長	平成20年10月01日	
19		群馬県館林市長	平成20年10月01日	
20		北海道網走市長	平成20年10月01日	
21	災害時等における施設使用に関する協定書	山形県教育センター	平成21年07月10日	一時避難所、収容避難所等の提供
22	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局長	平成22年02月23日	リエゾンの派遣・受入れ等について
23	災害時における避難等の協力に関する協定書	天童温泉協同組合	平成23年08月25日	要援護者及びその介助者の避難所としての受入れについて
24		天童ビジネスホテル協会	平成23年08月25日	
25	災害時における応急対策に関する協定書	天童市建設コンサルタント協会	平成24年02月20日	被災箇所等の点検・調査・測量・設計等
26	災害時における燃料等の調達に関する協定書	天童市燃料組合	平成24年08月28日	応急対策時の燃料調達について
27	災害時等における物資調達に関する協定書	山形段ボール株式会社	平成24年08月28日	段ボールシート等の緊急調達について
28	災害時における上下水道施設の復旧応援に関する協定書	天童市管工事業協同組合	平成24年12月26日	上下水道施設の復旧応援について (H17.7.25協定は廃止)
29	災害時等における物資調達に関する協定書	東北カートン株式会社	平成25年01月28日	段ボールベッド等の緊急調達について
30	災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社)天童市東村山郡医師会	平成25年11月28日	災害時の医療救護活動の円滑な実施について
31	災害時における応急対策活動に関する協定書	(株)ジェネッツ	平成26年07月10日	水道施設等の応急対策活動について
32	災害時等における救援活動の協力に関する協定書	イソリテル(株)東北カパニー イソモル(株)イソモル天童	平成27年06月19日	救援活動の協力に関する事項について
33	災害時等における施設使用に関する協定書	山形県知事(総合運動公園)	平成28年03月14日	避難場所、避難所、駐車場等の使用について
34	災害等に係る「ふるさと寄付金」受入れに関する協定	(株)トラストバンク	平成28年03月28日	ふるさと寄付金の受入れ業務について
35	山形県防災情報システムの設置、管理及び運用に関する協定書	山形県知事	平成28年04月01日	防災情報システムの設置・管理・運用等 (平成14年11月29日協定)は廃止
36	災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給応援に関する協定書	(社)山形県LPGガス協会 (社)山形県LPGガス協会山形支部	平成28年06月06日	液化石油ガス及び液化石油ガス用燃焼器具の供給について
37	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	社会福祉法人 山形県玉葉会 ・救護施設 紅花ホーム	平成28年07月04日	災害時における福祉避難所の開設・要配慮者の受入等について
38		社会福祉法人 天童福祉厚生会 ・特別養護老人ホーム 明幸園 ・特別養護老人ホーム 清幸園 ・地域密着型特別養護老人ホーム 清幸園		
39		医療法人社団 斗南会 ・介護老人保健施設ア・フォル天童		
40		医療法人社団 悠愛会 ・介護老人保健施設あこがれ		
41		社会福祉法人 悠愛会 ・特別養護老人ホームあこがれ		
42		社会福祉法人 羽陽の里 ・地域密着型特別老人ホームたかだま		

No.	協定名称等	協定締結先	締結年月日	協定内容
43	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)山形支店	平成28年07月19日	収容避難所への電話機の設置・利用等
44	災害時における被災建築物応急危険度判定業務及び建物被害状況調査の協力に関する協定書	(一社)山形県建築士会天童支部	平成28年08月10日	応急危険度判定業務及び罹災証明に係わる建物被害状況調査等の協力について
45	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	平成28年08月10日	地図製品等の供給及び複製利用等について
46	大規模災害時における被災者支援に関する協定書	山形県行政書士会	平成28年11月04日	被災者支援のための行政書士業務相談等の無償協力について
47	災害時における施設使用に関する協定書	天童市農業協同組合	平成29年03月30日	農協が管理する施設の使用及びフォークリフト等の資機材等の提供について
48	災害時における物資輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書	ヤマト運輸株式会社山形主管支店	平成29年03月30日	物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する事項について
49	災害時におけるボランティアセンター設置等に関する協定書	天童市社会福祉協議会	平成29年07月24日	災害時におけるボランティアセンターの設置、運営、業務内容等について
50	山形県防災行政無線局の設置及び管理運用に関する協定書	山形県知事	令和3年4月1日	山形県防災行政無線の通信設備等の設置及び管理運用について (平成29年10月1日協定は廃止)
51	災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書	陸上自衛隊神町駐屯地	平成29年11月22日	災害時、自衛隊員が留守となる家族への市による安否確認等
52	災害時における災害応急対策等に関する協定書	天童市建設業同友会	平成30年02月06日	災害時の緊急点検・報告、障害物の除去、被害箇所の応急措置等について(平成17年8月26日協定を改正)
53	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	社会福祉法人 さくら福祉会	平成30年03月28日	災害時における福祉避難所の開設・要配慮者の受入等について
54		社会福祉法人 天童まいづる会		
55		社会福祉法人 みらい		
56	災害時における消防活動等の応援に関する協定書	山形中央生コンクリート協同組合 山形県コンクリート圧送協会	平成30年11月8日	災害時における特殊車両を活用した消防用水の供給活動等について
57	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成31年03月06日	災害時に市民等へインターネットによる情報の安定的な供給や、緊急情報などを提供する
58	災害時における放送要請に関する協定書	株式会社エフエム山形	平成31年04月01日	災害又は武力攻撃事態等の発生やおそれがある場合における緊急放送要請手続き等について
59	災害時の医療救護活動に関する協定書	天童東村山地区薬剤師会	令和元年9月11日	災害時の医療救護活動(薬剤師の派遣等)の円滑な実施について
60	天童市と日本郵便株式会社との包括連携協定書	日本郵便株式会社東北支社	令和2年3月5日	日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること。(災害時における天童市内郵便局、天童市間の協力に関する覚書(H9.12.24)は失効)
61	災害時における災害応急対策の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会山形県隊友会天童支部	令和2年3月6日	災害応急対策時における隊友会天童支部の協力活動等について
62	災害時等における電動車両の貸与に関する協力協定	山形三菱自動車販売株式会社	令和3年3月23日	災害時等において、市が山形三菱から受ける電動車両の貸与について
63	災害時における被災者支援に関する協定書	山形県土地家屋調査士会	令和4年3月25日	災害時等において、土地家屋調査士会が関与できる被災者支援業務について
64	災害時等における物資調達に関する協定書	株式会社出羽紙器製作所	令和4年7月26日	災害応急対策に必要な段ボール製品の緊急調達等について
65	災害時等における救援活動の協力に関する協定書	株式会社ヤマザワ	令和5年2月17日	災害時等において、生活物資の調達、駐車場を避難場所として一時的に提供する等について
66	災害時等における被災者支援に関する協定書	天童東村山鍼灸マッサージ師会	令和5年6月16日	避難所等における鍼灸あん摩マッサージ指圧の施術及び療養上の相談等の被災者支援について
67	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	令和6年7月11日	災害時において(株)アクティオが保有するレンタル機材の提供について
68	災害時における量の提供に関する協定書	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	令和6年7月24日	災害時において、避難所等で使用する量の提供について
69	災害時の協力に関する協定書	東北電力ネットワーク株式会社 天童電力センター	令和7年3月1日	電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るための連携強化・各種協力・相互の情報提供・連絡体制等について(令和2年7月9日協定は廃止)
70	災害時における相互応援に関する協定書	愛知県稲沢市長	令和7年11月12日	物的援助、人的援助

3. 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要となる資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めるときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協定者

市町村長氏名

(44市町村長連署)

㊟

大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。
- 2 第2条関係
協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
 - (1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
 - (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
 - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
 - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
 - (1) 応援に従事する者（以下「応援職員」という。）は、応急措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
 - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運行するものとする。
 - (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
 - (4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。
- 5 第7条関係
 - (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、《建築確認業務等》の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
 - (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りではないものとする。
- 6 その他
 - (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
 - (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

連絡担当課一覽

市町村名	防災主管課	災害用電話番号(地上回線番号:6、衛星回線番号:7)			災害 救助法 主管課
		執務時間中		勤務時間外 (受信先名称)	
		N T T	防災無線		
山形市	防災対策課	TEL 023-641-1212 FAX 023-624-8847	6・7-700-101 6・7-700-150	023-641-1212 守衛室	(同左)
上山市	庶務課 危機管理係	TEL 023-672-1111 FAX 023-672-1112	6・7-701-901 6・7-701-950	023-672-1111 用務員室	(同左)
天童市	危機管理室	TEL 023-654-1111 FAX 023-653-0714	6・7-702-452 6・7-702-150	023-654-1111 守衛室	(同左)
山辺町	防災対策課	TEL 023-667-1119 FAX 023-667-1112	6・7-703-101 6・7-703-150	023-625-5206 管理人室	(同左)
中山町	総務広報課	TEL 023-662-4899 FAX 023-662-5176	6・7-704-103 6・7-704-150	023-662-2111 宿直室	(同左)
寒河江市	防災危機管理課	TEL 0237-86-3226 FAX 0237-86-7220	6・7-705-904 6・7-705-950	0237-86-2595 西村山広域行政事務組合	(同左)
河北町	防災危機管理課	TEL 0237-85-0727 FAX 0237-72-7333	6・7-706-401 6・7-706-450	0237-73-3138 消防河北分署	(同左)
西川町	総務課	TEL 0237-74-4404 FAX 0237-74-2601	6・7-707-901 6・7-707-950	0237-74-2101 消防西川分署	(同左)
朝日町	総務課 危機管理対策室	TEL 0237-67-2111 FAX 0237-67-2117	6・7-708-104 6・7-708-150	0237-67-2215 消防朝日分署	総務課
大江町	総務課	TEL 0237-62-2187 FAX 0237-62-4736	6・7-709-901 6・7-709-950	0237-62-3120 消防大江分署	総務課
村山市	防災対策課	TEL 0237-55-2111 FAX 0237-55-6443	6・7-710-901 6・7-710-950	0237-55-2111 守衛室	(同左)
東根市	危機管理室	TEL 0237-42-1111 FAX 0237-43-2413	6・7-711-901 6・7-711-950	0237-42-0134 消防本部	企画課
尾花沢市	防災危機管理課	TEL 0237-22-1113 FAX 0237-22-1239	6・7-712-901 6・7-712-950	0237-22-1131 消防本部	(同左)
大石田町	総務課	TEL 0237-35-2111 FAX 0237-35-2118	6・7-713-903 6・7-713-950	0237-35-2111 日直室	(同左)
新庄市	防災危機管理課	TEL 0233-29-5827 FAX 0233-22-0989	6・7-714-901 6・7-714-950	0233-22-2111 警備員室	(同左)
金山町	町民税務課	TEL 0233-29-5609 FAX 0233-52-2004	6・7-715-101 6・7-715-150	0233-52-2111 警備員室	(同左)
最上町	総務企画課 危機管理室	TEL 0233-43-2111 FAX 0233-43-2345	6・7-716-503 6・7-716-550	0233-43-2111 宿直室	(同左)
舟形町	住民税務課 危機管理室	TEL 0233-32-0155 FAX 0233-32-2117	6・7-717-101 6・7-717-150	0233-32-2111 役場	(同左)
真室川町	総務課	TEL 0233-62-2111 FAX 0233-62-2731	6・7-718-213(214) 6・7-718-150	0233-62-2111 役場	(同左)

市町村名	防災主管課	災害用電話番号(地上回線番号:6、衛星回線番号:7)			災害救助法 主管課
		執務時間中		勤務時間外 (受信先名称)	
		NTT	防災無線		
大蔵村	総務課 危機管理室	TEL 0233-75-2170 FAX 0233-75-2231	6・7-719-503 6・7-719-550	0233-75-2111 宿直室	(同左)
鮭川村	住民税務課 危機管理室	TEL 0233-55-2111 FAX 0233-55-3354	6・7-720-901 6・7-720-950	0233-55-2111 役場	(同左)
戸沢村	危機管理課	TEL 0233-32-0125 FAX 0233-72-2116	6・7-721-101 6・7-721-150	0233-72-2111 日直室	(同左)
米沢市	防災危機管理課	TEL 0238-22-5111 FAX 0238-27-8811	6・7-722-901 6・7-722-950	0238-23-3107 置賜広域行政事務組合	(同左)
南陽市	総合防災課	TEL 0238-40-0267 FAX 0238-40-3422	6・7-723-101 6・7-723-150	0238-40-3211 管理人室	(同左)
高畠町	総務課 危機管理室	TEL 0238-52-3744 FAX 0238-52-1543	6・7-724-101 6・7-724-150	0238-52-1111 宿直室	(同左)
川西町	総務課	TEL 0238-42-6612 FAX 0238-42-2724	6・7-725-901 6・7-725-950	0238-42-2111 役場	(同左)
長井市	防災危機管理課	TEL 0238-82-8004 FAX 0238-83-1070	6・7-726-902 6・7-726-950	0238-88-1212 西置賜行政組合	庶務課
小国町	町民課	TEL 0238-62-2261 FAX 0238-62-5482	6・7-727-902 6・7-727-950	0238-62-2154 小国分署	(同左)
白鷹町	総務課	TEL 0238-85-6122 FAX 0238-85-2128	6・7-728-101 6・7-728-150	0238-85-2111 白鷹分署	(同左)
飯豊町	総務課 防災管財室	TEL 0238-87-0695 FAX 0238-72-3827	6・7-729-501 6・7-729-550	0238-72-2222 飯豊分署	(同左)
鶴岡市 (本所)	防災安全課	TEL 0235-25-2111 FAX 0235-23-7665	6・7-730-801 6・7-730-850	0235-25-2111 守衛室	(同左)
酒田市 (本所)	危機管理課	TEL 0234-26-5701 FAX 0234-22-5464	6・7-731-991 6・7-731-995	0234-22-5111 宿直室	(同左)
三川町	総務課 危機管理室	TEL 0235-35-7010 FAX 0235-66-3138	6・7-737-101 6・7-737-150	0235-66-3111 夜警員室	(同左)
庄内町	環境防災課	TEL 0234-43-0242 FAX 0234-42-0893	6・7-732-901 6・7-732-950	0234-56-2211 立川庁舎総務課	(同左)
遊佐町	総務課	TEL 0234-72-5895 FAX 0234-72-3310	6・7-740-101 6・7-740-150	0234-72-3311 役場(警備)	(同左)

応 援 調 整 市 町 村

1 大規模地震による災害発生時

被災地域		応援調整市町村		
		第1順位	第2順位	第3順位
村 山		鶴 岡 市	酒 田 市	新 庄 市
最 上		上 山 市	米 沢 市	長 井 市
置 賜		村 山 市	新 庄 市	鶴 岡 市
庄 内	平野東縁 地 震	山 形 市	東 根 市	長 井 市
	県西方沖 地 震	新 庄 市	天 童 市	南 陽 市

2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域		応援調整市町村		
		第1順位	第2順位	第3順位
東 南 村 山		寒 河 江 市	南 陽 市	東 根 市
西 村 山		山 形 市	長 井 市	東 根 市
北 村 山		新 庄 市	天 童 市	寒 河 江 市
最 上		村 山 市	酒 田 市	鶴 岡 市
東 南 置 賜		長 井 市	上 山 市	寒 河 江 市
西 置 賜		米 沢 市	寒 河 江 市	上 山 市
鶴 岡		酒 田 市	寒 河 江 市	新 庄 市
酒 田		鶴 岡 市	新 庄 市	尾 花 沢 市

- 1 応援調整市町村は、県危機管理課及び所轄総合支庁と連携して、各市町村との調整や情報交換等を行うものとする。
- 2 東村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜地域とは、それぞれの総合支庁の管内市町村とし、鶴岡、酒田地域とは、それぞれの消防本部の管轄市町村とする。

6. 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

(趣 旨)

第1条 この計画は、山形県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会山形県支部（以下「県支部」という。）内の被災事業者が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員（以下「各都市」という。）相互間で行なう応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 県支部内に属する各都市内で対応不可能な災害が発生した場合は、山形県支部長（以下「県支部長」という。）の要請により、各都市は、被災事業者の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

(組織及び連絡担当課)

第3条 県支部内の各都市を庄内、最北、村山、置賜の4ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は別図のとおりとする。

2 県支部にこの協定の事務局を設置する。

3 県支部長都市及び代表都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 代表都市は、ブロック内の被災事業者から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認められたとき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認められたときは、県支部長に対し応援の要請を行なうものとする。

2 前項により被災都市から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行なうものとする。

3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市はブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。

4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認められたときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行なうものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 県支部長都市及び代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業者（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

2 情報連絡担当事業体は、隣接する代表都市があたるものとし、対象となる代表都市ごとに別に定める。

3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した代表都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行なうものとする。

(県支部現地救援本部の設置)

第7条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、県支部現地救援本部（以下「県支部現地救援本部」という。）を設置することができる。

2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた代表都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。

3 災害の規模が特に大きく、厚生省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の派遣)

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。

3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人権費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(情報の交換)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長都市及び代表都市の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者で構成する協議会を設け定期的に情報の交換を行うものとする。

(会員以外への協力)

第13条 会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(指 針)

第14条 この協定の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

(協 議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成10年5月26日から適用する。

(日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)

2 日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画（平成7年5月24日協定）は、廃止する。

7. 山形広域市町災害時相互応援に関する協定

山形広域圏に所在する市町である山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町（以下「3市2町」という。）は、いずれかの市町において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、3市2町のいずれかにおいて災害が発生し、被災した市町以下「被災市町」という。）独自では十分な応急措置ができない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災市町の要請にこたえ、災害を受けていない市町が行う応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当課の設置）

第2条 3市2町は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出・医療防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (6) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第4条 被災市町が応援の要請をするときは、別に定める「山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目」に基づいて行う。

（自主応援）

第5条 被災市町以外の市町は、災害の発生により、被災市町との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、自主的判断に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町（以下「応援市町」という。）は、被災市町以外の市町と十分連絡調整を行うとともに、速やかに応援内容等を被災市町に連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、第5条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は別途協議する。

2 被災市町が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町から要請があった場合は、応援市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(訓練の実施)

第7条 この協定の実行性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(他の協定との調整)

第8条 災害に係る応援に関しこの協定で定める事項について、大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定(平成7年11月20日締結)に定めがある場合は、その定めるところによる。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、3市2町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書5通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成11年3月30日から効力を生じる。

平成11年3月30日

山形市
山形市長 佐藤 幸次郎 印

上山市
上山市長 阿部 實 印

天童市
天童市長 遠藤 登 印

山辺町
山辺町長 遠藤 直幸 印

中山町
中山町長 縄野 裕史 印

山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、山形広域市町災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当課は、別表のとおりとする。

(応援要請の手続)

第3条 協定第4条の規定による応援要請は、被害の種類及び状況を記載した応援要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、応援要請書によることが困難な事情がある場合は、電話又はファックス等により行うものとし、応援要請後相当の期間内に応援要請書を応援市町に送付するものとする。

2 前項の応援要請書には、次の各号に掲げる応援の種類のうちから必要とするものを記載した書面を添付しなければならない。

- (1) 物資等の提供に関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
- (2) 職員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、必要人数、場所、期間等
- (3) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所、期間等
- (4) 前各号に定めるもののほか必要を事項

3 前項第1号から第3号までに掲げる応援の種類を記載した書面は、同項第1号にあつては物的応援要請書（別記様式第1—1号）、同項第2号にあつては人的応援要請書（別記様式第1—2号）、同項第3号にあつてはその他の応援要請書（別記様式第1—3号）とする。

(応援実施の手続)

第4条 応援市町は、前条に基づき次に掲げる事項について応援を実施する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数、場所、期間等
- (3) その他の応援をするときは、要請を受けた内容、場所、期間等
- (4) 前3号に定めるもののほか必要な事項

2 応援市町は、速やかに応援通知書（別記様式第2号）と必要に応じた物的応援通知書（別記様式第2—1号）、人的応援通知書（別記様式第2—2号）又はその他の応援通知書（別記様式第2—3号）を被災市町に送付する。

(応援物資の受領通知)

第5条 被災市町は、物的応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援市町に応援物資等受領書（別記様式第3号）を送付する。

(応援終了の報告)

第6条 応援市町は、応援を終了したときは、被災市町に応援終了報告書（別記様式第4号）を送付する。

附 則

この実施細目は、平成11年3月30日から効力を生じる。

別表及び別記様式は、省略。

8. 緊急時における廃棄物処分相互協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、別表第1に掲げる地方公共団体（以下「関係団体」という。）が緊急時に実施する廃棄物処分の相互援助について定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める所による。

- (1) 緊急時 災害又は廃棄物処理施設の重大な故障等により廃棄物を処分できなくなったとき、又は、その恐れが生じたときをいう。
- (2) 廃棄物 援助を要請する地方公共団体（以下「要請団体」という。）自身で処分している一般廃棄物等をいう。

(要 請)

第3条 緊急時に援助の要請をすることが必要であると認める地方公共団体は文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 緊急の状況及び要請する理由
- (2) 援助要請期間
- (3) 廃棄物の種類及び量
- (4) その他必要な事項

(援助の実施)

第4条 援助の要請を受けた地方公共団体（以下「援助団体」という。）は、一般廃棄物の処理及び業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

(廃棄物の搬入)

第5条 要請団体は、廃棄物を援助団体の指示する廃棄物処理施設に搬入するものとする。

ただし、要請団体において搬入できないときは、双方協議のうえ搬入方法を決定するものとする。

(経 費)

第6条 第4条の援助の実施及び前条の廃棄物の搬入に要した費用は、要請団体が負担するものとする。

- 2 前項の額については、援助団体と要請団体が協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 第4条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、別表第2のとおり連絡責任者を置く。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成11年12月1日から平成12年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前までにいずれかの関係団体からもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に3年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 関係団体は、この協定の有効期間中であっても、協議したこの協定を改定することができる。

(雑 則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、関係団体が協議して定めるものとする。

平成11年12月 1日

協定者

別表第1の長 氏 名
(連 署)

別表第1

関係団体

山形市	中山町
上市市	河北町
村山市	山形広域環境事務組合
天童市	東根市外二市一町共立衛生処理組合
東根市	西村山広域行政事務組合
山辺町	置賜広域行政事務組合

別表第2

連絡責任者

山形市環境部清掃管理課長
上市市市民生活課長
村山市保健課長
天童市市民部生活環境課長
東根市市民生活部生活環境課長
山辺町保健福祉課長
中山町住民課長
河北町環境防災課長
山形広域環境事務組合事務局次長
東根市外二市一町共立衛生処理組合事務局長
西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター所長
置賜広域行政事務組合事務局長

9. 災害時等における学校施設使用に関する協定書

学校法人山形電波学園理事長 氏 家 要 一（以下「甲」という。）と天童市長 山 本 信 治（以下「乙」という。）は、次のとおり 協定する。

なお、平成17年3月18日付の災害時等における学校施設使用に関する協定は廃止し、本協定にその要旨を継承するものとする。

（趣旨）

第1条 地震、風水害その他の災害又は重大な事態（以下「災害等」という。）の発生時において、甲が管理する学校施設を天童市民の避難場所として使用させることについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用物件）

第2条 甲が乙に使用させる学校施設は、屋外運動場及び体育館（関連施設、設備を含む。）とする。ただし、乙が第4条に規定する通知前に使用できる施設は、屋外運動場のみとする。

（使用物品）

第3条 乙は、避難者の生活に必要な物品を甲から借用することができる。

（使用通知）

第4条 乙は、災害等の発生により学校施設の使用の必要が生じたときは、事前に甲に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後において通知することができるものとする。

（原状回復）

第5条 乙は、学校施設又は物品の使用を終了したときは、物件又は物品を原状に回復しなければならない。

2 消耗物品については、使用した数量分の消耗物品を返還しなければならない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年2月1日

甲 天童市清池東二丁目10番1号
学校法人山形電波学園理事長 氏 家 要 一 印

乙 天童市老野森一丁目1番1号
天 童 市 長 山 本 信 治 印

10. 災害時等における学校施設使用に関する協定書

山形県立天童高等学校校長 佐藤 利廣（以下「甲」という。）と天童市長 遠 藤 登（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 地震、風水害その他の災害又は重大な事態（以下「災害等」という。）の発生時において、市が管理する施設以外の公共施設を避難場所及び収容避難所（以下「避難所等」という。）として不足することから、甲が管理する学校施設を乙の定める天童市地域防災計画の避難所等として指定するため、必要な事項を定めるものとする。

（使用物件）

第2条 甲が乙に避難所等として使用させる学校施設は、屋外運動場及び体育館（関連施設、設備を含む。）とする。ただし、乙が第4条に規定する通知前は、屋外運動場のみとする。

（使用物品）

第3条 乙は、避難所等の運営及び避難者の生活に必要な物品について、甲に借用依頼し、借用することができる。

2 前項の物品の種類、数量等については、災害等の発生時において、甲乙が協議するものとする。

（使用通知）

第4条 乙は、災害等の発生により避難所等として学校施設の使用の必要が生じたときは、事前に甲に通知するものとする。

（原状回復）

第5条 乙は、学校施設又は物品の使用を終了したときは、物件又は物品を原状に回復しなければならない。

2 消耗物品については、乙が使用した数量分の消耗物品を甲に返還しなければならない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年3月22日

甲 天童市大字山元850番地
山形県立天童高等学校長 佐藤 利 廣 印

乙 天童市老野森一丁目1番1号
天 童 市 長 遠 藤 登 印

1 1 . 災害時等における学校施設使用に関する協定書

学校法人羽陽学園羽陽短期大学長 原田 恒男（以下「甲」という。）と天童市長 遠藤 登（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 地震、風水害その他の災害又は重大な事態（以下「災害等」という。）の発生時において、甲が管理する学校施設を天童市民の避難場所として使用させることについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用物件）

第2条 甲が乙に使用させる学校施設は、屋外運動場及び体育館（水道及び便所を含む。）とする。

（使用物品）

第3条 乙は、避難者の生活に必要な物品を甲から借用することができる。

（使用通知）

第4条 乙は、災害等の発生により学校施設の使用の必要が生じたときは、事前に甲に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後において通知することができるものとする。

（原状回復）

第5条 乙は、学校施設又は物品の使用を終了したときは、物件又は物品を原状に回復しなければならない。

2 消耗物品については、使用した数量分の消耗物品を返還しなければならない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年3月30日

甲 天童市大字清池1559番地
学校法人羽陽学園
羽陽学園短期大学長 原田 恒男 印

乙 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 遠藤 登 印

1 2. 災害時等における生活必需物資等の供給及び輸送に関する協定

天童市長 遠 藤 登（以下「甲」という。）と天童商工会議所会頭 山 本 惣 一（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、天童市内に地震、風水害その他の災害又は重大な事態（以下「災害時等」という。）が発生した際に、被災者及び避難者への生活必需物資及び各種応急対策の実施に必要な物資（以下「生活必需物資等」という。）を供給し、及び輸送の車両を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（生活必需物資等の種類及び車両の範囲）

第2条 生活必需物資等の種類は、乙に所属する企業等（以下「企業等」という。）が取り扱っている次の品目のうち、甲が緊急に必要な物資とする。

- (1) 食 料 品（米、パン、乾めん類、缶詰、レトルト食品、インスタント食品、粉乳、肉、魚、野菜、調味料等）
- (2) 寝 具（タオルケット、毛布、布団等）
- (3) 外 衣（普段着、作業着、婦人服、子供服等）
- (4) 肌 着（シャツ、ズボン下、パンツ等）
- (5) 身回り品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、かさ等）
- (6) 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (7) 食 器（茶わん、汁わん、皿、箸、スプーン、ほ乳瓶等）
- (8) 日 用 品（石けん、ちり紙、トイレトペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ、ポリ袋、ポリバケツ、懐中電灯、乾電池、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ等）
- (9) 光熱材料（暖房器具、マッチ、ロウソク、プロパンガス、灯油、ガソリン等）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、災害時等における応急対策に必要な資機材等

2 輸送の車両の範囲は、企業等が所有する運送用の車両とする。

（応援の要請）

第3条 甲は、災害時等において、生活必需物資等の調達及び輸送車両の確保が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 生活必需物資等の品目及び数量並びに車両の種類及び台数
- (3) 生活必需物資等を必要とする場所
- (4) その他応援の要請に必要な事項

（実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、特別の事情がない限り、他の業務に優先して生活必需物資等の供給及び輸送を実施するものとする。

2 前条第2号の品目及び数量並びに車両の種類及び台数は、企業等が現に保有し、かつ、確保できる範囲内のものとする。

（生活必需物資の運搬等）

第5条 生活必需物資の運搬又は輸送は、生活物資等を供給する企業等が行うものとし、甲は、必要に応じて、甲が指定するもの又は甲が乙に要請した企業等が行うものとする。

（緊急通行車両の届出）

第6条 甲は、乙に要請した生活必需物資等の輸送を行う車両が決定し、緊急通行車両としての届出が必要と認めるときは、乙に対し、当該車両の自動車検査証の写しの提出を

求めるものとする。

2 甲は、前項の自動車検査証の提出があったときは、緊急通行車両の届出を山形県公安委員会に行うとともに、届出済書が発行された場合は、速やかに乙に引渡すものとする。

(生活必需物資等の引渡し)

第7条 生活必需物資等の引渡しは、甲が指定した市職員が生活必需物資等の数量等を確認の上、受領するものとする。

(報告)

第8条 乙は、生活必需物資等の供給及び輸送を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、甲に対して報告するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

(1) 供給した生活必需物資等の品目及び数量並びに輸送した車両の種類及び台数

(2) 生活必需物資等を供給した場所又は輸送の発送場所及び着荷場所並びに日時

(3) その他参考となる事項

(連絡責任者)

第9条 第3条の規定による応援の要請に関する連絡を円滑に行うため、甲においては天童市災害対策本部経済部物資商工班長(生活必需物資担当)(経済部商工振興課長)及び同本部総務部車両施設班長(輸送担当)(総務部財政課長)、乙においては天童市商工会議所事務局長を、それぞれ連絡責任者とする。

(経費の負担)

第10条 第4条の規定による生活必需物資等の経費並びに第5条の規定による生活必需物資等の運搬及び輸送に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年 月 日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年8月26日

天童市老野森一丁目1番1号

甲 天童市長

天童市老野森一丁目3番28号

乙 天童商工会議所
会 頭

13. 災害時等における食料の供給に関する協定

天童市長 遠藤 登（以下「甲」という。）と天童市農業協同組合代表理事組合長土屋 完治（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態（以下「災害時等」という。）が天童市で発生した際に、被災者及び避難者への食料の速やかな供給を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（食料品の種類）

第2条 食料品の種類は、次のとおりとし、乙の取り扱っている品目のうち、甲が緊急に必要なものとする。

- (1) 米
- (2) パン、乾めん類
- (3) 粉乳
- (4) 缶詰、レトルト食品、インスタント食品
- (5) 肉、魚、野菜
- (6) 調味料
- (7) その他必要と認めるもの

（応援の要請）

第3条 甲は、災害時等において、食料品の調達が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 食料の品目とその数量
- (3) 食料を必要とする場所
- (4) その他応援の要請に必要な事項

（実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、特別の事情がない限り、他の業務に優先して食料の供給を実施するものとする。

（食料品の運搬）

第5条 食料品の運搬は、甲の指定するものが行うものとし、甲は必要に応じて乙に対して、運搬の協力を求めることができる。

（食料品の引渡し）

第6条 食料品の引渡しは、甲が指定した市職員が生活必需物資等の数量等を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第7条 乙は、食料の供給を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 供給を実施した品目とその数量
- (2) 供給を実施した場所
- (3) その他必要事項
(連絡責任者)

第8条 第3条の規定による応援の要請に関する連絡を円滑に行うため、甲においては天童市災害対策本部経済部食料調達班長（経済部農林課長）、乙においては天童市農業協同組合総務部長を、それぞれ連絡責任者とする。

(経費の負担)

第9条 第4条の規定による供給に要する経費及び第5条の規定による運搬に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年8月26日

天童市老野森一丁目1番1号

甲 天童市長

天童市老野森二丁目1番1号

乙 天童市農業協同組合

代表理事組合長

14. 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 天童市(以下「甲」という。)と山形県生活協同組合連合会(以下「乙」という。)は、甲の地域において災害が発生した場合(以下「災害時」という。)、市民生活の早期安定を図るため、災害時における応急生活物資の調達及び安定供給、ボランティア活動への支援等の救援活動の協力に関する事項について協定を締結する。

(応急生活物資供給の協力)

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し、乙に加盟する生活協同組合(以下「会員生協」という。)の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、会員生協を通じ、保有商品の優先供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

(応急生活物資の品目)

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、電話等により実施し、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲及び乙は、甲及び乙間又は乙及び会員生協間の連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定により、会員生協が供給した商品の経費及び会員生協が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項における経費は、会員生協が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙及び会員生協は、甲以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(情報の収集・提出)

第8条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域、被災者、生活物資の供給状況等の情報交

換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止を図るため、協力して市民に対して、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究とともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第9条 乙は、災害時に会員生協の組合員が行う生活物資の配布等の市民ボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(連絡会議の設置)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両者協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年8月22日

甲 天童市長

乙 山形県生活協同組合連合会

会長理事

共立社天童生協地域理事会

議 長

別 表

災害時応急生活物資

飲料水(PET/缶)、飲料、パン類、弁当類、レトルト食品(主食、おかず)
缶詰(イージーオープン)、果物(バナナ等)、インスタントラーメン
インスタントスープ(味噌汁含む)、米、濡れティッシュ、タオル
トイレットペーパー、生理用品、下着、靴下、紙おむつ、粉ミルク
哺乳瓶、鍋、乾電池、懐中電灯、軍手、ガムテープ、P.Pテープ
卓上ガスコンロ(ガス共)、紙製食器、マスク、靴、洗濯・洗面・洗髪用品
ふとん、文具、嗜好品(緑茶・紅茶・コーヒー)、お菓子
蚊取り線香・殺虫剤(夏季)
使い捨てカイロ・毛布・灯油(冬季)

15. アマチュア無線による災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 天童市（以下「甲」という。）と社団法人日本アマチュア無線連盟山形県支部天童クラブ（以下「乙」という。）は、甲の地域において災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙のアマチュア無線局が甲に協力し、災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について協定を締結する。

(性格)

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

(構成員)

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、乙の構成員とする。

2 乙は、毎年1回構成員名簿の見直しを行い、甲に提出するものとする。

(災害)

第4条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定めるものとする。

(要請)

第5条 甲は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、災害情報の収集伝達上必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

(情報の提供)

第6条 乙の構成員は、市から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、甲に提供することができるものとする。

(情報収集連絡の訓練)

第7条 甲及び乙は、非常災害時の災害情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため、共同して訓練を行うものとする。

(雑則)

第8条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成18年8月22日

甲 天童市長

乙 JARL天童クラブ
代 表

16. 災害時における生活用水提供に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と天童地区地下水利用対策協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震その他の災害が天童市内に発生した場合（以下「災害時」という。）において、応急対策としての生活用水の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し地下水の提供を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に書面を乙に提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 地下水の提供を実施する場所
- (3) 地下水の提供を必要とする期間及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

（実施）

第3条 乙は、甲から地下水の提供の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、地下水の提供を実施するものとする。ただし、緊急を要すると認めるときは、乙は甲の要請を待つことなく、自主的に地下水を提供できるものとする。

（報告）

第4条 乙は、地下水の提供を実施したときは、次に掲げる事項について、速やかに書面をもって甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を甲に提出するものとする。

- (1) 地下水の提供を実施した場所
- (2) 地下水の提供を実施した期間及び時間
- (3) 地下水の提供の実施により給水を受けた人数及び数量
- (4) その他必要事項

（連絡責任者）

第5条 地下水の提供の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲乙双方に連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲においては天童市災害対策本部総務部ボランティア・相談班長を、乙においては天童地区地下水利用対策協議会事務局長をもって充てる。

（経費の負担）

第6条 この協定による地下水の提供に要する経費は、乙の負担とする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から別段の申出がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して3年間自動延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、特に必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年8月9日

甲 天童市長

乙 天童地区地下水利用対策協議会
会 長

17・18・19・20 災害時における友好都市相互応援に関する協定書

多賀城市と天童市は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生した場合に、相互の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資等の提供
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定による応援要請は、まず電話又はファクシミリ等によって行い、災害の沈静後速やかに文書による応援要請を行なうものとする。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

(損害補償)

第5条 第3条の規定に基づく応援要請により派遣された職員が、応急対策及び復旧等の応援活動に従事したため損害を受けた場合の補償は、原則として応援市側が行うものとする。

2 前項の職員が当該応援活動に従事したため、第三者(被災者を含む。)に損害を与えた場合は、被災市側がその責任と負担により対処するものとする。

(資料の交換)

第6条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年10月1日

多賀城市長 菊地健次郎

天童市長 遠藤登

注1 協定締結都市 土浦市 市長：中川清、館林市 市長：安楽岡一雄
網走市 市長：大場脩

注2 協定書の内容は、多賀城市と共通

21. 災害時等における施設使用に関する協定書

山形県教育センター所長 柳谷 豊彦(以下「甲」という。)と天童市長 山本 信治(以下「乙」という。)は、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 地震、風水害その他の災害又は重大な事態(以下「災害等」という。)の発生時において、市が管理する公共施設が収容避難所として不足することから、甲が管理する施設を乙の定める天童市地域防災計画の収容避難所として指定するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用物件)

第2条 甲が乙に収容避難所として使用させる施設は、宿泊棟とする。

(使用物品)

第3条 乙は、収容避難所の運営及び避難者の生活に必要な物品については、甲に依頼し、借用することができる。

2 前項の物品の種類、数量等については、災害等の発生時において、甲乙が協議するものとする。

(使用通知)

第4条 乙は、災害等の発生により収容避難所として施設の使用の必要が生じたときは、事前に甲に通知するものとする。

(原状回復)

第5条 乙は、施設又は物品の使用を終了したときは、物件又は物品を原状に回復しなければならない。

2 消耗物品については、乙が使用した数量分の消耗物品を甲に返還しなければならない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年7月10日

甲 天童市大字山元字犬倉津2515番地
山形県教育センター 所長 柳谷 豊彦

乙 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本 信治

23. 災害時における避難等の協力に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と天童温泉協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における避難等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害が発生した場合において、甲が避難所等の被災者の生活を支援するため、乙の組合員の運営する宿泊施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、避難所等の被災者の生活支援の必要があると認めるときは、乙に対して、協力を要請することができる。

（協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する範囲は、次に掲げる事項とする。

- (1) 要援護者(高齢者、障がい者、妊産婦、乳児等)及びその介助者の避難所としての受入れ
- (2) 被災者への浴場の提供
- (3) 宿泊施設における応急給食の調理
- (4) 前3号に掲げるもののほか、乙の組合員が協力できるサービス

（協力の要請手続）

第4条 甲が乙に前条各号の協力の要請を行うときは、要請する事項、人員、日時、期間等を明確にして電話等により実施し、後日、速やかに要請文書を送付するものとする。

（要請の受託）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の組合員の可能な範囲で受諾するものとする。この場合において、甲と乙は、要請事項に係る協議を行い、その協議により決定した事項に従い、業務を行う。

（要援護者の情報の提供）

第6条 甲は、第3条第1号の要請をするときは、次の事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 受入れを要請する要援護者等の住所、氏名、連絡先等
- (2) 受入れを要請する要援護者等の介助人の住所、氏名、連絡先等

（実施状況の報告）

第7条 乙は、第3条各号の事項を実施したときは、その実施状況を甲が定めた様式により、甲に報告しなければならない。

（費用の負担）

第8条 甲は、受託した乙の組合員に要請事項の実施に伴う経費を負担しなければならない。

2 第3条第1項に規定する1人1日当たりの経費は、甲乙が協議して、その都度、別に定める。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名し、押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年8月25日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本信浩 印

乙 天童市鎌田一丁目3番38号
天童温泉協同組合
理事長 伊藤 彰 印

24. 災害時における避難等の協力に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と天童ビジネスホテル協会（以下「乙」という。）は、災害時における避難等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害が発生した場合において、甲が避難所等の被災者の生活を支援するため、乙の会員の運営する宿泊施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、避難所等の被災者の生活支援の必要があると認めるときは、乙に対して、協力を要請することができる。

（協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する範囲は、次に掲げる事項とする。

- (1) 要援護者(高齢者、障がい者、妊産婦、乳児等)及びその介助者の避難所としての受入れ
- (2) 前号に掲げるもののほか、乙の会員が協力できる宿泊に関するサービス

（協力の要請手続）

第4条 甲が乙に前条各号の協力の要請を行うときは、要請する事項、人員、期間等を明確にして電話等により実施し、後日、速やかに要請文書を送付するものとする。

（要請の受託）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の会員の可能な範囲で受諾するものとする。この場合において、甲と乙は、要請事項に係る協議を行い、その協議により決定した事項に従い、業務を行う。

（要援護者の情報の提供）

第6条 甲は、第3条第1号の要請をするときは、次の事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 受入れを要請する要援護者等の住所、氏名、連絡先等
- (2) 受入れを要請する要援護者等の介助人の住所、氏名、連絡先等

（実施状況の報告）

第7条 乙は、第3条各号の事項を実施したときは、その実施状況を甲が定めた様式により、甲に報告しなければならない。

（費用の負担）

第8条 甲は、受託した乙の会員に第3条第1項の実施に伴う経費を負担しなければならない。ただし、第3条第2号に係る事項については、甲乙協議して定める。

2 第3条第1項に規定する1人1日当たりの経費は、甲乙が協議して、その都度、別に定める。
（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名し、押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年8月25日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本信浩 印

乙 天童市鎌田一丁目3番38号
天童ビジネスホテル協会
会長 黒田千鶴子 印

25. 災害時における応急対策に関する協定書

天童市長（以下「甲」という。）と、天童市建設コンサルタント協会会長（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策のうち被災箇所の点検・調査・測量・設計等（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生に起因し緊急に必要な業務の実施に必要な事項を定め、もって、被害の拡大の防止と被災箇所の早期復旧に寄与することを目的とする。

（業務の範囲及び実施）

第2条 業務の範囲は、行政区域内において発生した災害等による被災箇所のうち甲が指示する箇所とする。

2 甲は、災害等の発生により必要と判断される場合は、業務の実施に先立ち乙に被災状況の把握を要請することができる。

3 乙は、甲の要請に基づき、速やかに被災状況を把握し必要と認められる場合は、甲の指示により業務を実施する。

（業務の実施体制）

第3条 乙は、協定締結後、速やかに業務の実施に必要な事項を記載した実施体制組織表を甲に提出するとともに、常に機材、技術者等の確保及び技術力の向上と研鑽に努めるものとする。

2 実施体制に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が本協定に基づく業務の実施に要した経費は甲の負担とし、その金額は適正な基準に基づき甲乙協議し定めるものとする。

（業務の範囲の特例）

第5条 甲が特に必要と判断し第2条に規定する被災箇所以外での業務を指示した場合、乙は特別な理由がない限りこれに応じるものとする。

（損害発生時の措置）

第6条 業務の実施に伴い、第三者及び乙の技術者等に損害が生じた場合、乙はその状況等を書面にて速やかに甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して定めるものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名し、押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年2月20日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本信治
乙 天童市長岡北一丁目2番1号
天童市建設コンサルタント協会
会長 大高廣志

26. 災害時における燃料等の調達に関する協定書

天童市長（以下「甲」という。）と天童市燃料組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策のうち燃料等が必要になった場合に、その供給について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合に、災害応急対策に必要な燃料等を、天童市燃料組合の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、燃料の供給を受けようとするときは、乙に供給を要請するものとする。

（供給の実施）

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定により供給の要請を受けたときは、甲に対し優先的に燃料等を供給するものとする。

（引き渡し）

第4条 甲は、乙又は乙の会員の指定する場所で、燃料の引き渡しを受けるものとし、それに伴い輸送が必要となった場合は、原則として甲が行う。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、乙又は乙の会員は輸送に協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請により乙又は乙の会員から引き渡しを受けた燃料等の代金及び前条ただし書の規定により乙又は乙の会員が輸送を行った場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第6条 乙又は乙の会員から供給を受ける燃料等の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約の価格を基準とし、甲、乙協議して決定する。

（請求及び支払い）

第7条 乙又は乙の会員が、燃料等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による燃料代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名し、押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月28日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長

乙 天童市久野本字日光1273-2
天童市燃料組合
組 合 長

27. 災害時等における物資調達に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と山形段ボール株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な物資等（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が天童市内で発生した場合（以下「災害時等」という。）、甲が乙の協力を得て行う物資の緊急調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。

（救助物資の調達範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。

- (1) 段ボールシート
- (2) その他乙の取扱商品

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、優先して甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、物資調達を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 物資の調達及び運搬に係る経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名し、押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月28日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本信治
乙 天童市東芳賀二丁目2番1号
山形段ボール株式会社
代表取締役 梅澤和郎

28. 災害時における上下水道施設の復旧応援に関する協定書

天童市水道事業及び天童市公共下水道事業 天童市長 山本信治（以下「甲」という。）と天童市管工事業協同組合 代表理事 山口健（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設及び下水道施設の復旧応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下、「災害」という。）により、水道施設及び下水道施設（以下「上下水道施設」という。）が被害を受けた場合における復旧活動への応援（以下「復旧応援」という。）の体制を整備することにより、上下水道施設の速やかな復旧を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（復旧応援の要請）

第2条 甲は、災害による被害を受けた甲の上下水道施設の復旧について、必要があると認めるときは、乙に対し、復旧応援を要請するものとする。

2 甲は、災害による被害を受けた甲の上下水道施設以外の上下水道施設の復旧を支援する場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、復旧応援を要請するものとする。

3 復旧応援の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書により行うものとする。

- （1）被害の状況
- （2）被害が発生した上下水道施設の所在地
- （3）復旧活動の内容
- （4）応援要員数及び要請期間
- （5）必要な資機材、物資等の品目及び数量
- （6）前各号に掲げるもののほか、復旧応援に関し必要な事項

4 乙は、甲から復旧応援の要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

（復旧応援の内容）

第3条 甲が乙に対して要請する復旧応援に係る復旧活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1）応急給水活動
- （2）応急復旧活動
- （3）応急復旧資機材の提供
- （4）前3項に掲げるもののほか、甲が必要と認める活動

（応援要員等の派遣）

第4条 乙は、復旧応援の要請を受けたときは、直ちに応援態勢を整え、必要な資機材、車両等を確保するとともに、甲の指示する場所に応援要員を派遣するものとする。

(復旧活動の指揮等)

第5条 復旧活動の現場における指揮及び必要な連絡調整は、甲が行うものとする。

2 復旧活動に従事する乙の応援要員は、甲の指示に従うものとする。

(報告)

第6条 乙は、復旧活動を実施したときは、完了報告書により速やかに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 この協定に基づき実施した復旧活動に係る費用のうち、次に掲げるものについては、原則として、甲が負担するものとする。

(1) 復旧活動に要した乙及び乙の構成員の所有に係る資機材費

(2) 復旧活動に要した資機材、車両等の借上費

(3) 輸送費及び人件費

(4) 前3号に掲げるもののほか、復旧活動の実施に伴って発生した費用で甲が必要と認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、復旧活動に係る費用の負担について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ相互の担当者を定めるなど連絡体制を整備するとともに、災害により上下水道施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、随時必要な情報を交換するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し必要な事項については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年12月26日

甲 天童市水道事業

天童市公共下水道事業

天童市長

山本信浩

乙 天童市管工事業協同組合

代表理事

山口健

29. 災害時等における物資調達に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と東北カートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な物資等（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が天童市内で発生した場合（以下「災害時等」という。）、甲が乙の協力を得て行う物資の緊急調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。

（救助物資の調達範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。

（1）段ボール製品（段ボールベッド、段ボール間仕切り、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品）

（2）その他乙の取扱商品

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限りに優先して、甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、物資調達を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 物資の調達及び運搬に係る経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、災害発生の前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲及び乙の一方双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年 1月28日

甲 山形県天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本 信浩

乙 山形市高木20番地
東北カートン株式会社
取締役社長 岩本 英昭

30. 災害時の医療救護活動に関する協定書

天童市長（以下「甲」という。）と一般社団法人天童市東村山郡医師会長（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、天童市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（医療救護班の編成）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、相当数の医療救護班を編成するものとする。

2 甲は、乙と連携し、救護医療体制の確保に必要な支援を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、連絡手段の遮断等はやむを得ない事情により、第1項の要請を受ける暇のない場合において、自ら必要と認めて医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。この場合、甲は第1項の要請に関する規定に照らして相当と認めたときは、これを承認するものとし、甲の承認した医療救護班は第1項に基づく医療救護班とみなすものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場に設置する救護所又は甲が指示する場所（以下「救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等に対する応急処置等
- (2) 後方医療施設への転送の指示等
- (3) 助産の処置等
- (4) 遺体の検案
- (5) その他救護活動に必要な事項

（医薬品及び衛生材料等）

第6条 医療救護に必要な医薬品、衛生材料等は、医療救護班の保有するものを使用することとする。ただし、甲は、必要がある場合には補給の措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(医療救護活動の報告)

第8条 乙は、医療救護班ごとに必要な記録を行うとともに、医療救護活動終了後、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用については、別表に定める額を甲が負担するものとする。

2 前項に定める費用については、医療救護活動の実施後において、費用弁償請求書(様式第1号)により、乙が一括して甲に請求するものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、医療救護班の医師及び看護師等が医療救護活動において負傷、疾病又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年山形県条例第66号)に準用して損害補償を行うものとする。

なお、損害補償の支給を申請する場合は、損害補償支給申請書(様式第2号)により申請するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ署名し、押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年11月28日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本信治

乙 天童市桜町2番20号
一般社団法人天童市東村山郡医師会
会長 神村 匡

3 1. 災害時における応急対策活動に関する協定書

天童市長 山本 信治（以下「甲」という。）と株式会社ジェネッツ 代表取締役社長 深澤 貴（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害又は大規模事故（以下「災害等」という。）により水道施設及び下水道施設（以下「水道施設等」という。）が被災した場合の応急対策活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等において水道施設等が被災し、給水等が不可能となった場合において、甲が行う応急対策活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において、水道施設等の復旧作業に乙の応急対策活動が必要であると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲からの応急対策活動への協力要請があったときは、資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（協力要請手続）

第4条 前条の規定による協力の要請は、次の事項を明らかにし、文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害等及び水道施設等の被災の状況
- (2) 必要とする人員
- (3) 応急対策活動の場所及び当該場所への経路
- (4) 応急対策活動の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（活動の実施）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動の要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、使用した資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動の概要及び写真を甲に報告するものとする。

（応急対策活動の内容）

第6条 乙が行う応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広報活動
- (2) 電話及び窓口対応

(3) 応急給水活動

(4) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項
(費用の負担)

第7条 この協定に基づき実施した応急対策活動に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。なお、費用の負担について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(災害補償)

第8条 乙の応急対策活動の従事者がこの協定の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、災害等情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第10条 乙は、この協定による応急対策活動に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前まで当事者の一方から何らかの申し出がないときは、期間満了の翌日から更に1年間この協定を更新したものとみなし、その後の更新についてもまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成26年7月10日

甲 山形県天童市老野森一丁目1番1号

天童市長 山本信治

乙 東京都港区海岸三丁目20番20号

ヨコソーレインボータワー

株式会社ジェネッツ

代表取締役社長 深澤 貴

3 2. 災害時等における救援活動の協力に関する協定書

天童市(以下「甲」という。)とイオンリテール株式会社(以下「乙」という。)及びイオンモール株式会社(以下「丙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、天童市域において地震、風水害その他の災害若しくは重大な事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)又は発生するおそれがある場合の被災者等(帰宅困難者及び地域住民を含む。 以下同じ。)の救援活動の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は乙及び丙に対し次の事項について協力を要請することができるものとし、乙及び丙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

(1) 乙は、乙の店舗及び関係機関(以下「店舗等」という。)において保有する食糧、生活物資等(以下「物資等」という。)を提供すること。

(2) 乙及び丙は店舗等において、被災者等に対し、甲の広報やテレビ、ラジオで知り得た災害情報を提供すること。

2 甲は丙に対し次の事項について協力を要請することができるものとし、丙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

(1) 丙は、施設内駐車場において、避難場所や物資等を集積する場所を、合理的な期間提供すること。

(2) 丙は、被災者等に対し、生活用水を提供すること。

(3) 丙は、被災者等に対し、甲の広報・告知活動に協力し、必要な情報を提供すること。

3 甲、乙及び丙は、前項に定めがない事項について、必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

(支援の要請方法)

第3条 前条の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、電子メール等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては天童市総務部危機管理室長とし、乙においてはイオン天童店 店長とし、丙においてはイオンモール天童 ゼネラルマネージャーとする。

(物資の運搬、引渡し方法)

第5条 物資等の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの物資等の運搬は、原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、物資等の運搬について乙及び丙が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資等の確認を行い引き取るものとする。

3 乙及び丙は、引渡し場所において、受領書を受け取るものとする。

(対価等の支払)

第6条 乙及び丙が提供した物資等の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用(以下「物資等の費用等」という。)は、甲が負担するものとする。

2 物資等の費用等は、災害発生直前における適正な価格により算定するものとし、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

3 甲は、乙及び丙から物資等の費用等に係る請求があったときは、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(円滑な運用)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報交換を行うとともに相互連携を図るものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも文書を持って解除の申し出がない限り、本協定は期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が誠意をもって協議し、定めるものとする。

本協定の締結を証する為、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年6月19日

甲 山形県天童市老野森一丁目1番1号

天童市長

乙 宮城県仙台市青葉区中央三丁目3-3

イオンリテール株式会社

取締役 専務執行役員

東北カンパニー支社長

丙 山形県天童市芳賀土地区画整理事業地内3-4街区

イオンモール株式会社 イオンモール天童

ゼネラルマネージャー

33. 災害時等における施設使用に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と天童市（以下「乙」という。）は、天童市の災害時等における甲が管理する施設の使用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、天童市域において地震、風水害その他の災害若しくは重大な事態（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれが生じた場合、甲の管理する施設を使用して乙が避難場所及び避難所を開設し、運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 天童市山王1番1号

施設名 山形県総合運動公園

（使用目的）

第3条 乙は、災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれが生じた場合において、避難場所として施設の使用が防災上必要と認めるときは、施設のうち、遊びの森、ふるりの森、いこいの広場、お祭り広場、眺望の丘、中央広場（以下「広場等」という。）及び駐車場（特設駐車場を含む。）の全部又は一部を避難場所及び避難者の駐車場として使用することができる。

2 乙は、甲から使用許可を受けた施設を避難所及び避難者の駐車場として使用することができる。

（避難場所の使用開始の報告）

第4条 乙は、広場等及び駐車場（特設駐車場を含む。）を避難場所及び避難者の駐車場として使用を開始した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、電話等により行い、事後において施設使用開始届を提出するものとする。

（施設の使用申請）

第5条 乙は、災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれが生じた場合において、避難所として施設の使用が防災上必要と認めるときは、甲に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、文書をもって行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（避難所施設の使用許可）

第6条 甲は、前条の規定による申請を受けた場合において、防災上必要であり、かつ、施設の使用に防災上の支障がないと認めるときは、施設のうちアリーナ、サブアリーナ（山形県災害対策本部が設置されたときを除く。）剣道場、柔道場及び合宿所並びに駐車場（特設駐車場を含む。）の全部又は一部について乙の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（避難場所及び避難所の管理運営）

第7条 避難場所及び避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

2 甲は、避難場所及び避難所の管理運営について乙に協力するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、この協定によるこの施設の使用について、山形県都市公園条例（昭和55年3月山形県条例第17号）に定める使用料を免除する。

2 乙は、避難場所及び避難所の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び乙の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合は、甲が当該費用を負担するものとする。

3 前項の減収分相当額は、乙が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。

(開設期間)

第9条 避難場所として施設を使用する期間は、一時避難者の安全が確保されるまでとする。

2 避難所として施設を使用する期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、7日の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

(避難所解消への努力)

第10条 乙は、甲による施設の使用を早期に再開できるよう避難所として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(避難場所及び避難所の終了)

第11条 乙は、避難場所及び避難所として施設の使用を終了する場合は、甲に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に回復し、甲の確認を受けた後、甲に引き渡すものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第13条 甲及び乙は、平素から各々の担当者を特定し、情報交換を行うことにより、災害時におけるこの協定の円滑な運用を図るものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月14日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村美栄子

乙 山形県天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本信治

36. 災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給応援に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県L P ガス協会及び山形県L P ガス協会山形支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が天童市内で発生した場合に、乙が甲に対して実施する応急対策用燃料としての液化石油ガス及び甲が設置する避難所等（住民が自主的に避難した地域集会所等で、甲が天童市避難所と指定していないものも含む。）で使用する液化石油ガス用燃焼器具の供給（以下「供給応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合に、乙に供給応援を要請することができる。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面（別紙、様式1）により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び供給応援を要請する理由
- (2) 供給応援を必要とする日時・場所及び当該場所に既に液化石油ガスが供給されている場合はその販売所等
- (3) 供給応援を必要とする品目名とその数量
- (4) 供給応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) 供給応援を実施した場合の第4条の規定に基づく報告を提出する課等名
- (6) その他参考となる事項

（実施）

第3条 乙は、甲から供給応援の要請を受けたときは、乙に加盟する販売所等と連絡調整を行い、特別な事情がない限り、供給応援を実施するものとする。

2 供給応援に当たっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）を遵守し、乙の指示に基づき乙に加盟する販売所等が適正に実施するものとする。

（報告）

第4条 乙又は乙に加盟する販売所等は、前条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面（別紙、様式2）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 供給応援を実施した品目名とその数量
- (2) 供給応援を実施した日時及び場所
- (3) 供給応援実施者名
- (4) 立会い確認者名
- (5) その他必要事項

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は第2条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定による供給応援のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定に当たっては、液化石油ガス及び液化石油ガス用燃焼器具の価格は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙三者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年6月6日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本 信治

乙 山形市あこや町一丁目2番12号
一般社団法人 山形県LPガス協会
会長 大場 正仁

山形県LPガス協会山形支部
支部長 鈴木 浩司

様式1 (第2条関係)

応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給応援に関する要請書 (略)

様式2 (第4条関係)

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する報告書 (略)

37～42. 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と医療法人社団悠愛会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。）における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における甲の要請により乙が開設する福祉避難所について、その手続、運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲は、次に掲げる乙の施設（以下「指定施設」という。）を福祉避難所として指定する。

- (1) 所在地 天童市大字荒谷1973番地884
- (2) 名称 介護老人保健施設あこがれ

（福祉避難所の開設等）

第3条 甲は、甲の避難所（以下「市避難所」という。）が開設された場合であつて、福祉避難所の開設の必要があると認めるときは、乙に対し、指定施設における福祉避難所の開設の要請（以下「開設要請」という。）をするものとする。

2 乙は、甲から開設要請があつた場合は、直ちに福祉避難所を開設するよう努めるものとする。

（要配慮者の受入れ等）

第4条 甲は、市避難所における生活が困難な災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）があると認めるときは、乙に対し、当該要配慮者の福祉避難所への受入れの要請（以下「受入要請」という。）をするものとする。

2 乙は、甲から受入要請があつたときは、当該受入要請を承諾するよう努めるものとし、当該受入要請に係る要配慮者の受入れの諾否を速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、受入要請に係る要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）を当該要配慮者ととともに福祉避難所に避難させることができる。

4 乙は、開設要請前において、指定施設に避難した者を要配慮者であると認め受け入れたときは、遅滞なく甲に報告をしなければならない。

5 前項の報告に係る避難者については、甲が要配慮者であると認めるときは、当該避難者に係る甲の受入要請及び乙の受入れの承諾があつたものとみなし、この協定の規定を適用する。

（要配慮者の移送等）

第5条 要配慮者の福祉避難所への移送（以下「要配慮者移送」という。）は、家族等が行うものとする。ただし、甲は、家族等による要配慮者移送が困難であると認める場合は、家族等に代わり要配慮者移送を行うことができる。

2 乙は、家族等又は甲から要配慮者移送について協力の依頼があつたときは、可能な範囲内において、当該要配慮者移送に協力するものとする。

（受入期間）

第6条 乙が要配慮者を受け入れる期間（以下「受入期間」という。）は、災害が発生した日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要と認める場合は、乙と協議の上、受入期間を延長することができる。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

（物資の提供等）

第7条 乙は、福祉避難所に受け入れた要配慮者及び家族等に対し、食糧、被服、寝具その他生活に必要なもの（以下「物資」という。）を提供するとともに、要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び医療サービスを利用するための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足していると認めるときは、当該物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関係法令等(以下「法令等」という。)の定めるところにより、乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に係る費用を負担するものとする。

2 福祉避難所に受け入れた要配慮者が福祉サービス及び医療サービスを利用した場合の費用は、法令等の定めるところにより、当該要配慮者が負担するものとする。

3 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の満了後又は解除後においても同様とする。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 受け入れた要配慮者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由がなく、この協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から起算して1年を経過する日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも文書をもって解除の申出がない限り、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報交換を行うとともに相互に連携を図るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年7月4日

甲 山形県天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本 信治

乙 山形県山形市桜田西四丁目1番14号
医療法人社団 悠愛会
理事長 大島 扶美

注：その他の協定締結法人等

医療法人社団 斗南会(ラ・フォーレ天童)、社会福祉法人 悠愛会(特別養護老人ホームあこがれ)
社会福祉法人 山形県玉葉会(紅花ホーム)、社会福祉法人 羽陽の里(地域密着型特別老人ホーム
たかだま)、社会福祉法人 天童福祉厚生会(特別養護老人ホーム明幸園、特別養護老人ホーム清
幸園、地域密着型特別養護老人ホーム清幸園)

4 3. 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

天童市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。

その後の改正を含む。)第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成28年7月19日

甲 山形県天童市老野森一丁目1番1号
天童市長
山本 信治 印

乙 山形県山形市本町1丁目7番54号
東日本電信電話株式会社 宮城事業部
山形支店長
北口 直子 印

4 4. 災害時における被災建築物応急危険度判定業務及び建物被害状況調査の協力に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）及び一般社団法人山形県建築士会天童支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に甲及び乙が相互に協力して行う被災建築物応急危険度判定業務及び建物被害状況調査に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う被災建築物応急危険度判定業務及び罹災証明に係る建物被害状況の調査に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。） 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 応急危険度判定士 山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（平成10年4月1日施行）に基づき、知事の認定を受けたボランティアとして応急危険度判定を行う者をいう。

（協力要請）

第3条 乙は、平時から乙の会員である応急危険度判定士（以下「会員判定士」という。）に対して、甲が行う応急危険度判定に関する取組に協力するよう要請するものとする。

2 乙は、甲が行う建物被害状況調査の技術的支援に関して、乙の会員が協力するよう要請するものとする。

（会員判定士の参集）

第4条 甲の区域に居住する会員判定士は、天童市内で震度5弱以上の地震が発生し相当数の建物被害が確認され、甲が実施する応急危険度判定に参加可能な場合は、天童市役所建設部建設課（以下「業務担当課」という。）に参集するものとする。

（会員判定士への要請）

第5条 甲は、前条の規定により参集した会員判定士の人員で応急危険度判定を行うことが困難な場合は、甲の区域に居住するその他の会員判定士に対して応急危険度判定業務への参加を要請するものとする。

2 乙は、甲が会員判定士に対して行う参加要請に協力するものとする。

3 甲は、応急危険度判定に参加した会員判定士の一覧表を作成し、乙に通知するものとする。

（応急危険度判定）

第6条 甲は、前2条の規定により参集した会員判定士で実施可能な応急危険度判定を実施するものとする。

（建物被害状況調査への協力）

第7条 乙は、甲の要請があった場合、被災建物の被害状況調査の技術的支援にできる限り協力するものとする。

（相談窓口の設置）

第8条 甲は、応急危険度判定に関する相談窓口を設置した場合は、乙に対して会員判定士をボランティアで相談窓口要員として派遣するよう要請できるものとする。

2 乙は、甲から相談窓口要員の派遣要請を受けた場合は、派遣可能な会員判定士を集約し甲に報告するものとする。

(名簿の作成)

第9条 甲は、毎年度当初に応急危険度判定業務の担当者及びその連絡先に係る応急危険度判定連絡名簿を作成するものとする。

2 甲は、前項の名簿を作成した場合は、速やかに乙へ送付するものとする。

(費用の負担)

第10条 甲は、会員判定士が応急危険度判定及び相談窓口業務の実施の際に要した交通費等の費用は負担しないものとする。また、建物被害状況調査に関する取組も同様とする。

2 甲は、応急危険度判定業務に従事する会員判定士に係る全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領第4に規定する補償に要する費用を負担するものとする。

3 甲は、相談窓口業務に従事する会員判定士や、建物被害状況調査の技術的支援に従事する会員に係るボランティア保険による補償に要する費用を負担するものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する窓口は、甲においては業務担当課、乙においては一般社団法人山形県建築士会天童支部事務局とする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、さらにこの協定の有効期間を当該満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年8月10日

甲 天童市老野森一丁目1番1号

天童市長

乙 天童市東久野本三丁目4番50号

一般社団法人山形県建築士会天童支部

支部長

45. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき又は災害対策本部運営訓練（以下、「防災訓練」という。）実施時の、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、天童市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、天童市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するとき、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したとき又は防災訓練実施時は、災

害応急対策、災害復旧・復興及び防災訓練にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年8月10日

甲 山形県天童市老野森一丁目1番1号

天童市長 山本信治

乙 山形県山形市城南町一丁目18番17号

ダイヤ65駅西ビル 株式会社ゼンリン

山形営業所長 酒井敏美

【添付別紙】

ZNET TOWN利用約款 (略)

4 6. 大規模災害時における被災者支援に関する協定書

天童市（以下甲という。）と山形県行政書士会（以下乙という。）とは、大規模災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、天童市内で地震災害、大雨洪水災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災などの大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談等（以下「行政書士業務相談等」という。）を相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談等）

第2条 この協定において「行政書士業務相談等」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）廃車手続、名義変更などを含めた自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他、行政書士法に定める業務

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談等の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記用紙）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、FAX等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談等に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、行政書士業務相談等を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第6条 乙は、行政書士業務相談等を実施した場合において、甲から報告を求められたときは、行政書士業務相談等の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第7条 行政書士業務相談等は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。
2 行政書士業務相談等の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。
ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれから何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成28年11月4日

甲 山形県天童市老野森一丁目1番1号

天童市長 山本信治

乙 山形県山形市荒楯町一丁目7番8号

山形県行政書士会

会長 縮修二

様式(第3条関係) 災害時支援要請書(略)

4 7. 災害時における施設使用に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と天童市農業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における施設使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が天童市域で発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が管理する施設を使用して甲が義援物資集積配分拠点及び災害対応上必要とされる活動拠点（以下「防災拠点」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次に定める施設とし、甲に優先的に提供し、不足があれば乙が管理する他の施設の使用について協力するものとする。

名 称	所 在 地
米貯蔵倉庫	天童市大字矢野目字西沼田 3227 番地
フルーツセンター	天童市大字山口字荒宿 5110 番地
西部センター	天童市大字成生 918 番地
ラ・フランスセンター	天童市大字塚野目 338 番地

（施設の使用要請）

第3条 甲は、災害時において前条の施設を防災拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を要請するものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の使用許可）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合において、施設の使用に防災上の支障がないと認めるときは、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（防災拠点の使用・管理運営及び協力）

第5条 防災拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、乙から使用許可を受けた施設を防災拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

3 乙は、防災拠点の管理運営について甲に協力するものとし、物資の荷捌きを円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材を可能な限り提供する。

(費用負担)

第6条 甲は、この協定による施設の使用に係る費用を負担するものとし、当該費用は、甲乙協議の上、算出した額とする。

(使用期間)

第7条 防災拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう防災拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第8条 施設使用の終了は、甲が防災拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙様式2を提出するものとする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行うとともに相互に連携を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 山形県天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本信治

乙 山形県天童市老野森二丁目1番1号
天童市農業協同組合
代表理事組合長 金平芳己

48. 災害時における物資輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社山形主管支店（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- （2）災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3）支援物資等の保管施設の運營業務
- （4）その他甲が必要とする応急対策業務

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、前条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供及び救援物資の輸送の協力並びに物資拠点施設の運営を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、物資輸送及び物資保管等に関する要請書（別記様式第1号）により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、乙が可能と認める範囲で、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき第2条の本業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに物資輸送及び物資保管等に関する実績報告書（別記様式第2号）により業務実施内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条の本業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡先等確認)

第8条 物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先および連絡責任者・担当者を担当者連絡票（別記様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更が生じた場合も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 山形県天童市老野森一丁目1番1号
天童市長

乙 山形県山形市上柳48-1
ヤマト運輸株式会社 山形主管支店
主管支店長

49. 災害時におけるボランティアセンター設置等に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と社会福祉法人天童市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティアセンター設置等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、天童市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、天童市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定め、もって災害時における効果的なボランティア活動を推進することを目的とする。

（センターの設置等）

- 第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動の必要があると認めたときは、乙に対し、センターの設置を要請する。
- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、要請の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合においては、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。
- 3 乙は、甲から第1項の要請があった場合においては、速やかにセンターを設置し、必要業務を行うものとする。
- 4 乙は、センターを設置する必要があると判断した場合においては、速やかにセンターを設置し、甲に報告するものとする。
- 5 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 センターの設置場所は、天童市総合福祉センター内とする。ただし、当該施設が被災し、センターの設置が困難な場合においては、甲は、甲乙協議のうえ、これに代わる活動拠点の確保に努めるものとする。

（センターの業務）

- 第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
 - (2) 災害ボランティアの受入れ及び需給調整
 - (3) 災害ボランティア活動の情報発信及び受信
 - (4) その他災害ボランティア活動に関する業務

（連携及び協力）

第5条 甲と乙は、相互に連携・協力しながら、センターの設置運営に関し必要な業務を実施する。

（平常時の協力）

- 第6条 平常時から、乙は災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。
- 2 甲と乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立に努めるものとする。

3 乙は、災害時におけるセンター業務が円滑に実施できるよう、地域防災計画に基づき、甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うとともに、独自に又は近隣団体との合同により、訓練及び講習を実施するものとする。

(費用負担)

第7条 第4条に規定する業務に関し必要な費用負担は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第8条 災害時における応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項に規定するボランティア保険に係る費用については、ボランティアの自己負担とする。

(報告)

第9条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間の満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から書面による協定の解除等の意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月24日

甲 天童市老野森一丁目1番1号

天童市長 山本信治

乙 天童市老野森二丁目6番3号

社会福祉法人天童市社会福祉協議会

会長 名佐原雅治

5 2. 災害時における災害応急対策等に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と天童市建設業同友会（以下「乙」という。）は、災害時における緊急点検及び災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が天童市内に発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、甲が行おうとする緊急点検及び各種災害応急対策を、乙の会員の協力を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の種類）

第2条 協力の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における緊急点検、報告
- (2) 災害時により発生した障害物の除去
- (3) 災害時により発生した被害箇所の応急措置
- (4) 前2号に掲げるもののほか、災害時応急対策で必要な工事等

（協力の要請）

第3条 乙の会員は、災害協定による緊急点検マニュアルに基づき、自主的出動の場合は、甲からの要請があったものとみなし、乙の会員は実施区間の点検・報告を行うものとする。

2 甲は、災害時において、災害応急対策のための協力（以下「応急対策協力」という。）を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙の会員に対し、応急対策協力の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害時の状況及び応急対策協力を要請する理由
- (2) 応急対策協力を必要とする場所
- (3) 応急対策協力を必要とする作業内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応急対策協力に必要な事項

（応急対策協力の実施）

第4条 乙の会員は、甲から応急対策協力の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、応急対策協力を実施するものとする。

2 応急対策協力を実施する際は、甲の現地責任者の指導を受け、実施するものとする。ただし、甲の現地責任者の指導を受けられないときは、乙の会員が自ら前条の応急対策協力の要請に従って実施するものとする。

（報告）

第5条 乙の会員は、前条の規定により応急対策協力を実施したときは、次に掲げる事項を書

面により、乙を経由し、甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 応急対策協力を実施した会員名、場所、作業内容
- (2) 応急対策協力を実施した会員別人数及び作業時間数
- (3) 応急対策協力に使用した会員別機材類の種別台数及び使用時間数
- (4) 前3号に掲げるもののほか、参考となる事項

(経費の負担)

第6条 災害時における緊急点検・報告にかかる経費は、乙の負担とする。

2 甲は、第4条の規定による応急対策協力のために要する経費を、乙の会員に支払うものとする。

(損害の負担)

第7条 協力の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期限の日までに甲乙ともに異議の申立てがなければ、この協定は1年間延長されたものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月6日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本 信治

乙 天童市老野森二丁目7番25号
天童市建設業同友会
会 長 東海林 松 男

53・54・55. 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と社会福祉法人さくら福祉会(天童まいつる会・みらい)（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。）における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における甲の要請により乙が開設する福祉避難所について、その手続、運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲は、次に掲げる乙の施設（以下「指定施設」という。）を福祉避難所として指定する。

(1) 所在地 天童市芳賀タウン南四丁目8番3号（天童まいつる会・みらいの施設の住所）

(2) 名称 特別養護老人ホームさくらホーム天童(天童まいつる会・みらいの施設の名称)

（福祉避難所の開設等）

第3条 甲は、甲の避難所（以下「市避難所」という。）が開設された場合であって、福祉避難所の開設の必要があると認めるときは、乙に対し、指定施設における福祉避難所の開設の要請（以下「開設要請」という。）をするものとする。

2 乙は、甲から開設要請があった場合は、直ちに福祉避難所を開設するよう努めるものとする。

（要配慮者の受入れ等）

第4条 甲は、市避難所における生活が困難な災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）があると認めるときは、乙に対し、当該要配慮者の福祉避難所への受入れの要請（以下「受入要請」という。）をするものとする。

2 乙は、甲から受入要請があったときは、当該受入要請を承諾するよう努めるものとし、当該受入要請に係る要配慮者の受入れの諾否を速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、受入要請に係る要配慮者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）を当該要配慮者ととともに福祉避難所に避難させることができる。

4 乙は、開設要請前において、指定施設に避難した者を要配慮者であると認め受け入れたときは、遅滞なく甲に報告をしなければならない。

5 前項の報告に係る避難者については、甲が要配慮者であると認めるときは、当該避難者に係る甲の受入要請及び乙の受入れの承諾があったものとみなし、この協定の規定を適用する。

（要配慮者の移送等）

第5条 要配慮者の福祉避難所への移送（以下「要配慮者移送」という。）は、家族等が行うものとする。ただし、甲は、家族等による要配慮者移送が困難であると認める場合は、家族等に代わり要配慮者移送を行うことができる。

2 乙は、家族等又は甲から要配慮者移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において、当該要配慮者移送に協力するものとする。

（受入期間）

第6条 乙が要配慮者を受け入れる期間（以下「受入期間」という。）は、災害が発生した日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要と認める場合は、乙と協議の上、受入期間を延長することができる。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

（物資の提供等）

第7条 乙は、福祉避難所に受け入れた要配慮者及び家族等に対し、食糧、被服、寝具その他生活に必要なもの（以下「物資」という。）を提供するとともに、要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び医療サービスを利用するための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足していると認めるときは、当該物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関係法令等(以下「法令等」という。)の定めるところにより、乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に係る費用を負担するものとする。

2 福祉避難所に受け入れた要配慮者が福祉サービス及び医療サービスを利用した場合の費用は、法令等の定めるところにより、当該要配慮者が負担するものとする。

3 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の満了後又は解除後においても同様とする。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受け入れた要配慮者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。

(2) 乙が正当な理由がなく、この協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から起算して1年を経過する日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも文書をもって解除の申出がない限り、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報交換を行うとともに相互に連携を図るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月28日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本 信治

乙 酒田市中牧田字丸福171番地
社会福祉法人さくら福社会
理事長 佐藤 正視

注1 協定締結法人

54. 社会福祉法人 天童まいつる会 理事長 佐藤 繁雄

55. 社会福祉法人 みらい 理事長 市田 泰久

注2 協定書の内容

53. 社会福祉法人 さくら福社会 と共通

56. 災害時における消防活動等の応援に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と山形中央生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）と山形県コンクリート圧送協会（以下「丙」という。）は、災害時における消防活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、天童市域において大規模火災、地震、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙及び丙に消防水の供給や乙及び丙の組合員及び協会の所有する特殊車両を活用した活動（以下「消防活動等」という。）の応援について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。
（応援の種類）

第2条 甲が乙及び丙に要請する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乙の組合員が所有する特殊車両を活用した消防水の供給活動
- (2) 丙の協会員が所有する特殊車両を活用した活動
- (3) その他前2号の活動に伴い必要な業務

（応援の要請）

第3条 甲は、災害時において必要と認めるときは、乙及び丙に対して応援を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、要請書（様式第1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 乙及び丙は、甲から応援の要請を受けたときは、可能な限り甲の指定する場所に特殊車両を派遣し、応援を実施するものとする。

- 2 乙及び丙は、応援するときは、甲の職員の指示に従うものとする。

（応援の報告）

第5条 乙及び丙は、前条の規定により応援をしたときは、甲に対し、速やかに実施報告書（様式第2）により報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定による応援の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲並びに乙及び丙は、第3条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡責任者を変更したときも同様とする。

（訓練の実施）

第8条 消防活動等の応援業務を円滑に実施するため、甲並びに乙及び丙は協議して訓練を実施するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年を経過する日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲並びに乙及び丙のいずれから解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲並びに乙及び丙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年11月8日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本 信治
乙 山形市江俣三丁目6番25号
山形中央生コンクリート協同組合
理事長 渡邊 英一
丙 山形市大字十文字字天神東770番地
山形県コンクリート圧送協会
会長 佐藤 隆彦

5 7. 災害に係る情報発信等に関する協定

天童市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、天童市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の各号の中から、甲および乙の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1） 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - （2） 甲が、天童市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （3） 甲が発令する避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （4） 甲が、災害発生時の天童市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （5） 甲が、天童市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービ

ス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年3月6日

甲：山形県天童市老野森一丁目1番1号

天童市長 **山 本 信 浩**

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 **川 邊 健太郎**

58. 災害時における放送要請に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と株式会社エフエム山形（以下「乙」という。）は、天童市内に地震、風水害、その他の災害又は武力攻撃事態等が発生し、若しくはそのおそれがある場合における緊急放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第8条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときに必要な手続きを定め、乙の所有する放送設備を使用して放送を行うことにより、災害の発生の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 天童市内において発生した災対法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 災害放送 前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めたときに乙が他の放送に優先して行う放送であって、かつ、ラジオ起動電波を伴う臨時の放送をいう。
- (3) 国民保護 国民保護法第2条第3項に定める国民の保護のための措置をいう。
- (4) 緊急告知放送設備 第2号及び次号の放送を行うために乙が導入する、次に掲げる設備をいう。
 - ア 全国瞬時警報システム（以下「ジェイアラート」という。）受信機
 - イ 自動告知システム
 - ウ 放送装置制御器
 - エ コムフィス（Comfis）センター装置
- (5) 緊急割込放送 ジェイアラートにより緊急告知放送設備が自動起動して、放送中の番組に強制的に割り込んで放送されるラジオ起動電波を伴う緊急放送をいう。

（放送設備）

第3条 甲は、災対法第57条の規定により、緊急を要する場合であって、特別の必要があるときは、乙に対し災害放送を要請できるものとする。

（要請の手続き）

第4条 前条の規定による災害放送の要請（以下「災害放送の要請」という。）は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

2 災害放送の要請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 毎日午前9時から午後6時までの時間帯（次号に掲げる時間帯を除く。）乙が放送を行うスタジオに、電話、ファックス、電子メール等を用いて連絡する方法
- (2) 前号に掲げる時間帯以外の時間帯及び乙が甲に事前に通知した乙のスタジオが無人となる時間帯 第8条に定める連絡責任者に連絡する方法

（運用）

第5条 乙は、災害放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

2 乙は、災害放送を行う時は、甲の要請の趣旨を変えずに放送するものとし、その情報源が甲である旨の放送をするものとする。

(要請の基準)

第6条 甲は、次の基準に基づき災害放送を要請するものとする。

- (1) 市内で災害等が発生し、又は発生のおそれがあり、避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等が発令され、住民の避難が必要となったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、甲が災害等に関連する情報を保有し、緊急に住民に対して情報を伝達する必要があると判断したとき。

(放送の実施)

第7条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

2 乙は、全国瞬時警報システム業務規程（平成22年12月15日消防運第157号国民保護運用室長）第4条第1項各号に掲げる情報のうち、ジェイアラートにより自動起動した次の事項について、緊急割込放送をするものとする。

- (1) 緊急地震速報
- (2) 土砂災害警戒情報
- (3) 住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報

3 乙は、乙のスタジオが無人となる場合に緊急割込放送が行われたときは、その内容を速やかに文書等により甲に報告するものとする。

4 乙は、機器点検を兼ねて、甲乙協議のうえ定められた日時に試験放送を行うものとする。

5 乙は、災害放送又は緊急割込放送の要請に備え、乙の所有する放送設備について正常な機能の維持に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者の氏名、連絡先等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(費用の負担)

第9条 次に定める事項に関する費用については、甲の負担とする。

- (1) 災害放送及び緊急割込放送の実施
- (2) 試験放送等の実施

2 前項の費用の額、支払等については、甲乙が別途契約を締結する。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により更新しない旨の意思表示をしないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年4月1日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市

天童市長 山本 信治

乙 山形市松山二丁目14番69号
株式会社エフエム山形

59. 災害時の医療救護活動に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と天童東村山地区薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、天童市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（医療救護班への派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班に派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに可能な範囲で乙に所属する薬剤師を医療救護班に派遣し、関係機関と連携を図りながら医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、連絡手段の遮断等のやむを得ない事情により、第1項の要請を受ける暇のない場合において、自ら必要と認めて医療救護活動を行った場合、速やかに甲に報告するものとする。この場合、甲がその必要性を適当と認めたときは、甲の承認した医療救護活動とみなすものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が災害現場に設置する救護所又は甲が指示する場所（以下「救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班における活動）

第4条 医療救護班における活動は、次のとおりとする。

- (1) 調剤及び傷病者の服用医薬品等の調査
- (2) 医薬品等の服用指導及び医薬品等に関する相談対応
- (3) 医薬品等の保管管理

2 甲は、前項の医療救護班における活動に必要な業務が生じた場合、措置を講ずるものとする。

3 乙は、医療救護班における活動を行う場合において、特に必要があると認めるときは、甲及び医療機関等の応援を求めることができる。

（医薬品及び衛生材料等）

第5条 乙は、医療救護班の活動に必要な医薬品、衛生材料等を選定する。

2 甲は、乙が選定した医薬品、衛生材料等の調達に努めるものとする。

（医療費）

第6条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（医療救護活動の報告）

第7条 乙は、医療救護班ごとに必要な記録を行うとともに、医療救護活動終了後、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用については、別表に定める額を甲が負担するものとする。

2 前項に定める費用については、医療救護活動の実施後において、費用弁償請求書（様式第1号）により、乙が一括して甲に請求するものとする。

（損害補償）

第9条 甲は、この協定に基づく医療救護活動において負傷、疾病又は死亡したときは、災害に際し応急措置の活動に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年山形県条例第

66号)に準用して損害補償を行うものとする。なお、損害補償の支給を申請する場合は、損害補償支給申請書(様式第2号)により申請するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名し、押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年9月11日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長

乙 天童市本町二丁目1番29号
天童東村山地区薬剤師会
会長

別表

第8条に定める甲が負担する費用弁償については、下記のとおりとする。

(1) 医療救護活動の従事者に対する費用弁償について

日 当	山形県災害救助法施行細則(昭和35年山形県規則第4号)の別表第2に定める額を準用する。
旅 費	天童市特別職に属する者の旅費、費用弁償に関する条例(昭和29年条例第25号)を準用する。
時間外勤務手当	日当の額を8で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与として、天童市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第22号)の規定により算定した額とする。(1円未満切り捨て)

(2) 医療救護班の保有する医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用弁償について
使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とする。

様式第1号(第8条関係)

費用弁償請求書(略)

様式第2号(第9条関係)

損害補償支給申請書(略)

(療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切)

60. 天童市と日本郵便株式会社との包括連携協定書

天童市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。なお、本協定の対象となる郵便局は、「別紙1」のとおり。）は、地域の活性化に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な相互連携により、双方の資源を有効に活用した共同による活動を推進し、地域の活性化及び市民サービスの向上等に資することを目的とする。

（対象区域）

第2条 本協定の対象となる区域は、乙が天童市内で日常業務を遂行する範囲とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（詳細は、「別紙2」に定める。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安全・安心な暮らしの実現に関すること。
- (2) 結婚と子育て支援に関すること。
- (3) 地域経済活性化に関すること。
- (4) その他、地方創生・市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

なお、具体的な実施項目については、甲乙協議の上、決定する。

3 乙は、第1項の規定による協力をした場合及び協力をしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第3条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙からの文書による解除の申出がない場合には、その有効期間を1年延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第8条 平成9年12月24日締結の「災害時における天童市内郵便局、天童市間の協力に関する覚書」並びに平成14年11月21日締結の「高齢者等への生活状況確認」及び「廃棄物等の不法投棄に関する情報提供」並びに平成29年3月27日締結の「道路等危険箇所発見時の対応に関する協定」については、本協定の連携事項に包括されることから、本協定の締結をもって失効する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月5日

甲 山形県天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 **山本信治**

乙 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目1-34
日本郵便株式会社
東北支社長 **古屋正昭**

6 1. 災害時における災害応急対策の協力に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会山形県隊友会天童支部（以下「乙」という。）は、災害から市民等の生命、身体及び財産を守るため、甲が災害応急対策を実施する場合において、その要請を受けて行う乙の協力活動（以下「協力」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、天童市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、天童市区域において災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て速やかに災害応急対策を実施するため、乙の協力に関して必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において使用する用語は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において使用する用語の例による。

（協力の内容）

第3条 協力の内容は、次に掲げる災害応急対策に係る業務の補助とする。

- (1) 避難所の開設及び運営に係る業務
- (2) 救援物資等の集積、分類、発送先仕分け等に係る業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙の協力が必要と認められる災害応急対策業務

（協力の要請）

第4条 甲は、災害応急対策を実施する場合において、乙の協力が必要であると認めるときは、協力要請書（様式第1号）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、その後速やかに当該文書を送付するものとする。

2 甲は、乙に対し協力の必要がなくなったときは、速やかに撤収要請書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から前条第1項の規定による協力の要請（以下「協力の要請」という。）を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（安全の確保）

第6条 甲及び乙は、乙の会員が協力を行う場合は、協力の内容に応じ、乙の会員の安全の確保に十分配慮するものとする。

2 甲及び乙は、協力を行う場合に乙の会員に事故があったことを知ったときは、それぞれ直ちに相手方に報告するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、協力の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

（協力の準備）

第8条 乙は、平常時から甲の協力の要請に応じられるよう連絡体制を整備しておくものとする。

2 甲及び乙は、協力を円滑に実施するため、平常時から情報の交換を行うものとする。（防災訓練への参加等）

第9条 乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

2 乙の会員は、居住する地域の自主防災組織等が行う防災訓練その他事業に可能な範囲で参加するものとする。

（経費の負担）

第10条 協力及び前条の規定による防災訓練への参加に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

(損害の補償)

第11条 甲は、協力を行った乙の会員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合において、その協力が災害対策基本法その他の関係する法令で定める損害補償等の要件に該当するときは、当該法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙及び乙の会員は、協力を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。協力の終了後及びこの協定の解除後においても同様とする。

2 乙は、乙の会員が前項の規定を遵守するよう必要な措置を講じるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月6日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長

乙 天童市駅西三丁目3番14号
公益社団法人隊友会
山形県隊友会天童支部
支部長

様式第1号 (第4条関係)

協 力 要 請 書 (略)

様式第2号 (第4条関係)

撤 収 要 請 書 (略)

6 2. 災害時等における電動車両の貸与にする協力協定

天童市（以下「市」という。）と山形三菱自動車販売株式会社（以下「山形三菱」という。）は、災害時等における電動車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害若しくは重大な事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市が山形三菱から受ける電動車両（以下「車両」という。）の貸与について必要な事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 市は、災害時等の応急対策や災害復旧のために車両を必要とするときは、山形三菱に対して車両の貸与を文書により要請（以下「協力要請」という。）するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、電子メール等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 山形三菱は、市からの協力要請があった場合には、速やかに車両を確保し、可能な範囲内で、天童市に貸与するものとする。

2 山形三菱は、協力要請に基づき、市が状況に応じて指定する引渡し場所に車両を搬送するものとする。

3 市は、車両の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。

（費用の負担及び請求）

第4条 本協定に基づく車両の貸与に係る費用については無償とする。ただし貸与日数が7日を超える場合、8日以降の貸与に係る費用は市の負担とする。

2 前項の費用については、災害時等の直前における適正価格を基準として、市及び山形三菱が協議の上決定するものとする。

3 市は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を山形三菱に支払うものとする。

（損害の補償）

第5条 車両の使用及び協力要請中に発生した事故等により、市及び山形三菱が第三者に与えた物的及び人的被害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明の場合は、市及び山形三菱が協議のうえ、その補償にあたるものとする。

2 前号の場合において、市が補償責任を負う場合の車両の保険適用については、貸与した車両が加入している自動車保険によるものとする。ただし自動車保険の自己負担額及び保険対象外の経費については、市が負担するものとする。

3 車両の引渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、山形三菱が補償責任を負うものとする。

4 車両の故障及び車両物損等の修理費用の負担割合については、市及び山形三菱が協議の上決定するものとする。

（実績報告）

第6条 山形三菱は、第3条の規定により車両を貸与したときは、実績報告書を天童市に提出するものとする。

（連絡先等確認）

第7条 市及び山形三菱は、この協定の履行に関して円滑に行うため、双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告するものとし、変更が生じた場合も同様とする。

(通知)

第8条 市は、本協定の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度山形三菱に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 本協定を実施するために必要な事項については、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度市と山形三菱が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし有効期間満了の1ヶ月前までに市又は山形三菱のいずれからも文書をもって解除の申し出がない限り、本協定は期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び山形三菱が署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月23日

市 山形県天童市老野森一丁目1番1号
天童市長

山形三菱 山形県山形市五十鈴三丁目1番6号
山形三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長

災害時等における電動車両の貸与に関する協力協定実施細目 (略)

様式第1号 (第2条関係)

災害時等における電動車両の貸与に関する協力要請書 (略)

様式第2号 (第4条関係)

災害時等における電動車両の貸与に関する協力実績報告書 (略)

63. 災害時における被災者支援に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と山形県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、天童市内で地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のために土地家屋調査士が関与できる業務を、甲及び乙が相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 この協定において被災者支援の内容は、次に掲げる業務とする。

- (1) 不動産の表示に関する登記についての相談
- (2) 土地の筆界に関する相談
- (3) 筆界特定の手続に関する相談

（要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため必要と認める場合は、乙に対して支援業務を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次の事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

- (1) 要請の事由及び内容
- (2) 支援業務を実施する場所
- (3) 支援業務を実施する期間

（土地家屋調査士の派遣）

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けた場合は、速やかに乙の会員の中から土地家屋調査士業務に従事する者を選定し、甲が指定する場所に派遣するものとする。

（支援業務の場所の調整及び広報）

第5条 甲は、支援業務を行う場所の調整及び支援活動の広報に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 第2条に規定する支援業務に要する費用は無償とする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月25日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本信浩
乙 山形市緑町一丁目4番35号
山形県土地家屋調査士会
会長 今野 繁

6 4. 災害時等における物資調達に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と、株式会社出羽紙器製作所（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の緊急調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、天童市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の緊急調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受託等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資供給要請書（別記第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先調達に努めるものとする。

3 法第2条第1号に規定する災害以外の災害等により、物資が必要であるときは、甲は乙に物資の要請を行えるものとし、乙は可能な限りその要請に対応するものとする。この場合において、物資の要請及び供給に係る手続は、第1項及び第4条の規定を準用する。

（物資の種類）

第3条 乙が調達する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の取扱商品

（物資の引渡し）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し引渡すものとする。

2 甲は、前項に規定する引渡しの際、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

3 乙は、可能な範囲において物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう協力を努めるものとする。

4 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

（経費等の負担及び請求等）

第5条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害発生時前の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 前項の経費等については、法第91条の規定に基づき、甲が相当額を負担する。

3 乙は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払を行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整及び訓練に努めるものとする。乙は、甲の災害時への対応を支援するため、平常時から災害時の連絡体制を把握し、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年7月26日

甲 山形県天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本信治

乙 東京都板橋区上板橋2-38-11 効マンビル3F
株式会社出羽紙器製作所
代表取締役 小林正臣

第1号様式(第2条) 物資供給要請書(略)

第2号様式(第4条) 救援物資供給完了報告書(略)

6 5. 災害時等における救援活動の協力に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマザワ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、天童市域において地震、風水害その他の災害若しくは重大な事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）又は発生するおそれがある場合の被災者等（帰宅困難者及び地域住民を含む。以下同じ。）の救援活動の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙は、乙の店舗及び関係機関（以下「店舗等」という。）において保有する飲料水、食糧及び生活物資等（以下「物資等」という。）を提供すること。
 - (2) 乙は、店舗等において、被災者等に対し、甲の広報やテレビ、ラジオで知り得た災害情報を提供すること。
 - (3) 乙は、避難場所等として駐車場を一時的に提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について、必要に応じて相互協力を要請することができるものとする。

（協力の要請）

第3条 前条の要請は、救護活動協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により申請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 物資等の引渡し場所は、原則として乙の指定する場所（店舗等）において行うものとする。ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資等の確認を行い引き取るものとする。
- 3 乙は、引渡し場所において、生活物資等受領確認書（様式第2号）を受け取るものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の規定により救助活動の協力を要した費用（以下「救助活動の費用等」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 救助活動の費用等は、災害発生直前における適正な価格により算定するものとし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 甲は、乙から救助活動の費用等に係る請求があったときは、災害発生による混乱が沈静化した後、すみやかに支払うものとする。

(通知及び連絡体制)

第6条 甲及び乙は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整及び訓練に努めるものとする。乙は、甲の災害時への対応を支援するため、平常時から災害時の連絡体制を把握し、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年2月17日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本信治

乙 山形市あこや町三丁目8番9号
株式会社ヤマザワ
代表取締役社長 古山利昭

第1号様式(第3条) 救援活動協力要請書 (略)

第2号様式(第4条) 救援活動協力完了報告書 (略)

6 6. 災害時等における被災者支援に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と天童東村山鍼灸マッサージ師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、天童市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における支援活動について必要な事項を定める。

（支援活動の内容）

第2条 甲は被災者支援のために必要と認める場合は、乙に対し、次の事項について協力要請をすることができる。

- (1) 避難所等における鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術及び療養上の相談
- (2) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

（要請）

第3条 前条の要請は、支援活動協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条に基づく支援活動を行ったときは、様式第2号に定める文書により甲に報告するものとする。

（施術費）

第5条 第2条に規定する支援活動における施術料は、無料とする。

（実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が支援活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣にかかる交通費等の費用
- (2) 衛生材料（鍼、テープ等）を使用した場合の実費

（損害の補償）

第7条 甲は、支援活動を行った乙の会員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合において、その支援活動が災害対策基本法その他の関係する法令で定める損害補償等の要件に該当するときは、当該法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（通知及び連絡体制）

第8条 甲及び乙は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整及び訓練に努めるものとする。乙は、甲の災害時への対応を支援するため、平常時から災害時の連絡体制を把握し、甲に報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年6月16日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 山本 信治
乙 東村山郡中山町大字柳沢233-6
天童東村山鍼灸マッサージ師会
会長 原田 幸美

67. 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等で要請し、事後に当該文書を提出するものとする。

（機材の提供）

第3条 乙は前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を可能な限り、甲に優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 甲は、乙が保有機材を運搬する車両を優先車両として通行出来るよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

（通知及び連絡体制）

第6条 甲及び乙は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整及び訓練に努めるものとする。乙は、甲の災害時への対応を支援するため、平常時から災害時の連絡体制を把握し、甲に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年7月11日

甲 天童市老野森一丁目1番1号

天童市長 **山本信浩**

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号

朝日ビルディング7階

株式会社アクティオ

代表取締役 **小沼直人**

68. 災害時における畳の提供に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、天童市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じて乙が甲の避難所等で使用する畳を甲に提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において乙から畳の提供を受けようとするときは、必要な畳の数量、受領の日時及び場所その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し、協力の要請（以下「要請」という。）を行う。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請を行い、後日書面を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、可能な範囲内において畳の提供に努める。

2 甲の要請に基づき、乙が協力する内容は、次のとおりとする。

(1) 畳の調達

(2) 甲の避難所等までの畳の輸送及び設置

（費用の負担）

第4条 乙が甲に提供する畳の代金、輸送費、人件費等の費用は、乙の負担とする。

（道路情報の提供）

第5条 甲は、乙が第3条第2項第2号に規定する畳の輸送を行う場合は、甲の避難所等までの通行可能な道路の情報を乙に提供するものとする。

（畳の処分）

第6条 乙が甲に提供した畳の処分は、原則として甲が行うものとする。

（連絡）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備える。

2 甲及び乙は、前項に定める情報交換を行うため、それぞれの連絡責任者及び担当者の職、氏名、電話番号その他必要な事項を相手方に通知する。それらの事項に変更があった場合も同様とする。

（訓練）

第8条 乙は、甲の主催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定する。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年7月24日

甲 天童市老野森一丁目1番1号

天童市長 山本信治

乙 山形市大字松原63番地

「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
東北地区委員長 半田秀和

69. 災害時の協力に関する協定書

天童市（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社天童電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、甲、乙の双方が緊密な関係を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（市災害対策本部への社員の派遣）

第3条 乙は、災害により大規模な停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、優先的に復旧が必要な重要施設の状況を甲、乙が共有したうえで、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力設備の復旧に支障をきたす場合は、甲は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（平時における連携）

第6条 倒木等による停電や道路の寸断等の発生を防止するため、支障となる樹木の事前伐採について、甲、乙が連携し、それぞれの業務の範囲において協力するよう努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第7条 甲は、災害時において乙の電力設備の復旧に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（連絡体制）

第8条 この協定に関する甲、乙それぞれの連絡個所、担当者名、電話番号等については、年1回以上双方で確認のうえ任意様式の連絡先一覧等を作成し、甲、乙それぞれで保持する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了

日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申し出がない場合は、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(旧協定の失効)

第11条 甲乙間で令和2年7月9日付けで締結した「災害時の協力に関する協定書」は、本協定の締結に伴い失効するものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年3月1日

甲 天童市老野森一丁目1番1号
天童市長 新 関 茂

乙 天童市天童中一丁目4番1号
東北電力ネットワーク株式会社
天童電力センター
所 長 千 葉 孝

70. 災害時における相互応援に関する協定書

愛知県稲沢市と山形県天童市（以下「両自治体」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両自治体のいずれかにおいて、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）が独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、相互に応援を行うことを目的とする。

（連絡担当部署）

第2条 両自治体は、あらかじめ、相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料品、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
 - (2) 必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
 - (3) 必要とする職員の職種別人員、応援の期間その他必要な事項
 - (4) 応援場所及びその経路
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要とする事項
- 2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合において、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。

（指揮）

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として、被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合（第4条第2項の規定により応援する場合を含む。）について

は、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第4号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災自治体への往復経路の途中に生じたものを除き、被災自治体が賠償の責を負うものとする。

(情報の交換等)

第8条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報の交換及び資料の提供を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年11月12日

愛知県稲沢市稲府町1番地
愛知県稲沢市
代表者 稲沢市長 加藤 錠司郎 印

山形県天童市老野森一丁目1番1号
山形県天童市
代表者 天童市長 新関 茂 印

1. 天童市災害発生時における職員の初動体制についての基準

平成25年3月22日市長通知

(趣旨)

- 1 天童市（以下「市」という。）域内において災害（地震の場合は、震度5弱以上）が発生した場合に、家屋の倒壊、道路等公共施設の損壊、ライフラインの寸断、さらに、二次的災害として火災、風・水害、土砂災害等が予想される。

このため、災害の発生時には、職員（特別職、嘱託職員（防災担当を除く）、臨時職員を除く。以下同じ。）が市民の安全確保を最優先に速やかな初動体制をとることが重要であることから「災害発生時における職員の初動体制についての基準」（以下「基準」という。）を制定するものである。

(基準の適用)

- 2 市地域防災計画においては、震度4の地震が発生した場合又は気象警報等が発表され災害の発生が予想される時「災害警戒班」を、また、震度5弱以上の地震が発生した場合又は災害が発生した場合には、被害状況等の情報収集を目的として「災害対策連絡本部」等が設置され、その後、被害の状況に応じて「災害対策本部」（以下「対策本部」という。）に切り換えられるとともに、電話等により職員の動員を行い、当該災害の応急復旧対策を実施することとしている。

しかしながら、東日本大震災で見られたような大規模災害が発生した場合には、有線電話の不通、道路網の寸断等が予想されることから、この基準に基づいて職員の動員を実施する。

(初動体制発令の時期)

- 3 勤務時間外、休日等において次に掲げる状況が生じた場合、職員は、動員が命ぜられたものとみなして初動体制をとるものとする。
 - (1) 災害が発生し、家屋等の倒壊、道路・橋りょう等の損壊、火災の延焼拡大、ライフラインの寸断等が見られる場合
 - (2) 山形地方気象台が地震情報として震度5弱以上の発表をした場合
 - (3) その他市域に通常予想されない重大な災害が発生した場合

(動員の方法)

- 4 動員の方法は、マスメディア等の情報による自主参集を基本とし、あわせて、別紙の災害発生時の緊急連絡体制図（以下「連絡体制図」という。）により連絡する。

(動員の範囲)

- 5 動員の範囲は、全部課等の職員とする。

(動員職員の指定)

- 6 迅速な初動対応を図るため、職員を次の区分に指定する。
 - (1) 本部対応職員 対策本部の本部員並びに本部運営並びに各部班業務に携わる総務部、健康福祉部、市民部、経済部、建設部及び教育部に属する職員で、施設対応職員以外の職員全員。ただし、参集に著しい時間（徒歩でおおむね2時間以上）を要する職員については、その担当業務に支障が生じないように、あらかじめ各部長等が代わりの職員を指名するものとする。
 - (2) 施設対応職員 各施設に動員され、災害応急復旧対策の業務に当たる次の職員。ただし、施設に異常がないとき又は応急復旧が終了したときは、本部長が前号により指定したもの

とみなし、各部班に属する業務に移行する。

ア 市が管理し、職員が配置されている施設（健康センター、各保育園・児童館、天童市民病院、消防本部、各小・中学校、学校給食センター、各市立公民館）を管理する部課等の長が指名する職員

イ 市が管理し、職員が配置されていない施設（各放課後児童クラブ、農業センター、森林情報館、給水施設、市立田麦野公民館、高原の里交流施設「ぽんぼこ」、勤労青少年ホーム、斎場）を管理する部課等の長が指名する職員

ウ 指定管理者等が管理している施設（総合福祉センター、市立図書館、市民文化会館、はな駒荘、のぞみ学園、農業者トレーニングセンター、観光情報センター、天童高原施設、スポーツセンター、天童織田の里歴史館、美術館、市民プラザ、天童最上川温泉ゆぴあ、わらべ館、子育て未来館）の部課等の長が指名する職員

(3) 指定職員 市長が事前に指名（職員録に明記）し、対策本部の事務処理する職員（辞令の交付を省略し併任することによる。）

（参集場所）

7 各職員は、次に掲げる場所に速やかに参集するものとする。

- (1) 本部対応職員 市庁舎及び各職員の勤務施設
- (2) 施設対応職員 各職員が担当する管理施設

（市外居住者及び市外に出向している場合の参集場所）

8 市外に居住している職員及び市外に出向している職員は、指定された場所に参集することが困難な場合は、到達地点から最も近い参集場所に参集するものとする。

（参集手段及び参集時における留意事項）

9 各職員は、震度6弱以上のときは、徒歩、自転車又はバイク等を利用するものとし、参集途中において、災害の状況を確認し、記録しながら参集する。

（服装及び持物）

10 各職員は、参集場所に参集する際、応急活動に従事できる服装で帽子又はヘルメット、軍手等を着用し、簡易食料、携帯ラジオ、懐中電灯、筆記用具、着替え等を持参する。

（参集途上の緊急措置）

11 各職員は、居住地周辺及び参集途上において、火災、家屋倒壊等による人身事故に遭遇した場合は、地元住民と協力して消火・救助活動を行い、その後直ちに市又は消防本部に連絡する。

（被害状況の報告）

12 各職員は、参集途上での被害状況を課等の長を通じて本部長及び各施設の責任者に報告する。

（初動体制における業務内容）

13 初動体制の業務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部対応職員
対策本部の本部員業務、本部運營業務及び各班の業務実施に関すること。
- (2) 施設対応職員
 - ア 各施設の利用者の安全確保等に関すること。
 - イ 各施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
 - ウ 対策本部からの指示業務に関すること。

(3) 指定職員

対策本部の運営を遅滞なく整齊と実施するため、本部業務を支援する職員

(4) 細部は、「各部課・各班の分掌事務」による。

(対策本部及び各施設との連絡体制)

1 4 対策本部と各施設との通信手段は、災害時優先電話又は市防災行政無線電話とし、各施設の責任者は、連絡体制が整った段階で次の事項を速やかに本部長に連絡するものとする。

- (1) 各施設の利用者の状況
- (2) 各施設の被害状況
- (3) 救助者の有無及び周辺地域の被害状況
- (4) 一時避難場所及び収容避難所への避難状況
- (5) 施設対応職員の動員状況
- (6) その他災害応急復旧対策に必要な事項

(職員録への記入)

1 5 本部長は、職員録に対策本部の部及び班の名称、基準に基づく初動体制の指定職員の区分、連絡体制図等を記入し、災害が発生した場合に迅速な初動対応が図られるよう啓発に努めるものとする。

(各施設への参集職員名簿等の備付け)

1 6 各施設に、次に掲げる書類を備え付けるものとする。

- (1) 基準に基づく初動体制時の参集職員名簿
- (2) 各地区の避難場所、公共施設等一覧表
- (3) 各地区の詳細地図（住宅地図等）
- (4) その他各施設の責任者が必要と認めるもの

(委任)

1 7 この基準に定めるもののほか災害発生時における職員の初動体制に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成8年3月1日から施行する。

(改正附則 省略)

3. 各部班の分掌事務（初動時）

◎は、各班の統括課

担当部	班	担当課等	分 掌 事 務
各部	各部課共通事項 (各施設管理担当課)		市有施設・財産の被害調査及び応急対策に関すること。 避難所等の施設の供与に関すること。 調査班の編成に関すること。
総務部	本部運営班	◎危機管理室 総務課 市長公室 (建設課)	災害対策本部の庶務に関すること。 災害対策本部の開設、運営に関すること。 本部長の命令伝達に関すること。 職員の非常招集に関すること。 災害対策本部各部との連絡調整に関すること。 自衛隊、県、応援協定市等への支援要請に関すること。
	情報収集・調査班	◎総務課 市長公室 ふるさと納税推進室 税務課 納税課 (議会事務局) (監査委員事務局) (選管事務局)	人的・住家等の被害情報の収集・集約及び報告に関すること。 市民、防災関係機関等からの収集に関すること。 一般家屋被害の概況調査に関すること。 罹災者台帳の作成及び罹災証明書の発行に関すること。 (税務課) 消防本部に職員を派遣し情報の収集・整理・整合等に関すること。
	職員等動員班	◎総務課	職員の登庁状況、被災状況及び勤務体制等の記録に関すること。(職員の時間外勤務状況の把握を含む。) 職員の勤務環境(食事・仮眠所・休憩所等)に関すること。 各部班等からの要求に基づく人員調整に関すること。 県及び各部班等と受援に関する連絡調整に関すること。
	財政・車両班	◎財政課 (会計課)	輸送車両の確保に関すること。(運送業者の車両を含む。) 輸送ルート決定及び運行に関すること。 運行状況の管理に関すること。 庁舎機能の保全に関すること。 義援金の出納保管に関すること。 災害応急対策に関わる予算措置に関すること。
	広報班	◎市長公室 総務課 財政課 ふるさと納税推進室 税務課 納税課	災害広報に関すること。(車両による巡回広報、広報紙・広報用チラシ・回覧等の作成・配布) ホームページ・フェイスブックの更新、メール配信に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。(記者会見等) 災害記録に関すること。
	ボランティア・相談班	◎市長公室 総務課 ふるさと納税推進室 税務課	相談・総合災害情報窓口の開設に関すること。 ボランティアについての連絡調整に関すること。 市災害ボランティア支援本部の設置に関すること。
	(避難所班)	(◎生涯学習課) 総務部各課等	避難所班(生涯学習課)に所要の職員を派遣 (職員の派遣については、当時の状況による。)

健康福祉部	避難支援班	◎社会福祉課 保険給付課 (市民課)	避難路の安全点検、避難誘導、安否状況の確認、避難所以外への避難者(在宅避難者等)の確認に関する事 福祉避難室、福祉避難所の設置調整及び移送に関する事。 義援金・義援物資の受入・配分に関する事。 行方不明者の捜索及び収容に関する事。 要配慮者の安否の確認に関する事。 福祉ボランティアに関する事。
	保健・医療班	◎健康課 こども家庭センター	天童市東村山郡医師会、天童市・東村山郡歯科医師会及び天童・東村山地区薬剤師会との連絡調整に関する事。 医師、歯科医師及び助産師の協力要請に関する事。 罹災者の防疫に関する事。(環境・衛生班と連携) 救護所の設置(①学校、②公民館、③保育園:優先順) 医薬品・医療資器材の調達に関する事。 医療ボランティアに関する事。 保健師による避難所の巡回指導に関する事。 栄養士による避難所の栄養指導に関する事。 医療機関の被害調査及び応急対策に関する事。 後方搬送、その他
	(避難所班)	(◎生涯学習課) 健康福祉部各課等	避難所班(生涯学習課)に所要の職員を派遣 (子育て支援課、他 健康福祉部各課)
市民部	環境・衛生班	◎生活環境課 市民課	罹災者の防疫に関する事。(保健・医療班と連携) がれきの片付け等の一般ボランティアに関する事。 被災地の清掃及びし尿処理に関する事。 交通の確保に関する事。 埋火葬に関する事。 化製場等に係る死んだ獣畜の処理に関する事。
	(避難所班)	(◎生涯学習課) 市民部各課	避難所班(生涯学習課)に所要の職員を派遣 (文化スポーツ課、他 市民部各課)
	(避難支援班)	(◎社会福祉課) 市民課	避難支援班(社会福祉課)に所要の職員を派遣
経済部	物資・経済班	◎農林課 商工観光課 (農業委員会事務局)	農林関係の被害状況調査に関する事。 生活必需品の確保及び輸送に関する事。 義援物資の保管・輸送に関する事。 応急対策等に要する労働力の確保に関する事。
	食料調達班	◎農林課 (農業委員会事務局)	食料品の調達確保及び輸送に関する事。
	観光物産班	◎商工観光課	商工関係の被害状況調査に関する事。 観光施設の災害対策に関する事。 観光客の保護に関する事。
	(道路・公園班)	(◎建設課) 産業立地室	道路・公園班(建設課)に所要の職員を派遣
	(避難所班)	(◎生涯学習課) 経済部各課等	避難所班(生涯学習課)に所要の職員を派遣 (農林課、商工観光課、産業立地室)

建設部	道路・公園班	◎建設課 高速道路整備推進室 都市計画課 (産業立地室)	道路、河川堤防、橋りょう等の被害状況調査、危険予防、応急修理に関する事。 交通途絶箇所の把握及び迂回路線の公示に関する事。 除雪計画に関する事。 建設業者への協力要請に関する事。 罹災地域の応急復旧対策計画に関する事。 急傾斜地等の保全に関する事。 土砂災害の被害状況調査に関する事。 公園、緑地、街路樹等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
	住宅班	◎都市計画課 建設課	天童市被災建物応急危険度判定実施本部に関する事。 被災建物応急危険度判定調査に関する事。 建物等の被害状況調査に関する事。 建設資材及び機器の調達確保に関する事。
	上下水道班	◎上下水道課	上下水道施設の被害状況調査に関する事。
			上水道施設の維持管理に関する事。 被災地における飲料水の供給に関する事。 応急給水所等の設置及び広報に関する事。 災害復旧資材の確保に関する事。
			下水道施設の維持管理に関する事。 応急処理施設の設置及び広報に関する事。 災害復旧資材の確保に関する事。
	(本部運営班)	(◎危機管理室) 建設課	本部運営班(危機管理室)に所要の職員を派遣
(避難所班)	(◎生涯学習課) 建設部各課等	避難所班(生涯学習課)に所要の職員を派遣 (職員の派遣については、当時の状況による。)	
教育部	文教班	◎教育総務課 学校教育課	避難所等の施設の供与に関する事。 教育関係施設の災害復旧及び応急措置に関する事。 災害活動に協力する社会教育団体との連絡調整に関する事。
	避難所班	◎生涯学習課 教育総務課 学校教育課 学校給食センター (総務部各課等) (健康福祉部各課等) (市民部各課) (経済部各課等) (建設部各課等)	避難所の被災状況確認及び報告に関する事。 避難所の開設・管理・運営に関する事。 避難者の受入れ確認に関する事。 避難所運営委員会の設置に関する事。 物資等の配付(給付・貸与)に関する事。 応急給食(炊き出し含む。)に関する事。
消防部	消防班	◎消防本部 消防課 消防署	気象及び災害情報の収集伝達に関する事。 被害写真の撮影及び収集に関する事。 救急・救助に関する事。 水防作業の実施に関する事。 被災地又は被害のおそれのある地域住民の避難の実施に関する事。 消防団の現場活動に関する事。 被害状況の調査に関する事。
医療部	医療班	◎天童市民病院	医療に関する事。 救急薬品及びその他衛生材料の供給に関する事。 予防接種に関する事。 遺体の検案に関する事。
	医師会 医療救護班	◎天童市東村山 郡医師会	医療救護に関する事、細部は医師会の定めるところによる。

4. 各部班の分掌事務（二次体制）

◎は、各班の統括課

担当部	班	担当課等	分 掌 事 務
各部	各部課共通事項 (各施設管理担当課)		市有施設・財産の被害調査及び応急対策及び応急復旧活動に関すること。 避難所等の施設の供与に関すること。 調査班の編成に関すること。
総務部	本部運営班	◎危機管理室 総務課 市長公室 (建設課) (議会事務局)	災害対策本部の庶務に関すること。 災害対策本部の運営、廃止に関すること。 災害対策本部各部との連絡調整に関すること。 県、関係機関等との連絡調整に関すること。 本部長の命令伝達に関すること。 自衛隊、県、応援協定市等からの支援受入れに関すること。 災害救助法の適用申請に関すること。 市民への協力要請に関すること。 災害関係者の視察に関すること。
	情報収集・調査班	◎税務課 総務課 納税課 (議会事務局) (監査委員事務局) (選管事務局)	被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 被害情報の集約・整理及び図上記入に関すること。 気象情報等の収集及び伝達に関すること。 災害弔慰金の支給等に関すること。 天童市防災行政無線の統制及び運営に関すること。 山形県防災行政無線の管理及び運営に関すること。 山形県震度情報ネットワークの管理及び運用に関すること。 通信ボランティアに関すること。 定期的な情報収集・伝達・報告に関すること。 一般家屋被害の概況調査に関すること。 罹災者台帳の作成及び罹災証明書の発行に関すること。 (税務課)
	職員等動員班	◎総務課	職員の時間外勤務状況の把握に関すること。 県又は他市町村に対する受援要請に関すること。 (技術者の派遣要請等を含む。) 業務継続計画に基づく業務体制に関すること。 委任による従事命令、協力命令等に関すること。 労働者の確保に関すること。 市議会との連絡調整に関すること。
	財政・車両班	◎財政課 (会計課)	輸送車両の確保に関すること。(運送業者の車両を含む。) 輸送ルート決定及び運行に関すること。 運行状況の管理に関すること。 庁舎機能の保全に関すること。 住宅班と連携し仮設住宅用地の確保に関すること。 災害救助法による救助の適用・報告に関すること。 災害対策に係る予算措置に関すること。 救助物資の出納に関すること。
	広報班	◎市長公室 ふるさと納税推進室 税務課 納税課	災害広報に関すること。(車両による巡回広報、広報紙・広報用チラシ・回覧等の作成・配布) ホームページ・フェイスブックの更新、メール配信に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。(記者会見等) 災害記録に関すること。

総務部	ボランティア・相談班	◎市長公室 総務課 ふるさと納税推進室 税務課	相談・総合災害情報窓口の運営に関する事 市災害ボランティア支援本部の運営・活動支援に関する事 ボランティア関係機関・団体等との連携に関する事 ふるさと寄付金受入に関する事
	税務班	◎税務課	市税の納入期限の延長及び減免に関する事 一般家屋被害の概況調査に関する事 罹災者台帳の作成及び罹災証明書の発行に関する事 被災者台帳の作成に関する事
	納税班	◎納税課	被災した市民の延滞金の免除に関する事 被災した市民の滞納処分の執行猶予に関する事
	会計班	◎会計課	災害予算の出納に関する事 災害救助金及び義援金の出納保管に関する事
	(避難所班)	(◎生涯学習課) 総務部各課等	避難所班(生涯学習課)に所要の職員を派遣 (職員の派遣については、当時の状況による。)
健康福祉部	避難支援班	◎社会福祉課 保険給付課	要支援者の安否確認及び避難所以外への避難者(在宅避難者等)の確認に関する事 福祉避難室、福祉避難所の設置調整及び移送に関する事 義援金・義援物資の受入体制の周知、受入・配分に関する事 福祉ボランティアに関する事 被災者の生活保護に関する事 罹災世帯に対する世帯更正資金の貸付けに関する事
	保健・医療班	◎健康課 こども家庭センター	村山保健所との連絡調整及び防疫班の編成に関する事 防疫用資機材・薬剤の調達に関する事 防疫・保健衛生活動の実施に関する事 罹災者の防疫に関する事。(環境・衛生班と連携) 伝染病の予防に関する事。(環境・衛生班と連携) 救護所の運営に関する事 保健師による避難所等の巡回指導に関する事 栄養士による避難所等の栄養指導に関する事 医療機関の被害調査及び応急対策に関する事 医療ボランティアに関する事
	(避難所班)	(◎生涯学習課) 健康福祉部各課等	避難所班(生涯学習課)に所要の職員を派遣 (子育て支援課、他健康福祉部各課)
市民部	援助・搜索班	◎市民課 生活環境課	罹災者に対する一般的な援助に関する事 行方不明者の搜索及び収容に関する事 安否確認全般に関する事 救援物資及び義援金の配分に関する事
	環境・衛生班	◎生活環境課 市民課	災害廃棄物収集処理計画の策定及び実施に関する事 仮設トイレ等の調達・設置に関する事 災害廃棄物仮置場の設置・収集に関する事 罹災者の防疫に関する事。(保健・医療班と連携) 伝染病の予防に関する事。(保健・医療班と連携) がれきの片付け等の一般ボランティアに関する事 遺体の検案・安置・引渡し・火葬・埋葬に関する事 被災地の清掃及びし尿処理に関する事 交通の確保に関する事 化製場等に係る死んだ獣畜の処理に関する事
	市民班	◎市民課	罹災者に対する拠出年金の保険料免除に関する事 罹災者に対する福祉年金受給者の所得制限の緩和に関する事 災害時における人口動態の調査に関する事

市民部	(避難所班)	(◎生涯学習課) 市民部各課	避難所班(生涯学習課)に所要の職員を派遣 (文化スポーツ課、他 市民部各課)
経済部	食料調達班	◎農林課 (農業委員会事務局)	食料品の調達確保及び輸送に関する事。
	農林班	◎農林課 (農業委員会事務局)	農林関係の被害状況調査に関する事。 被災農家への融資指導に関する事。 病虫害発生予防及び防除に関する事。 災害時における農業技術指導に関する事。 家畜防疫及び飼料の調達確保に関する事。 農地及び農業施設の災害対策に関する事。 山林及び林業施設の災害対策に関する事。 家畜の処理に関する事。
	観光物産班	◎商工観光課	商工関係の被害状況調査に関する事。 観光施設の災害対策に関する事。 観光客の保護に関する事。
	物資・経済班	◎農林課 商工観光課	生活用水の供給に関する事。 食料生活物資の把握・調達・輸送・配分に関する事。 義援物資の保管・輸送に関する事。 応急対策等に要する労働力の確保に関する事。 被災商工業者に対する融資あっせんに関する事。 農地、山林及び農林業施設の災害対策に関する事。 観光客の保護・商工業者の被害の把握に関する事。
	(道路・公園班)	(◎建設課) 産業立地室	道路・公園班(建設課)に所要の職員を派遣
	(避難所班)	(◎生涯学習課) 経済部各課等	避難所班(生涯学習課)に所要の職員を派遣 (農林課、商工観光課、産業立地室)
建設部	道路・公園班	◎建設課 高速道路整備推進室 都市計画課 (産業立地室)	道路、河川堤防、橋りょう、公園、街路樹、河川等の被害状況調査及び危険予防のための応急修理に関する事。 交通途絶箇所の把握及び迂回路の選定・公示に関する事。 罹災地域の応急復旧対策計画に関する事。 急傾斜地等の保全に関する事。 土砂災害の被害状況調査に関する事。 水防計画及び作業資材の確保に関する事。 環境・衛生班と連携し、がれき等の仮置場の指定・収集及び建物障害物の除去に関する事。
	住宅班	◎都市計画課 建設課	被災建物応急危険度判定調査に関する事。 建物等の被害状況調査に関する事。 応急修理対象者の把握及び修理の実施に関する事。 仮設住宅の建設及び入居者の選定に関する事。 建設ボランティアに関する事。
	上下水道班	◎上下水道課	上下水道施設の被害状況調査に関する事。 上水道施設の維持管理に関する事。 被災地における飲料水の供給に関する事。 応急給水所等の設置及び広報に関する事。 施設の応急復旧に関する事。 下水道施設の維持管理に関する事。 応急処理施設の設置及び広報に関する事。 施設の応急復旧に関する事。

建設部	(本部運営班)	(◎危機管理室) 建設課	本部運営班(危機管理室)に所要の職員を派遣
	(避難所班)	(◎生涯学習課) 建設部各課等	避難所班(生涯学習課)に所要の職員を派遣 (職員の派遣については、当時の状況による。)
教育部	文教班	◎教育総務課 学校教育課	児童・生徒の安否の把握に関する事。 休校等の判断に関する事。 避難所運営協力(施設の供与等)に関する事。 教材、学用品等の調達、配給に関する事。 教育環境の確保及び事後ケアに関する事。
	給食支援班	◎学校給食センター	応急給食に関する事。
	生涯学習班	◎生涯学習課	災害活動に協力する社会教育団体との連絡調整に関する事。 文化財の災害対策に関する事。
	避難所班	◎生涯学習課 教育総務課 学校教育課 学校給食センター (総務部各課等) (健康福祉部各課等) (市民部各課) (経済部各課等) (建設部各課等)	避難所の管理及び運営に関する事。 避難者の受入れ確認に関する事。 要配慮者の把握、安否確認に関する事。 避難所運営委員会の設置に関する事。 物資等の配付(給付・貸与)に関する事。 応急給食(炊き出し含む。)に関する事。
消防部	消防班	◎消防本部 消防課 消防署	気象及び災害情報の収集伝達に関する事。 被害写真の撮影及び収集に関する事。 救急・救助に関する事。 水防作業の実施に関する事。 消防団の現場活動に関する事。 火災に係る罹災者台帳の作成及び罹災証明書の発行に関する事。 被害状況の調査に関する事。
医療部	医療班	◎天童市民病院	医療に関する事。 救急薬品及びその他衛生材料の供給に関する事。 予防接種に関する事。 遺体の検案に関する事。
	医師会 医療救護班	◎天童市東村山 郡医師会	医療救護に関する事、細部は医師会の定めるところによる。

5. 災害時等における職員の参集基準

(職員数：令和7年10月1日現在)

部課室等	気象警報等	電巻注意 情報	大雨・洪水			避難判 断水位	氾濫危 険水位	氾濫危険 情報	土砂災害 警戒情報	記録的短 時間大雨情報	地震震度			対策本部 の部班等																															
			注意(台)	警報	警報(台)						3	4	5弱以上																																
各参集体制の長			危機管理監			副市長	市長			危機管理監	副市長	市長																																	
総務部	部長	—	—	(○1)	○1	○1	○1	○1	○1	—	○1	○1	本部員																																
	地方創生推進監	—	—	(○1)	○1	○1	○1	○1	○1	—	○1	○1	本部員																																
	危機管理監	(○1)	○1	○1	○1	○1	○1	○1	○1	(○1)	○1	○1	事務局長																																
	総務課	—	—	—	○2	○4	◎7	◎7	●17	—	○4	●17	本部・職員等動員・ 情報・広報・ボラティフ																																
	財政課	—	車1	車1	○2	○2	◎6	◎6	●13	—	○2	●13	財政・車両・広報班																																
	市長公室	—	PR2	PR2	○4	◎6	◎6	◎6	●13	—	◎6	●13	本部・情報・広報・ボ ラティフ																																
	危機管理室	(○)	◎2	●3	●3	●3	●3	●3	●3	(○)	●3	●3	本部運営班																																
	ふるさと納税推進室	—	PR1	PR1	○1	○1	◎2	◎2	●4	—	○1	●4	情報・広報・ボラティフ																																
	税務課	—	PR4	PR4	○5	○5	◎11	◎11	●21	—	○2	●21	情報・広報・ボラティフ																																
	納税課	—	PR3	PR3	○5	○5	◎6	◎6	●11	—	○2	●11	情報・広報																																
健康福祉部	部長	—	—	—	○1	○1	○1	○1	○1	—	○1	○1	本部員																																
	社会福祉課	—	—	—	○1	○2	○4	◎7	●15	—	○2	●15	避難支援班																																
	保険給付課	—	—	—	○1	○2	○6	◎9	●18	—	○2	●18	保健・医療班																																
	健康課	—	—	—	○2	○3	○6	◎13	●26	—	○2	●26	(遊樂所班)																																
	こども家庭センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※保健師による避難																																
	子育て支援課	—	—	—	—	—	—	—	●11	—	○2	●11	状況により参集																																
市民部	部長	—	—	—	○1	○1	○1	○1	○1	—	○1	○1	本部員																																
	生活環境課	—	—	—	○1	○2	○3	◎5	●10	—	○2	●10	環境・衛生班																																
	市民課	—	—	—	○1	○2	○4	◎7	●14	—	○2	●14	(遊樂支援班)																																
	文化スポーツ課	—	—	—	○1	○2	◎4	◎4	●9	—	○2	●9	(遊樂所班)																																
経済部	部長	—	—	—	○1	○1	○1	○1	○1	—	○1	○1	本部員																																
	農林課	(○1)	(○1)	(○1)	○1	○2	○5	◎9	●18	—	○2	●18	物資・経済班																																
	商工観光課	—	—	—	○1	○2	○3	◎5	●9	—	○3	●9	食料調達班 観光物産班 (道路・公園班)																																
	産業立地室	—	—	—	○1	○1	○2	◎4	●8	—	○1	●8	(遊樂所班)																																
建設部	部長	—	—	(○1)	○1	○1	○1	○1	○1	—	○1	○1	本部員・水防事務局長																																
	建設課	(○1)	○4	○4	◎10	◎10	◎10	●17	●17	○1	◎10	●17	水防事務局																																
	高速道路整備推進室	—	—	—	○1	○1	◎2	◎2	●4	—	○1	●4	洪水・土砂災害対応 道路・公園・住宅班 (本部運営班)																																
	都市計画課	—	—	—	○1	○2	○4	◎7	●12	—	○2	●12	(遊樂所班)																																
	上下水道課	—	—	—	○2	○5	○5	◎10	●17	—	○5	●17	上下水道班																																
	会計課	—	—	—	○1	○1	○2	◎3	●5	—	○1	●5	(財政・車両班)																																
教育委員会	教育総務課	—	—	(○1)	○9	○9	○9	◎18	●27	—	◎18	●27	文教班																																
	学校給食センター	—	—	—	○1	○1	○1	◎2	●3	—	○1	●3	遊樂所班																																
	学校教育課	—	—	—	○1	○1	○2	◎4	●9	—	○1	●9																																	
	生涯学習課	—	—	(○1)	○1	○2	○2	◎3	●7	—	○2	●7																																	
	市立公民館	—	(○12)	(○12)	●12	●12	●12	●12	●12	—	●12	●12																																	
事務局	選挙管理委員会	—	—	—	○1	○1	○1	◎1	●3	—	○1	●3	(情報収集調査班)																																
	監査委員	—	—	—	○1	○1	○1	◎1	●3	—	○1	●3	(情報収集調査班)																																
	農業委員会	—	—	—	○1	○1	○1	◎2	●5	—	○1	●5	(物資・経済班) (食料調達班)																																
	議会	—	—	—	○1	○2	○2	◎3	●6	—	○2	●6	(情報収集調査班)																																
市民病院		—	—	—	○2	○2	○2	◎3	●5(72)	—	○2	●5(72)	総務・病院長計画																																
消防課(当務を除く)		—	—	(○5)	○5	●50	●50	●50	●50(71)	—	○12	●50(71)	総務・消防隊長計画																																
備考	<p>1. 地震の場合は自動的に参集、地震以外の場合は、上記を基準として市対策本部又は各課等の連絡網により参集 2. 学校・公民館の開錠要員は、適時に開錠できるよう自宅等で待機(避難が予想される場合、事前に依頼) 3. 震度4の参集者数は、管理施設の点検等を考慮した人数 4. 広報要員は、当時の状況に応じ、上記を基準に総務部職員をもって編成する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="4">凡例</td> <td>(○)</td> <td>状況に応じ参集</td> <td>車1</td> <td>財政・車両班1名</td> <td>PR2</td> <td>広報班2名</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>部課等の長の判断により参集(各部課等の連絡網により参集)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>担当職員参集(部課等の長を含む。数字は参集人員、○1は部課等の長が参集)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>職員の1/2を基準として参集(数字は参集人員、組織改編の場合も1/2基準)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>全職員参集</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>													凡例	(○)	状況に応じ参集	車1	財政・車両班1名	PR2	広報班2名	—	部課等の長の判断により参集(各部課等の連絡網により参集)					○	担当職員参集(部課等の長を含む。数字は参集人員、○1は部課等の長が参集)					◎	職員の1/2を基準として参集(数字は参集人員、組織改編の場合も1/2基準)					●	全職員参集					
凡例	(○)	状況に応じ参集	車1	財政・車両班1名	PR2	広報班2名																																							
	—	部課等の長の判断により参集(各部課等の連絡網により参集)																																											
	○	担当職員参集(部課等の長を含む。数字は参集人員、○1は部課等の長が参集)																																											
	◎	職員の1/2を基準として参集(数字は参集人員、組織改編の場合も1/2基準)																																											
●	全職員参集																																												

6. 公益事業防災計画基準

通信施設災害応急対策計画

災害発生時は、通信の役割が一段と重要性を増してくるため、電気通信施設を早期に復旧する必要があります。

N T Tは、このことを十分認識し、平素から地域の実状に応じた災害対策を講じ、いついかなる場合においても、災害を未然に防止する。また、災害が発生したときは、被害を最小限に食い止め、迅速な通信の確保と設備の復旧に努めます。

災害時における通信サービス確保の基本方針

- 1 他に通信手段がない場合は、通信の途絶による地域情報の孤立を常に防止する。
ライフラインの確保
- 2 治安、救援、輸送、電力等公共機関等、重要な通信回線の復旧は、24時間以内を目標とする。
- 3 特設公衆電話の設置は即日開通とし、必要数の増設は3日以内を目標とする。
- 4 その他の重要回線の復旧は、3日以内を目標とする。
- 5 全体の通信サービスの復旧は、10日以内を目標とする。ただし、大都市激甚災害等の復旧は、2週間以内を目標とする。

第1 組織

災害発生時には、被害状況の調査や応急復旧方法の検討等と平行して、復旧体制を確立します。

- (1) 災害対策本部等を設置し、応急復旧にあたります。
災害対策本部の組織・構成は、別表のとおりとする。
- (2) 情報連絡室を設置し、情報収集及び情報伝達等を円滑に実施します。
情報連絡室の組織・構成は、次のとおりとする。

情報連絡室長 (設備サポート担当課長)	副室長 (設備サービス担当課長)	情報連絡員
------------------------	---------------------	-------

第2 応急措置

災害により通信設備に被害を受け、通信が途絶した場合は、最小限の通信を確保するため、災害対策用機器を運用し、次の各号の措置をとる。

- (1) 孤立防止用移動無線機及び超小型衛星通信固定形端末局装置 (Ku 帯) による通信
- (2) 可搬形移動無線機、ポータブル衛星通信方式による特設公衆電話の設置
- (3) 移動電源車携帯用発動発電機による通信用電源の確保
- (4) 応急ケーブルによる故障区間の復旧
- (5) 災害復旧用移動電話局装置、衛星通信車載車の出動要請

第3 広報

災害発生時における混乱を防止し、復旧活動を円滑に行うため、次の各号の広報を行う。

1 広報内容

- (1) 通信途絶又は利用制限をした理由、状況
- (2) 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込み時間
- (3) 利用制限をした場合の代替えとなる通信手段
- (4) お客様にとってわかりやすい広報に徹し、理解と協力を求める事項

2 広報手段

- (1) 広報車による周知
- (2) 報道機関等への協力要請及び連絡
- (3) N T T 東日本天童営業所前等への掲示板の設置

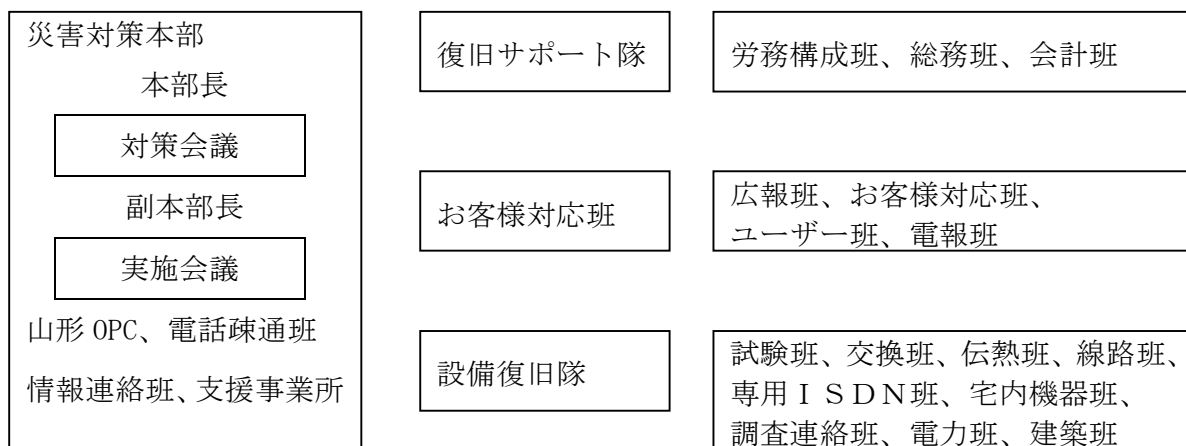
第4 被災地情報ネットワーク

災害発生において流通する情報 (被災情報・安否情報・生活情報・緊急援助情報等) について、各機関の協力を得て被災地情報ネットワークによって提供します。

第5 災害用伝言ダイヤル（171）

災害用伝言ダイヤルは、特に被災者が安否の状況を家族等に連絡する場合に、安否情報等の伝言を電話に登録する事により、相手に状況等の連絡が可能となる。また、被災者等の安否状況を知りたい場合は、登録された伝言を再生する事により、状況の確認を得ることが出来る。

別表 災害対策本部組織・構成（第1関係）



第6 孤立防止用無線機端末局及び超小型衛星通信方式固定形端末局装置(Ku帯)設置個所一覧 孤立防止用無線機端末局

市町村名	受付台	基地局 (サテ局)	端末局	設置場所	連絡番号	保守局連絡番号
山形市	山形	尾畑山	山 寺	山寺公民館	TEL 695-2001	衛星通信センター (フリーダイヤル) 0120-0466-80
天童市	山形	山 口	田麦野	田麦野公民館	TEL 656-2955	

超小型衛星通信方式固定形端末局装置 (Ku 帯)

免許人名	局種	識別信号	電波形式	周波数	空中線電力	常置場所
NTT 山形支店	地球局	でんでん山形 NST 可搬地球 V81	12K0-G1E	14GHz	0.25W	上山市山元 山元地区公民館

(注) 電波形式 (伝送路情報の型式)

- ① 電波申請の際は、G1C・G1D・G1Eで行い、全て利用できるようにする。
- ② 分類は、G1C—FAX用・G1D—データ伝送、遠隔測定、遠隔指令用・G1E—電話 (音響による放送も含む。) とする。

※ 端末からの発信

- ① 通常は、自動発信規制を行っているため、発信する場合は、102番以外は接続なりません。
- ② 災害等が発生し、通信が途絶した場合は、102番を呼び出し、オペレーターによる手動接続となる。
- ③ NTTは、復旧措置・救済措置検討により、特設公衆電話設置の判断にたち、発信規制解除を行う。
このことにより、端末からの自動発信ができるようになる。
- ④ 発信規制解除については、状況に応じ関連自治体とNTT東日本山形支店で協議する。

※ 発端末への着信 (端末への発信者側)

- ① 端末へ発信する発信者は、全て102番を呼び出し、オペレーターによる手動接続となる。

7. 気象庁震度階級関連解説表(平成21年3月)

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
未満0.5以上	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—	<p>1 気象庁が発表している震度は、震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。</p> <p>2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測地であり、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。</p> <p>3 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物の構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。</p> <p>4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。</p> <p>5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。</p>	—		
	未満1.5以上	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—				
未満2.5以上	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—				
	未満3.5以上	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいます。眠っている人の大半が目覚めます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。				
未満4.5以上	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
未満5.0以上	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	安全装置が作動しガスの供給が停止される。まれに断水停電が発生することがある。	亀裂や液状化が生じることがある。落石やがけ崩れが発生することがある。
			未満5.5	5強				

5.5 以上	6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる 耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。
		未満 6.0 以上	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れや亀裂が入ることが多くなる。傾くものや、倒れるものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
未満 6.5 以上	7			揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、傾くものや倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ倒れるものが多い。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。

* ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

8. 被害程度の判定基準

天童市地域防災計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものあるいは死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在が不明であり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	重傷者 軽症者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。	
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。）	
	全壊 全流	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊 半焼	住家の損壊が甚しいが、補修すればもとどおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	床上浸水	住家の床上以上浸水したもの及び全壊等半壊等に該当しないが土砂、竹木等のたい積等のため一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	「床下浸水」は、住家の床以上に達しない浸水程度のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊、半焼にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
非住家の被害	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、この基準中他の被害区分に属さないものとする。	
	その他	土蔵、倉庫、車庫、納屋等の建物とする。これらの施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。	
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。	

その他の被害	病院	医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施護もしくは沿岸を保全するために防設することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外がく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	動力船で船体が没し、航行不能となったもの、流失し、所在不明と在ったもの及び修理しなければ航行不能の被害。
	電話	通話不能になった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
建物	建物	地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。
	危険物	
	その他	
り災者	り災者世帯数	災害により被害を受け、通常的生活を維持することができなくなった生計を一つにしている世帯で、全壊、半壊及び床上浸水により被害を受けた世帯とする。
	り災者数	り災世帯の構成員とする。
災害の態様	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第1項に規定する現象をいうものとする。
	がけ崩れ	がけ地の崩壊をいうものとする。
	土石流	河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設をいうものとする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

被害金額	その他公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害 市町村数	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害が、例えば、工業原材料、商品、生産機械・器具とする。
	商工建物被害	商店、工場等の被害をいうものとする。住宅と併用の場合は住宅部分を除いた被害額とする。
	鉄道施設被害	鉄道施設の被害とする。
	電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。
電力施設被害	電力施設の被害とする。	

(注)

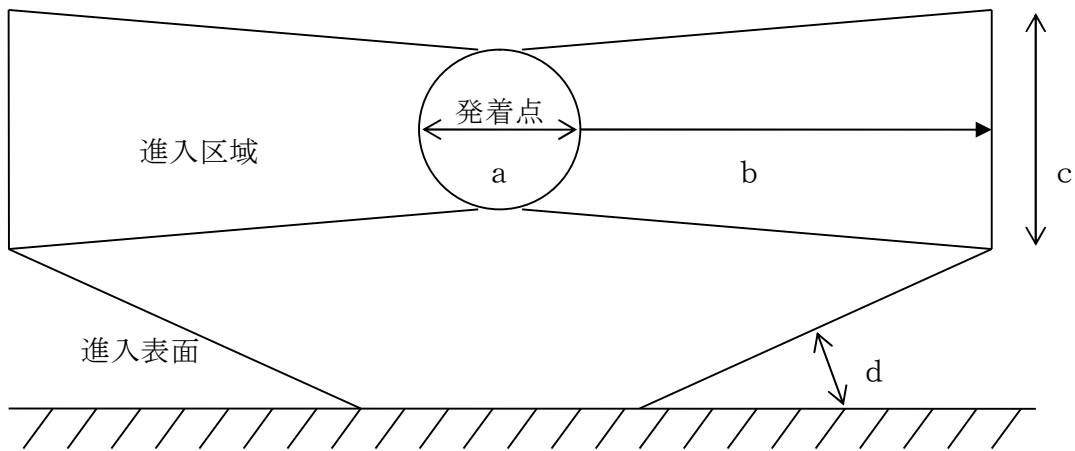
- 1 「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」の被害は、災害中間報告にあつては、報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあつては、被害の最大値を記入するものとする。
- 2 「地すべり」、「がけ崩れ」及び「土石流」の箇所は、防止施設、人命、住家、公共的建物に被害があつたものとする。
- 3 被害額については、原則として施設等にあつては、その再取得価額又は復旧額とし、生産物については、時価とする。なお、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設で査定済のものについては、その査定済額を記入し、未査定額はカッコ書きとするものとする。

9. ヘリポート設定基準

ヘリコプターは、風に向かって約12度の上昇角、降下角で離着陸するものであることなどから、ヘリポートの設定については、次のことを十分考慮する必要がある。

- 1 仰角9度の線上400m幅20mにわたって障害物がないこと。
- 2 地面は、堅固で傾斜6度以内であること。
- 3 ヘリポート近くに、上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し、又は旗を立てること。
- 4 離着陸時は、風圧等により危険があるので、人を接近せしめないようにすること。
- 5 着陸点については、石灰等を用いて「H」の記号を標示して着陸中心を示すこと。
- 6 物資を輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

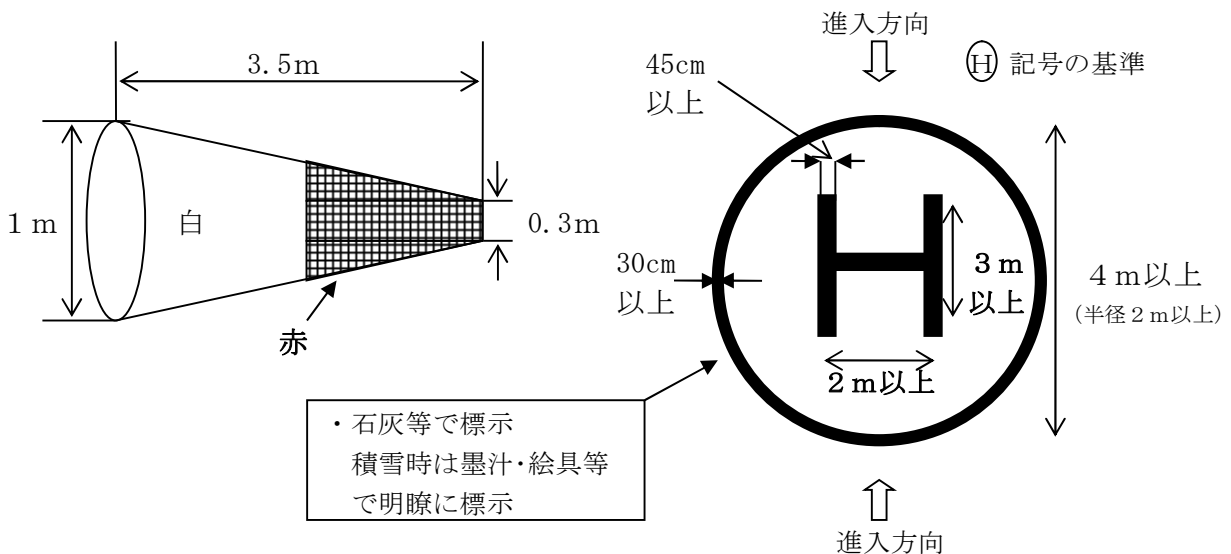
ヘリポートの設定基準



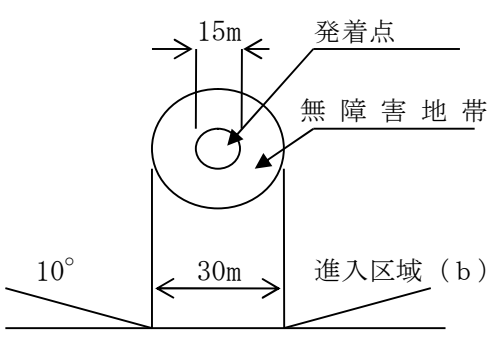
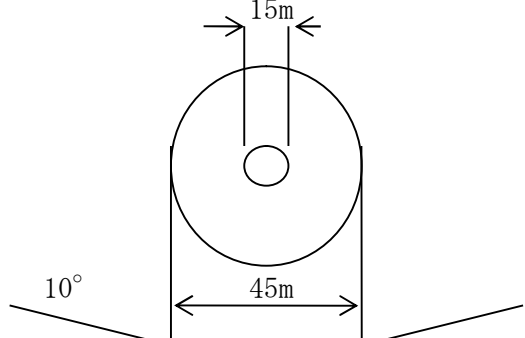
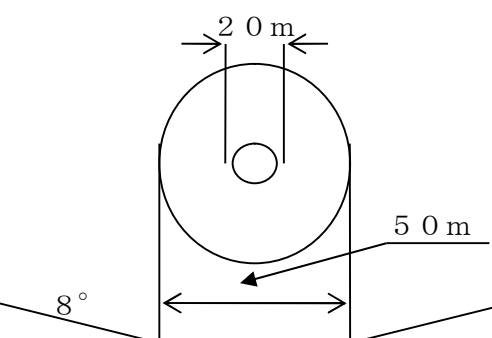
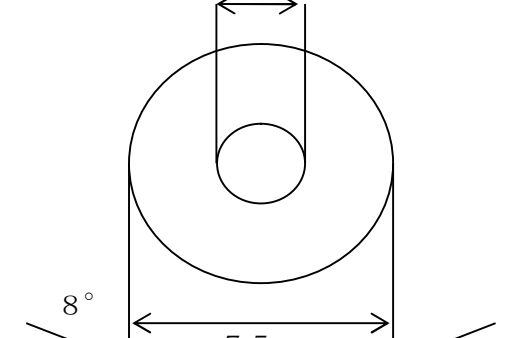
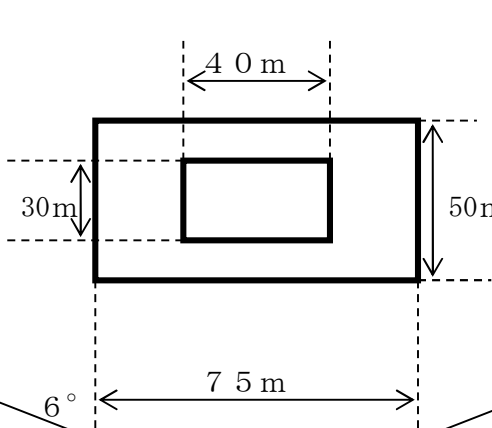
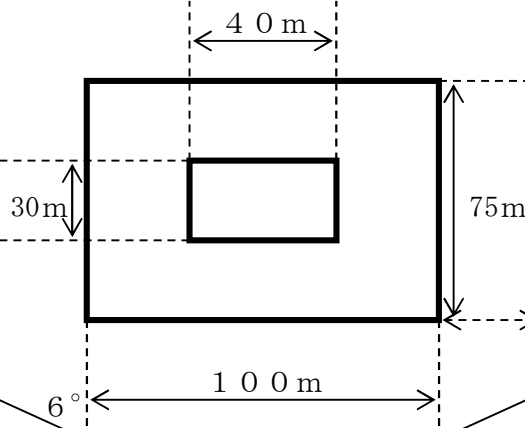
ヘリコプター発着点の所要地積

	a (m)	b (m)	c (m)	d (度)
中 全 (中型全日)	75	400	75	9
中 昼 (中型昼のみ)	50	400	50	9
小 全 (小型全日)	45	400	15	12
小 昼 (小型昼のみ)	30	400	15	12

風の方角が分かるようヘリポートの近くに吹流しを立てる。標準寸法は図のとおりである。



離着陸（発着）のため必要最小限度の地積

区分 項目	昼間使用	夜間使用
発着 小型		
着場 中型		
準 大型		

臨時へりぽーと

No.	施設名称	住 所	面積 (㎡)
1	天童市立天童南部小学校	田鶴町四丁目2番10号	8,400
2	天童市立天童中部小学校	老野森二丁目6番4号	8,900
3	天童市立天童北部小学校	乱川四丁目2番25号	11,800
4	天童市立成生小学校	大字高木836番地	13,800
5	天童市立蔵増小学校	大字蔵増676番地	11,700
6	天童市立寺津小学校	大字寺津1350番地	9,100
7	天童市立津山小学校	大字貫津591番地	10,800
8	高原の里交流施設ぽんぽこ	大字田麦野381番地	2,300
9	天童市立山口小学校	大字山口1919番地	11,700
10	天童市立高揃小学校	大字高揃北239番地	9,100
11	天童市立長岡小学校	東長岡三丁目3番1号	14,700
12	天童市立干布小学校	大字干布580番地	8,200
13	天童市立荒谷小学校	大字荒谷7857番地	8,800
14	天童市立第一中学校	大字原町10番地1	19,500
15	天童市立第二中学校	大字久野本1674番地	21,500
16	天童市立第三中学校	大字矢野目1285番地	18,300
17	天童市立第四中学校	柏木町一丁目3番1号	20,000
18	老野森運動広場	老野森二丁目6番1号・2号	15,600
19	天童市スポーツセンター	大字小関1230番地	117,000
20	山形県総合運動公園 特設駐車場(南側・南東側)	山王1番1号	100,000以上

第2編 災害関係

天童市の主な災害記録

西 暦	年 号	種 別	記 録
1959	S34	台 風 (7号)	○8月14日 05:43~15日 04:10 <ul style="list-style-type: none"> ● 瞬間最大風速 : 20.5m (南東の風) ● 家屋倒壊 : 2棟 ● 非住家 : 1棟 ● 屋根のトタン飛散: 15棟 他
1959	S34	台 風 (15号) 伊勢湾台 風	○9月26日 12:15~27日 06:55 <ul style="list-style-type: none"> ● 瞬間最大風速 : 27.0m (南東の風) ● 建物倒壊 : 27件 ● 農作物被害甚大 ● 被害総額 : 2,149万4,000円
1960	S35	水 害	○7月13日 <ul style="list-style-type: none"> ● 降 雨 量 : 54.0mm ● 床下浸水 : 12棟
1961	S36	台 風 (18号) 第2室戸 台 風	○9月16日 09:30~17日 06:30 <ul style="list-style-type: none"> ● 瞬間最大風速 : 25.0m (南東の風) ● 建物倒壊 : 36件 ● 建物半壊 : 6件 ● 農作物被害甚大 ● 被害総額 : 6,808万2,000円
1964	S39	水 害	○7月12日 <ul style="list-style-type: none"> ● 降 雨 量 : 60.3mm ● 床下浸水 : 20棟 ● がけ崩れ : 4か所 ● 木橋沈下 : 1か所 ● 田畑の冠水等: 197.5ha
1966	S41	水 害	○6月30日 <ul style="list-style-type: none"> ● 降 雨 量 : 79.7mm ● 床上・床下浸水: 12棟 ● 堤防の決壊 : 2か所 ● 堤防の浸水 : 1か所 ● 道路の決壊 : 5か所 ● がけ崩れ : 1か所 ● 田畑の冠水 : 43ha ● 田畑の流失 : 5ha
1967	S42	水 害 (羽越水害)	○8月28日 (降雨量: 72.5mm) 置賜地方をおそった集中豪雨により、最上川が10年ぶりの増水 ○8月29日未明 倉津川と最上川の合流点の無堤地帯から逆流した水が、今町・窪野目一帯の田畑に冠水 ○8月29日11:00頃 家屋にも浸水し、両部落間の道路は、約1mを越す水で通行不能 ○8月30日明け方から 水位が減少しはじめ、地区住民の協力で防疫、消毒作業を実施 (伝染病などの発生なし。) ○被害状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 住家床上浸水 : 25戸 ● 住家床下浸水: 42戸 ● 非住家浸水 : 116戸 ● 水田浸水・冠水: 165ha ● 畑浸水・冠水 : 83ha ● 被害総額 : 4,123万円

西 暦	年 号	種 別	記 録
1969	S44	異常気象 (凍霜害)	<p>○5月7日 凍霜害により、干布・長岡・清池・道満・乱川・成生地区の果樹地帯の農作物、蔵増地区の桑園などは、収穫ができない所もあり、県内では一番ひどい被害を受けた。</p> <p>○被害拡大の原因 長時間の低温のため、凍害と霜害がかさなったことと、果樹の生育期が満開、落下直後という最も霜に弱い時点にあったため。</p> <p>○被害総額：約8億7,000万円</p>
1970	S45	水 害	<p>○1月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 降 雨 量 (不明) ● 床下浸水：25棟 ● 堤防決壊：2か所 ● がけ崩れ：3か所 ● 田畑の冠水等：10.2ha ● 被害総額：585万円
1972	S47	台 風 (20号)	<p>○9月16日 09:56～18日 02:11</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 瞬間最大風速：27.0m (南西の風) ● 建物全壊：2棟 ● 建物半壊：2棟 ● 一部破壊：8棟
1973	S48	異常気象 (干ばつ)	<p>○例年の梅雨時の10%未満の雨量に加えて、6月・7月の晴天によって、市内を流れる河川、水源としている地下水が低下し、異常渇水状態となり、市内の水不足は深刻な事態となった。</p> <p>○7月30日 市干ばつ対策本部を設置</p> <p>○7月31日現在 原崎47戸、道満49戸の井戸水が枯渇</p> <p>○8月 2日から</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原崎地区、道満地区に給水 ● 天童原、久野本、日光団地では、水圧低下による朝・夕の自然断水 <p>○8月4日から全市域にわたり水圧を下げ第二次規制を実施、これにより夕方のピーク時には高台にある桜ヶ丘団地、金比羅地区の35戸が断水</p> <p>○被害総額：約3億4,000万円</p>
1975	S50	その他	<p>○6月1日 アメリカシロヒトリが大発生し対策本部を設置</p>
1976	S51	水 害	<p>○8月5日～7日かけて集中豪雨 1日の降雨量が177ミリという50数年ぶりの大雨により、家屋の浸水、田畑の冠水、市道の路面流出、上水道配水管の損壊など大きな被害を受けた。</p> <p>○住宅の被害が特にひどかった地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 蔵増地区、天童地区(本町・小路・北目)、高揃地区(水の出) <p>○被害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住家床上浸水：46棟 ● 住家床下浸水：206棟 ● 非住家床上浸水：25件 ● 非住家床下浸水：93件 ● 学校の床下浸水：1件 ● ぶどう園の地すべり ● 道路の決壊等：10か所 ● 堤防の決壊等：3か所 ● 田畑の冠水等：1,975ha ● 路面流出、上水道配水管損壊：1億1,700万円 ● 田畑の冠水、ブドウ棚倒壊等：4億1,700万円 ● 被害総額：5億7,665万円

西 曆	年 号	種 別	記 録
1978	S52	豪 雪	○1月 32年ぶりの豪雪 ○1月 8日 市豪雪対策本部を設置
1981	S56	台 風 (15号)	○8月23日 14:40～24日15:00 ●瞬間最大風速 : 29.0m (南東の風) ●住家一部破損 : 3棟 ●非住家全壊 : 2棟 ●非住家一部破損 : 3棟 ●床下浸水 : 1棟 ●軽 症 : 1名
		豪 雪	○1月 観測史上最大の豪雪 (1mを越す豪雪) ○1月 7日 市豪雪対策本部を設置
1982	S57	台風 (10号)	○8月 1日 23:07～2日18:16 ●瞬間最大風速 : 28.0m (南東の風) ●住家一部破損 : 14棟 ●公共建物被害 : 8棟 ●文教施設被害 : 8カ所 ●軽 症 : 2名
1985	S60	雷 突 風 竜 卷	○9月7日 夕方 雷雨を伴った強風が発生、同時に、市を北東に横断する竜巻がおそい、小矢野目、交り江、老野森、久野本、原崎、下山口の各地に被害をもたらした。 ●半 壊 : 2棟 ●一部破損 : 42棟 ●停 電 : 1,800戸 ●被害総額 : 1億4,357万4千円
1993	H5	異常気象 (冷 害)	○8月23日 異常気象対策本部を設置 (冷害)
1995	H7	地 震	○1月17日 阪神・淡路大震災
2001	H13	豪 雪	○1月 昭和56年以来の大雪 ○1月 5日 市雪害対策本部を設置 ○1月 9日 最高降雪量 31cmを記録 ○1月 9日 最高積雪深 72cmを記録
2003	H15	豪 雪	○1月30日 最高降雪量 46cmを記録 ○1月31日 最高積雪深 72cmを記録
2005	H17	豪 雪	○2月 2日 市豪雪対策本部を設置 ○1月22日 最高降雪量 30cmを記録 ○2月 5日 最高積雪深 68cmを記録
		豪 雨	○8月20日 記録的な豪雨により大きな被害 午後6時からの約3時間で、140.5ミリを記録 ○被害状況 ●住家床上浸水 : 2棟 ●非住家床上浸水 : 6棟 ●住家床下浸水 : 18棟 ●天童一中 : 廊下の外壁破損 ●道路被害 ・法面崩壊、路肩崩壊 : 4路線 ・道路崩壊、橋欠落等 : 2路線 ・路面流出、土砂かぶり : 5路線 ●農地崩壊 : 山口・干布・津山 34か所 ●地すべり : 舞鶴山 (文学の森付近・展望台から愛宕沼) ●停 電 : 約2,200戸
		豪 雪	○12月26日 市豪雪対策本部を設置 ○高齢者世帯などへの雪下ろし補助制度の新設 ○12月31日 最高降雪量 53cmを記録 ○H18年1月4日 最高積雪深 82cmを記録

西 暦	年 号	種 別	記 録
2007	H19	台 風	<p>○9月7日 台風9号により果樹などに大きな被害 9月7日未明から、雨を伴い激しさを増した風は、午前8時20分、最大瞬間風速35.8メートルを記録、降り始めからの雨量も90ミリを記録</p> <p>○被害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農林被害 <ul style="list-style-type: none"> ・倒伏・落下・枝折れ：リンゴ[〃]33.4%、西洋ナシ51.8%、柿[〃]40%など ・農業施設破損等：ビニールハウスなど16棟、用水路土砂堆積 ・農地冠水：畑地9ha、田2.1ha ● 土木関係 <ul style="list-style-type: none"> ・護岸崩壊、堤防洗掘：押切川など4河川 ・舗装破損、倒木・冠水：山寺公園線、高滝不動線など ● 教育施設 <ul style="list-style-type: none"> ・トタン屋根損傷：中学校2校、小学校5校で7件 ・倒木、樹木損傷：中学校3校、小学校6校で27本 ・工作物損傷：中学校2校、小学校2校で6件 ● 被害総額：約11億5,000万円
2011	H23	地 震	<p>○3月11日 午後2時46分 震 源：東北地方太平洋沖地震、マグニチュード：9.0 天童市：震度5弱、市災害対策本部を設置 (原発関連避難者が所在している間、市対策本部を設置中)</p> <p>○被害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人的被害：2名(骨折、転倒) ● 建物被害：30件(県に報告16件) ● 避難者：10施設274名(3/11:最大、3/13:0名) ● 市内全域停電：11日～12日 22:00 全域復電 ● 広域避難者：217名(3/20の最大値) (山形県青年の家46名、天童市スポーツセンター171名) ● 原発関連避難者：134世帯397名(H25.10.3現在) <p>○災害協定に基づく支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 3月13日 <ul style="list-style-type: none"> ・土浦市(断水のため給水の依頼あり。) 支援物資：給水袋60×2,000枚 ・多賀城市(食料、毛布、給水等の依頼あり。) 支援物資：毛布550枚、白米3,242食、五目御飯800食、サマ缶詰2,580食、大人用おむつ2,800個、ジュース等6,264本 ● 3月13日から23日 <ul style="list-style-type: none"> ・多賀城市へ応急給水活動のため職員を派遣 ● 3月15日から19日 <ul style="list-style-type: none"> ・多賀城市へパンと飲料水を提供(職員、業者) ● 3月20日から <ul style="list-style-type: none"> ・パンを手配し多賀城市へ配送(支払は多賀城市) ● 4月26日まで、給水車貸出し <p>※ 応援職員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 期 間：3月11日～12月27日(212日) ● 派遣先：宮城県、岩手県、茨城県へ応援職員を派遣 ● 業 務：緊急消防援助隊、応急給水、建設関係、避難所運営支援、被災地支援事務、物資配送ほか ● 職員数：177名(延べ476名) <p>※ 平成24年4月1日～令和元年9月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多賀城市へ技術職員1名派遣(1年交代8年間)

西 暦	年 号	種 別	記 録
2012	H24	豪 雪	○2月2日 市豪雪対策本部を設置 ● 除排雪作業補助金：3,497,673円 ● 福祉関係補助金等：10,944,660円 ○2月2日 最高降雪量 33cmを記録 ○2月5日 最高積雪深 83cmを記録
		強 風	○4月3日～4日 ● 建物被害：18件（屋根の一部損壊・剥離等） ● 農業被害：44件（トタン・ビニールハウスの剥離等） ● そ の 他：26件（倒木8件、飛来物被害等）
2013	H25	大 雨 断 水 豪 雨	○7月18日 市災害対策連絡本部を設置 ● 18日03:28 大雨警報（土砂災害） ● 18日10:59 大雨・洪水警報 （14:43 洪水警報解除、17:56 大雨警報解除） ● 18日13:00 市災害対策連絡本部設置 大雨による樽川・高野辺樋門等の増水対応 スポーツセンターへの自主避難者18名（19:40全員帰宅） ○7月19日～27日：断水対応（給水活動） ● 濁度上昇（水道水を供給できない状況、11:00から断水） ○7月21日：自衛隊へ災害派遣要請 ○7月22日：市災害対策本部を設置（～7/31） ● 06:00～自衛隊給水活動開始（7/22～7/26） ● 市内全域断水：20,500世帯（給水活動：7/19～7/27） 19日5か所、20日7か所、21日9か所、22日10か所 23日19か所、24日19か所、25日20か所、26日18か所 27日5か所 ● 生活用水給水支援：5個事業所（7/20～7/27） ○7月28日：ゲリラ豪雨対応 ● 28日12:40 大雨警報（市内随所で冠水） ● 28日12:50 土砂災害警戒情報 ○7月31日：災害対策本部を廃止
2013	H25	台 風 (18号)	○9月16日 ● 水稻・そばの倒伏、若干の落果被害
		台 風 (26号)	○10月16日 ● 小学校7校 休校 ● ホテル王将8Fベランダから目隠し用鉄板落下(1m×2m×2枚) （けが人なし、乗用車の右前部に凹み）
2014	H26	台 風 (8号)	○7月9日～10日（00:30 山形県災害対策本部設置） ● 排水ポンプ車出動 ● 果樹園・畑等の冠水：蔵増地区1,000a、寺津地区400a ● 長岡小学校修学旅行延期、中部小学校11日休校
		ゲリラ豪雨 (雷雨) (降雹)	○8月22日 16:57 大雨警報（浸水害）、洪水警報、雷注意報 ● 市内随所で冠水発生（雷を伴う強い雨） ● 市内全域停電（16:50頃～21:54復電） ● 落雷被害：推定260万円（市役所関連施設） ● 降雹被害 ・建物被害：カーポートに穴、屋根の凹み等多数 ・農林被害：10億8千万円 ・そ の 他：車両のボンネット・屋根の凹み等多数

西 曆	年 号	種 別	記 録
2014	H26	台 風 (19号)	○10月14日 ● 干布小学校：休校 ● 1中、2中、3中：10時始業開始 ● 天童温泉：約100名宿泊キャンセル
2015	H27	豪 雨 (落 雷) (竜 巻)	○7月22日 ● 18:40 大雨洪水警報、雷注意報 ● 落雷被害 ・市内随所で停電（23日01:01復電） ・落雷火災2件 ・信号の停電4箇所 ● 豪雨・強風被害（竜巻発生） ・通行止め2箇所、床下浸水2件、車両浸水1件 ・家屋の強風被害（トコ屋根飛ばされ3件、ガラス割れ1件） ・農業被害（ハウス倒壊5件、枝折れ・果樹落果等）
		豪 雨 (台18号)	○9月10日～11日 ● 10日04:00 東南村山大雨警報 ● 10日14:20 天童市大雨警報（土砂災害）発表 ● 10日18:10 土砂災害警戒情報（東根市・尾花沢市） ● 10日22:35 東根市「避難準備情報」 ● 11日00:00 乱川大町水位観測所「氾濫危険水位」 ※ 避難勧告等の発令要領に課題が露呈！
2016	H28	(地震)	○4月14日：熊本地震（最大震度7） ※ 熊本県へ応援職員派遣：住家の被災状況調査 建設課1名（4/25～4/29）
		豪 雨	○7月30日 降雨量 1時間に63ミリのゲリラ豪雨 ● 市内各所で道路冠水 ● 機械破損：ゆびあ、駅東側駐車場ゲート、美術館電気系統等 ● 成生地区10戸停電、電柱の通信線溶解
		台 風 (7号)	○8月17日 ● 09:09 大雨(土砂災害)警報（12:45 警報解除） ● 09:40 排水ポンプ車出動 ● 道路・アンダーパス冠水、土砂流出2箇所等
		台 風 (9号)	○8月22日～23日 ● 22日10:13 大雨洪水強風注意報（情報収集班体制） ● 22日15:55 大雨洪水警報（災害対策警戒班体制） ● 22日20:12 排水ポンプ車出動 ● 23日00:59 大雨洪水警報解除 ● 天童高原山口線通行止め（田麦野～スキー場間）
		台 風 (10号)	○8月29日～30日 ● 29日03:33 大雨・雷・洪水注意報（情報収集班体制） ● 29日06:21 大雨・洪水警報（災害対策警戒班体制） ● 29日10:45 山形市全世帯に避難準備情報 ● 29日15:37 排水ポンプ車出動（高野辺アンダーパス冠水） ● 29日18:33 大雨・洪水警報解除 ● 寺津沼湖畔公園道(南北道路)冠水
		地 震	○11月22日05：59（震度4） ● 市役所庁舎の破損 免震の継ぎ目一部破損、1階窓ガラスにヒビ割れ

西 暦	年 号	種 別	記 録
2017	H29	強 風	○5月9日(火)強風により、市内の街路樹が倒れ通行中の車両に傷
2018	H30	落 雷	○5月15日(月) 14:40 高掬地区、落雷により約1,500世帯停電 (16:43 全世帯通電)
		(地震)	○6月18日(月):大阪府北部地震(最大震度6弱) ●死者:5人 ●避難者:約2,600人 ●小学校のブロック塀が崩れ、9歳の女子児童が亡くなる。 ※市内のブロック塀、緊急簡易点検の実施
		(豪雨)	○6月28日(木)~7月8日(日):西日本豪雨 ●死者:224 ●行方不明:9人 ●避難者:4万2,219人 ●大雨特別警報:11府県 ●床上床下浸水:3万216棟 ●全半壊:1万7,417棟
		台 風 (21号)	○9月4日(火)~5日(水) ●4日23:23 大雨・雷・強風注意報 ●4日23:50 洪水注意報 ●4日22:52 瞬間最大風速 19.5m観測 ●5日01:15 大雨・洪水注意報解除 ○被害状況 ●農林被害:約1,900万円(19,688,000円) ●藤内新田:空き家のトタン屋根飛散、隣家ガラス窓破損 ●田 麦 野:ぼんぼこ体育館屋根トタン5枚剥離 ●天童高原地域交流センター:テレビ・ラジオのアンテナ折れ、ほか
		(地震)	○9月6日(木):北海道胆振東部地震(最大震度7) ●死者:41人 ●避難者:1万3,111人 ●全半壊:1,410棟 ●一部破損:7,555棟 ●道内全域で停電:295万戸 ●札幌市などで液状化 ※ 勇払郡厚真町へ応援職員派遣:住家被害認定調査 税務課1名(9/25~9/30)
		台 風 (24号)	○9月30日(日)~10月1日(月) ●死者:3人 ●行方不明:1人 ●避難者:3万5,949人 ●首都圏JR線運休:1,218本(影響45万4,000人) ※ 天童市の被害:150万円(作物落果)
2019	R元	豪 雨 (降雹) (雷雨)	○6月5日(水) ●14:33 大雨・洪水注意報発表、雷注意報継続 ●17:06 大雨警報(浸水害)発表、雷・洪水注意報継続 ●21:14 注意報に切替え ○被害状況 ●農林被害:1億3,400万円(降雹被害) 干布地区(全域)、成生・寺津・津山地区(一部) ●停電:成生地区等79戸(発生16:00、復旧22:37)
		(地震)	○6月18日(火):山形県沖地震(M6.8) ●震度6弱:鶴岡市、震度5弱:上山市、村山市、尾花沢市、他18市町村、天童市:震度3 ※ 天童市の被害なし。 ※ 鶴岡市へ応援職員派遣:住家被害認定調査業務 税務課1名、建設課1名(6/24~6/27)

西 暦	年 号	種 別	記 録
2019	R 元	台 風 (19号) 東日本に 大 災 害 死者98名 行方不明 3名 全半壊3418棟	<p>○10月12日(土)～13日(日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 12日14:00 災害対策連絡本部設置 ● 12日15:00 自主避難所開設(市立公民館:2名体制) ● 12日16:06 大雨・洪水・雷・強風注意報 ● 12日18:00 災害対策本部設置 ● 12日18:17 暴風警報(瞬間最大風速 12日23:26 18.1m/s) ● 12日20:19 大雨警報(浸水害)・洪水警報 ● 12日20:50 田麦野地区 避難準備・高齢者等避難開始発令 ● 12日21:45 土砂災害警戒情報 発表 ● 13日08:15 土砂災害警戒情報 解除 ● 13日08:35 大雨警報解除 ● 13日16:00 災害対策本部廃止 <p>○被害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農林被害:西洋なし、りんご 一部で落果被害 (事前の収穫等により大きな被害なし。) ● 避難者数:22名(田麦野:4世帯6名) <p>※ 応援職員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 丸森町:緊急消防援助隊派遣 ● 丸森町:健康管理業務 健康課1名(11/3～11/8) ● 角田市:被害認定調査業務 総務課1名(10/31～11/4) ● いわき市:応急給水業務 上下水道課10名(1班2名×5) (10/15～10/25)
2020	R 2	その他	<p style="text-align: center;">【新型コロナウイルス感染症対策】</p> <p>○2月26日(水)14:00 天童市新型コロナウイルス感染症対策本部設置</p> <p>○令和5年5月8日(月)「5類移行」に伴い、部長会 終了後、対策本部を廃止</p>
2020	R 2	豪 雨	<p style="text-align: center;">【令和2年7月豪雨】</p> <p>○7月28日(火)～29日(水)</p> <p>*28日24時間降水量:消防115mm</p> <p>*最上川上流2日間総雨量:170mm(消防127.5mm)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 28日11:30 災害対策連絡本部設置(避難所開設について) ● 28日13:15 「避難準備・高齢者等避難開始」発令 (南部・中部・津山・山口・寺津地区) ● 28日13:30 災害対策本部設置 ● 28日15:30 「避難勧告」発令(成生地区・蔵増地区) ● 28日17:30 「避難勧告」発令(南部・中部地区・寺津地区) ● 29日13:50 「避難勧告」解除 ● 8月18日10:00 災害対策本部廃止 <p>○被害状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難者数:避難所9箇所 計749名 ● 床上浸水:住家1棟 非住家10棟 ● 床下浸水:住家2棟 非住家 4棟 ● 農業被害:約5億5千万円 ● 市道関連:約160万円 ● 河川関連 :約290万円 ● 公園関連:約680万円 ● 下水道関連:約900万円 ● 災害廃棄物:可燃3,670kg、不燃1,060kg、計4,730kg <p>※ 応援職員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 尾花沢市・大石田町:応急給水活動 上下水道課2名(1班体制):8/1

西 暦	年 号	種 別	記 録
2020	R 2	豪 雪	<p align="center">【12月16日からの大雪】</p> <p>○降雪／積雪状況 12/16：26cm／29cm、12/17：31cm／47cm 12/18：30cm／60cm、12/19：2cm／32cm 12/20：18cm／48cm、12/21：25cm／57cm</p> <p>○最高積雪深 12月18日 60cmを記録</p> <p>○人的被害 重症者2名（12/21原町、12/23東芳賀）</p> <p>○孤立集落 田麦野地区（12/21日：70世帯144名）</p> <p>○停電 12/17：山口地区・田麦野地区、12/21：田麦野地区</p> <p>○被害状況 ① 施設倒壊：43棟（さくらんぼハウス、ビニールハウス等） ② 果樹棚倒壊：32件（ぶどう等） ③ 果樹枝折れ：60.3ha（果樹地全体の約3.7%） ④ 若松保全林：約20本倒木、電柱3本、市道封鎖</p> <p>○12月20日 市道若松観音線：全面通行止（復旧まで1か月の見通し）</p> <p>○12月21日07：00～10：20頃 天童高原山口線：倒木により通行止（0:45～4:30、7:07～10:20片側交互通行、18:30解除）、田麦野地区一時孤立</p> <p>○12月24日 除雪費2億円増額（計3億5千万円）</p> <p align="center">【年末の寒波】</p> <p>○降雪量（積雪深） 12/31：25cm／32cm、1/1：26cm／40</p> <p>○影響等：被害・影響等なし。</p>
			<p align="center">【年始の寒波】</p> <p>○降雪量（積雪深） 1/8：17cm／48cm、1/9：3cm／43cm</p> <p>○影響等：被害・影響等なし。</p>
2021	R 3	地 震	<p>○2月13日（土）23：08 震 源：福島県沖 M7.3 最大震度6強 天童市：震度4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎免震部との接合部分に軽微な損傷 （更衣室西側廊下、市民ロビー、議会棟傍聴者出入口） ● カーポート倒壊1件、他特に被害等なし。
2022	R 4	豪 雪	<p>○1月21日（金）17：00 天童市豪雪対策本部設置</p> <p>※ H24年2月2日（木）以来10年ぶりに豪雪対策本部を設置</p> <p>○降雪／積雪状況 1/19:30cm/67cm、1/21:17cm/64cm、2/22:17cm/63cm 2/23:20cm/65cm、2/25:9cm/60cm</p> <p>※ 積雪累計：5m64cm（過去10年で一番の積雪量）</p> <p>○特に大きな被害・影響等なし。</p> <p>○3月31日（木）17：00 天童市豪雪対策本部廃止</p>

西 暦	年 号	種 別	記 録
2022	R4	(地すべり)	<p>○西川町地すべりによる導水管破損</p> <p>※ 応援職員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 応急給水活動 <p>3/3～3/4：上下水道課4名（2班体制）</p>
		地震	<p>○3月16日(水) 23：36</p> <p>震 源：福島県沖地震 M7.4 最大震度6強</p> <p>天童市：震度5弱</p> <p>※ H23年3月11日(金)以来11年ぶりに震度5弱を観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策連絡本部設置（3月17日13:30廃止） ● 清池神社 鳥居倒壊、温泉神社 灯籠倒壊 ● 市役所庁舎正面玄関上部窓ガラス破損 ● 灯油ホームタンク転倒 その他 <p>※ 応援職員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県大崎市 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水活動 <p>3/17～3/20：上下水道課4名（2班×2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福島県相馬市 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家被害認定調査業務 <p>3/27～4/2：税務課1名、農林課1名</p> <p>4/13～4/16：税務課1名</p>
		豪雨	<p>○8月3日(水)～8月4日(木)</p> <p>※ 山形県初の大雨特別警報（置賜地方3市4町）</p> <p>※ 記録的短時間大雨情報（6回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 4日01:19「大雨警報(土砂災害)」(4日14:05 解除) ● 4日01:25「土砂災害警戒情報」(4日11:30 解除) ● 4日02:20「洪水警報」(4日14:05 解除) ● 4日04:10 最上川上流氾濫危険情報 第5報 <p>※ 下野観測所:1時間40分後、氾濫危険水位超過の予測</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 4日05:00 災害対策連絡本部設置 (08:00 災害対策本部へ移行) ● 4日05:30「避難指示」発令 (4日14:20 解除) <p>※ 寺津・蔵増・成生地区：1,368世帯、5,249世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 8日10:00 災害対策本部廃止 <p>○被害状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難者数：避難所4箇所 計86世帯181名 ● 農業被害：約2,400万円 <p>※ 応援職員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飯豊町 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水活動 <p>8/5～8/6：上下水道課2名(1班体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災住家調査 <p>8/23：税務課1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 川西町 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理支援 <p>8/23・8/25：生活環境課4名（2班×2名）</p>

西 曆	年 号	種 別	記 録
2023	R5	豪 雨	<p>○6月28日(水)</p> <p>※ 東根市 18:11「記録的短時間大雨情報」</p> <p>※ 天童市 1時間雨量42.5mmの激しい雨(道路が川のように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 18:16 大雨警報(注意報切替20:51) ● 18:45 洪水警報(注意報切替20:51) ● 19:00 土砂災害警戒情報(警戒解除20:35) ● 19:10 高齢者等避難 発令(第二次体制) <ul style="list-style-type: none"> ・ 田麦野・若松・荒井原・谷地中地区(204世帯575人) ・ 避難所9箇所開設(自主避難所5箇所)、避難者なし。 ● 20:50 高齢者等避難解除 <p>○被害状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床下浸水5棟(住家床下3棟) ● 市内道路諸所冠水 ● 駅南アンダーパス、久野本アンダーパスで車水没(人的被害なし) ● 市道・農道・農地等の法面崩れ多数
2024	R6	(地震) 天童市 震度3	<p>○1月1日(月)：令和6年能登半島地震(最大震度7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 死 者：698人(うち災害関連死470人) ● 安否不明者：2人 ● 負 傷 者：1,407人 ● 避 難 者：34,173人(最多R6.1.4) ● 家屋被害：165,563棟(全壊:6,537棟、半壊:23,703棟、床上:6棟、床下:19棟、一部破損:135,298棟) ● 孤立集落：最大24地区3,345人(R6.2.13解消) ● 停 電：最大約39,900戸 ● 海岸線隆起最大 4メートル ● 道路寸断：液状化、土砂崩れ、道路崩壊等 <p>※ 応援職員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新潟県(新潟市)：住家被害認定調査(税務課) <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員1名(1/22~1/27) ● 石川県(志賀町)：住家被害認定調査(税務課) <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員1名(5/26~6/2) ● 石川県(七尾市)：応急給水支援(上下水道課) <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員6名、車両2台(給水車1台) ・ 第1班 職員3名(1/24~1/28) ・ 第2班 職員3名(1/27~2/1)
		豪 雨	<p>○7月25日(木)</p> <p>※ 記録的短時間大雨情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 09:13 酒田南部付近(約100mm) ● 09:20 酒田北部付近(約100mm)、遊佐町付近(約110mm) <p>※ 大雨特別警報</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 13:05 酒田市、遊佐町 ● 23:40 酒田市、新庄市、舟形町、鮭川村、戸沢村、庄内町 <p>※ 6市7町3村に災害救助法適用 鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市 金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村 三川町、庄内町、遊佐町</p> <p>※ 人的被害 死者3人(酒田市1名、新庄市2名)、軽傷4人</p> <p>※ 住家被害：1,642棟(全壊:20棟、半壊:526棟)</p> <p>※ 被害総額：約1,116億円(記録に残る1963年以降、最大)</p> <p>※ 避難者数：最大 3,383人(22市町村、138カ所)</p>

西 暦	年 号	種 別	記 録
2024	R 6	豪 雨	※ 天童市の状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 25日15:27 大雨警報(注意報切替 26日05:50) ● 25日20:25 村山広域水道給水制限(26日11:30制限解除) ● 倉津川(蔵増)、須川(寺津)：一時水防団待機水位超過 ※ 応援職員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ● 最上広域消防本部：山形県広域消防応援隊 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防2個小隊 延べ10名、車両3台(7/26～7/27) ● 酒田市：災害廃棄物処理支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境課 延べ2名(8/23～8/26、8/27～8/29)
		豪 雨	○ 8月7日(水) <ul style="list-style-type: none"> ● 16:11 駅南アンダーパス通行止め(17:00解除) ● 16:15 第1次体制 ● 16:27 大雨警報(浸水害)発表(第2次体制) ● 16:30 久野本アンダーパス通行止め(17:20解除) ● 16:30 土砂キキクル警戒レベル3(赤)4(紫)に ● 16:38 高齢者等避難発令(舞鶴山周辺、津山・干布地区) <ul style="list-style-type: none"> 中部公民館(1)、南部公民館(0)、干布公民館(0) 津山公民館(2) 計3名避難 ● 16:48 高野辺水門閉鎖 ポンプ車出動(18:00解除) ● 16:50 広報車4台出動(17:56終了) ● 17:08 成生地区で倒木、電線垂れ下がり(警察) ● 17:15 洪水警報発表 ● 18:20 高齢者等避難解除(第1次体制) ● 19:45 警報すべて注意報に切替 ※ 被害状況等 <ul style="list-style-type: none"> ● 停電10戸(大清水・乱川) ● 市内道路諸所冠水
		豪 雨	○ 9月21日(土) <ul style="list-style-type: none"> ● 05:46 天童市大雨警報(土砂災害)発表(23日05:58解除) ● 06:58 高齢者等避難発令(舞鶴山周辺、津山・山口地区) ★大雨警報(土砂災害)+土砂災害キキクル表示:赤色で決心 ● 06:58 避難所開設(南部・中部・津山・山口公民館) <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難所:スポーツセンター ・ 中部公民館(1)、津山公民館(1) 計2名避難 ● 07:10 土砂災害警戒情報発表(22日18:15解除) ● 07:21 洪水警報発表(20:53注意報に切替) ○ 9月22日(日) <ul style="list-style-type: none"> ● 06:00 県道281天童高原山口線通行止め(累加雨量130㍓) ● 11:33 古川水門閉鎖、11:59 高野辺樋門閉鎖ポンプ稼働 ● 13:50 高齢者等避難解除(舞鶴山周辺・山口地区) ● 15:10 高齢者等避難解除(津山地区) ○ 9月22日(日) <ul style="list-style-type: none"> ● 5:58 大雨警報 注意報に切替 ※ 被害状況等 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内道路諸所冠水

西 曆	年 号	種 別	記 録
2025	R7	異常気象 (高温) (渇水)	<p>○8月1日(金)1400～9月19日(金) 「高温と渇水に関する対策本部」設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物等災害対策事業費補助金 (農業用水確保事業) 10,409千円 ・農作物等災害対策事業費補助金 (園芸作物等高温対策事業) 2,414千円 ・農作物等災害対策事業費補助金 (農薬購入事業) 6,000千円 ・その他、各課ごと対策を実施

第3編 防災関係機関

防災関係機関連絡先一覧

No.	機関名	住所	電話番号	F A X
1	農林水産省東北農政局 山形県拠点	山形市松波一丁目3-7	023-622-7231	023-632-1509
2	国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所	山形市成沢西四丁目3-55	023-688-8421	023-688-8438
3	国土交通省東北運輸局 山形運輸支局	山形市漆山大字行段1422-1	023-686-4711	023-686-5012
4	山形地方气象台	山形市緑町一丁目5-77	023-622-0632	023-633-0620
5	陸上自衛隊第6師団第20普通科連隊	東根市神町南三丁目1-1	0237-48-1151	0237-48-1151
6	山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課	山形市松波二丁目8-1	023-630-2231	023-633-4711
7	山形県村山総合支庁総務企画部総務課	山形市鉄砲町二丁目19-68	023-621-8108	023-624-3056
8	山形県村山総合支庁建設部河川砂防課	山形市鉄砲町二丁目19-68	023-621-8225	023-623-5532
9	山形県村山総合支庁建設部道路課	山形市鉄砲町二丁目19-68	023-621-8210	023-625-5190
10	山形県村山保健所	山形市十日町一丁目6-6	023-627-1100	023-622-0191
11	天童警察署	天童市糠塚二丁目4-1	023-651-0110	023-653-0112
12	天童市東村山郡医師会	天童市桜町1番15号	023-654-4528	023-654-9219
13	東日本電信電話株式会社山形支店	山形市薬師町2-18-1	023-621-9181	023-627-4995
14	東北電力ネットワーク株式会社天童電力センター	天童市天童中一丁目4-1	023-651-3929	023-654-6261
15	天童市建設業同友会	天童市老野森二丁目7-25	023-653-5702	023-654-8605
16	天童市管工事業協同組合	天童市泉町二丁目11-1	023-654-0198	023-654-3105
17	東日本旅客鉄道株式会社天童駅	天童市本町一丁目1-1	023-653-2190	023-653-5310
18	山交バス株式会社寒河江営業所	寒河江市新山町2-1	0237-86-2181	0237-86-2182
19	第一貨物株式会社天童支店	天童市乱川三丁目7-62	023-654-2424	023-654-0238
20	日本通運株式会社山形支店 山形物流事務所	山形市大字十文字字天神東777	023-686-4385	023-686-2853
21	(社)山形県エルピーガス協会山形支部 天童ブロック	天童市糠塚二丁目10番30号	023-653-2180	023-654-1742
22	日本郵便株式会社天童郵便局	天童市久野本四丁目3-12	023-653-2800	023-653-8336
23	天童市社会福祉協議会	天童市老野森二丁目6-3	023-654-5156	023-654-5166
24	天童商工会議所	天童市老野森一丁目3-28	023-654-3511	023-654-7481
25	天童市農業協同組合	天童市老野森二丁目1-1	023-653-5111	023-653-5167
26	山形県生活協同組合連合会	山形市大字上柳67-1	023-686-6261	023-687-2570
27	日本アマチュア無線連盟山形県支部 天童クラブ	天童市五日町一丁目3-5	023-653-6757	023-653-6757
28	山形新聞天童支社	天童市久野本三丁目19-21	023-653-2230	023-654-0619
29	東根市外二市一町共立衛生処理組合	東根市大字野田字シタ2038	0237-47-1321	0237-48-1841
30	山形市(防災対策課)	山形市旅籠町二丁目3-25	023-641-1212	023-624-8847
31	上山市(庶務課危機管理係)	上山市河崎一丁目1-10	023-672-1111	023-672-1112
32	山辺町(防災対策課)	東村山郡山辺町緑ヶ丘5	023-667-1119	023-667-1112
33	中山町(総務広報課)	東村山郡中山町大字長崎120	023-662-4899	023-662-5176
34	寒河江市(防災危機管理課)	寒河江市中央一丁目9-45	0237-86-3226	0237-86-7220
35	東根市(危機管理室)	東根市中央一丁目1-1	0237-42-1111	0237-43-2413
36	山形県消防防災航空隊	東根市大字若木字七窪5670	0237-47-3275	0237-47-3277

報 道 機 関

社・局・支部	電 話	F A X	住 所
NHK山形放送局	625-9515	633-2842	山形市桜町2番50号
山形放送(YBC)	622-6360	632-5942	山形市旅籠町二丁目5番12号
山形テレビ(YTS)	647-1315	644-2496	山形市城西町五丁目4番1号
	643-2821(夜間電話)		
テレビユー山形(TUY)	624-8114	624-8372	山形市白山一丁目11番33号
山形新聞社	622-4546	641-3106	山形市旅籠町二丁目5番12号
山形新聞社天童支社	653-2230	654-0619	天童市久野本三丁目19番21号
朝日新聞社山形総局	622-4868	622-4846	山形市六日町7番10号
読売新聞社山形支局	624-2121	624-0730	山形市松山三丁目14番69号
毎日新聞社山形支局	622-4201	628-2011	山形市七日町五丁目9番17号
産経新聞社山形支局	623-0241	628-3018	山形市東原町3丁目12番8号
河北新報社山形総局	622-2411	642-5059	山形市あこや町三丁目12番11号
日本経済新聞社山形支局	622-2072	642-8854	山形市十日町二丁目4番19号
時事通信社山形支局	631-2157	641-4958	山形市十日町一丁目3番29号
共同通信社山形支局	622-5344	622-5362	山形市旅籠町二丁目5番12号
さくらんぼテレビジョン(SAY)	628-3900	628-3910	山形市落合町85番地
エフエム山形	625-0804	625-0805	山形市松山三丁目14番69号
山形コミュニティ放送	634-0762	633-7622	山形市本町二丁目4番14号
やまがたシティエフエム	625-0788	625-0861	山形市中桜田三丁目1番11号
ケーブルテレビ山形	624-5000	624-5100	山形市あこや町一丁目2番4号

自主防災会設立状況

地区	No.	自主防災会	設立年月日	嘱託区	世帯数	人口	備考
天童中部地区	1	東本町	H3.3.1	155・156・160・164	144	376	老野森自主防災会 東S61.2.17 西H8.4.1 統合H17.4.3
	2	老野森	H17.4.3	134～140・166・168・178・179	575	1,485	
	3	綿掛	H17.5.23	167	122	324	
	4	泉町	S62.12.6	21・22・23・24・25	461	1,001	
	5	糠塚	H元.6.5	189・192・193・195	401	946	
	6	東交り江	S63.12.9	176・177	284	670	
	7	柏木町	S62.3.20	144・145・196・197	465	1,251	
	8	久野本第一	H17.9.5	141・142・147・169・170	299	833	平成17年度 五つの自主 防災会に分割
	9	久野本第二	H17.9.5	143・146・157	319	829	
	10	久野本第三	H17.9.5	148・149・151・158	359	891	
	11	久野本第四	H17.9.5	150・172・173・198・199	396	1,016	
	12	久野本第五	H17.9.5	153・171・194	251	684	
	13	小路	H15.5.30	128～133・174・175	287	805	134区なし
	14	本町	H16.4.17	117・118・119・120・121	185	471	4,674 世帯
	15	桜町	H20.9.1	60・61	126	219	11,801 名
天童南部地区	16	上北目	H7.12.20	101・102	194	534	
	17	一日町	H7.4.1	107～109・159・180・190・191	224	654	
	18	仲町	H13.3.20	110	57	194	
	19	田鶴町	H6.3.1	122～127・161・165・188	558	1,451	
	20	三日町	H9.9.11	113～116	108	260	
	21	駅西	H13.4.1	181～187	725	1,827	
	22	下北目	H14.4.1	50・103～106	217	584	
	23	南小畑	H15.8.31	30・31・32・34・37・38	438	1,317	33区なし
	24	五日町	H16.3.28	111・112	57	155	3,036 世帯
	25	南町	H17.4.1	40・42・44・45・46	458	1,266	8,242 名
		芳賀タウン北	未設立	70～80	351	1,162	
天童北部地区	26	北久野本	S57.4.1	1～15	1,395	3,693	
	27	乱川	H9.10.5	719・720・724・725・726	385	1,226	
	28	もみじ団地	H10.3.1	722	80	253	
	29	天童原	H15.12.22	152・154	177	534	
	30	乱川桜会	H16.7.10	729・730	185	503	
	31	乱川春日会	H16.4.1	727・728	142	386	
	32	西原ニュータウン	H17.3.13	731	61	182	2,472 世帯
	33	せせらぎの杜	H30.9.5	732	47	176	6,953 名
成生地区	34	交り江	S57.4.1	216・217・218・221・222	387	984	
	35	成生	H11.7.15	207・208・209・219	244	844	
	36	小関	H16.4.1	201・202・203	394	1,072	
	37	高木	H17.10.1	204・205・206	208	652	
	38	大清水	H18.4.1	210・211・220	131	434	
	39	大町	H17.3.20	212・213	112	369	
	40	今町	H18.4.1	214	27	103	1,528 世帯
	41	向原	H19.1.15	215	25	178	4,636 名

地区	No.	防 災 会	設立年月日	嘱 託 区	世帯数	人口	備 考
蔵増地区	42	蔵 増 南	H14. 8. 8	308・309・310・311	234	802	
	43	蔵 増 北	H15. 7. 5	313・314・315	151	534	
	44	高 野 辺	H16. 4. 1	316	22	93	
	45	窪 野 目	H16. 4. 1	317・318	65	225	
	46	蔵 増 中	H16. 11. 9	312	68	235	
	47	小 矢 野 目	H19. 2. 24	304	104	309	
	48	矢 野 目	H18. 10. 20	303・305・306・307	210	715	931世帯
	49	塚 野 目	H18. 4. 1	301・302	77	288	3,201 名
寺津	50	寺 津	H11. 4. 1	401～408	261	866	449 世帯
	51	藤 内 新 田	S59. 4. 1	409～415	188	668	1,534 名
津山地区	52	立 宿	H13. 3. 11	502・503	134	503	
	53	寄 的	H13. 9. 8	504・514	137	406	
	54	関 の 上	H12. 6. 1	505	82	312	
	55	下 貫 津	H9. 3. 11	507・508・509・510	186	598	
	56	上 貫 津	H10. 10. 18	511・512	99	299	
	57	天童温泉町内会	H5. 2. 1	515～523	686	1,519	1,375 世帯
	58	若 松	H14. 4. 1	501	51	145	3,782 名
田麦野	59	田 麦 野	H8. 10. 25	601・602・603	72	156	
山口地区	60	下 山 口	H7. 12. 3	708・709・721・733	227	787	733なでしこの里
	61	二 子 沢	H9. 4. 1	702	29	100	
	62	小 原	H11. 10. 31	712・723	88	287	
	63	山 口 本 郷	H16. 4. 1	701	37	122	
	64	上 山 口	H16. 12. 1	705・706	88	253	
	65	渡 戸	H18. 1. 14	707	14	43	
	66	原 崎	H17. 4. 1	703・704	134	447	
	67	道 満	H19. 4. 17	717・718	124	468	
	68	谷 地 中	H20. 2. 10	711	67	209	
	69	川 原 子	H20. 3. 1	713・715	132	456	961 世帯
	70	荒 井 原	H20. 4. 1	710	21	67	3,239 名
高揃地区	71	高 揃 南	H23. 4. 1	801～807	340	1,095	H8. 3. 18 設置
	72	高 揃 北 部	H23. 4. 1	808～814・850	314	1,017	
	73	清 池	H15. 4. 1	815・816	143	439	
	74	長 岡	H16. 12. 12	817・818・819・820	295	924	1,161 世帯
	75	芳 賀	H22. 5. 1	821	69	240	3,715 名
			芳賀タウン南	未設立	860～871	362	1,224
長岡地区	76	藤 が 丘	H21. 1. 10	822	108	244	
	77	中 里 第 一	H17. 7. 1	824	58	154	
	78	中 里 第 二	H17. 8. 1	825	81	209	
	79	中 里 第 三	H18. 4. 1	826	122	310	
	80	中 里 第 四	H20. 12. 15	827	32	68	
	81	中 里 第 五	H21. 3. 22	849	141	318	
	82	立 谷 川	H21. 1. 5	828	42	68	

地区	No.	防災会	設立年月日	嘱託区	世帯数	人口	備考
長岡地区	83	長岡南町	S55.8.10	829	127	358	
	84	長岡中町	S55.8.10	830・834	264	627	
	85	中里東町	S56.3.15	831・832・833・836・837	582	1,398	
	86	和久井町	H21.1.25	840・841	130	334	
	87	東長岡泉町	H20.3.23	835・838・839	198	474	
	88	長岡北	H20.12.10	844・845	133	315	
	89	芳岡町	H20.4.1	842・843・846	399	958	2,909 世帯
	90	東芳賀	H11.9.18	847・848・851・852	492	1,319	7,154 名
千布地区	91	片羽	H7.11.1	916	66	226	
	92	奈良沢	H14.5.2	901・902・903・904	246	825	
	93	原町	H16.5.1	905・906・907・908	209	667	
	94	出田原	H16.4.1	914・915	91	328	
	95	上荻野戸	H18.4.1	909・910・911	155	488	889 世帯
	96	石倉	H17.3.6	912・913	122	365	2,899 名
荒谷地区	97	荒谷	H8.4.1	1003・1004・1005	194	673	
	98	八千代台	H4.3.1	1007・1008・1009	186	523	
	99	荒谷原	H8.4.1	1006	92	263	617 世帯
	100	上荒谷	H14.4.1	1001・1002	145	500	1,959 名

天童市東村山郡医師会防災救護体制

医療部長：鞍掛彰秀 TEL. 653-2603 FAX. 653-2609

同副部長：高橋和晃 TEL. 652-1234 FAX. 652-1233

同副部長：吉岡信弥 TEL. 654-1188 FAX. 654-8939

事務局：TEL. 654-4528(時間外は転送) FAX. 654-9219

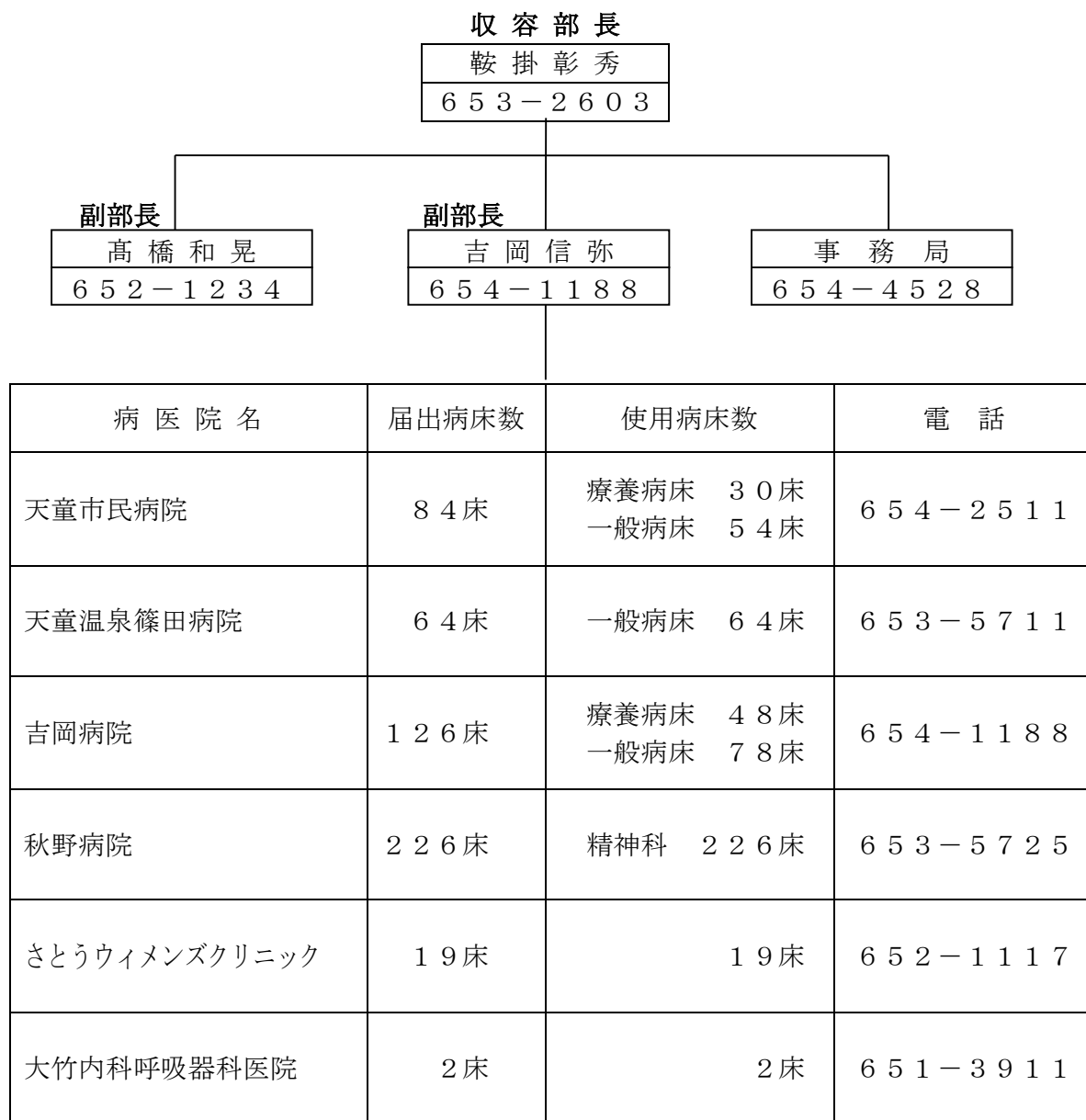
天童市

1 班 (中部)	2 班 (中南部)	3 班 (中北部)	4 班 (西部)
◎ 細谷 幸雄 ○天童温泉篠田病院 ★TEL. 653-5711 FAX. 653-1327	◎ 吉岡 信弥 ○吉岡 病院 ★TEL. 654-1188 FAX. 654-8939	◎ 伊藤 正尚 ○秋野 病院 TEL. 653-5725 FAX. 653-0801	◎ 高 島 典 明 ○天童市民病院 ★TEL. 654-2511 FAX. 654-2510
神村内科医院 TEL : 654-0300 FAX : 654-8290	菅原内科胃腸科医院 TEL : 655-4180 FAX : 697-4775	目黒クリニック TEL : 653-1688 FAX : 653-1688	つちだこどもクリニック TEL : 687-1259 FAX : 687-0159
近藤医院 TEL : 656-8277 FAX : 656-8270	瑞穂医院 TEL : 658-4311 FAX : 658-4322	武田耳鼻咽喉科 TEL : 652-2233 FAX : 652-2287	みみ・はな・のど芳賀タウンクリニック TEL : 676-8233 FAX : 676-8231
平野クリニック TEL : 653-1488 FAX : 653-1489	いがらしクリニック TEL : 658-1123 FAX : 655-5770	高橋整形外科 TEL : 653-3282 FAX : 653-3272	てんどう脳神経外科・頭痛クリニック TEL : 665-1976 FAX : 665-1964
天童温泉矢吹クリニック TEL : 656-9811 FAX : 656-9812	南町耳鼻咽喉科 TEL : 687-0870 FAX : 687-0887	奥山こども医院 TEL : 653-1717 FAX : 653-1330	星川内科クリニック TEL : 616-7277 FAX : 616-7287
さいとう内科胃腸科クリニック TEL : 658-6622 FAX : 651-5005	整形外科 増子 TEL : 679-3371 FAX : 679-3281	大竹内科呼吸器科医院 TEL : 651-3911 FAX : 651-3913	さとうウイメンズクリニック TEL : 652-1117 FAX : 652-1118
山形在宅ホスピス TEL : 616-6105 FAX : 666-5680	ひがしたに小児科 TEL : 651-1555 FAX : 651-0234	鈴木内科クリニック TEL : 674-9191 FAX : 674-9132	芳賀心療内科・神経科クリニック TEL : 654-3800 FAX : 654-3803
宮脇医院 TEL : 653-5005 FAX : 653-7007	東谷心療内科 TEL : 664-0345 FAX : 664-0346	大野胃腸科内科医院 TEL : 656-8522 FAX : 653-0338	小幡皮膚科医院 TEL : 653-1781 FAX : 653-1783
内科・胃腸科高橋医院 TEL : 653-5664 FAX : 653-5647	おおやま皮膚科 TEL : 651-1241 FAX : 651-1240	ミク脳神経リハビリクリニック TEL : 616-3691 FAX : 616-3692	さとう医院 TEL : 653-1433 FAX : 653-1422
菅野馨眼科 TEL : 653-1103 FAX : 651-2222	三條外科胃腸科医院 TEL : 654-2836 FAX : 654-2362	干布後藤医院 TEL : 654-4701 FAX : 687-0333	天童西口クリニック TEL : 665-0070 FAX : 665-0080
天童ハート小児科 TEL : 616-6601 FAX : 616-6602	真田眼科医院 TEL : 653-2017 FAX : 654-8337	藤山医院 TEL : 653-2897 FAX : 653-1248	おおもり眼科医院 TEL : 653-0341 FAX : 653-0341
		クリニックあこがれ TEL : 652-3281 FAX : 652-3282	

凡例：◎ 班 長 ○ 収容施設 ★ 救急告示病院

令和5年11月現在

緊急救出医療体制時の収容部（天童市東村山郡医師会天童地区）



（令和6年12月現在）

医 療 機 関 一 覧

市内の病院

No.	医療機関名	診療科目	住 所	電話番号
1	秋野病院	神・精・内・心療内	久野本362-1	653-5725
2	天童市民病院	内・外・小・産・婦・脳外・整形外 ・皮	駅西5-2-1	654-2511
3	天童温泉篠田病院	内・外・婦・整形・脳外・精・耳 ・鼻・咽・リハビリ・歯科口腔外科	鎌田1-7-1	653-5711
4	吉岡病院	整形外・内	東本町3-5-21	654-1188

市内の診療所

No.	医療機関名	診療科目	住 所	電話番号
1	いがらしクリニック	内・循環器	東長岡2-8-8	658-1123
2	大竹内科呼吸器科医院	呼吸・内	老野森1-5-1	651-3911
3	大野胃腸科内科医院	胃腸・内・消	久野本1056-3	656-8522
4	おおもり眼科医院	眼	柏木町1-10-36	653-0341
5	おおやま皮膚科	皮・アレルギー	南町3-1-18	651-1241
6	奥山こども医院	小	北久野本1-12-27	653-1717
7	小幡皮膚科医院	皮・アレルギー	駅西3-9-1	653-1781
8	神村内科医院	内	鍬ノ町1-3-22	654-0300
9	鞍掛胃腸科内科医院	内・胃・消	東本町1-6-20	653-2603
10	クリニックあこがれ	内・神・整形外・リハビリ	荒谷1973-884	652-3281
11	近藤医院	内・皮	糠塚2-8-30	656-8277
12	さいとう内科胃腸科 クリニック	内・胃腸・神経内	南町2-10-5	658-6622
13	さとう医院	内・消・胃	駅西2-5-20	653-1433
14	さとうウィメンズクリニック	産・婦	南小畑4-1-1	652-1117
15	真田眼科医院	眼	三日町2-6-1	653-2017
16	三條外科胃腸科医院	外・胃腸・肛門外・内	五日町1-3-7	654-2836
17	菅野馨眼科	眼	本町2-1-1	653-1103
18	菅原内科胃腸科医院	消・内・胃	東長岡2-1-1	655-4180
19	整形外科増子	整形外・リハビリ	南町3-14-27	679-3371

No.	医療機関名	診療科目	住 所	電話番号
20	高橋眼科クリニック	眼	鉾ノ町1-2-21	652-1234
21	高橋整形外科	整形外・リハビリ	久野本3-19-26	653-3282
22	内科・胃腸科高橋医院	内・消・胃	東本町1-1-32	653-5664
23	武田耳鼻咽喉科	耳・鼻・咽	老野森2-15-18	652-2233
24	つちだ子どもクリニック	小	芳賀タウン南 3-7-13	687-1259
25	天童温泉矢吹クリニック	内	鉾ノ町1-2-10	656-9811
26	てんどう脳神経外科・ 頭痛クリニック	脳神経外科・脳神経内科	芳賀タウン南 3-7-7	665-1976
27	芳賀心療内科神経科 クリニック	心療内・神・精	田鶴町4-2-53	654-3800
28	ひがしたに小児科	小	南町3-1-24	651-1555
29	東谷心療内科	心療内・精	南町3-2-16	664-0345
30	平野クリニック	泌尿・皮	老野森1-15-8	653-1488
31	藤山医院	内・婦・外	荒谷91-1	653-2897
32	千布後藤医院	内・呼・アレルギー	千布403-2	654-4701
33	瑞穂医院	整形外・リハビリ	高揃941-2	658-4311
34	南町耳鼻咽喉科	耳・鼻・咽・アレルギー	南町3-14-19	687-0870
35	宮脇医院	内・胃・消	東本町3-4-13	653-5005
36	目黒クリニック循環器 科・内科	内・循環器	糠塚1-4-1	653-1688
37	天童西口クリニック	内・泌尿	駅西1-9-7	665-0070
38	星川内科クリニック	内・循環・糖内・腎内・リウマチ	芳賀タウン南3-7-1	616-7277
39	みみ・はな・のど 芳賀タウンクリニック	耳・鼻・咽	芳賀タウン南6-1-45	676-8233
40	山形在宅ホスピス	内	南町2-6-3	616-6105
41	ミロク脳神経リハビリクリニック	脳神経外科・リハビリ・内	鎌田2-5-1	616-3691
42	鈴木内科クリニック	内科・血液内科・内分泌	乱川3-2-10	674-9131
43	天童ハート小児科	小児科	泉町1-7-3	616-6601

市内の歯科医院

No.	医療機関名	診療科目	住 所	電話番号
1	愛歯医院	歯	東本町3-6-33	654-1433
2	あきば歯科医院	歯	南町2-14-35	652-1555
3	阿部歯科医院	歯	小関1-1-3	654-3434
4	いがらし矯正歯科クリニック	歯	駅西3-12-1	654-8741
5	エスト天童歯科	歯	東久野本1-6-33	616-6480
6	大江歯科医院	歯	東久野本2-11-10	654-5560
7	大河原歯科医院	歯	老野森3-8-2	653-2206
8	かねこ歯科医院	歯	南町2-7-8	652-2202
9	岸歯科医院	歯	中里6-5-34	655-6105
10	熊沢歯科医院	歯	小路2-3-16	653-2121
11	けい歯科・矯正歯科クリニック	歯	鉾ノ町1-1-21	651-4618
12	こんの歯科医院	歯	乱川2-6-20	658-8080
13	さいとう歯科医院	歯	高掬南2295-2	655-7997
14	庄子歯科	歯	荒谷97-1	653-1700
15	菅野歯科医院	歯	山口4523-3	656-2117
16	荘歯科医院	歯	荒谷8485-3	654-8800
17	たかはし歯科医院	歯	鎌田本町2-6-22	654-6644
18	つねファミリー歯科	歯	芳賀タウン北 5-6-27	674-8249
19	天童温泉篠田病院(歯科・口腔外科)	歯	鎌田1-7-1	653-5711
20	とがし歯科医院	歯	久野本4-14-30	654-8211
21	永澤歯科医院	歯	長岡北3-5-42	655-6133
22	なにわ歯科	歯	久野本3-16-17	654-7892
23	林歯科医院	歯	田鶴町4-2-66	653-2123
24	ホームデンタルクリニック	歯	南小畑4-10-15	674-8728
25	みゆき歯科医院	歯	駅西1-11-17	654-4748
26	もてき歯科クリニック	歯	東本町1-1-14	652-2118
27	優歯科クリニック	歯	北久野本5-1-8	658-8215

医 薬 品 等 調 達 先

分 類	調 達 先	住 所	電 話
1 医療用薬品と一般用薬品を取り扱う施設	イオン薬局天童店	芳賀タウン北四丁目1-1	652-0350
	けんこう堂薬局	老野森二丁目15-22	654-3332
	スマイル薬局天童東店	大字荒谷1973-1102	651-0108
	スマイル薬局長岡店	東長岡二丁目8-9	658-1193
	たちばなや薬局	三日町二丁目5-3	653-2124
	調剤薬局ツルハドラッグ天童店	鉾ノ町一丁目1-17	654-1068
2 医療用薬品を取り扱う施設	アイン調剤薬局天童店	鎌田本町一丁目6-8	652-0771
	いこい薬局	大字高揃941-3	658-4833
	いちご薬局	南町三丁目14-26	679-4660
	エドヤ調剤薬局	田鶴町四丁目2-52	656-8735
	おいのもり調剤薬局	老野森一丁目5-29	656-8535
	クレア薬局天童店	芳賀タウン南三丁目7-14	687-1372
	クレア薬局芳賀店	芳賀タウン南三丁目7-5	676-7277
	けんこう堂調剤薬局	本町二丁目1-1	654-6065
	けんこうの森薬局	東本町三丁目4-10	666-6693
	コスモ調剤薬局天童店	南町二丁目10-55	652-0366
	しののめ調剤薬局	糠塚二丁目8-32	665-0866
	たんぼぼ調剤薬局	北久野本一丁目12-29	651-2851
	てんどう市民薬局	駅西五丁目1-47	652-3016
	ホープ薬局	乱川三丁目2-3	652-0157
	ファーコス薬局まいづる	鎌田本町三丁目6-23	653-0081
	マルマン調剤薬局2003	駅西三丁目9-12	654-2177
	マルマン調剤薬局	大字久野本365-4	656-8766
	みどり薬局	東長岡二丁目1-39	666-5188
	ヤマザワ調剤薬局天童市民病院前店	駅西五丁目1-9	652-1055
	レモン調剤薬局	南町三丁目1-23	651-0888
かえで薬局天童西口店	駅西一丁目9-6	664-3400	
にじまる薬局	芳賀タウン南六丁目1-47	615-8600	
おりづる薬局天童店	鉾ノ町二丁目2-29	616-7475	

令和5年11月現在

〔R5改正〕

第4編 防災施設及び設備

指 定 緊 急 避 難 場 所

1 一時避難場所（公園）

No	災 害 区 分			施 設 名 称	住 所	面 積 (㎡)	収 容 人 数
	震 災	洪 水	土 砂				
1	○			藤ヶ丘公園	清池東2-1345	6,400	1,600
2	○	×		中央公園	東本町2-66	10,000	2,500
3	○	×		交り江西公園	交り江3-2-3	6,000	1,500
4	○			東長岡公園	東長岡3-4-2	6,200	1,550
5	○			駅西公園	駅西4-6-1	10,000	2,500
6	○	×		北部公園	乱川4-2-4	10,000	2,500
7	○			南部公園	南町2-12-1	10,000	2,500
8	○	×		一ツ橋公園	東本町1-179	2,800	700
9	○	×		鎌田公園	鎌田本町1-4	2,400	600
10	○	×		老野森公園	老野森2-12-1	3,800	950
11	○	×		久野本公園	久野本3-13	3,700	925
12	○	×		沼北公園	東本町3-8	1,900	475
13	○	×		鉾の町公園	鎌田本町2-8	2,300	575
14	○	×		塚田公園	鎌田1-11-4	2,200	550
15	○	×		温泉公園	鎌田1-3-9	3,000	750
16	○	×		李田公園	泉町2-5-6	2,900	725
17	○	×		千刈公園	泉町1-8	2,700	675
18	○	×		綿掛公園	老野森1-7	2,700	675
19	○	×		糠塚南公園	糠塚2-6	2,700	675
20	○	×		浮ノ城公園	糠塚1-10	3,300	825
21	○	×		交り江東公園	交り江1-3	2,100	525
22	○	×		マンホール ひかり交流広場公園	北久野本4-1324-1、2、3	3,200	800
23	○	×		柏木東公園	柏木町2-4	2,000	500
24	○	×		柏木西公園	柏木町3-8	2,000	500
25	○			辻の前公園	東長岡2-6-1	3,500	875
26	○			和久井公園	長岡北3-6-4	1,900	475
27	○			長丘公園	中里5-2312	4,800	1,200
28	○			諏訪公園	東芳賀2-5-2	2,100	525
29	○	×		北久野本公園	北久野本3-1462-1	1,400	350
30	○			松木段公園	中里3-3の内	2,100	525
31	○	×		マンホール 本町公園	本町1-6-1	2,700	675
32	○	×		小路公園	小路1-1-1	1,900	475
33	○			三日町公園	三日町2-1-25	1,000	250
34	○			小路南公園	小路1-5-4	1,000	250
35	○	×		東久野本公園	東久野本2-266、2-267-1、2	2,300	575
36	○			小関公園	小関2-2-2	3,700	925
37	○			マンホール 小畑東公園	駅西2-6-1	2,100	525
38	○			マンホール 小畑西公園	駅西3-10-6	2,000	500
39	○			稲荷公園	東芳賀1-10-2、3、4、5、6、7、8	2,100	525
40	○			岡屋敷公園	長岡北1-8-6	5,000	1,250
41	○	×		一本杉公園	乱川2-10-22	2,500	625
42	○	×		マンホール 春日公園	乱川3-10-22	2,500	625
43	○			榊賀公園	北目2-11-1	2,700	675
44	○			東千刈公園	南町3-3	4,000	1,000
45	○			東芳賀公園	東芳賀3-6	2,500	625
46	○			一日町公園	一日町1-12	4,000	1,000
47	○			南小畑東公園	南小畑4-5	3,100	775
48	○			南小畑西公園	南小畑3-4	3,400	850
49	○			中里緑地	中里7-1、2、3、東長岡4-1	7,100	1,775
50	○	×		立谷川河川緑地	大字荒谷字小才勝2789-1	16,700	4,175
51	○			あかつき公園	大字高橋字楯/内北2131-1	900	225
52	○	×		藤内新田運動公園広場	大字藤内新田字堰端503-226	6,700	1,675
53	○	×		乱川公園	大字乱川字東原1292-3、4	2,600	650
54	○		×	二子沢公園	大字山口字二子沢4838、4839-1、4840-1	1,300	325
55	○	×		川原子広場公園	大字川原子字本郷3004-1・・	900	225
56	○			マンホール 上荻野戸公園	大字干布字荻野戸160、161、162・・	1,100	275
57	○			小矢野目公園	大字矢野目字ナカタ1534-2・・	1,500	375
58	○	×		マンホール 蔵増南公園	大字蔵増字藤壇南1714-1、2	2,900	725
59	○	×		奈良沢公園	大字干布字奈良沢703、705、706	1,300	325
60	○	×		道満公園	大字道満字藤野132-1、2・・	7,000	1,750

No	災害区分			施設名称	住所	面積 (㎡)	収容人数
	震災	洪水	土砂				
61	○	×		小才勝東公園	大字荒谷字小才勝393-165	1,200	300
62	○	×		マンホール 小才勝西公園	大字荒谷字小才勝393-56	1,400	350
63	○		×	上貫津公園	大字貫津字小山下1201-1・・	1,000	250
64	○	×		小原公園	大字川原字小原5166	1,000	250
65	○			マンホール これの木公園	大字高擡字中道1897-55	700	175
66	○	×		西原公園	大字乱川字西原1556-36	800	200
67	○			万代公園	万代629 22,207 11	3,400	850
68	○	×		水郷寺津沼公園	寺津字寺元288 1、岡在家287、舟町50 3	30,300	7,575
69	○		×	上山口公園	大字山口字上北2806-3	3,100	775
70	○			谷地中公園	大字川原字谷地中405-3	1,900	475
71	○		×	田麦野公園	大字田麦野字カヤシ1148-1	1,500	375
72	○			長岡児童公園	中里二丁目1469	900	225
73	○	×		堀端児童公園	大字蔵増字堀端北4449の一部・・	3,300	825
74	○	×		マンホール 原崎ふれあい公園	大字山口字且ノ前720-3の一部・・	2,800	700
75	○	×		おらだの川	大字荒谷字小才勝308-2	7,610	1,903
76	○		×	城山公園	五日町2-26-1	3,500	875
77	○			田鶴町公園	田鶴町1-556-17	1,200	300
78	○	×		高木公園	大字高木字村並559-10、568-2、569-4	1,100	275
79	○	×		マンホール 石倉公園	大字下萩野戸字上原902-3	3,100	775
80	○	×		もみじ第1公園	大字乱川1206-3	600	150
81	○			高擡北運動公園	大字高擡字新町裏2058-3	1,200	300
82	○			わくわくランド多目的広場	鎌ノ町2-3-1	34,200	8,550
83	○	×		東原公園	大字乱川字東原1265-4	300	75
84	○	×		老野森交流広場公園	老野森3-161	1,700	425
85	○			芳賀タウン北公園	芳賀タウン北1-4	3,000	750
86	○			芳賀タウン南公園	芳賀タウン南4-9	3,200	800
87	○	×		マンホール 中道公園	北久野本2-1511-1、1511-4	3,800	950
88	○			芳賀タウン西公園	芳賀タウン北3-7	4,000	1,000
89	○			芳賀タウン中央公園	芳賀タウン南3-4	10,200	2,550
90	○			芳賀タウン東公園	芳賀タウン南1-8	1,600	400
91	○			天童公園駐車場	天童中3-1-64	4,330	1,083
92	○	×		せせらぎの杜公園	大字乱川字東原10-2	500	125
93	○			マンホール やまもと公園	大字山元字寄際155-1・・	2,300	575
94	○			高擡駅前公園	大字長岡字薬師原1516-10・・	1,300	325
95	○	×		マンホール たかのべ公園	大字蔵増字高野田5101	1,100	275
				合計		361,740	90,436

(注)マンホールトイレ:合計14公園に22個設置

2 一時避難場所 (屋外運動場)

No	災害区分			施設名称	住所	面積 (㎡)	収容人数
	震災	洪水	土砂				
1	○			天童南部小学校	田鶴町4-2-10	8,400	3,360
2	○	×		天童中部小学校	老野森2-6-4	8,900	3,560
3	○	×		天童北部小学校	乱川4-2-25	11,800	4,720
4	○	×		成生小学校	大字高木836	13,800	5,520
5	○	×		蔵増小学校	大字蔵増676	11,700	4,680
6	○	×		寺津小学校	大字寺津1350	9,100	3,640
7	○	×	×	津山小学校	大字貫津591	10,800	4,320
8	○			高原の里交流施設ほんぼこ	大字田麦野381	2,300	920
9	○			山口小学校	大字山口1919	11,700	4,680
10	○			高擡小学校	大字高擡北239	9,100	3,640
11	○			長岡小学校	東長岡3-3-1	14,700	5,880
12	○			干布小学校	大字干布580	8,200	3,280
13	○			荒谷小学校	大字荒谷7857	8,800	3,520
14	○	×		第一中学校	大字原町10-1	19,500	7,800
15	○	×		第二中学校	大字久野本1674	21,500	8,600
16	○			第三中学校	大字矢野目1285	18,300	7,320
17	○	×		第四中学校	栢木町1-3-1	20,000	8,000
18	○	×		山形県立天童高等学校	大字山元850	27,200	10,880
19	○			創学館高等学校	清池東2-10-1	8,416	3,366
20	○			羽陽学園短期大学	大字清池1559	3,853	1,541
				合計		248,069	99,227

3 広域避難場所

No	災害区分			施設名称	住所	面積 (㎡)	収容人数
	震災	大火災	その他				
1	○	○	○	天童市スポーツセンター	大字小関1230	117,000	46,800
2	○	○	○	山形県総合運動公園	山王1-1	89,540	35,816

(注) : 山形県との協定により、利用可能施設: 遊びの森、ふるりの森、いこいの広場、お祭り広場、眺望の丘、中央広場及び駐車場(特設駐車場を含む。)

4 一時避難場所（屋内運動場）

No	災害区分			施設名称	住所	電話	FAX	面積 (㎡)	収容人数
	震災	洪水	土砂						
1	○	○	○	天童南部小学校	田鶴町4-2-10	654-1750	654-1798	861	215
2	○	○	○	天童中部小学校	老野森2-6-4	654-2301	654-2302	1,100	275
3	○	○	△	天童北部小学校	乱川4-2-25	654-2654	654-2694	690	173
4	○	○	△	成生小学校	大字高木836	654-2303	654-2229	550	138
5	○	×	△	蔵増小学校	大字蔵増676	654-2304	654-2387	734	184
6	○	×	△	寺津小学校	大字寺津1350	654-2305	654-2095	735	184
7	○	×	×	津山小学校	大字貫津591	654-2309	654-2308	734	184
8	○	○	○	高原の里交流施設ぼんぼこ	大字田麦野381	656-2955	(兼用)	448	112
9	○	○	○	山口小学校	大字山口1919	656-2410	656-2460	705	176
10	○	○	△	高擡小学校	大字高擡北239	655-2051	655-7650	730	183
11	○	○	△	長岡小学校	東長岡3-3-1	655-2059	655-2016	705	176
12	○	○	○	干布小学校	大字干布580	654-2307	654-2292	705	176
13	○	○	○	荒谷小学校	大字荒谷7857	654-2310	654-2298	729	182
14	○	○	○	第一中学校	大字原町10-1	654-2311	654-2312	1,489	372
15	○	○	○	第二中学校	大字久野本1674	654-2322	654-2323	1,136	284
16	○	○	△	第三中学校	大字矢野目1285	654-2333	654-2334	1,136	284
17	○	○	△	第四中学校	柏木町1-3-1	653-1360	653-1361	1,260	315
18	△	○	△	山形県立天童高等学校	大字山元850	653-6120	653-6188	2,540	635
19	△	△	△	創学館高等学校	清池東2-10-1	655-2321	655-2322	1,988	497
20	△	△	△	羽陽学園短期大学	大字清池1559	655-2385	655-2844	590	148
21	△	△	△	山形県教育センター(宿泊棟)	山元字犬倉津2515	654-2155	654-2159		99
				合計				19,565	4,992

5 一時避難場所（公民館等）

No	災害区分			施設名称	住所	電話	FAX	面積 (㎡)	収容人数
	震災	洪水	土砂						
1	○	○	△	天童市市民文化会館	老野森1-1-1	654-1511	654-1513	5,633	1,200
2	○	○	○	天童南部公民館	一日町1-13-1	656-9595	(兼用)	485	121
3	○	○	○	天童中部公民館	老野森2-6-1	654-2443	(兼用)	547	137
4	○	×	△	天童北部公民館	乱川4-3-2	656-8646	(兼用)	487	122
5	○	○	△	成生公民館	大字高木735	654-2536	(兼用)	398	100
6	○	×	△	蔵増公民館	大字蔵増南672	654-2531	(兼用)	386	97
7	○	×	△	寺津公民館	大字藤内新田1656	654-2532	(兼用)	397	99
8	○	○	○	津山公民館	大字貫津2434	654-2533	(兼用)	250	63
9	○	○	○	山口公民館	大字山口1969-1	656-2310	(兼用)	407	102
10	○	○	△	高擡公民館	大字清池151-1	655-2052	(兼用)	568	142
11	○	○	△	長岡公民館	東長岡3-4-1	655-7620	(兼用)	396	99
12	○	○	○	干布公民館	大字干布580	654-2534	(兼用)	369	92
13	○	○	○	荒谷公民館	大字荒谷8445-1	654-2535	(兼用)	277	69
14	△	○	△	下貫津公民館	大字貫津2375-1	653-0253		468	117
15	△	○	○	谷地中多目的集会施設	大字川原子405-1			202	51
16	△	△	○	上北目公民館	北目4-11-16			202	51
17	△	△	○	下北目公民館	北目1-9-32	653-3879		161	40
18	△	△	○	荒井原公民館	字荒井原4033-4	653-2009		176	44
19	△	△	○	寄的公民館	大字山元155-2			263	66
20	△	△	○	立宿公民館	大字山元364-3	651-2871		373	93
21	△	△	○	原町公民館	大字原町37-4			303	76
22	△	△	○	上萩野戸上公民館	大字上萩野戸330			120	30
				合計				12,868	3,011

6 一時避難場所（体育施設等）

No	災害区分			施設名称	住所	電話	FAX	面積 (㎡)	収容人数
	地震	洪水	土砂						
1	○	○	○	天童市勤労青少年ホーム	老野森2-6-2	654-4520	(兼用)	407	102
2	○	△	△	天童市農業者トレーニングセンター	大字長岡1731-2	655-3396	(兼用)	729	182
3	○	○	△	天童市スポーツセンター総合体育館	大字小関1230	654-6100	654-1760	3,078	770
4	○	○	△	天童市総合福祉センター	老野森2-6-3	654-5156	654-5166	518	130
5	△	△	△	山形県総合運動公園	山王1-1	655-5700	655-5907	5,054	1,441
				合計				9,786	2,625

備考	1	No.1は、物資集積場所(優先順3)、No.2は、物資集積場所(優先順2)、No.3は、物資集積場所(優先順1)の施設で屋外は広域避難場所にも使用予定
	2	申請により利用可能なNo.5の施設：アーナ、サブアーナ、剣道場、柔道場、合宿所及び駐車場(特設駐車場を含む。)

凡例	○	指定緊急避難場所として指定する施設
	△	指定緊急避難場所の収容人員が超えた場合等に指定する施設
	×	指定緊急避難場所に適さない施設(耐震強度、浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内)

指 定 避 難 所

1 学 校 等

No	施設名称	住 所	電話	FAX	面積 (㎡)	収容人数
1	天童南部小学校	田鶴町4-2-10	654-1750	654-1798	861	215
2	天童中部小学校	老野森2-6-4	654-2301	654-2302	1,100	275
3	天童北部小学校	乱川4-2-25	654-2654	654-2694	690	173
4	成生小学校	大字高木836	654-2303	654-2229	550	138
5	蔵増小学校	大字蔵増676	654-2304	654-2387	734	184
6	寺津小学校	大字寺津1350	654-2305	654-2095	735	184
7	津山小学校	大字貫津591	654-2309	654-2308	734	184
8	高原の里交流施設ぼんぼこ	大字田麦野381	656-2955	(兼用)	448	112
9	山口小学校	大字山口1919	656-2410	656-2460	705	176
10	高楯小学校	大字高楯北239	655-2051	655-7650	730	183
11	長岡小学校	東長岡3-3-1	655-2059	655-2016	705	176
12	千布小学校	大字千布580	654-2307	654-2292	705	176
13	荒谷小学校	大字荒谷7857	654-2310	654-2298	729	182
14	第一中学校	大字原町10-1	654-2311	654-2312	1,489	372
15	第二中学校	大字久野本1674	654-2322	654-2323	1,136	284
16	第三中学校	大字矢野目1285	654-2333	654-2334	1,136	284
17	第四中学校	柏木町1-3-1	653-1360	653-1361	1,260	315
18	山形県立天童高等学校	大字山元850	653-6120	653-6188	2,540	635
19	創学館高等学校	清池東2-10-1	655-2321	655-2322	1,988	497
20	羽陽学園短期大学	大字清池1559	655-2385	655-2844	590	148
21	山形県教育センター(宿泊棟)	大字山元字犬倉津2515	654-2155	654-2159		99
合 計					19,565	4,992

2 公 民 館 等

No	施設名称	住 所	電話	FAX	面積 (㎡)	収容人数
1	天童市市民文化会館	老野森1-1-1	654-1511	654-1513	856	214
2	天童南部公民館	一日町1-13-1	656-9595	(兼用)	485	121
3	天童中部公民館	老野森2-6-1	654-2443	(兼用)	547	137
4	天童北部公民館	乱川4-3-2	656-8646	(兼用)	487	122
5	成生公民館	大字高木735	654-2536	(兼用)	398	100
6	蔵増公民館	大字蔵増南672	654-2531	(兼用)	386	97
7	寺津公民館	大字藤内新田1656	654-2532	(兼用)	397	99
8	津山公民館	大字貫津2434	654-2533	(兼用)	250	63
9	山口公民館	大字山口1969-1	656-2310	(兼用)	407	102
10	高楯公民館	大字清池151-1	655-2052	(兼用)	568	142
11	長岡公民館	東長岡3-4-1	655-7620	(兼用)	396	99
12	千布公民館	大字千布580	654-2534	(兼用)	369	92
13	荒谷公民館	大字荒谷8445-1	654-2535	(兼用)	277	69
合 計					5,823	1,457

3 体 育 施 設 等

No	施設名称	住 所	電話	FAX	面積 (㎡)	収容人数
1	天童市勤労青少年ホーム	老野森2-6-2	654-4520	(兼用)	407	102
2	天童市農業者トレーニングセンター	大字長岡1731-2	655-3396	(兼用)	729	182
3	天童市スポーツセンター総合体育館	大字小関1230	654-6100	654-1760	3,078	770
4	天童市総合福祉センター	老野森2-6-3	654-5156	654-5166	518	130
5	山形県総合運動公園	山王1-1	655-5700	655-5907	5,054	1,441
合 計					9,786	2,625

備 考 No.5：山形県総合運動公園は申請後、職員を派遣し開設（利用可能施設：アリーナ：2,446㎡、サブアリーナ：1,095㎡、剣道場：661㎡、柔道場：852㎡、合宿所：179名及び駐車場=1,441名）

4 指 定 福 祉 避 難 施 設

No	施設名称	住 所	電話	FAX	受入対象者
1	特別養護老人ホーム明幸園	大字矢野目150	653-3071	653-3070	要配慮者
2	特別養護老人ホーム清幸園	大字大清水491-1	651-3325	652-3251	要配慮者
3	地域密着型特別養護老人ホーム清幸園	大字大清水491-1	687-1120	687-1121	要配慮者
4	地域密着型特別養護老人ホームたかだま	大字清池1559-1	674-8711	674-8777	要配慮者
5	特別養護老人ホームあこがれ	大字荒谷1973-1345	652-2711	652-2712	要配慮者
6	介護老人保健施設あこがれ	大字荒谷1973-884	652-2801	652-2802	要配慮者
7	介護老人保健施設ラ・フォーレ天童	大字道満193-1	653-8211	653-8663	要配慮者
8	救護施設紅花ホーム	大字成生1971-26	0237-47-0241	0237-47-0551	要配慮者
9	特別養護老人ホームさくらホーム天童	芳賀タウン南4-8-3	651-8733	651-8730	要配慮者
10	地域密着型特別養護老人ホームきらめきの里	大字山口4540-1	665-5333	665-5325	要介護者・高齢者
11	障害福祉サービス事業所天童ひまわり園	大字矢野目129-2	654-6560	654-6631	障がい者・障がい児
12	共同生活援助事業所あかり	大字矢野目319-2	665-0300		障がい者
13	障害福祉サービス事業所さきり	大字矢野目2215	674-6881	674-6882	障がい者・障がい児
14	のぞみハウス	大字矢野目2195	656-8754	656-8753	障がい者・障がい児
合 計					

備 考 1. 受入開始時期（避難所の開設時期）は別示する。
2. 受入数は当時の状況による。

救助器材一覧

令和6年4月1日現在

一般救助用器具				呼吸保護用器具			
器材名		消防署	消防団	器材名		消防署	消防団
1	かぎ付きはしご	5		1	空気呼吸器	2 5	
2	三連はしご	6		2	送排風機	2	
3	ワイヤーはしご	2		3	防塵マスク	5 6	
4	金属製折りたたみはしご			4	空気補充用ボンベ		
5	空気式救助マット	2		隊員保護用器具			
6	救命索発射銃	3		器材名		消防署	消防団
7	救助用縛帯	1 0		1	安全帯	1 5	
8	サバイバースリング	2		2	化学防護服(陽圧式を除く)	2 8	
9	平担架	2		3	耐熱服一式	2	
10	ロープ(200m適宣切)	多数		4	放射線防護服		
11	カラビナ	1 3 3		その他の救助用器具			
12	滑車	1 5		器材名		消防署	消防団
重量物排除用器具				1	投光器一式(発電機含む)	6	2 6
器材名		消防署	消防団	2	携帯拡声器	1 2	
1	油圧ジャッキ	1	2 6	3	携帯無線機	3 9	1 6 7
2	可搬ウインチ	3		4	緩降機	2	
3	ワイヤーロープ	車両積		5	ロープ登降機	7	
4	マンホール救助器具	2		6	発電機	8	
5	マット型空気ジャッキ	2		水難救助器具			
6	大型油圧スプレッダー	3		器材名		消防署	消防団
切断用器具				1	救命胴衣	4 4	1 6 5
器材名		消防署	消防団	2	救命浮環	9	
1	エンジンカッター	5		3	救命ボート	3	
2	ガス溶断器	1		4	船外機	3	
3	チェーンソー	5	2 6	測定器具			
4	鉄線カッター	6		器材名		消防署	消防団
5	空気鋸	2		1	可燃性ガス測定器	3	
6	油圧切断機(大型×2)	1 (3)		2	有毒ガス測定器	1	
破壊用器具				3	酸素濃度測定器	3	
器材名		消防署	消防団	4	放射線測定器	4	
1	万能斧(弁慶)	2 4		高度救助用器具			
2	携帯用コンクリート破壊器具	2		器材名		消防署	消防団
3	ハンマー	6	1	1	熱画像直視装置	4	
4	削岩機	2		2	夜間用暗視装置	1	
5	ハンマードリル	2		3	画像探索機	1	

市有車両等保有台数

令和6年7月1日現在

	財政課	建設課	上下 水道課	スポーツ センター	図書館	天童 高原	合計
乗用普通	11						11
乗用小型	7		1				8
乗用（軽）	36		1			1	38
貨物小型	5		3				8
貨物（軽）	16		1	1		1	19
マイクロバス	3						3
小型特殊		9					9
普通特殊	3	2	2		1		8
大型特殊		7					7
計	81	18	8	1	1	2	111
備考	特殊車両とは、除雪車、タイヤローダー、給水車、BM車 道路パトロール車である。						

第5編 災害危険箇所等

山 地 災 害 危 険 地 区

	山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区	合 計
天童市	11	14	0	25

山腹崩壊危険地区

No.	危険地区番号		保安 林等	治山事 業 進 捗 状 況	位 置			公 共 施 設 等					危 険 度	
	市町村	地区			市町村	大字	字	人 家				公共施設 (道路除く)		道路
								50戸以上	49～10戸	9～5戸	4戸以下			
1	210	1	無	無	天童市	川原子	岩谷山				4	0	市	C
2	210	2	無	無	天童市	田麦野	舟 木		11			0	市	B
3	210	3	無	無	天童市	田麦野	大 畑				1	0	市	C
4	210	4	無	無	天童市	田麦野	大 畑		13			0	市	A
5	210	5	無	無	天童市	田麦野	大畑山				3	0	市	C
6	210	6	無	無	天童市	田麦野	墓土山		22			1	県	B
7	210	7	無	無	天童市	山 元	乱場山			9		0	県	A
8	210	8	無	無	天童市	山 元	日陰山		34			0	県	A
9	210	9	無	無	天童市	天 童	城 山	85				2	県	A
10	210	10	無	無	天童市	天 童	城廻り		22			0	県	B
11	210	11	無	無	天童市	山 元	天童中	72				3	市	A

崩壊土砂流出危険地区

No.	危険地区番号		保安 林等	治山事 業 進 捗 状 況	位 置			公 共 施 設 等					危 険 度	
	市町村	地区			市町村	大字	字	人 家				公共施設 (道路除く)		道路
								50戸以上	49～10戸	9～5戸	4戸以下			
1	210	1	有	概成	天童市	川原子	弥平平					0	市	C
2	210	2	無	無	天童市	田麦野	水 沢			6		0	県	C
3	210	3	有	一部概成	天童市	田麦野	滝の沢				4	0	市	C
4	210	4	有	概成	天童市	田麦野	墓土山					0	県	C
5	210	5	有	一部概成	天童市	山 元	後 山				4	0	市	B
6	210	6	有	概成	天童市	山 元	若 松				1	0	県	B
7	210	7	有	概成	天童市	山 元	一の沢		19			1	県	B
8	210	8	有	概成	天童市	山 元	東猪の森					0	市	C
9	210	9	有	一部概成	天童市	貫 津	小山下					0	市	C
10	210	10	有	概成	天童市	奈良沢	久 沢					0	市	C
11	210	11	有	概成	天童市	下荻野戸	北 沢				2	0	市	C
12	210	12	有	概成	天童市	貫 津	石打場				2	0	市	C
13	210	13	無	無	天童市	山 口	長作山					0	林	C
14	210	14	有	概成	天童市	田麦野	墓土山					0	県	C

地すべり危険地区

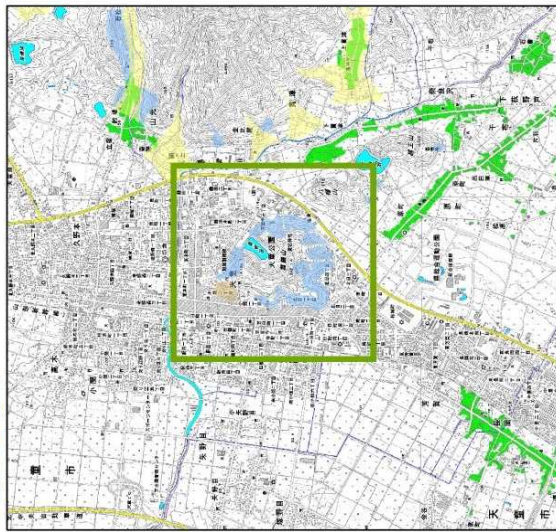
No.	危険地区番号		保安 林等	地すべ り防止 区 域 指定	治山 事業 進 捗 状 況	位 置			公 共 施 設 等					
	市町村	地区				市町村	大字	字	人 家				公共施設 (道路除く)	道路
									50戸以上	49～10戸	9～5戸	4戸以下		

土砂災害警戒区域等

地区 番号	土砂災害警戒区域等名	戸数		危険の種類			指定緊急 避難場所	備考		山地災害 危険地区
		イエロー	レッド	がけ崩れ	土石流	地すべり		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
1	城山1 (北目)	7	4	○			南部公民館	県告第450号(20.5.2)	県告第457号(20.5.2)	天童中:210-11
2	城山2-1 (北目)	13	9	○			南部公民館	県告第578号(23.6.24)	県告第579号(23.6.24)	天童中:210-11
3	城山2-2 (北目)	9	2	○			南部公民館	県告第578号(23.6.24)	県告第579号(23.6.24)	
4	天童中	22	8	○			中部公民館	県告第330号(24.3.27)	県告第334号(24.3.27)	城山:210-9
5	沼北-1 (中)	6	7	○			中部公民館	県告第330号(24.3.27)	県告第334号(24.3.27)	城廻り:210-10
6	沼北-2 (桜町)	11	2	○			中部公民館	県告第330号(24.3.27)	県告第334号(24.3.27)	
7	沼北-3 (桜町)	2		○			中部公民館	県告第330号(24.3.27)	県告第334号(24.3.27)	
8	北目1 (北目)	8	4	○			南部公民館	県告第578号(23.6.24)	県告第579号(23.6.24)	
9	北目2 (北目)	9		○			南部公民館	県告第578号(23.6.24)	県告第579号(23.6.24)	
10	北目3 (北目)		2	○			中部公民館	県告第330号(24.3.27)	県告第334号(24.3.27)	
11	北目4 (北目)	51	14	○			南部公民館	県告第450号(20.5.2)	県告第457号(20.5.2)	
12	北目5 (北目)	2	1	○			南部公民館	県告第450号(20.5.2)	県告第457号(20.5.2)	
13	山元	9		○			津山公民館	県告第330号(24.3.27)	県告第334号(24.3.27)	日陰山:210-8
14	金毘羅1 (貫津)	3		○			津山公民館	県告第578号(23.6.24)	県告第579号(23.6.24)	
15	金毘羅2 (貫津)	4	1	○			津山公民館	県告第578号(23.6.24)	県告第579号(23.6.24)	
16	立宿上1 (山元)	4		○			第二中学校	県告第330号(24.3.27)	県告第334号(24.3.27)	
17	若松1 (山元)	16	5	○			第二中学校	県告第330号(24.3.27)	県告第334号(24.3.27)	乱場山:210-7
18	若松3 (山元)		1	○			第二中学校	県告第330号(24.3.27)	県告第334号(24.3.27)	
19	若松4-1 (山元)	1		○			第二中学校	県告第330号(24.3.27)	県告第334号(24.3.27)	
20	若松4-2 (山元)		1	○			第二中学校	県告第330号(24.3.27)	県告第334号(24.3.27)	
21	田麦野1	1		○			ぼんぼこ	県告第809号(21.9.8)	県告第817号(21.9.8)	大畑:210-3
22	田麦野2	2	4	○			ぼんぼこ	県告第809号(21.9.8)	県告第817号(21.9.8)	大畑:210-4
23	田麦野3	1		○			ぼんぼこ	県告第809号(21.9.8)	県告第817号(21.9.8)	大畑山:210-4
50	舟木	2		○			ぼんぼこ	県告第447号(26.4.30)	県告第451号(26.4.30)	水沢:210-2
24	八幡山-1 (学校裏)	0		○				県告第578号(23.6.24)	県告第579号(23.6.24)	
25	八幡山-2 (学校東)	0		○				県告第578号(23.6.24)	県告第579号(23.6.24)	
26	八幡山		2	○			原町公民館	県告第447号(26.4.30)	県告第451号(26.4.30)	
27	干布 (奈良沢)		1	○			干布公民館	県告第330号(24.3.27)	県告第334号(24.3.27)	
28	田麦沢 (田麦野)	5			○		ぼんぼこ	県告第809号(21.9.8)		
29	外輪沢 (田麦野)	0			○			県告第809号(21.9.8)	県告第817号(21.9.8)	墓土山:210-4
30	山居沢1 (田麦野)	10	1		○		ぼんぼこ	県告第809号(21.9.8)	県告第817号(21.9.8)	
31	山居沢2 (田麦野)	6			○		ぼんぼこ	県告第809号(21.9.8)	県告第817号(21.9.8)	
32	大畑沢 (田麦野)	8			○		ぼんぼこ	県告第809号(21.9.8)	県告第817号(21.9.8)	
33	行沢 (田麦野)	7			○		ぼんぼこ	県告第809号(21.9.8)	県告第817号(21.9.8)	
51	田麦野	10			○		ぼんぼこ	県告第447号(26.4.30)	県告第451号(26.4.30)	水沢:210-2
34	田沢 (田麦野)	5			○		ぼんぼこ	県告第809号(21.9.8)		滝の沢:210-3
35	荒井原沢1 (山口)	1			○		山口公民館	県告第809号(21.9.8)	県告第817号(21.9.8)	
36	荒井原沢2 (山口)	5			○		山口公民館	県告第809号(21.9.8)		
52	谷地中	7			○		山口公民館	県告第447号(26.4.30)	県告第451号(26.4.30)	
37	上南沢 (山口)	44			○		山口公民館	県告第809号(21.9.8)	県告第817号(21.9.8)	
38	不動沢川 (山口)	77	1		○		山口公民館	県告第809号(21.9.8)	県告第817号(21.9.8)	長作山:210-13
53	二子沢	33			○		山口公民館	県告第447号(26.4.30)	県告第451号(26.4.30)	後山:210-5
54	上山口1	8			○		山口公民館	県告第447号(26.4.30)	県告第451号(26.4.30)	
55	上山口2	17			○		山口公民館	県告第447号(26.4.30)	県告第451号(26.4.30)	
56	上山口3	41			○		山口公民館	県告第447号(26.4.30)	県告第451号(26.4.30)	
39	隅田川 (山元)	129			○		第二中学校	県告第330号(24.3.27)		
40	古瀬川 (山元)	99			○		第二中学校	県告第847号(24.8.24)	県告第850号(24.8.24)	東猪の森:210-8
41	金毘羅沢(貫津・山元)	27			○		津山公民館	県告第578号(23.6.24)	県告第579号(23.6.24)	
42	貫津沢1 (貫津・山元)	2			○		津山公民館	県告第578号(23.6.24)		石打場:210-12
43	貫津沢2 (貫津)	3			○		津山公民館	県告第578号(23.6.24)	県告第579号(23.6.24)	
44	下荻野戸沢1	4			○		干布公民館	県告第578号(23.6.24)	県告第579号(23.6.24)	北沢:210-11
45	下荻野戸沢2	5			○		干布公民館	県告第578号(23.6.24)	県告第579号(23.6.24)	北沢:210-11
46	下荻野戸沢3	1			○		干布公民館	県告第578号(23.6.24)		北沢:210-11
47	貫津川2 (貫津・奈良沢)	105			○		津山公民館	県告第578号(23.6.24)		
48	出葉川 (貫津・奈良沢)	97			○		津山公民館	県告第578号(23.6.24)		小山下:210-9
49	小路	31				○	中部公民館	県告第330号(24.3.27)		
57	地藏堂沢				○		荒谷公民館	県告第428号(22.4.23)	県告第430号(22.4.23)	
58	地藏堂-1				○		荒谷公民館	県告第437号(28.4.12)	県告第440号(28.4.12)	
	計	970	70	29	28	1		58	49	

天童中部・天童南部地区 土砂災害警戒区域等

● 周辺の様子 (がけ崩れ・地すべり)

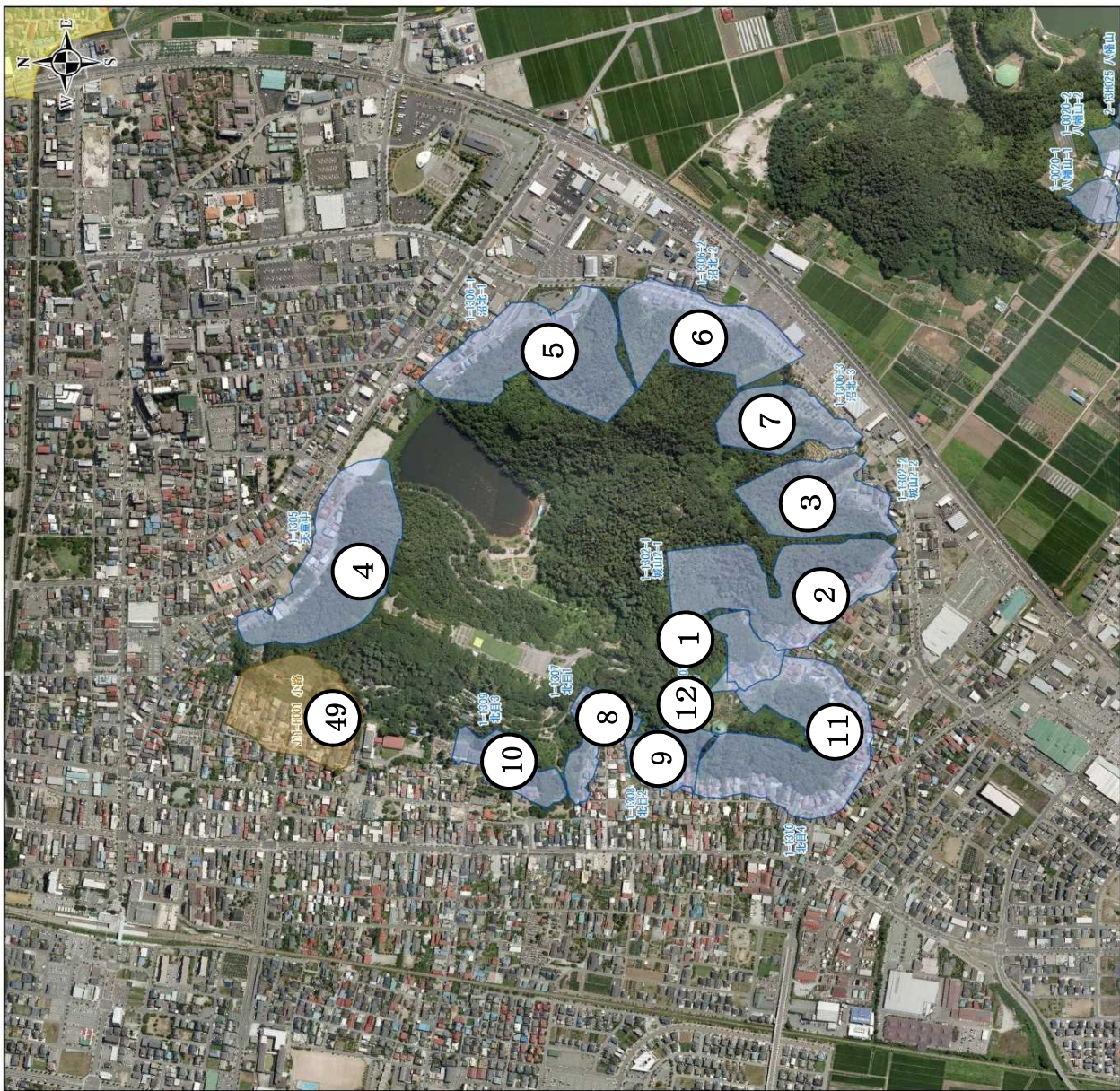


● 地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地

凡 例

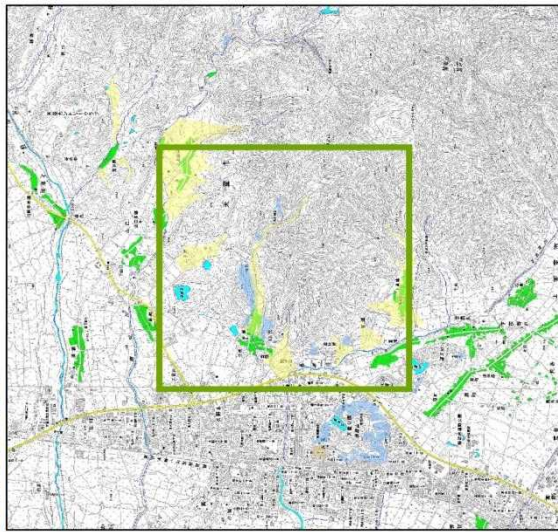
- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向



1:8,000 (縮小版) 0 100 200 300 400 m

津山・山口地区 土砂災害警戒区域等

● 周辺の様子 (がけ崩れ・土石流)

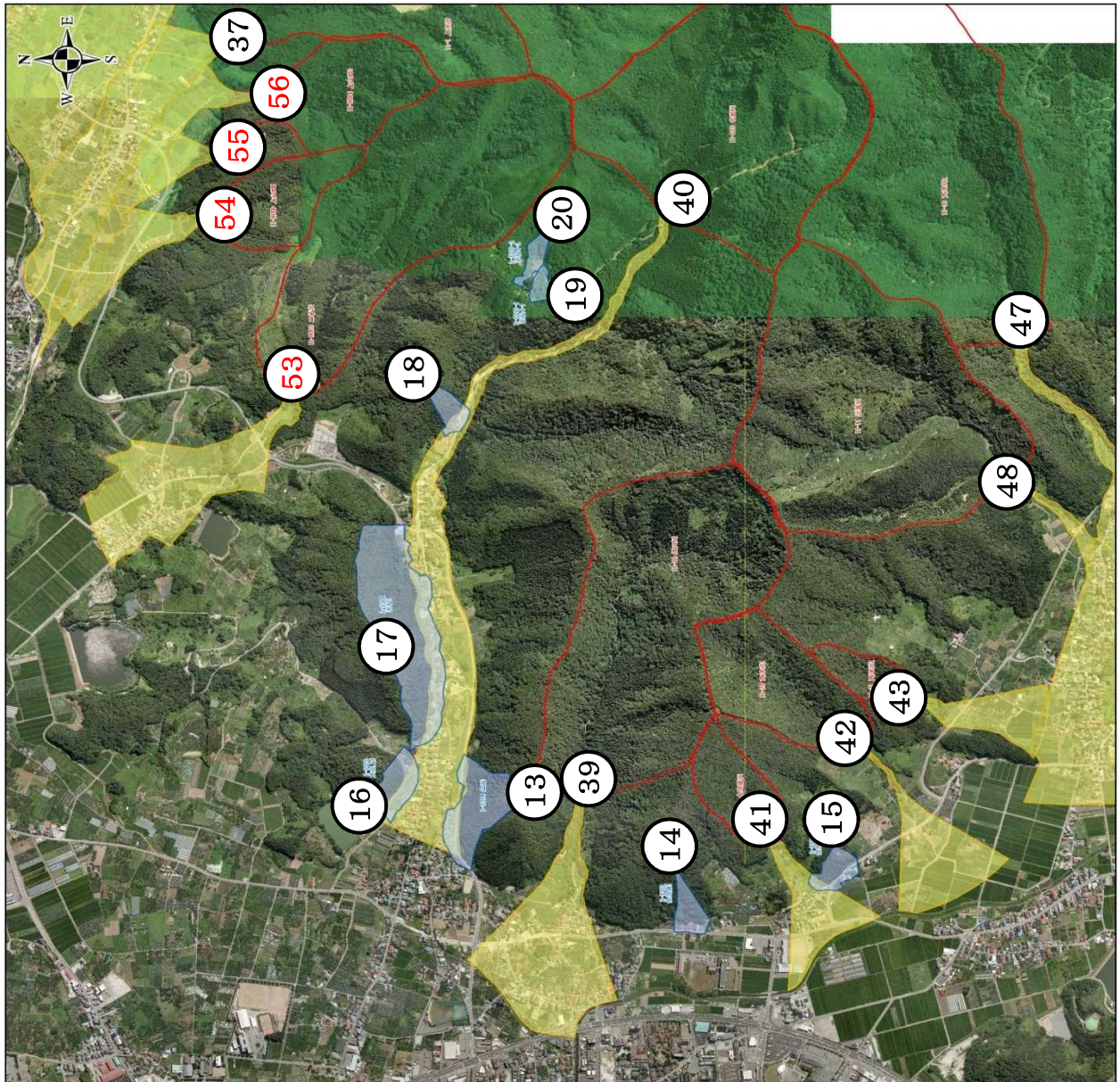


● 地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地

凡 例

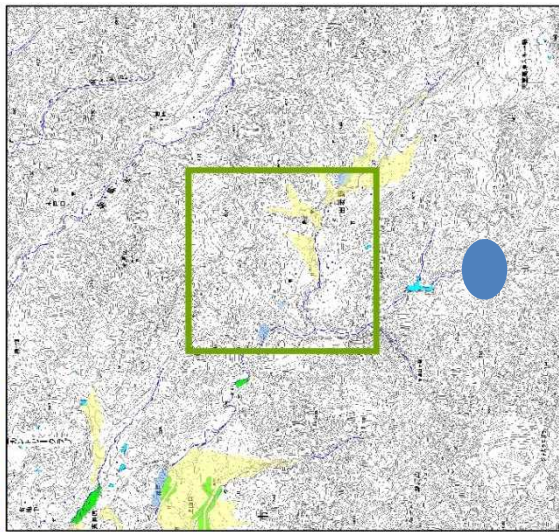
- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向



1:15,000(縮小版) 0 200 400 600 800 1,000 m

田麦野地区(1) 土砂災害警戒区域等

● 周辺の様子 (がけ崩れ・土石流)

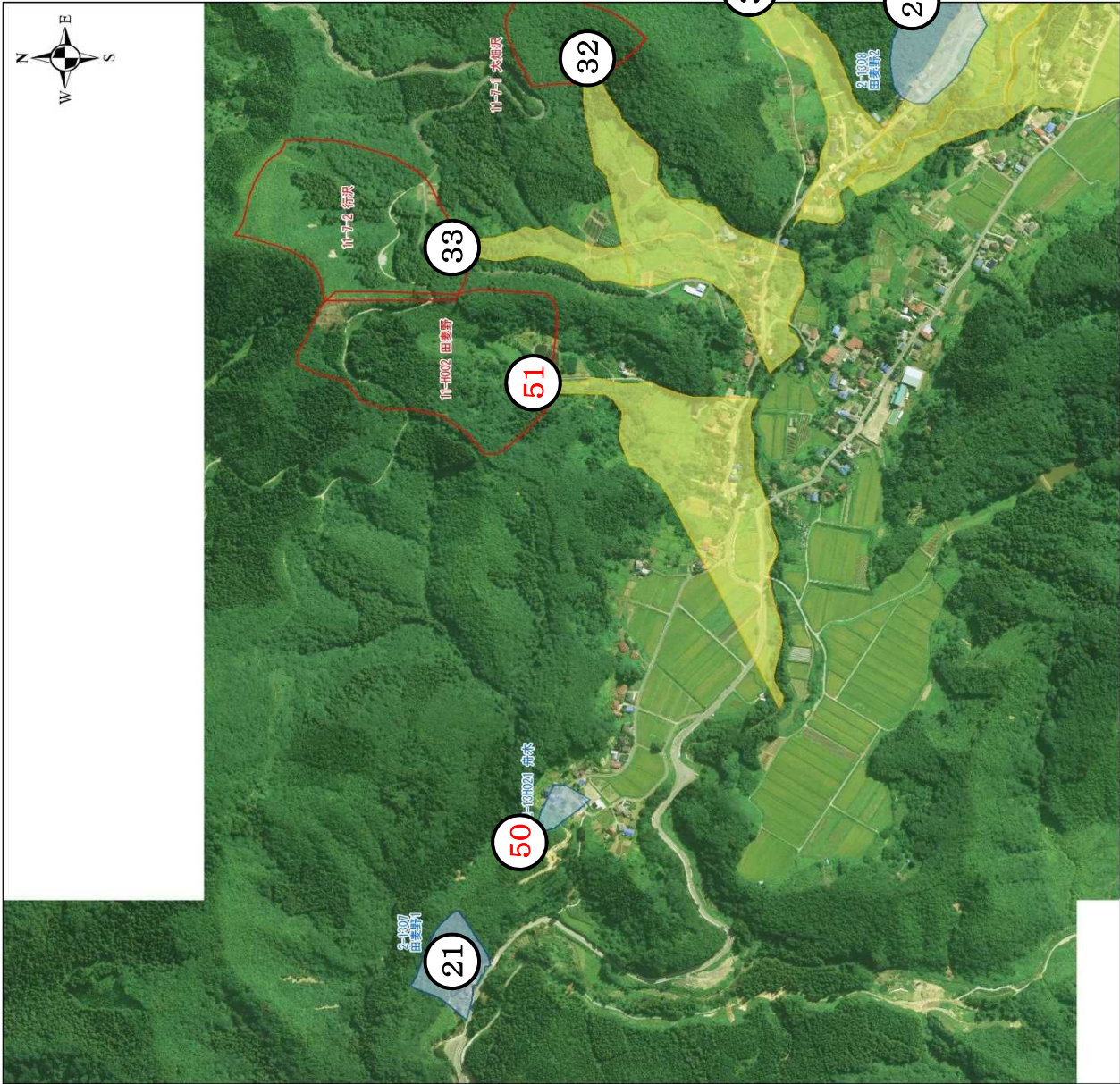


● 地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地

凡例

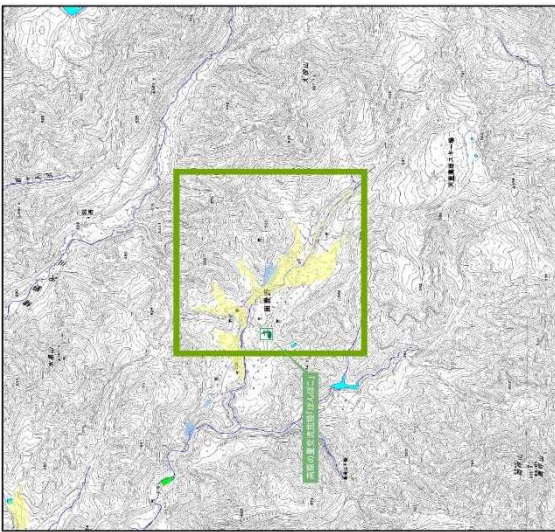
- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向



1:7,500 (縮小版) 0 100 200 300 400 500 m

田麦野地区(2) 土砂災害警戒区域等

● 周辺の様子 (がけ崩れ・土石流)

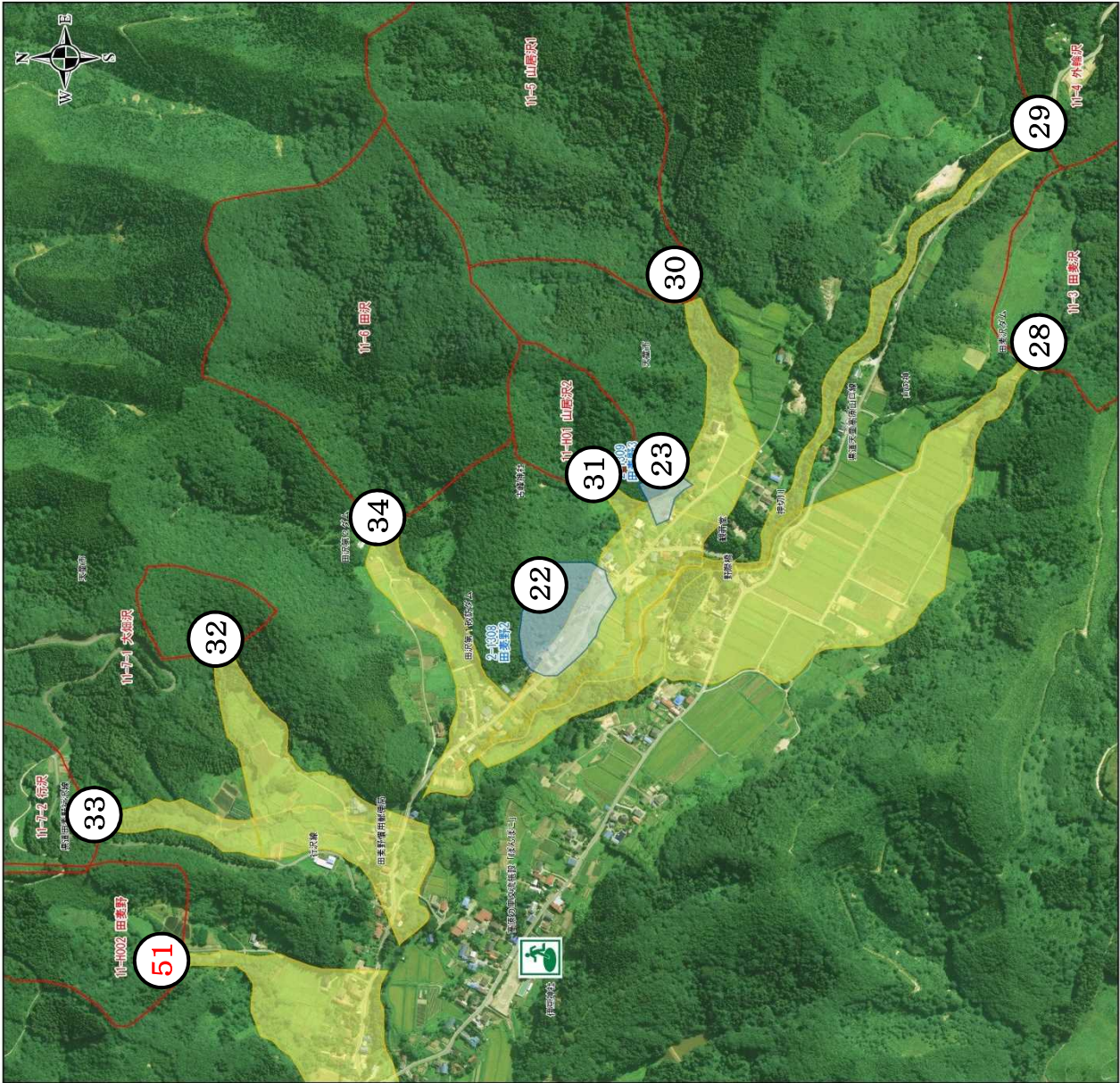


● 地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
高原の里交流施設 「ほんぼこ」	656-2955	天童市大字田麦野381

凡例

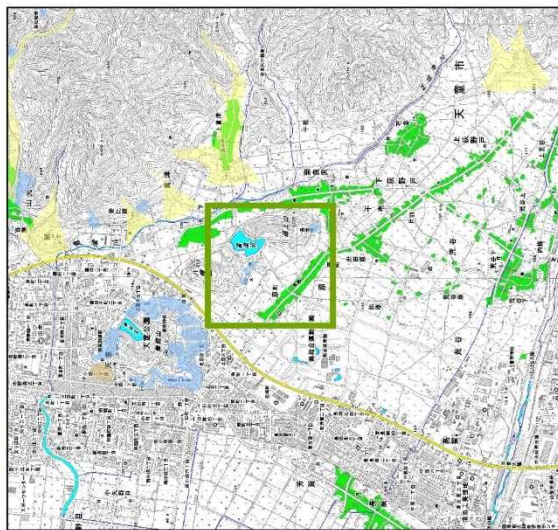
- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向



1:7,500 (縮小版) 0 100 200 300 400 500 m

干布地区 (原町・干布) 土砂災害警戒区域等







● 周辺の様子
(がけ崩れ)



● 地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地

凡 例

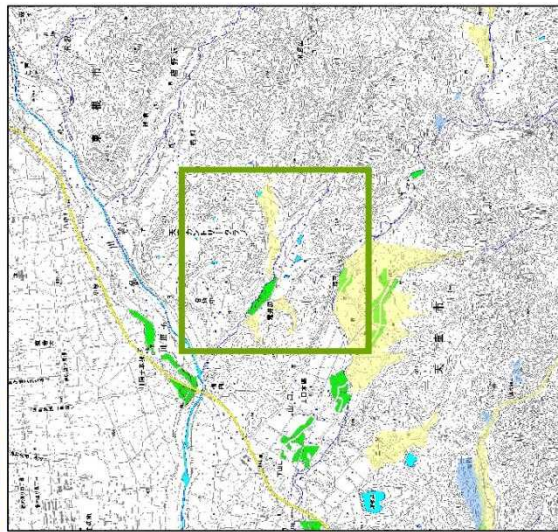
-  土石流が発生する危険性のある沢や川
-  土石流が氾濫する危険性のある範囲
-  がけ崩れが発生する危険性のある箇所
-  地すべりが発生する危険性のある箇所
-  避難施設
-  避難方向



1:5,000 (縮小版) 0 100 200 300 400 500 m

山口地区(荒井原・谷地中) 土砂災害警戒区域等

● 周辺の様子 (土石流)

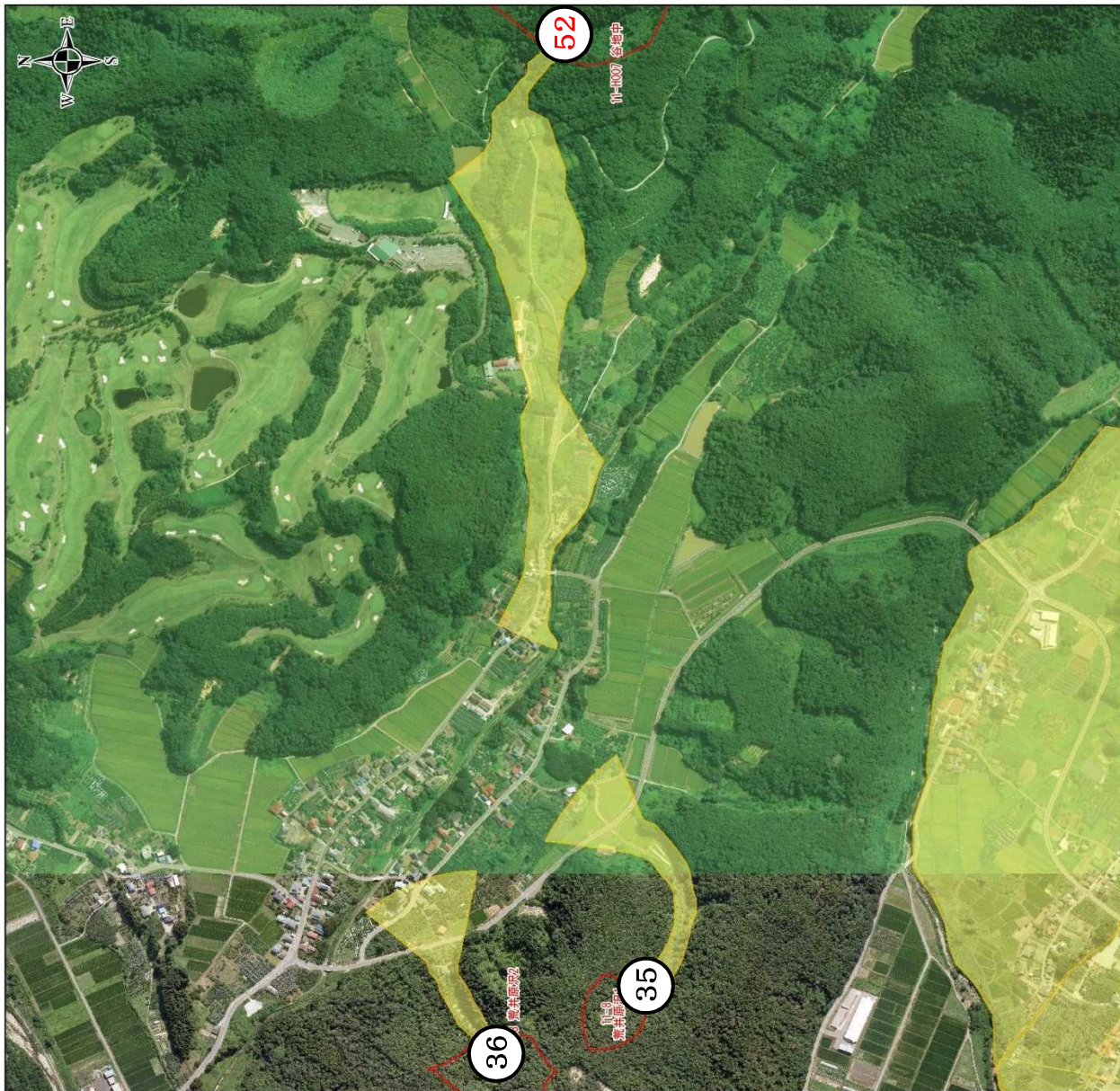


● 地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地

凡例

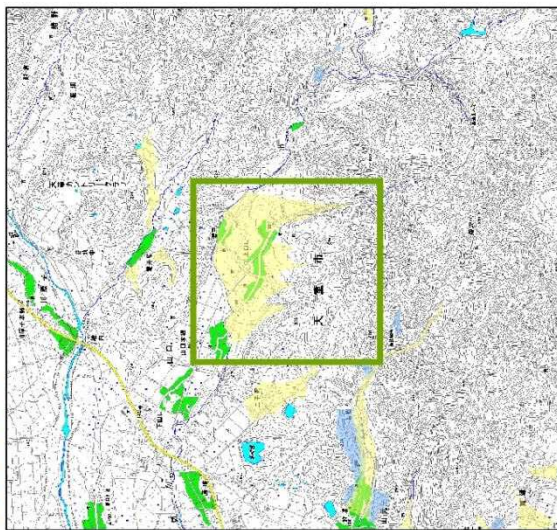
- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- かけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- ⇐ 避難方向



1:7,500 (縮小版) 0 100 200 300 400 m

山口地区（上山口） 土砂災害警戒区域等







● 周辺の様子
(土石流)

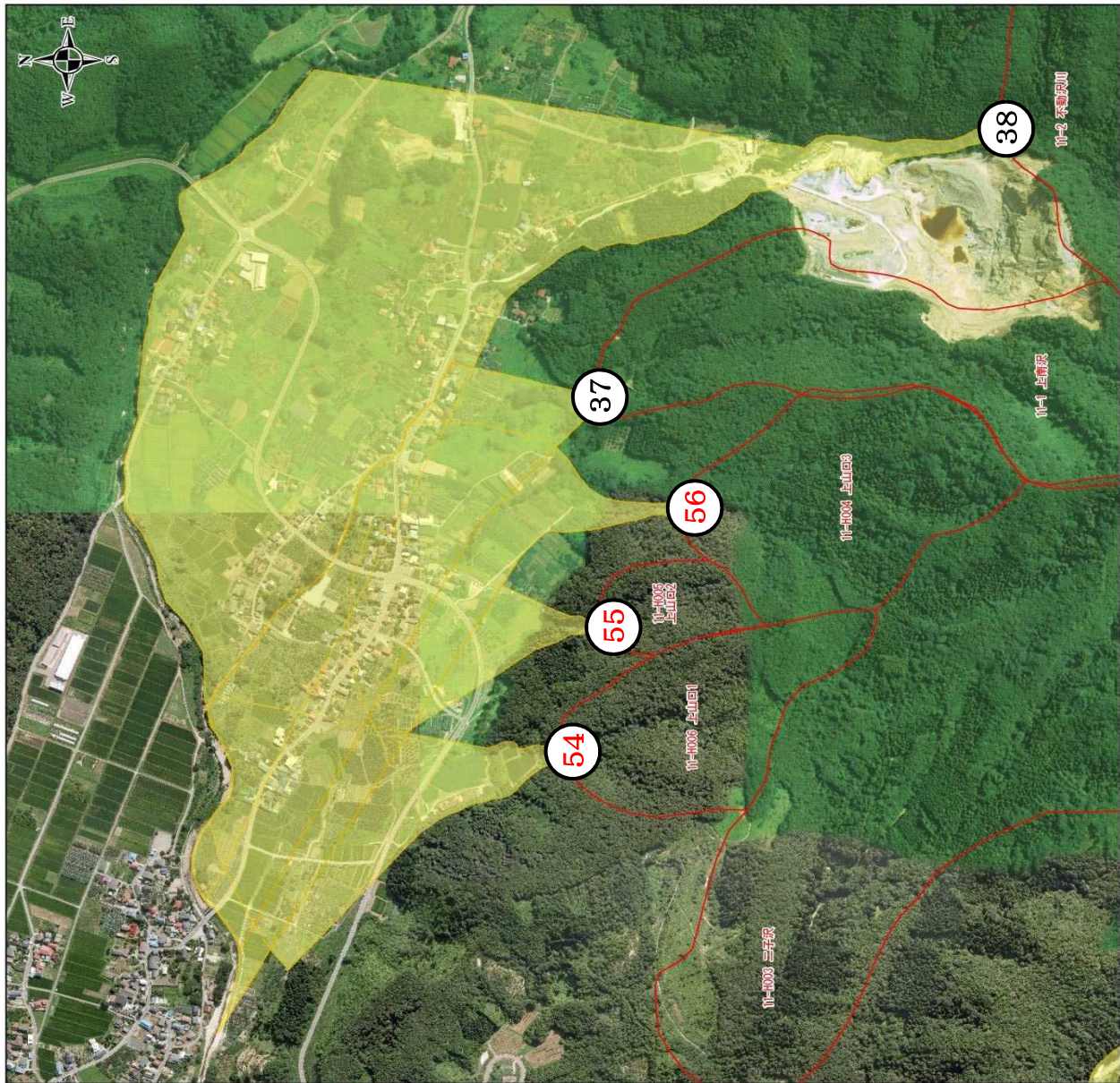


● 地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地

凡 例

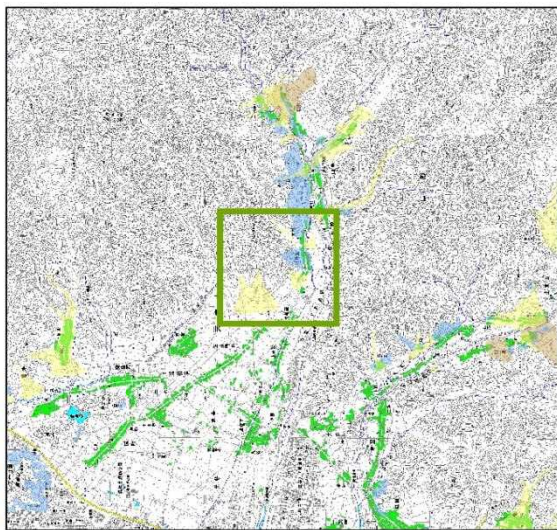
-  土石流が発生する危険性のある沢や川
-  土石流が氾濫する危険性のある範囲
-  かけ崩れが発生する危険性のある箇所
-  地すべりが発生する危険性のある箇所
-  避難施設
-  避難方向



1:7,500 (縮小版) 0 100 200 300 400 500 m

干布地区（上荻野戸） 土砂災害警戒区域等

● 周辺の様子
（土石流）

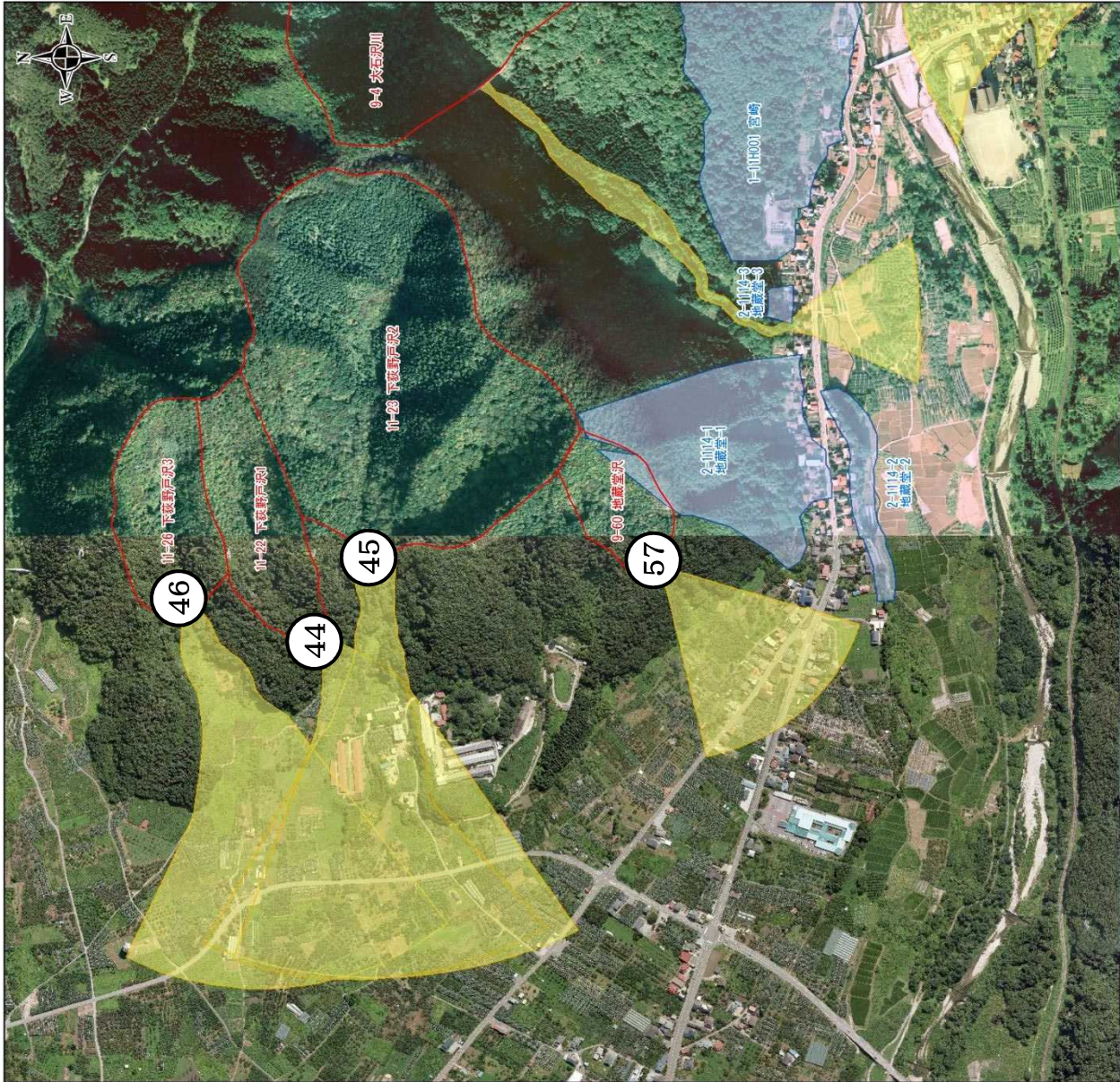


● 地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地

凡例

- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向



1:7,000 (縮小版) 0 100 200 300 400 500 m

土砂災害警戒避難体制要約表

地区番号	地区名 (自主防)	土砂災害警戒区域等名	戸数	区分	指定緊急避難場所		主要避難経路
					指定避難所		
1	上北目	城山1 (北目)	11	がけ崩れ	上北目公民館	南部公民館	自宅～市道～上北目公民館、状況により南部公民館
2		城山2-1 (北目)	22	がけ崩れ	上北目公民館	南部公民館	同上
3		城山2-2 (北目)	11	がけ崩れ	上北目公民館	南部公民館	同上
4	小路	天童中	30	がけ崩れ	中部公民館	中部小学校	自宅～天童大江線北進～中部公民館、状況により中部小学校
5		沼北-1 (中)	13	がけ崩れ	中部公民館	中部小学校	同上
6		沼北-2 (桜町)	13	がけ崩れ	中部公民館	中部小学校	同上
7		沼北-3 (桜町)	2	がけ崩れ	中部公民館	中部小学校	同上
49		小路	31	地すべり	中部公民館	中部小学校	自宅～天童駅前久野本線北進～中部公民館・中部小学校
8	下北目	北目1 (北目)	12	がけ崩れ	下北目公民館	南部公民館	自宅～北目五日町線南進～下北目公民館、状況により南部公民館
9		北目2 (北目)	9	がけ崩れ	下北目公民館	南部公民館	同上
10		北目3 (北目)	2	がけ崩れ	中部公民館	中部小学校	自宅～天童駅前久野本線北進～中部公民館・中部小学校
11		北目4 (北目)	65	がけ崩れ	下北目公民館	南部公民館	自宅～北目五日町線南進～下北目公民館、一部上北目公民館
12		北目5 (北目)	3	がけ崩れ	下北目公民館	南部公民館	自宅～市道～上北目公民館、状況により南部公民館
13	寄的	山元	9	がけ崩れ	寄的公民館	津山公民館	寄的若松線西進～寄的公民館、状況により津山公民館
39	関ノ上寄的	隅田川 (山元)	129	土石流	津山公民館	第二中学校	自宅～関ノ上津山小線南進～津山公民館 自宅～藤田線北進～山元道満線北進～第二中学校
14	下貫津	金毘羅1 (貫津)	3	がけ崩れ	津山公民館	第一中学校	荒谷原崎線を北進～津山公民館、状況により第一中学校
15		金毘羅2 (貫津)	5	がけ崩れ	津山公民館	第一中学校	同上
41		金毘羅沢(貫津・山元)	27	土石流	津山公民館	第一中学校	同上
42		貫津沢1 (貫津・山元)	2	土石流	津山公民館	第一中学校	同上
43	上貫津	貫津沢2 (貫津)	3	土石流	津山公民館	第一中学校	自宅～上貫津線西進～県道荒谷原崎線～津山公民館・第一中学校
47		貫津川2 (貫津・奈良沢)	105	土石流	津山公民館	第一中学校	同上
48		出葉川 (貫津・奈良沢)	97	土石流	津山公民館	第一中学校	同上
16	立宿	立宿上1 (山元)	4	がけ崩れ	立宿公民館	第二中学校	久野本若松線西進～立宿公民館、状況により第二中学校
17	若松	若松1 (山元)	21	がけ崩れ	第二中学校	第二中学校	自宅～寄的若松線西進～山元道満線北進～第二中学校
18		若松3 (山元)	1	がけ崩れ	第二中学校	第二中学校	同上
19		若松4-1 (山元)	1	がけ崩れ	第二中学校	第二中学校	同上
20		若松4-2 (山元)	1	がけ崩れ	第二中学校	第二中学校	同上
40		古瀬川 (山元)	99	土石流	第二中学校	第二中学校	同上
24	原町	八幡山-1 (学校裏)	0	がけ崩れ			
25		八幡山-2 (学校東)	0	がけ崩れ			
26		八幡山	2	がけ崩れ	原町公民館	原町公民館	自宅～温泉原町線南進～原町公民館
27	奈良沢	干布 (奈良沢)	1	がけ崩れ	干布公民館	干布公民館	自宅～横宿線東進～干布公民館
21	田麦野	田麦野1	1	がけ崩れ	ぼんぼこ	ぼんぼこ	自宅～県道天童高原山口線東進～ぼんぼこ
22		田麦野2	6	がけ崩れ	ぼんぼこ	ぼんぼこ	自宅～舟着浦ノ原線西進～ぼんぼこ
23		田麦野3	1	がけ崩れ	ぼんぼこ	ぼんぼこ	自宅～舟着浦ノ原線南進～県道天童高原山口線西進～ぼんぼこ
50		舟木	2	がけ崩れ	ぼんぼこ	ぼんぼこ	自宅～県道天童高原山口線東進～ぼんぼこ
28		田麦沢 (田麦野)	5	土石流	ぼんぼこ	ぼんぼこ	自宅～県道天童高原山口線西進～ぼんぼこ
29		外輪沢 (田麦野)	0	土石流			
30		山居沢1 (田麦野)	11	土石流	ぼんぼこ	ぼんぼこ	自宅～舟着浦ノ原線南進～県道天童高原山口線西進～ぼんぼこ
31		山居沢2 (田麦野)	6	土石流	ぼんぼこ	ぼんぼこ	同上
32		大畑沢 (田麦野)	8	土石流	ぼんぼこ	ぼんぼこ	自宅～中央橋南進～ぼんぼこ
33		行沢 (田麦野)	7	土石流	ぼんぼこ	ぼんぼこ	同上
34	田沢 (田麦野)	5	土石流	ぼんぼこ	ぼんぼこ	自宅～舟着浦ノ原線西進～ぼんぼこ	
51		田麦野	10	土石流	ぼんぼこ	ぼんぼこ	自宅～県道天童高原山口線東進～ぼんぼこ
35	荒井原	荒井原沢1 (山口)	1	土石流	荒井原公民館	山口公民館	各自宅～荒井原公民館
36		荒井原沢2 (山口)	5	土石流	荒井原公民館	山口公民館	同上
52	谷地中	谷地中	7	土石流	谷地中公民館	山口公民館	谷地中貝吹道線北西進～谷地中多目的集会施設
53	二子沢	二子沢	33	土石流	山口公民館	山口小学校	自宅～若松山口線北進～山口公民館・山口小学校
37	上山口渡戸	上南沢 (山口)	44	土石流	山口公民館	山口小学校	自宅～県道天童高原山口線西進～山口公民館・山口小学校
38		不動沢川 (山口)	78	土石流	山口公民館	山口小学校	同上
54		上山口1	8	土石流	山口公民館	山口小学校	同上
55		上山口2	17	土石流	山口公民館	山口小学校	同上
56		上山口3	41	土石流	山口公民館	山口小学校	同上
44	上荻野戸	下荻野戸沢1	4	土石流	上荻野戸上公民館	干布公民館	県道天童山寺公園線北西進～上荻野戸上公民館
45		下荻野戸沢2	5	土石流	上荻野戸上公民館	干布公民館	同上
46		下荻野戸沢3	1	土石流	上荻野戸上公民館	干布公民館	同上
57		地藏堂沢(16)		土石流	荒谷公民館	荒谷小学校	(山形市の要請により避難所を開設)
58		地藏堂-1		がけ崩れ	荒谷公民館	荒谷小学校	(山形市の要請により避難所を開設)

上北目地区 土砂災害警戒避難体制図

- 大雨警報(土砂災害)が出たら
・避難準備(心の準備)をする。
・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
・**高齢者等は速やかに避難!**
・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
・**危険な場所から速やかに全員避難!**
- 「緊急安全確保」が発令されたら
・**命の危険、直ちに安全を確保!**
・**命を守る最善の行動をとる!**
・(少しでも崖から離れた場所へ移動等)

●地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
上北目公民館	-	北目四丁目11-16
市立天童南部公民館	656-9595	一日町一丁目13-1
市立天童南部小学校	654-1750	田鶴町四丁目2-10
市立第一中学校	654-2311	大字原町10-1

凡例

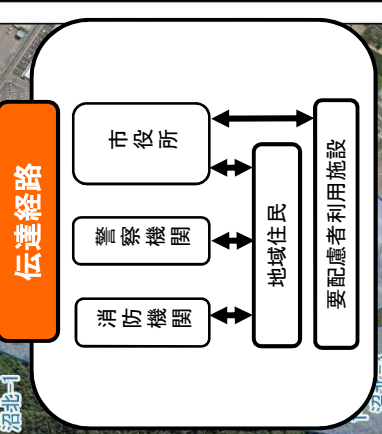
- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向

前兆現象を見かけたら直ちに避難! 市役所に連絡!

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。

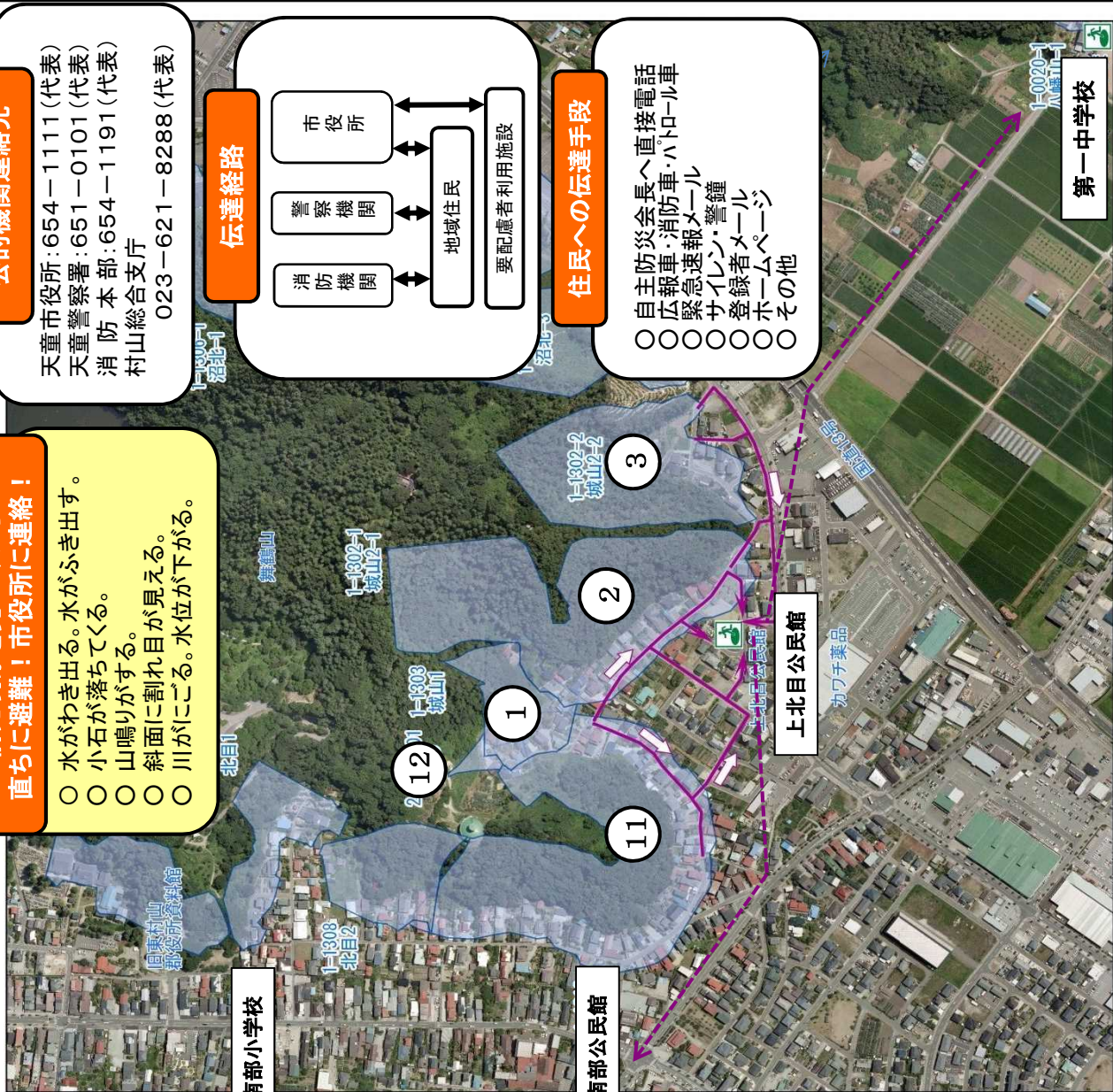
公的機関連絡先

天童市役所: 654-1111 (代表)
 天童警察署: 651-0101 (代表)
 消防本部: 654-1191 (代表)
 村山総合支庁
 023-621-8288 (代表)



住民への伝達手段

- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・ハトロープ車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他



小路地区 土砂災害警戒避難体制図

- 大雨警報(土砂災害)が出たら
 - ・避難準備(心の準備)をする。
 - ・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
 - ・**高齢者等は速やかに避難!**
 - ・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
 - ・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
 - ・**危険な場所から速やかに全員避難!**
- 「緊急安全確保」が発令されたら
 - ・**命の危険、直ちに安全を確保!**
 - ・**命を守る最善の行動をとる!**
 - ・(少しでも崖から離れた場所へ移動等)

地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
市立大童中部公民館	654-2443	老野森二丁目6-1
市立大童中部小学校	654-2301	老野森二丁目6-4
市立大童南部公民館	656-9595	一日町一丁目13-1
市立大童南部小学校	654-1750	田鶴町四丁目2-10

凡例

- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向

**前兆現象を見かけたら
直ちに避難! 市役所に連絡!**

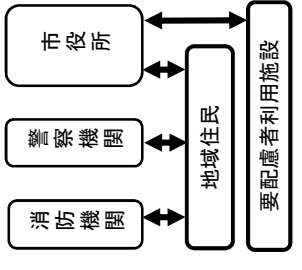
- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。



住民への伝達手段

- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・パトロール車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他

伝達経路



公的機関連絡先

大童市役所: 654-1111 (代表)
 大童警察署: 651-0101 (代表)
 消防本部: 654-1191 (代表)
 村山総合支庁
 023-621-8288 (代表)

下北目地区 土砂災害警戒避難体制図

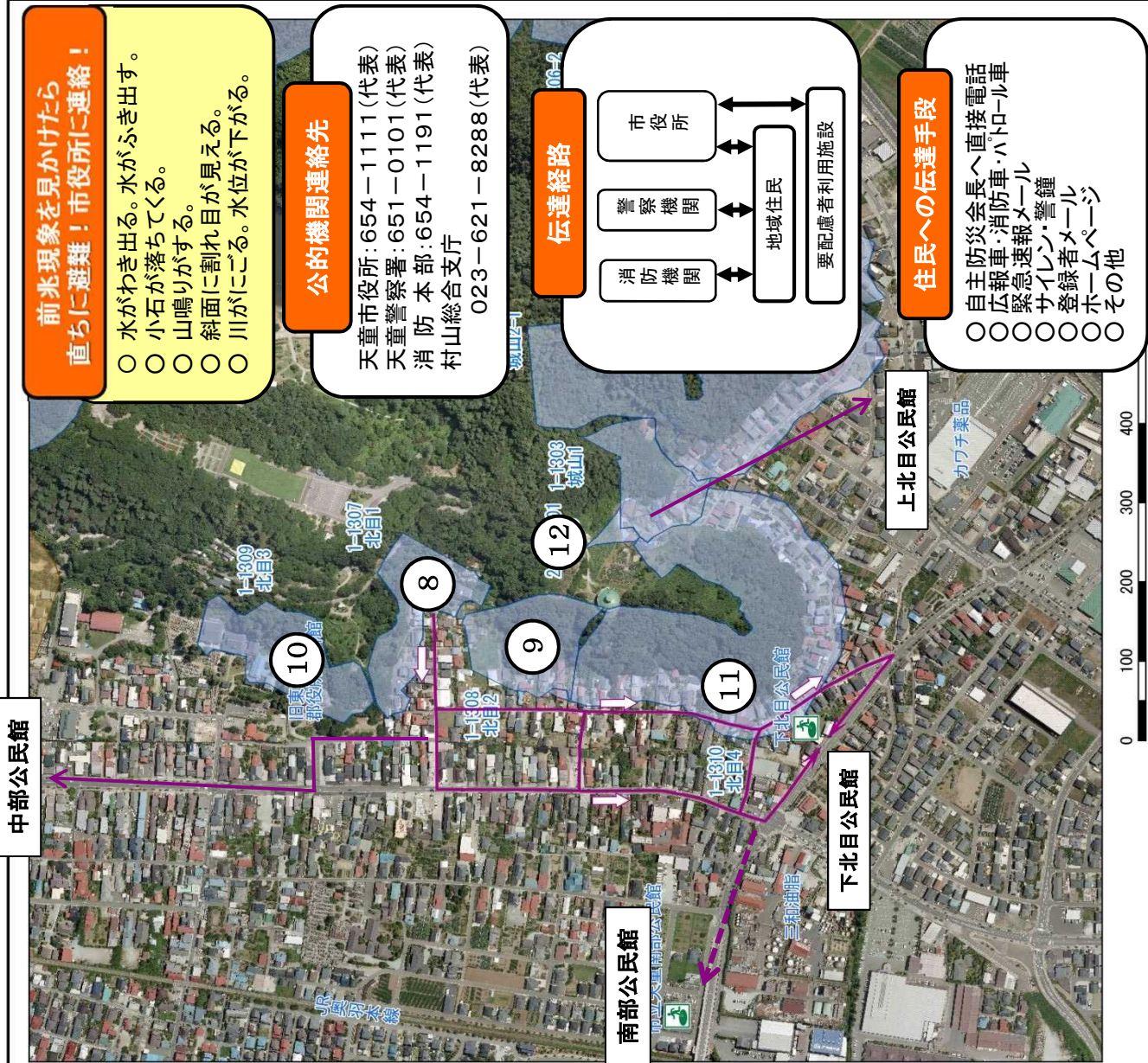
- 大雨警報(土砂災害)が出たら
・避難準備(心の準備)をする。
・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
・高齢者等は速やかに避難！
・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
・危険な場所から速やかに全員避難！
- 「緊急安全確保」が発令されたら
・命の危険、直ちに安全を確保！
・命を守る最善の行動をとる！
(少しでも崖から離れた場所へ移動等)

●地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
下北目公民館	-	北目一丁目9-32
市立天童南部公民館	656-9595	一日町一丁目13-1
市立天童南部小学校	654-1750	田鶴町四丁目2-10
市立第一中学校	654-2311	大字原町10-1

凡例

- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向



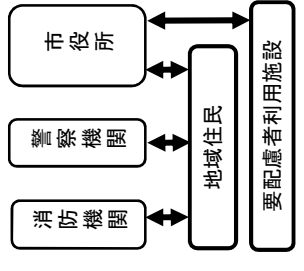
前兆現象を見かけたら
直ちに避難！市役所に連絡！

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。

公的機関連絡先

天童市役所: 654-1111(代表)
天童警察署: 651-0101(代表)
消防本部: 654-1191(代表)
村山総合支庁
023-621-8288(代表)

伝達経路



住民への伝達手段

- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・パトロール車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他

寄 的 地 区 土砂災害警戒避難体制図

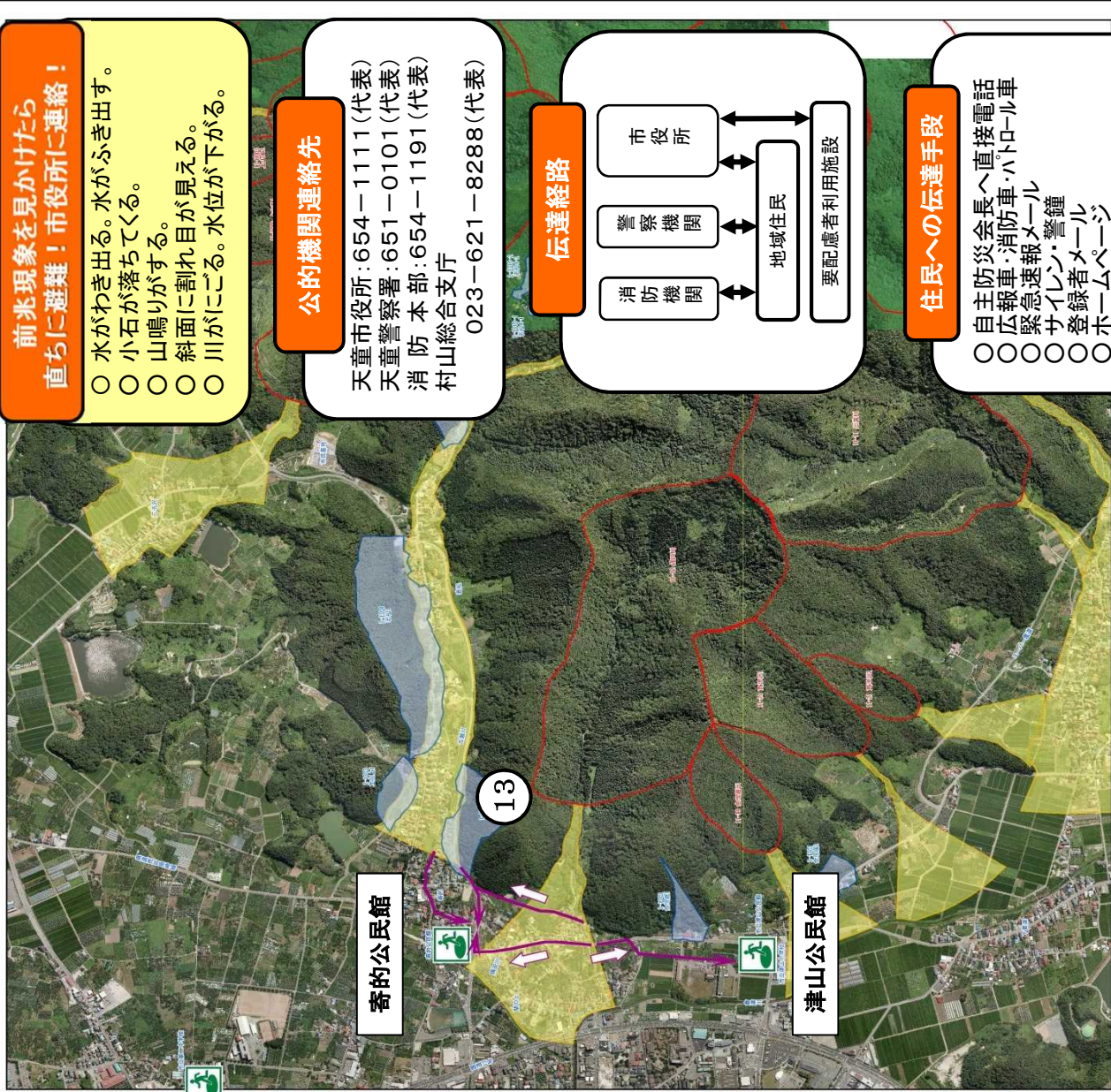
- 大雨警報(土砂災害)が出たら
・避難準備(心の準備)をする。
・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「**高齢者等避難**」が発令されたら
・**高齢者等は速やかに避難!**
・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「**避難指示**」が発令されたら
・**危険な場所から速やかに全員避難!**
- 「**緊急安全確保**」が発令されたら
・**命の危険、直ちに安全を確保!**
・**命を守る最善の行動をとる!**
(少しでも崖から離れた場所へ移動等)

地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
寄的公民館	-	大字山元155-2
市立津山公民館	654-2533	大字買津2434

凡 例

- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向

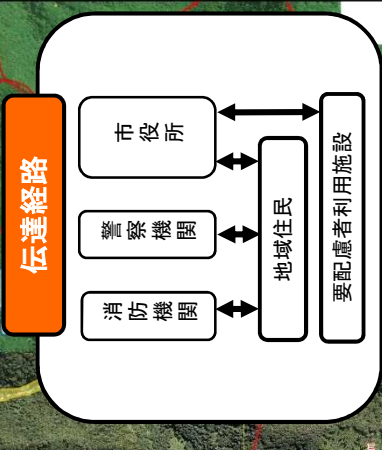


**前兆現象を見かけたら
直ちに避難！市役所に連絡！**

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。

公的機関連絡先

天童市役所: 654-1111 (代表)
 天童警察署: 651-0101 (代表)
 消防本部: 654-1191 (代表)
 村山総合支庁
 023-621-8288 (代表)



住民への伝達手段

- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・パトロール車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他

関ノ上・寄的地区 土砂災害警戒避難体制図

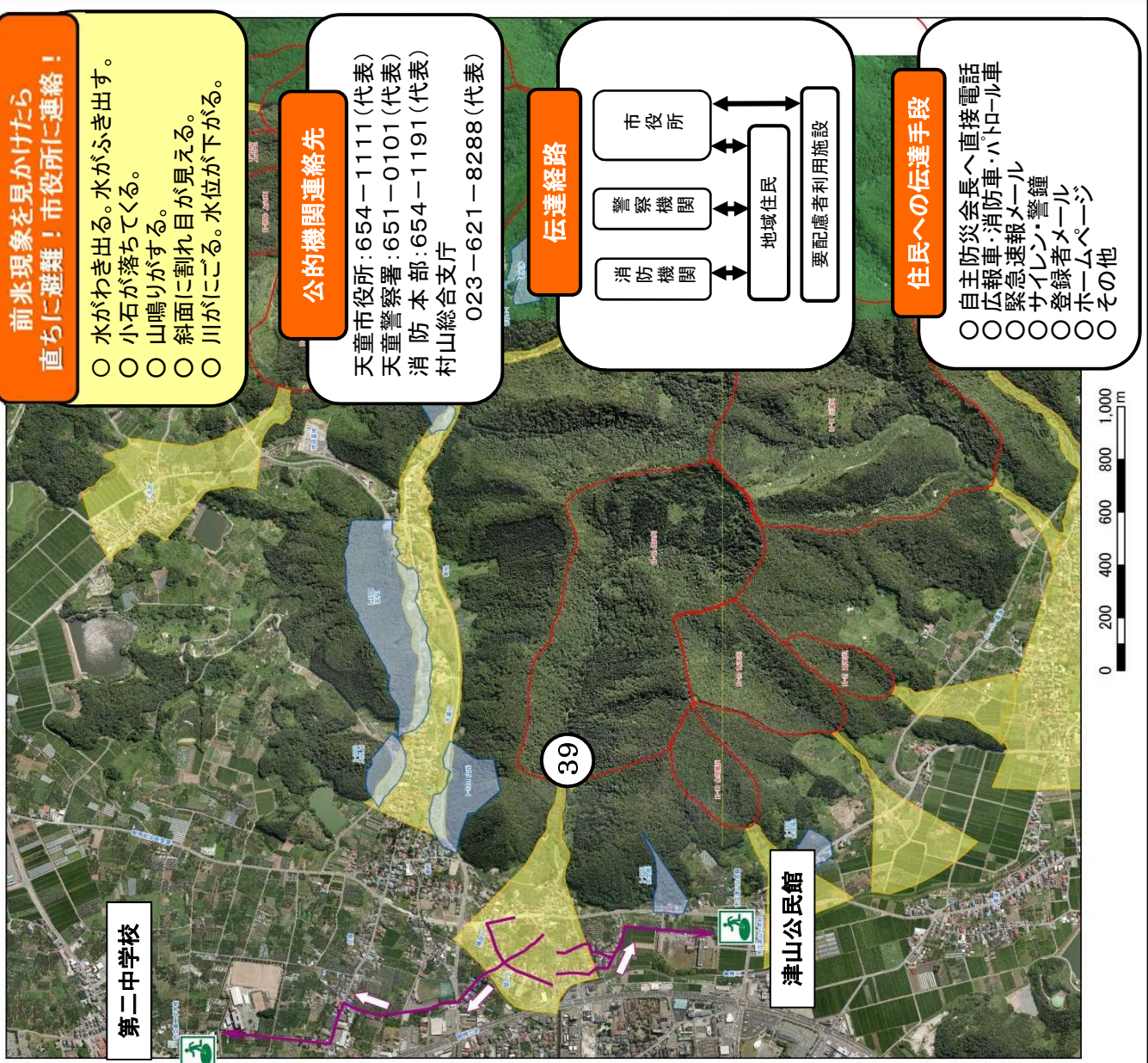
- 大雨警報(土砂災害)が出たら
 - ・避難準備(心の準備)をする。
 - ・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
 - ・高齢者等は速やかに避難!
 - ・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
 - ・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
 - ・危険な場所から速やかに全員避難!
- 「緊急安全確保」が発令されたら
 - ・命の危険、直ちに安全を確保!
 - ・命を守る最善の行動をとる!
 - (少しでも崖から離れた場所へ移動等)

●地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
市立津山公民館	654-2533	大字眞津2434
市立第二中学校	654-2322	大字久野本1674

凡 例

- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向

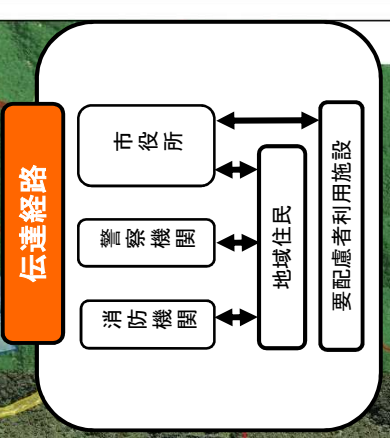


**前兆現象を見かけたら
直ちに避難！市役所に連絡！**

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。

公的機関連絡先

天童市役所:654-1111(代表)
 天童警察署:651-0101(代表)
 消防本部:654-1191(代表)
 村山総合支庁
 023-621-8288(代表)



住民への伝達手段

- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・ハトロール車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他

下貫津地区 土砂災害警戒避難体制図

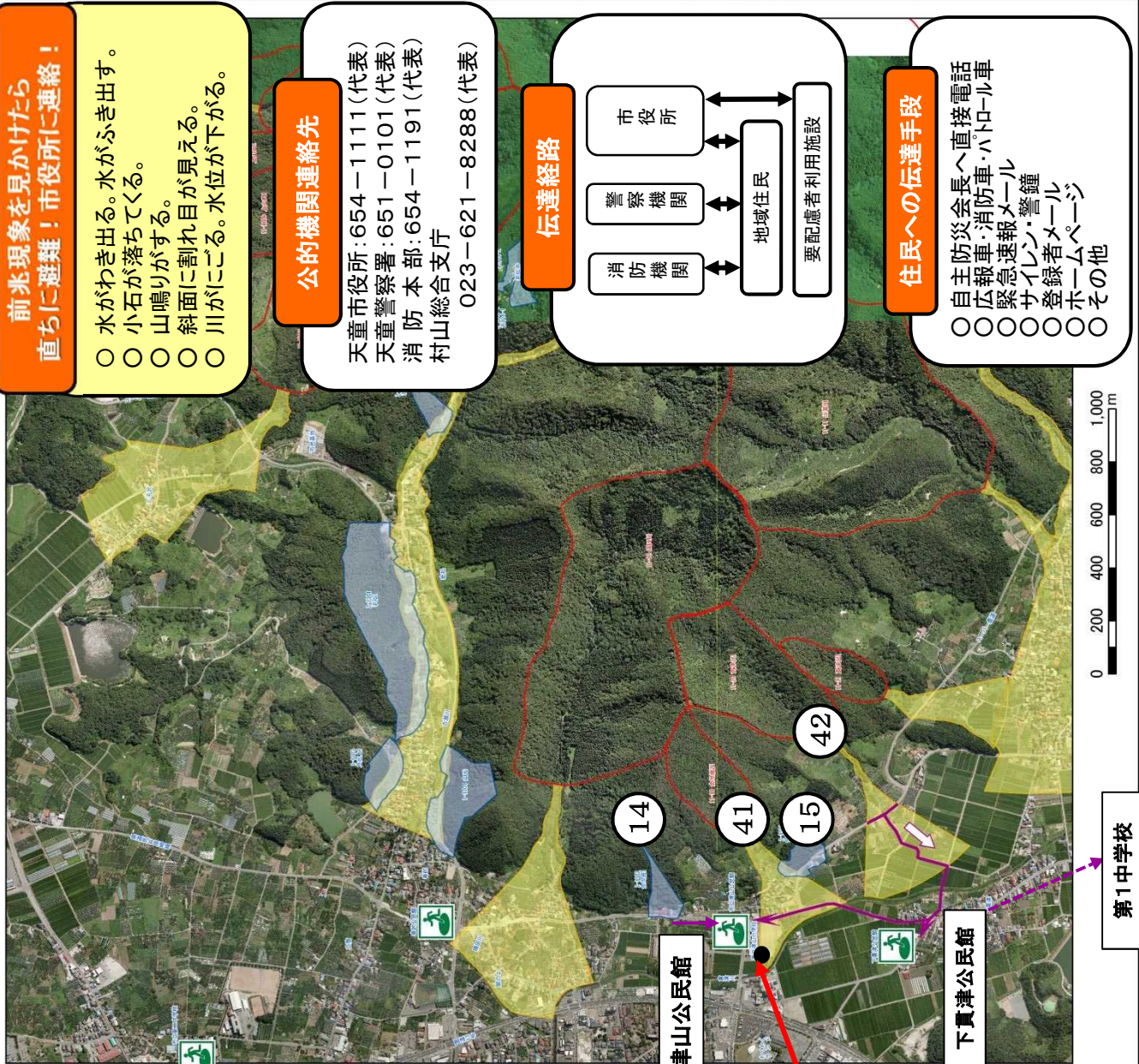
- 大雨警報(土砂災害)が出たら
・避難準備(心の準備)をする。
・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
・**高齢者等は速やかに避難!**
- ・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
・**危険な場所から速やかに全員避難!**
- 「緊急安全確保」が発令されたら
・**命の危険、直ちに安全を確保!**
・**命を守る最善の行動をとる!**
(少しでも崖から離れた場所へ移動等)

地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
市立津山公民館	654-2533	大字貫津2434
下貫津公民館	653-0253	大字貫津2375-1
要配慮者利用施設		
津山小学校 Tel:654-2309		

凡例

- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向

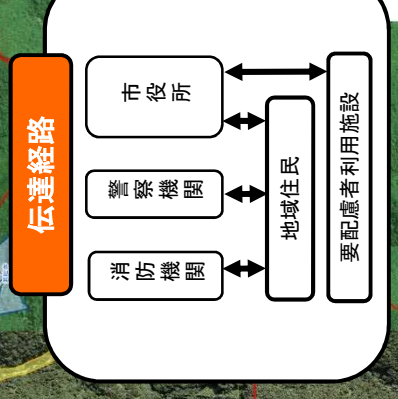


**前兆現象を見かけたら
直ちに避難! 市役所に連絡!**

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。

公的機関連絡先

天童市役所:654-1111(代表)
 天童警察署:651-0101(代表)
 消防本部:654-1191(代表)
 村山総合支庁
 023-621-8288(代表)



住民への伝達手段

- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・ハトロール車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他

上貫津地区 土砂災害警戒避難体制図

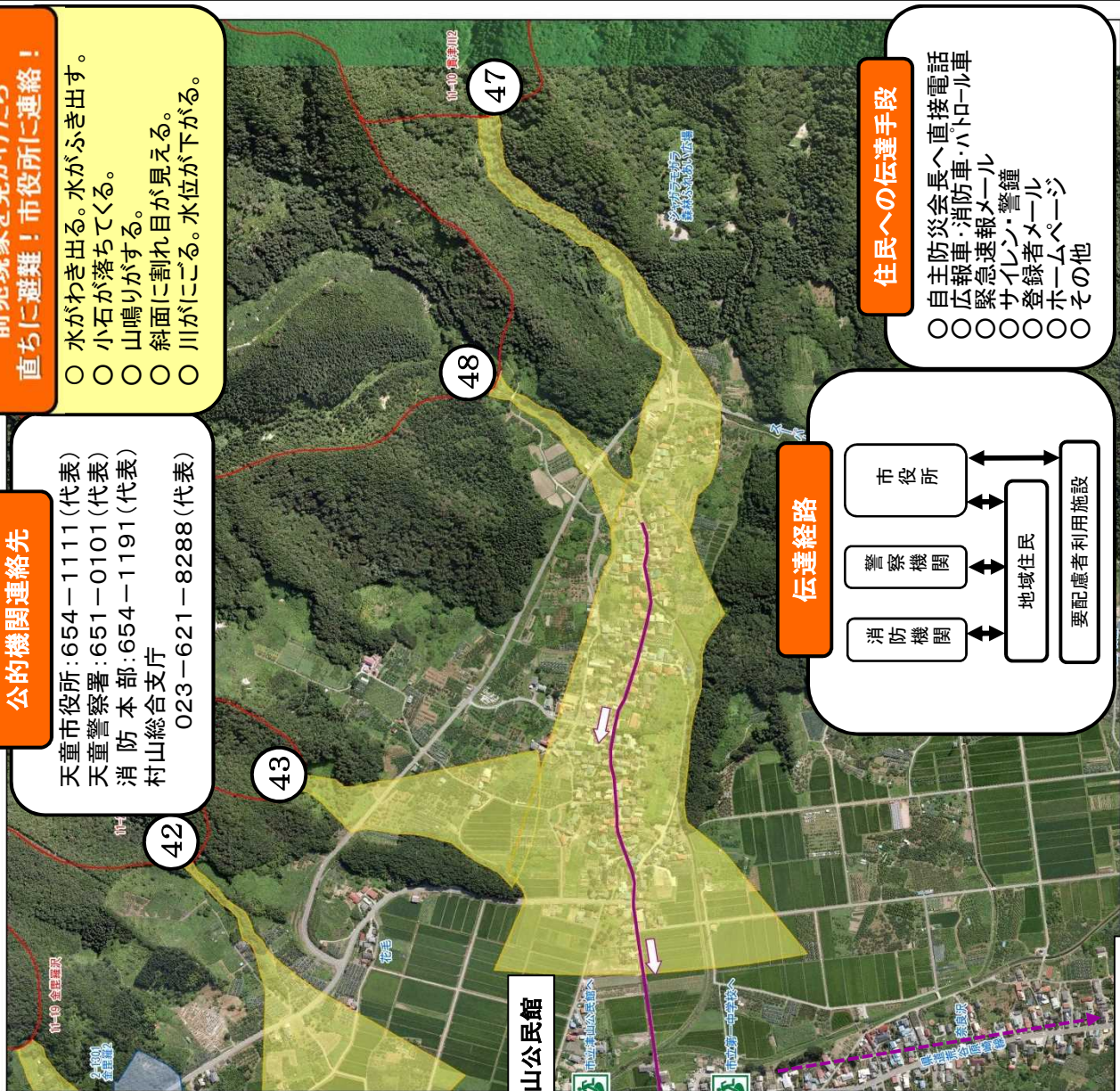
- 大雨警報(土砂災害)が出たら
・避難準備(心の準備)をする。
・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
・**高齢者等は速やかに避難!**
・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
・**危険な場所から速やかに全員避難!**
- 「緊急安全確保」が発令されたら
・**命の危険、直ちに安全を確保!**
・**命を守る最善の行動をとる!**
(少しでも崖から離れた場所へ移動等)

●地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
市立津山公民館	654-2533	大字貫津2434
市立第一中学校	654-2311	大字原町10-1

凡 例

- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向



公的機関連絡先

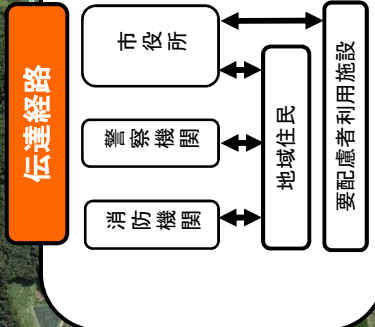
天童市役所:654-1111(代表)
 天童警察署:651-0101(代表)
 消防本部:654-1191(代表)
 村山総合支庁
 023-621-8288(代表)

前兆現象を見かけたら直ちに避難!市役所に連絡!

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。

住民への伝達手段

- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・ハトロール車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他



第1中学校

立 宿 地 区 土砂災害警戒避難体制図

- 大雨警報(土砂災害)が出たら
・避難準備(心の準備)をする。
・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
・**高齢者等は速やかに避難!**
・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
・**危険な場所から速やかに全員避難!**
○「緊急安全確保」が発令されたら
・**命の危険、直ちに安全を確保!**
・**命を守る最善の行動をとる!**
(少しでも崖から離れた場所へ移動等)

● 地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
立宿公民館	-	大字山元364-3

凡 例

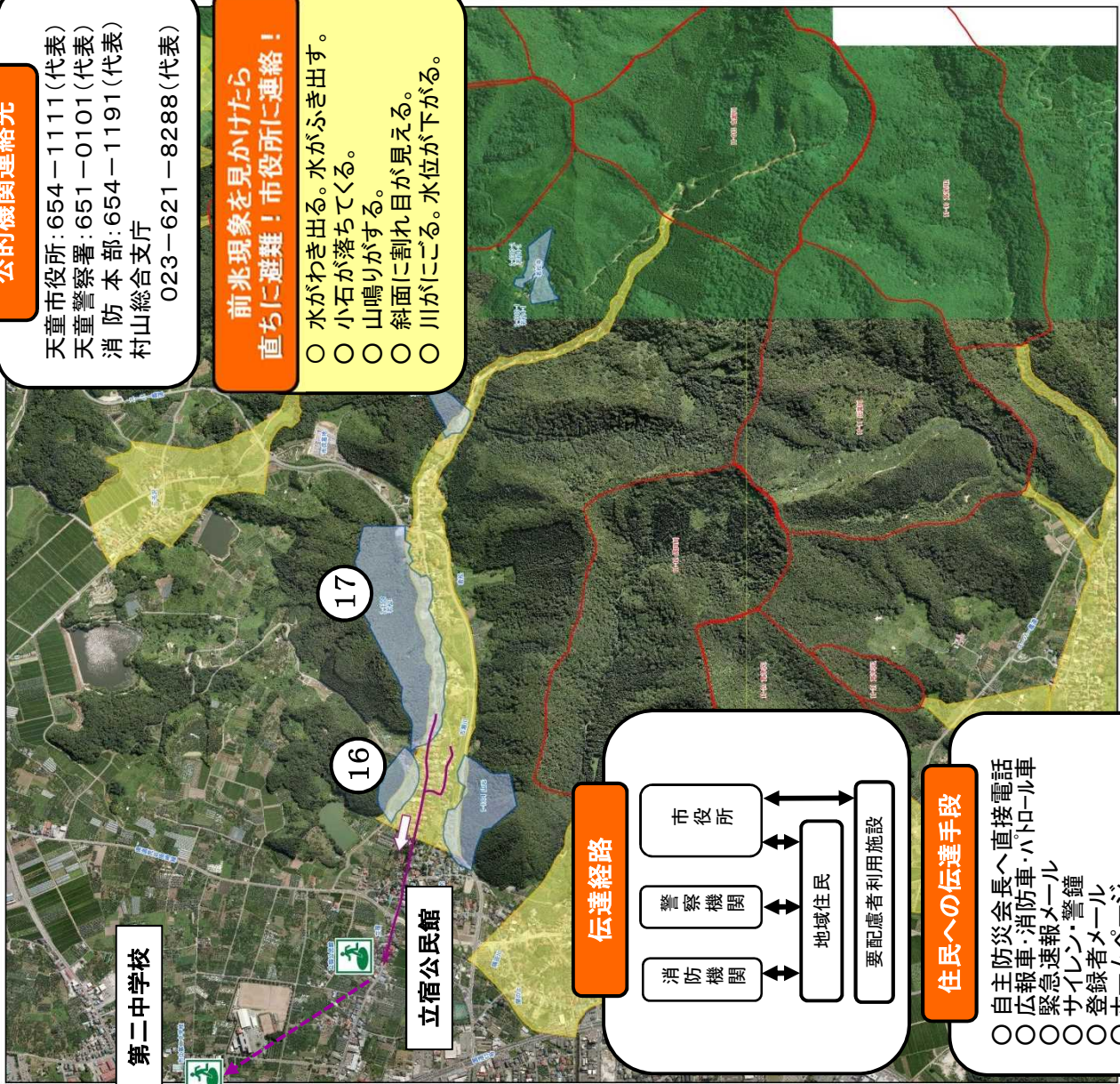
- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向

公的機関連絡先

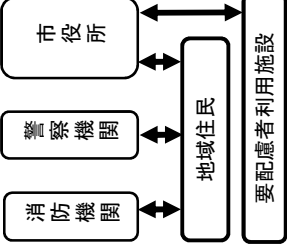
天童市役所: 654-1111(代表)
 天童警察署: 651-0101(代表)
 消防本部: 654-1191(代表)
 村山総合支庁
 023-621-8288(代表)

前兆現象を見かけたら 直ちに避難! 市役所に連絡!

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。



伝達経路



住民への伝達手段

- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・パトロール車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホーミングページ
- その他

若松地区 土砂災害警戒避難体制図

- 大雨警報(土砂災害)が出たら
 - 避難準備(心の準備)をする。
 - ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
 - 高齢者等は速やかに避難!**
 - 土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
 - 避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
 - 危険な場所から速やかに全員避難!**
- 「緊急安全確保」が発令されたら
 - 命の危険、直ちに安全を確保!**
 - 命を守る最善の行動をとる!**
 - (少しでも崖から離れた場所へ移動等)

● 地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
市立第二中学校	654-2322	大字久野本167-4

凡 例

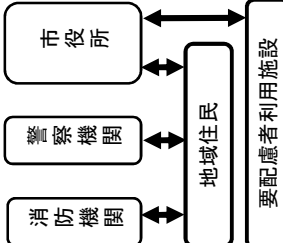
- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向

前兆現象を見かけたら 直ちに避難！市役所に連絡！

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。

第二中学校

伝達経路

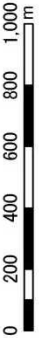
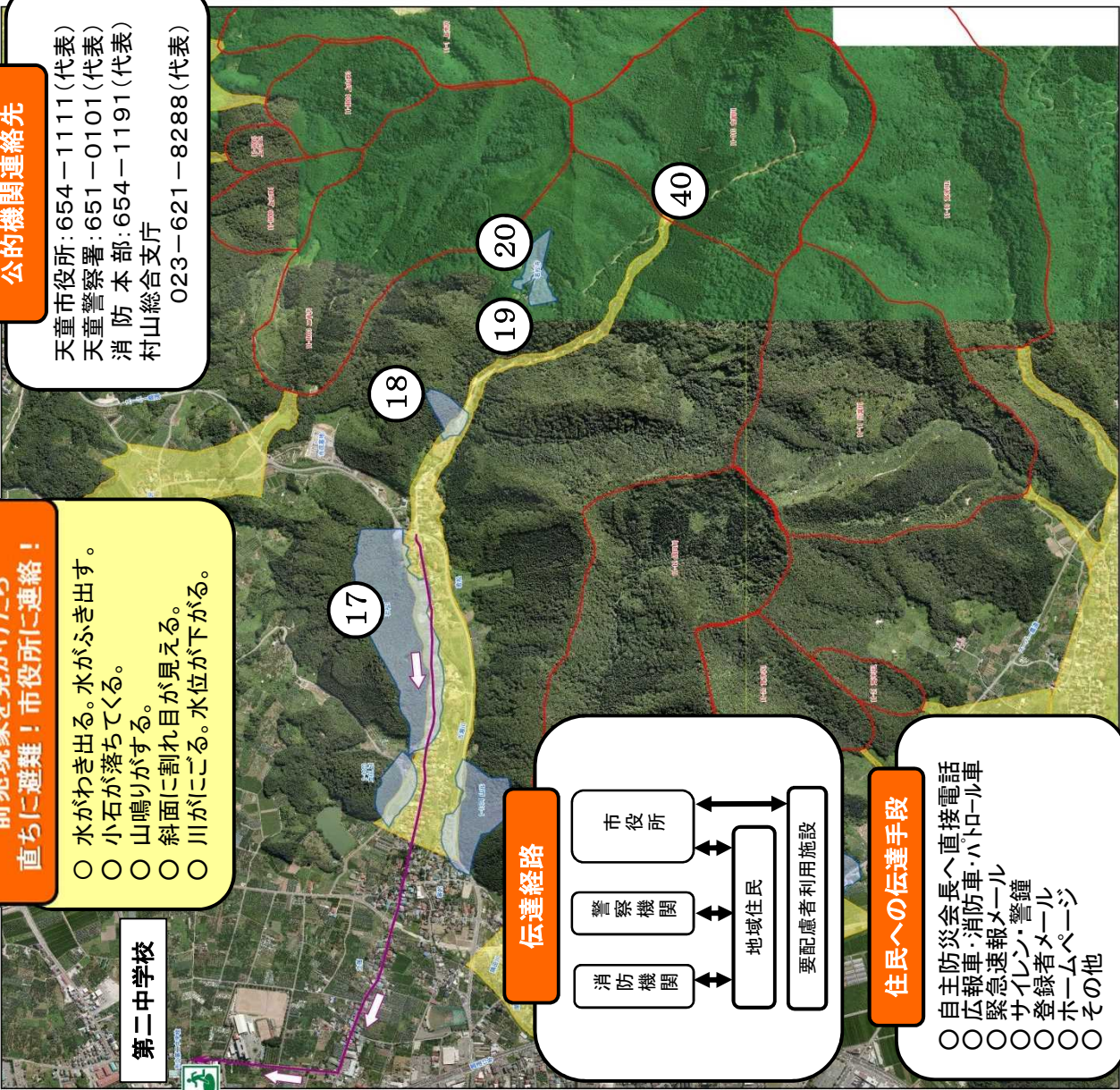


住民への伝達手段

- 主防炎会長へ直接電話
- 広報車・消防車・ハトロール車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他

公的機関連絡先

- 天童市役所: 654-1111(代表)
- 天童警察署: 651-0101(代表)
- 消防本部: 654-1191(代表)
- 村山総合支庁
023-621-8288(代表)



原町・奈良沢地区 土砂災害警戒避難体制図

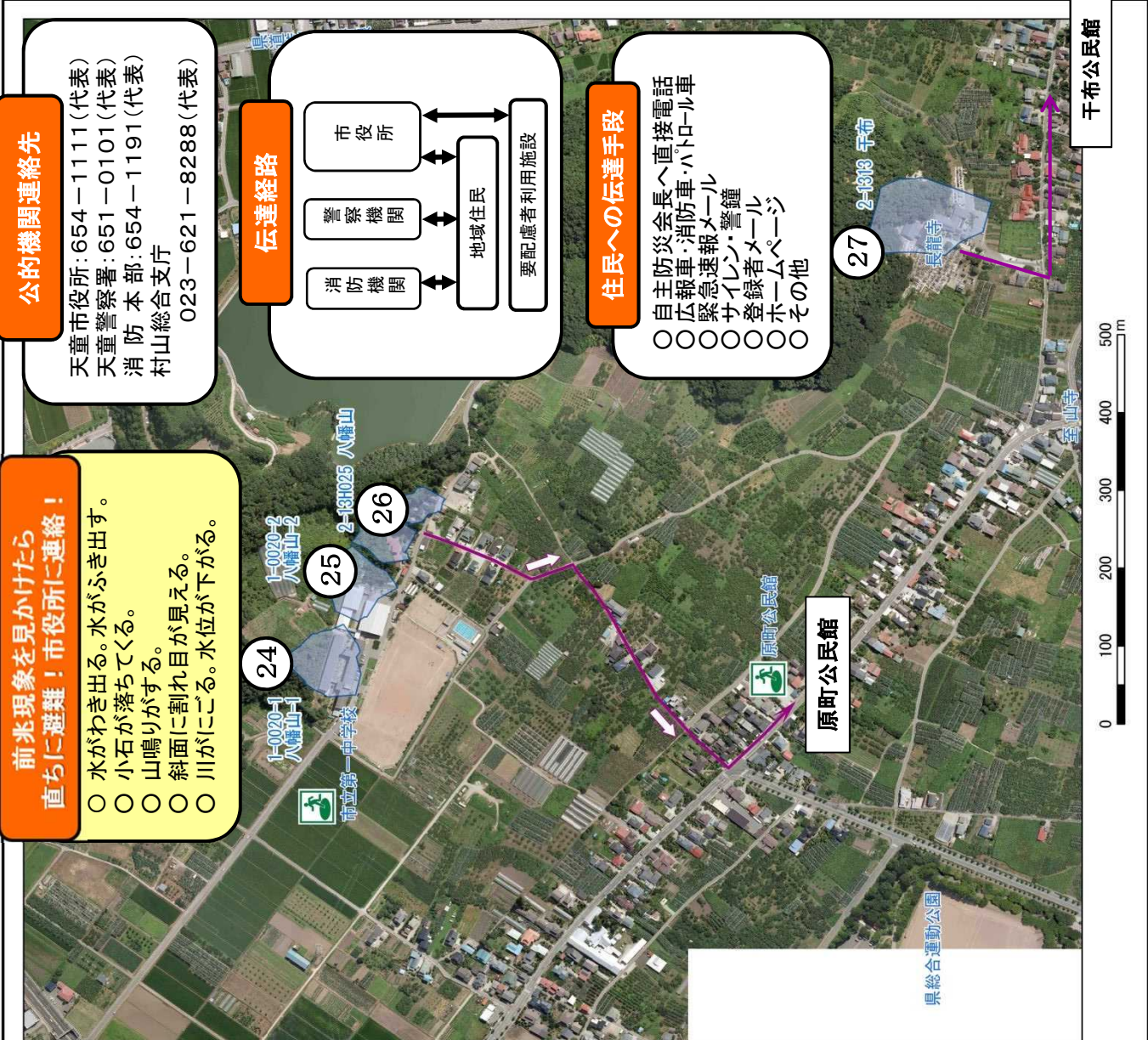
- 大雨警報(土砂災害)が出たら
 - ・避難準備(心の準備)をする。
 - ・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
 - ・高齢者等は速やかに避難！
 - ・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
 - ・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
 - ・危険な場所から速やかに全員避難！
- 「緊急安全確保」が発令されたら
 - ・命の危険、直ちに安全を確保！
 - ・命を守る最善の行動をとる！
 - (少しでも崖から離れた場所へ移動等)

●地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
原町公民館	-	大字原町37-4

凡 例

- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向

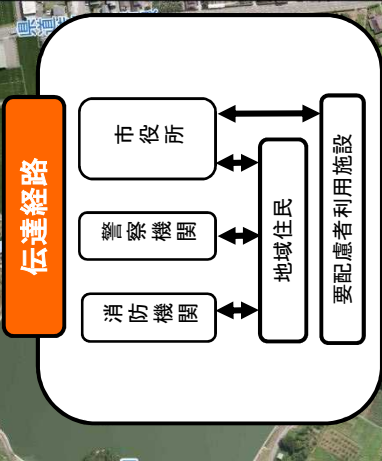


前兆現象を見かけたら直ちに避難！市役所に連絡！

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。

公的機関連絡先

天童市役所: 654-1111(代表)
 天童警察署: 651-0101(代表)
 消防本部: 654-1191(代表)
 村山総合支庁
 023-621-8288(代表)



住民への伝達手段

- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・パトロール車
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他

千布公民館

0 100 200 300 400 500 m

田麦野地区 (1) 土砂災害警戒避難体制図

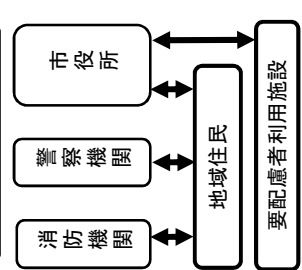
- 大雨警報(土砂災害)が出たら
・避難準備(心の準備)をする。
・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
・高齢者等は速やかに避難！
・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
・危険な場所から速やかに全員避難！
- 「緊急安全確保」が発令されたら
・命の危険、直ちに安全を確保！
・命を守る最善の行動をとる！
(少しでも崖から離れた場所へ移動等)

地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
高原の里交流施設「ぼんぼこ」	656-2955	大字田麦野381



伝達経路



住民への伝達手段

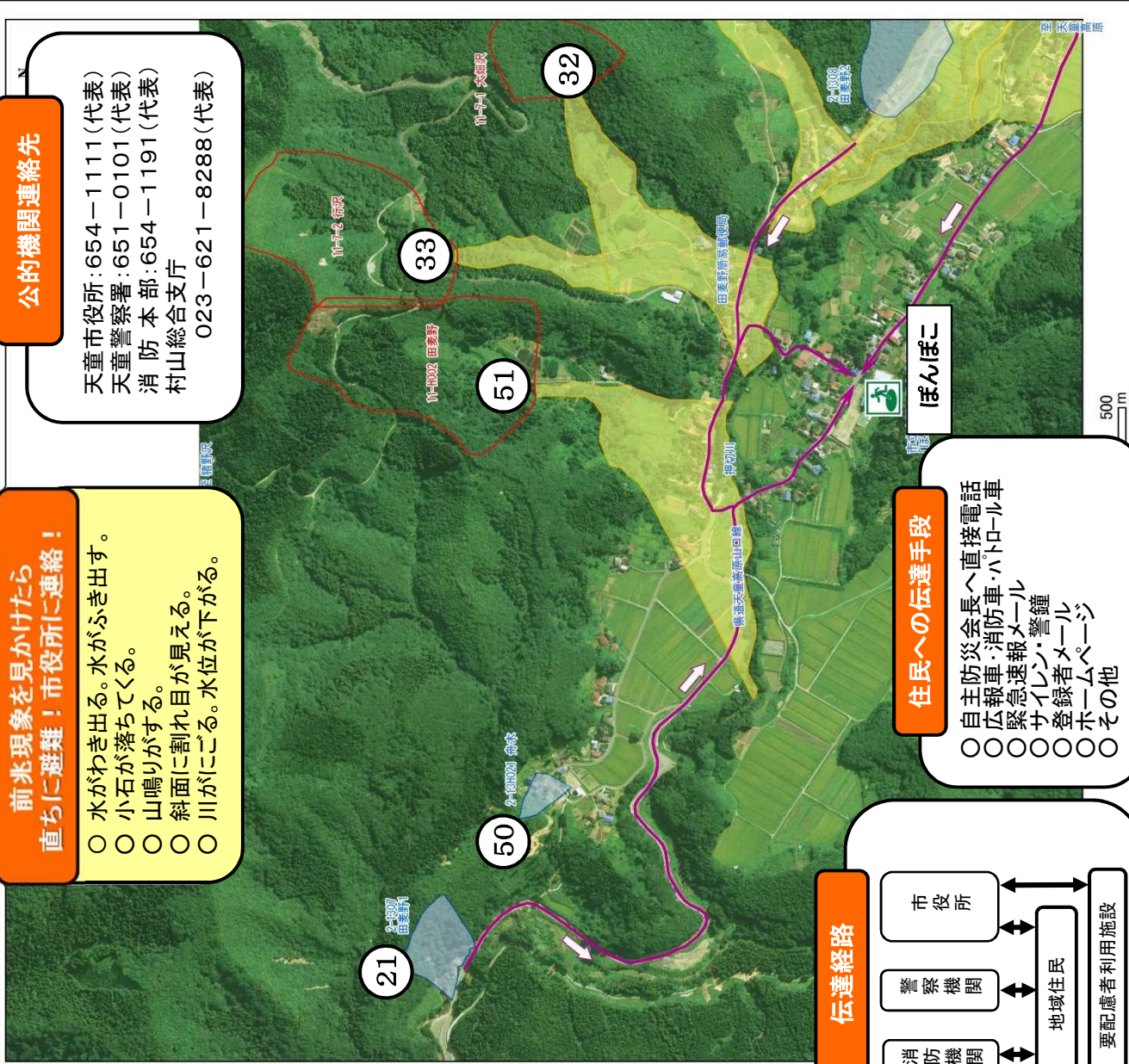
- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・ハトロール車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他

前兆現象を見かけたら 直ちに避難！市役所に連絡！

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。

公的機関連絡先

- 天童市役所: 654-1111 (代表)
- 天童警察署: 651-0101 (代表)
- 消防本部: 654-1191 (代表)
- 村山総合支庁
023-621-8288 (代表)



田麦野地区 (2)

土砂災害警戒避難体制図

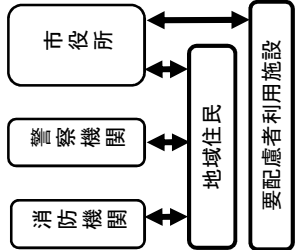
- 大雨警報(土砂災害)が出たら
 - ・避難準備(心の準備)をする。
 - ・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
 - ・高齢者等は速やかに避難!
 - ・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
 - ・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
 - ・危険な場所から速やかに全員避難!
- 「緊急安全確保」が発令されたら
 - ・命の危険、直ちに安全を確保!
 - ・命を守る最善の行動をとる!
 - (少しでも崖から離れた場所へ移動等)

●地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
高原の里交流施設「ぼんぼこ」	656-2955	大字田麦野381

- 凡 例
- 土砂流が発生する危険性のある沢や川
 - 土砂流が氾濫する危険性のある範囲
 - がけ崩れが発生する危険性のある箇所
 - 地すべりが発生する危険性のある箇所
 - 避難施設
 - 避難方向

伝達経路



住民への伝達手段

- 主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・ハトール車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他



公的機関連絡先

- 天童市役所: 654-1111 (代表)
- 天童警察署: 651-0101 (代表)
- 消防本部: 654-1191 (代表)
- 村山総合支庁: 023-621-8288 (代表)

- #### 前兆現象を見かけたら直ちに避難! 市役所に連絡!
- 水がわき出る。水がふき出す。
 - 小石が落ちてくる。
 - 山鳴りがする。
 - 斜面に割れ目が見える。
 - 川がにごる。水位が下がる。

ぼんぼこ

500m

荒井原地区

土砂災害警戒避難体制図

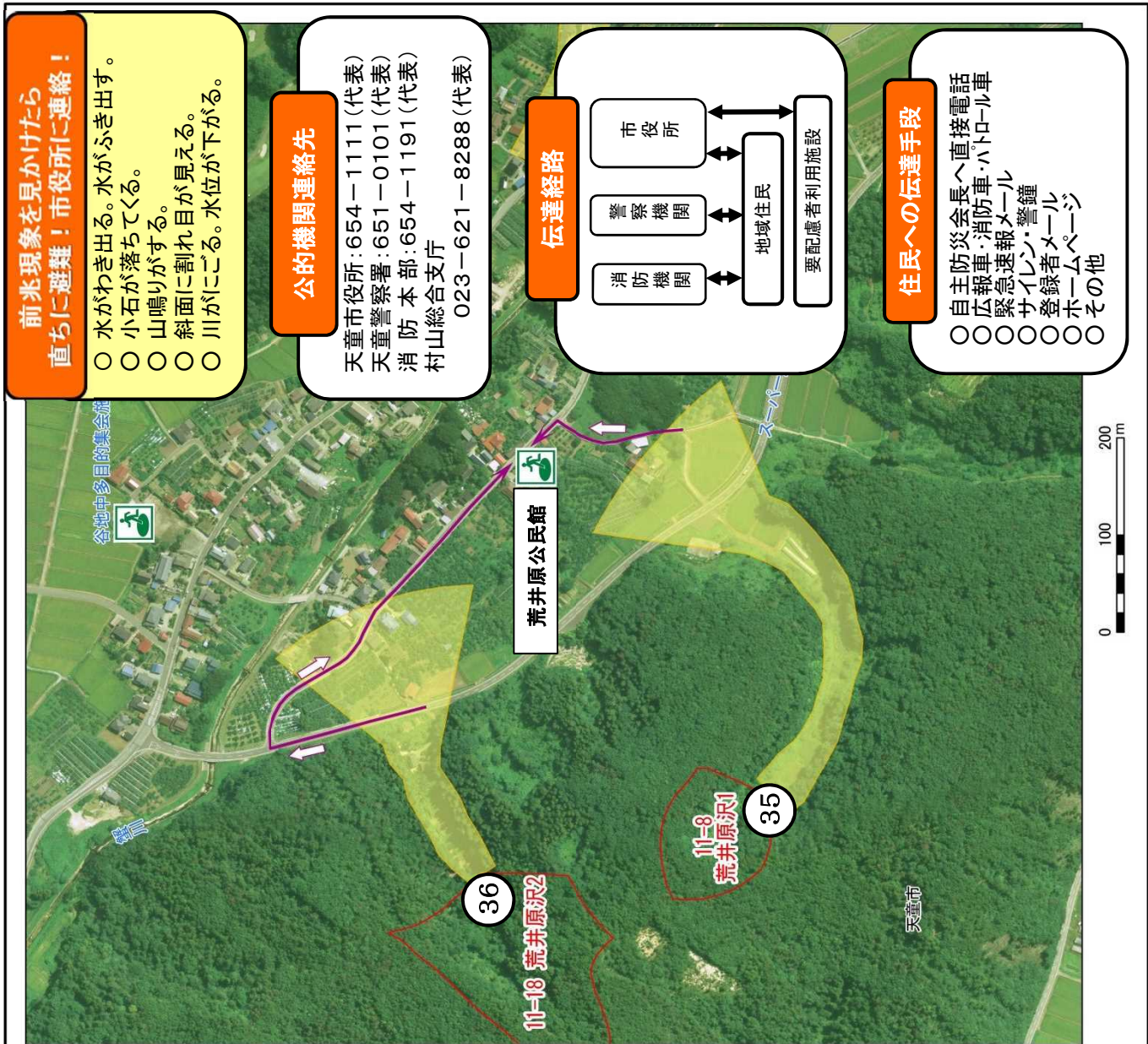
- 大雨警報(土砂災害)が出たら
 - ・避難準備(心の準備)をする。
 - ・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
 - ・**高齢者等は速やかに避難!**
 - ・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
 - ・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
 - ・**危険な場所から速やかに全員避難!**
- 「緊急安全確保」が発令されたら
 - ・**命の危険、直ちに安全を確保!**
 - ・**命を守る最善の行動をとる!**
 - (少しでも崖から離れた場所へ移動等)

●地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
荒井原公民館	-	大字山口4033-4
谷地中多目的集会所	-	大字川原子405-1

凡 例

- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向

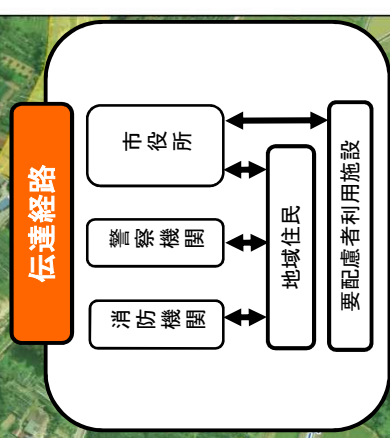


前兆現象を見かけたら直ちに避難! 市役所に連絡!

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。

公的機関連絡先

天童市役所: 654-1111 (代表)
 天童警察署: 651-0101 (代表)
 消防本部: 654-1191 (代表)
 村山総合支庁
 023-621-8288 (代表)



住民への伝達手段

- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・パトロール車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他

谷地中地区 土砂災害警戒避難体制図

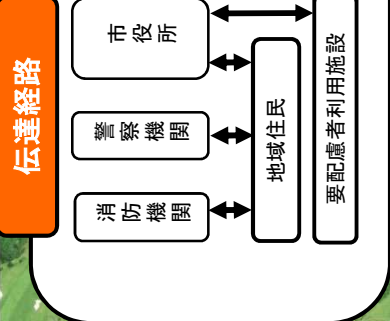
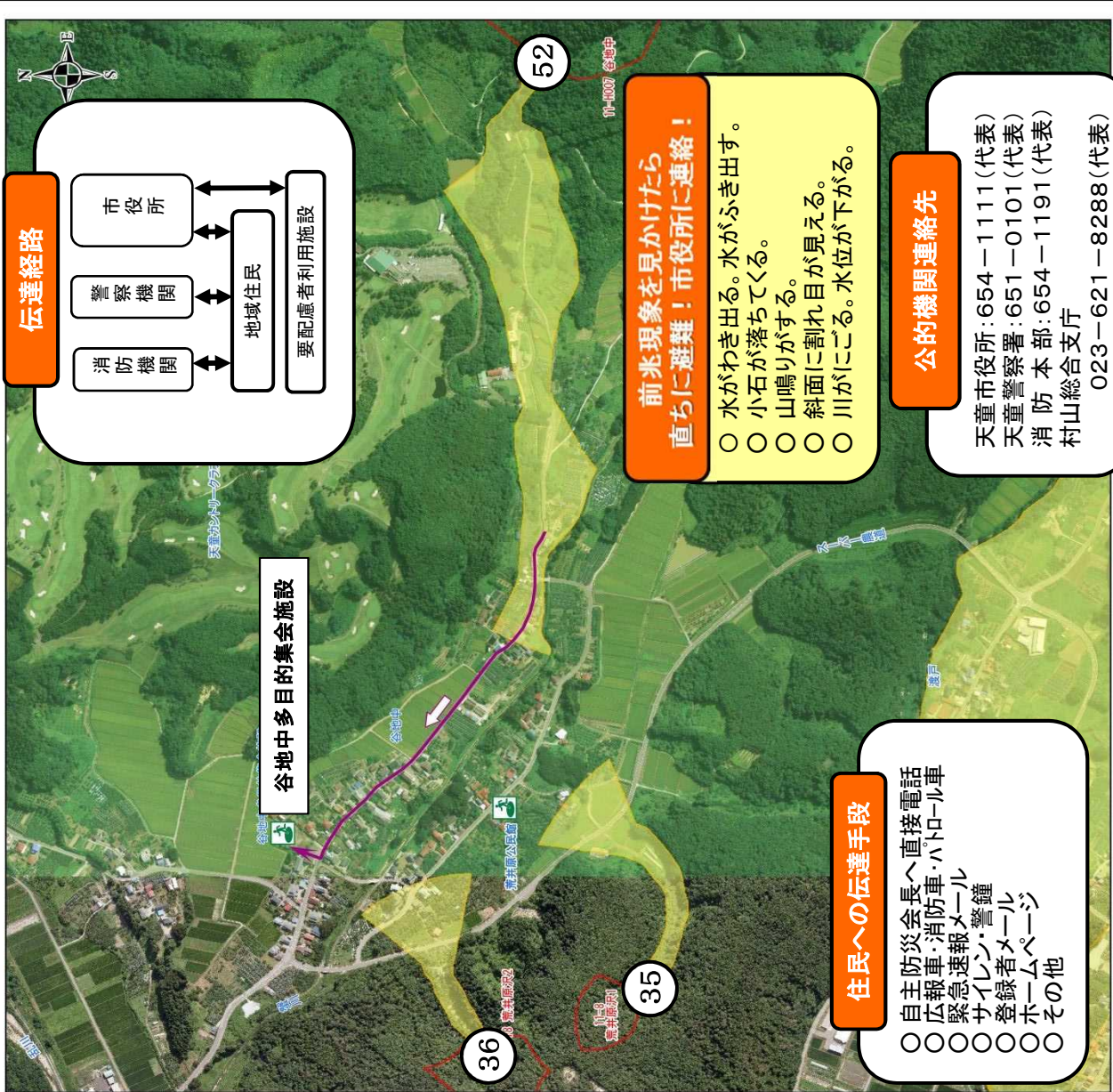
- 大雨警報(土砂災害)が出たら
・避難準備(心の準備)をする。
・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
・**高齢者等は速やかに避難!**
- ・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
・危険な場所から速やかに**全員避難!**
- 「緊急安全確保」が発令されたら
・命の危険、直ちに安全を確保!
・命を守る最善の行動をとる!
(少しでも崖から離れた場所へ移動等)

●地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
谷地中多目的集会施設	-	大字川原子405-1
荒井原公民館	-	大字山口4033-4

凡 例

- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向



前兆現象を見かけたら直ちに避難！市役所に連絡！

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。

公的機関連絡先

天童市役所: 654-1111 (代表)
 天童警察署: 651-0101 (代表)
 消防本部: 654-1191 (代表)
 村山総合支庁
 023-621-8288 (代表)

住民への伝達手段

- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・パトロール車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他







二子沢地区 土砂災害警戒避難体制図

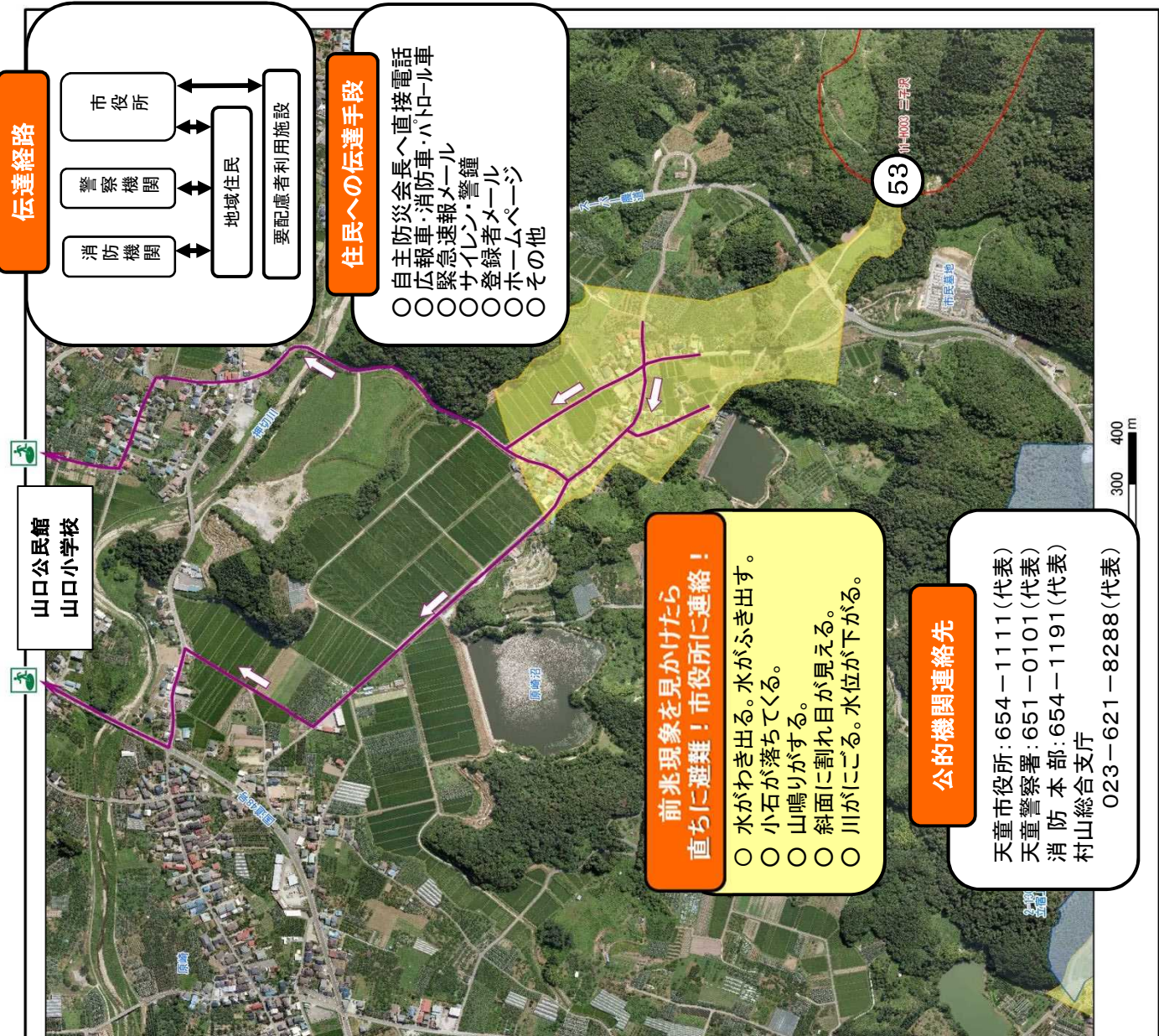
- 大雨警報(土砂災害)が出たら
 - ・避難準備(心の準備)をする。
 - ・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
 - ・**高齢者等は速やかに避難!**
 - ・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
 - ・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
 - ・危険な場所から速やかに**全員避難!**
- 「緊急安全確保」が発令されたら
 - ・**命の危険、直ちに安全を確保!**
 - ・**命を守る最善の行動をとる!**
 - (少しでも崖から離れた場所へ移動等)

●地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
市立山口公民館	656-2310	大字山口1969-1
市立山口小学校	656-2410	大字山口1919

凡 例

-  土石流が発生する危険性のある沢や川
-  土石流が氾濫する危険性のある範囲
-  かけ崩れが発生する危険性のある箇所
-  地すべりが発生する危険性のある箇所
-  避難施設
-  避難方向



上山口・渡戸地区 土砂災害警戒避難体制図

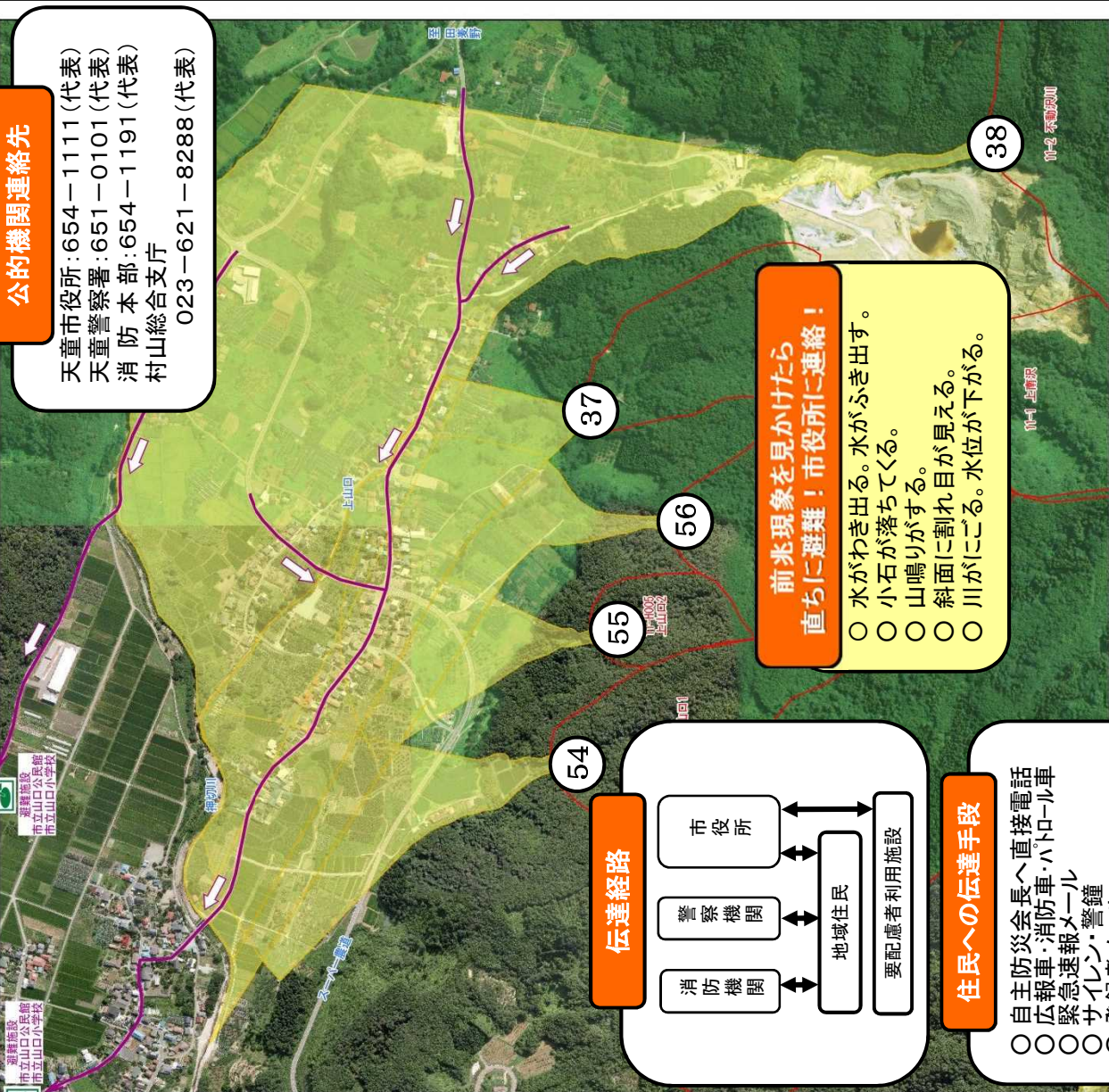
- 大雨警報(土砂災害)が出たら
・避難準備(心の準備)をする。
・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
・**高齢者等は速やかに避難!**
- ・土砂災害警戒区域等の方は、準備が整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
・**危険な場所から速やかに全員避難!**
- 「緊急安全確保」が発令されたら
・**命の危険、直ちに安全を確保!**
・**命を守る最善の行動をとる!**
(少しでも崖から離れた場所へ移動等)

●地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
市立山口公民館	656-2310	大字山口1969-1
市立山口小学校	656-2410	大字山口1919

凡 例

- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向

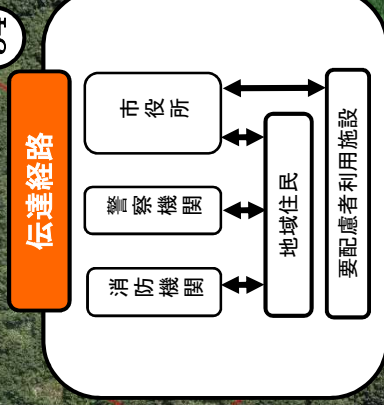


公的機関連絡先

天童市役所: 654-1111 (代表)
 天童警察署: 651-0101 (代表)
 消防本部: 654-1191 (代表)
 村山総合支庁
 023-621-8288 (代表)

**前兆現象を見かけたら
直ちに避難! 市役所に連絡!**

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。



住民への伝達手段

- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・パトロール車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他

上荻野戸地区 土砂災害警戒避難体制図

- 大雨警報(土砂災害)が出たら
・避難準備(心の準備)をする。
・ハザードマップ等で避難行動を確認する。
- 「高齢者等避難」が発令されたら
・**高齢者等は速やかに避難!**
・土砂災害警戒区域等の方は、準備が
整い次第避難する。
- 土砂災害警戒情報が出たら
・避難場所等へ速やかに避難する。
- 「避難指示」が発令されたら
・**危険な場所から速やかに全員避難!**
- 「緊急安全確保」が発令されたら
・**命の危険、直ちに安全を確保!**
・**命を守る最善の行動をとる!**
(少しでも崖から離れた場所へ移動等)

上荻野戸公民館
上荻野戸上公民館へ

地区周辺の避難施設

施設名称	電話番号	所在地
上荻野戸上公民館	-	大字上荻野戸330

凡 例

- 土石流が発生する危険性のある沢や川
- 土石流が氾濫する危険性のある範囲
- がけ崩れが発生する危険性のある箇所
- 地すべりが発生する危険性のある箇所
- 避難施設
- 避難方向

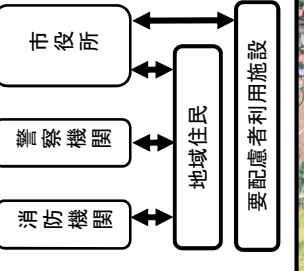
**前兆現象を見かけたら
直ちに避難! 市役所に連絡!**

- 水がわき出る。水がふき出す。
- 小石が落ちてくる。
- 山鳴りがする。
- 斜面に割れ目が見える。
- 川がにごる。水位が下がる。

公的機関連絡先

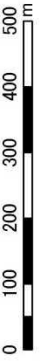
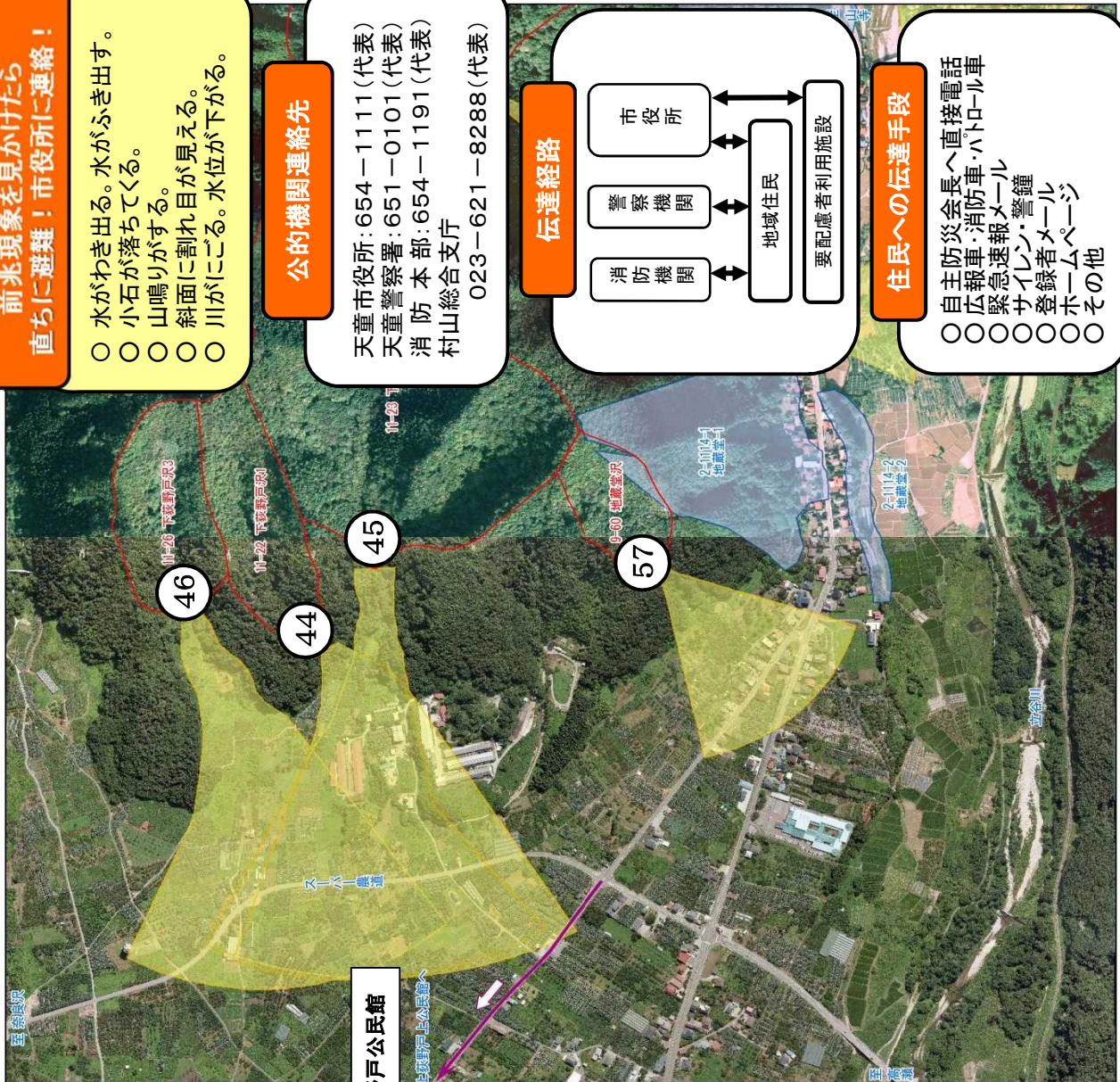
天童市役所: 654-1111 (代表)
天童警察署: 651-0101 (代表)
消防本部: 654-1191 (代表)
村山総合支庁
023-621-8288 (代表)

伝達経路



住民への伝達手段

- 自主防災会長へ直接電話
- 広報車・消防車・ハトロー車
- 緊急速報メール
- サイレン・警鐘
- 登録者メール
- ホームページ
- その他



〇〇地区(※注)土砂災害警戒避難体制

1 天童市の土砂災害警戒区域等(急傾斜地・土石流・地すべり)

資料編：第5編 災害危険箇所等：2「土砂災害警戒区域等」、3「土砂災害警戒避難体制要約表」、4「各地区の土砂災害警戒避難体制図」参照

※注：地区名は、3「土砂災害警戒避難体制要約表」の「地区名(自主防)」を充てる。

2 警戒・避難行動の基準

(1) 市

市対策本部は、大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報(山形県と山形地方気象台の共同発表)、気象庁が提供する大雨警報(土砂災害)の危険度分布及び山形県が提供する土砂災害危険度情報(以下、「土砂災害の危険度分布」という。)、山形県河川・砂防情報システムによる雨量や土砂災害に関する情報、並びに関係機関や市民からの土砂災害の前兆や発生状況等の土砂災害に関する情報及び市・消防団等の巡視等による現地情報等を総合的に判断し、「自主避難の呼び掛け」【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示及び【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難発令判断基準

- (ア) 「大雨警報(土砂災害)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤色)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合
- (イ) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)

イ 【警戒レベル4】避難指示発令判断基準

- (ア) 「土砂災害警戒情報」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合
- (イ) 「土砂災害緊急情報」が発表された場合(地すべり)
- (ウ) 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合
- (エ) 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
- (オ) 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)

(カ) 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合

ウ 【警戒レベル5】緊急安全確保発令判断基準

(ア) 「大雨特別警報(土砂災害)」「警戒レベル5相当情報[土砂災害]」が発表された場合

(イ) 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」「警戒レベル5相当情報[土砂災害]」となった場合(※土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況であり、土砂災害が発生する前にいつも出現するとは限らない。)

(ウ) 土砂災害の発生が確認された場合

(2) 自主防災会・自治会等

自主防災会・自治会等は、市対策本部からの避難情報等を受けた場合は、自主防災会・自治会等の連絡網等により、速やかに住民に対して情報の伝達を行うとともに、市の「自主避難の呼び掛け」、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示及び【警戒レベル5】緊急安全確保に基づく避難行動(避難所・安全な避難経路等)についての周知を徹底する。

この際、各自主防災会では「自主避難の呼び掛け」や【警戒レベル3】高齢者等避難段階での早期避難に努める。

(3) 住民

ア 避難に関する連絡を受けた場合は、速やかに定められた指定緊急避難場所や親戚・知人宅などへ速やかに避難する。特に、高齢者・幼児等の要配慮者世帯は、早めの避難に心掛ける。

イ 自主的に避難をする場合は、隣近所や自主防災会・自治会等へ、避難先・避難人員等を連絡するように努める。

ウ 自主避難の連絡を受けた自主防災会・自治会等の長は、市へ連絡するものとする。

3 避難に関する情報の収集及び住民への伝達

(1) 気象情報の収集手段・内容

地域住民は、市からの情報及びテレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等により、大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報、天気予報・雨量情報等を収集する。

(2) 避難に関する住民への伝達

市対策本部は、住民が避難行動を行うべきと判断したときは、同報系無線、防災ラジオ、市の保有する広報車及び消防車両等による広報並びに自主防災会会長への電話・口頭による連絡又は市職員、消防職員、警察署員からの個別伝達(口頭伝達)により避難を呼び掛ける。

(3) 避難情報の収集及び伝達経路

自主防災会長は、市対策本部からの避難情報を受けた場合は、別紙1「避難情報の収集・伝達経路」により速やかに情報の伝達を行う。

4 避難所及び避難経路等

資料編 第5編 災害危険箇所等 3「土砂災害警戒避難体制要約表」及び4「各地区の土砂災害警戒避難体制図」参照

5 避難誘導體制

消防団長等及び自主防災会長は、市対策本部からの避難支援・誘導等に関する情報を受けた場合は、速やかに別紙2「緊急時の避難支援」により行う。

(1) 市対策本部

市対策本部は、避難情報の発令時においては、消防職員及び天童警察署員と協力し、適切な箇所に誘導員を配置するなど避難誘導體制を確立する。

(2) 消防団

消防団は、消防本部からの電話、携帯メール等により「避難支援・誘導等に関する情報」を受けた場合は、警察署、自主防災会と連携し、避難・誘導を実施するとともに避難状況を把握する。

(3) 自主防災会

自主防災会会長は、市対策本部からの電話等の連絡により、消防団や隣組長等と連携し、住民の避難支援及び安否の確認等を実施し避難状況を把握する。

(4) 要配慮者に対する避難誘導

ア 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難誘導については、自主防災会・自治会等、消防団、民生委員・児童委員、福祉推進員及び近隣住民が協力し、安全な避難誘導と援助に努める。

イ 避難行動要支援者に対する避難支援は、事前に避難支援者を指定し、具体的な避難方法、支援要領等について個別避難計画に定めておくものとする。

6 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開錠は、各施設管理者又は鍵の管理者が行う。

(2) 各施設管理者等は、派遣された市職員と連携し、第2編第2章第5節「避難所運営計画」及び別紙3「避難所の開設・運営」に基づき避難所の開設・運営・管理を行う。

7 防災意識の普及及び防災活動の実施

市は、自主防災会・自治会等の長と協力し、土砂災害の危険がある区域の関係住民に対し、出水期前、土砂災害防止月間、防災週間等を活用するなど、日頃から

次のような方法による防災知識の普及及び危機意識の啓発に努める。

- (1) 広報紙や印刷物(チラシ、パンフレット)等を利用した勉強会
- (2) 講演会、講習会、見学会等の開催
- (3) 県、市、天童警察署及び消防機関の合同による土砂災害危険箇所の巡視及び巡回
- (4) 児童・生徒を対象とした防災に関する知識の普及活動

8 防災訓練

- (1) 土砂災害警戒区域等内の自主防災会は市と連携し、土砂災害を想定した防災訓練(避難訓練等)を定期的実施するとともに、各地区が行う防災訓練等への参加・参観等により、日頃から災害に対する備えと災害発生時の迅速な対応要領について訓練するものとする。
 - ア 情報伝達訓練及び避難誘導訓練
 - イ 救出・救護訓練
 - ウ 避難行動要支援者に対する避難支援訓練
 - エ 地域リーダー等の個別訓練
 - オ 市等との連携訓練
- (2) 市は、災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、防災関係機関と協力して土砂災害に対する市の防災体制づくりの推進及び住民の防災意識の高揚を図るため、総合的な防災訓練を実施するよう努める。

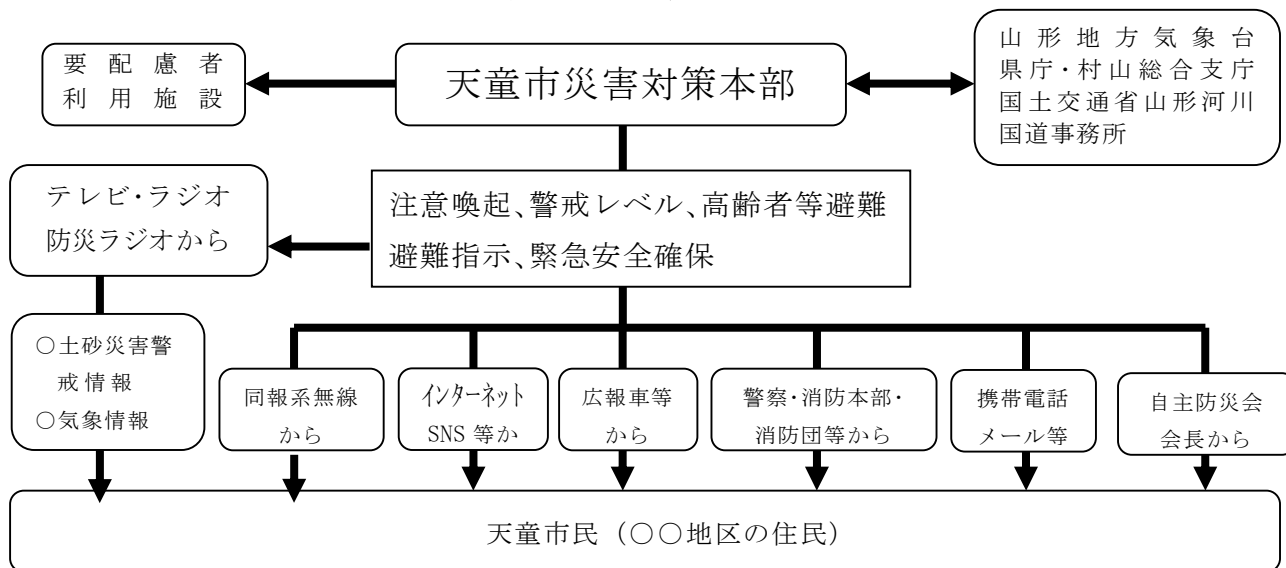
9 救出・救助

- (1) 救出の対象者
 - ア 土砂崩れにより生き埋めになった者、倒壊家屋の下敷きになった者
 - イ 流失家屋及び孤立した場所に取り残された者
 - ウ その他、災害のため生命・身体が危険な状態にある者
- (2) 救助体制
 - ア 天童市消防計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成し救助活動を実施する。
 - イ 自らの組織力のみで対処できない場合は、関係機関に応援を要請する。
 - ウ 必要に応じ、建設業同友会等からの協力を得て、救出・救助活動に必要な資機材等を確保する。

10 その他

- (1) 別紙4「自主防災会連絡網(一例)」
- (2) 別紙5「土砂災害警戒避難体制整備票(〇〇地区)」

避難情報の収集・伝達経路



避難に関する情報と内容

種類	呼び掛けの内容	とるべき行動
注意喚起 (情報収集体制の 呼び掛け)	〇〇地区の皆さん！ 大雨警報が発令されています。 土砂災害に対し注意してください。	<ul style="list-style-type: none"> テレビやラジオからの放送、市からの広報に注意しましょう。 インターネット、携帯電話等で情報を収集しましょう。 非常時持ち出し品を確認しましょう。
警戒レベル3 高齢者等避難	緊急放送・緊急放送 警戒レベル3：高齢者等避難発令(繰り返し) 〇〇地区の皆さん！ 大雨により地盤が緩み、危険な状態です。お年寄りの方、体の不自由な方など避難に時間のかかる方とその支援者は避難を開始してください。	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備を整え、テレビやラジオの放送、市からの広報に注意しましょう。(自発的に避難を開始することが望ましい。) お年寄りやこどもは、早めに避難させましょう。 要配慮者等、避難行動等に時間を要する人は避難を開始しましょう。
警戒レベル4 避難指示	緊急放送・緊急放送 警戒レベル4：避難指示発令(繰り返し) 〇〇地区の皆さん！ 〇〇でがけ崩れの恐れがあります。 速やかに全員避難してください。	<ul style="list-style-type: none"> お互いに助け合って、指定緊急避難場所等に速やかに全員避難を始めましょう。
警戒レベル5 緊急安全確保	緊急放送・緊急放送 警戒レベル5：緊急安全確保発令(繰り返し) 〇〇地区の皆さん！ 〇〇でがけ崩れの危険があります。 いますぐ命を守る最善の行動をとってください。	<ul style="list-style-type: none"> 少しでも崖から離れた場所へ移動

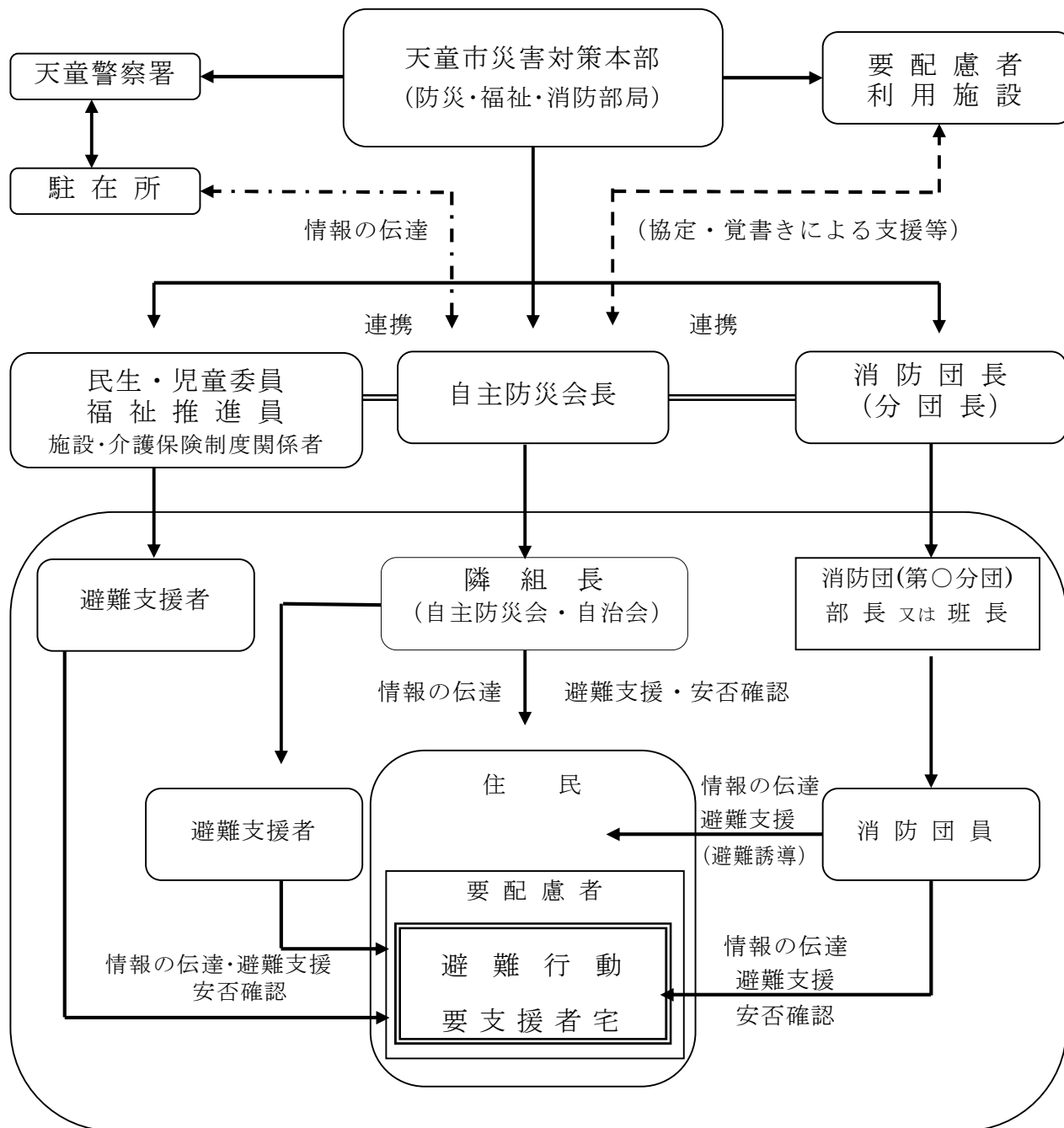
《インターネットから防災情報が入手できます。》

- 国土交通省の防災情報：ホームページアドレス <http://www.bosaijoho.go.jp/>
- 気象庁：ホームページアドレス <http://www.jma.go.jp>
- 山形県河川・砂防情報システム(河川砂防、予報・警報情報)
ホームページアドレス <http://www.pref.yamagata.jp/kasen/>
携帯電話アドレス <http://www.pref.yamagata.jp/kasen/h/>

半 鐘 と サイレンによる呼び掛け

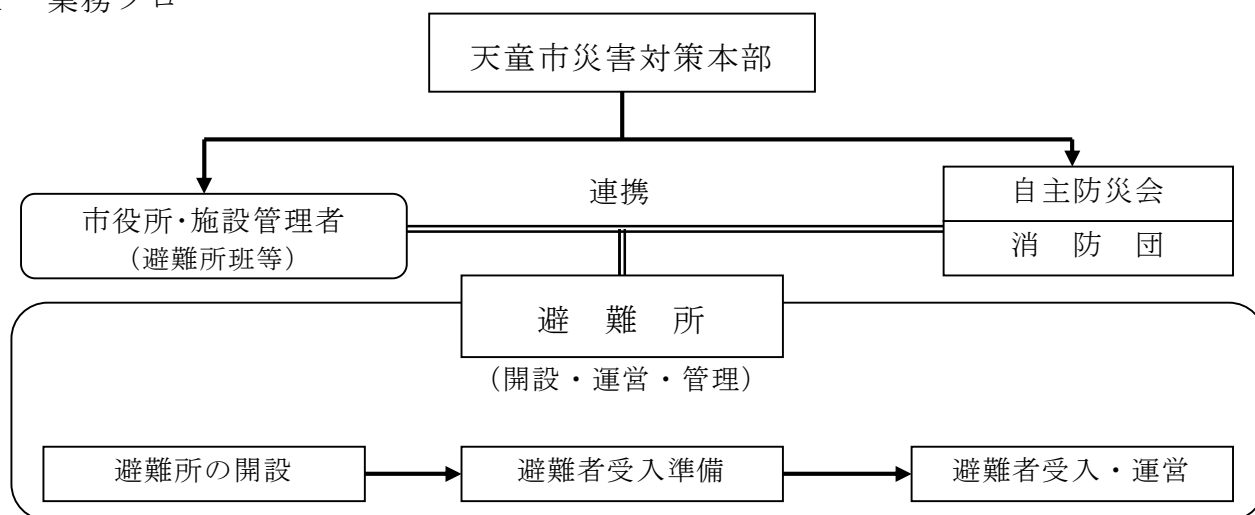
半 鐘		サイレン				その意味
第4信号	乱 打	●→	休止	●→	休止	避難対象地域の居住者に、避難のため退去することを知らせるもの。
		1分	約5秒	1分	約5秒	

緊急時の避難支援



避難所の開設・運営

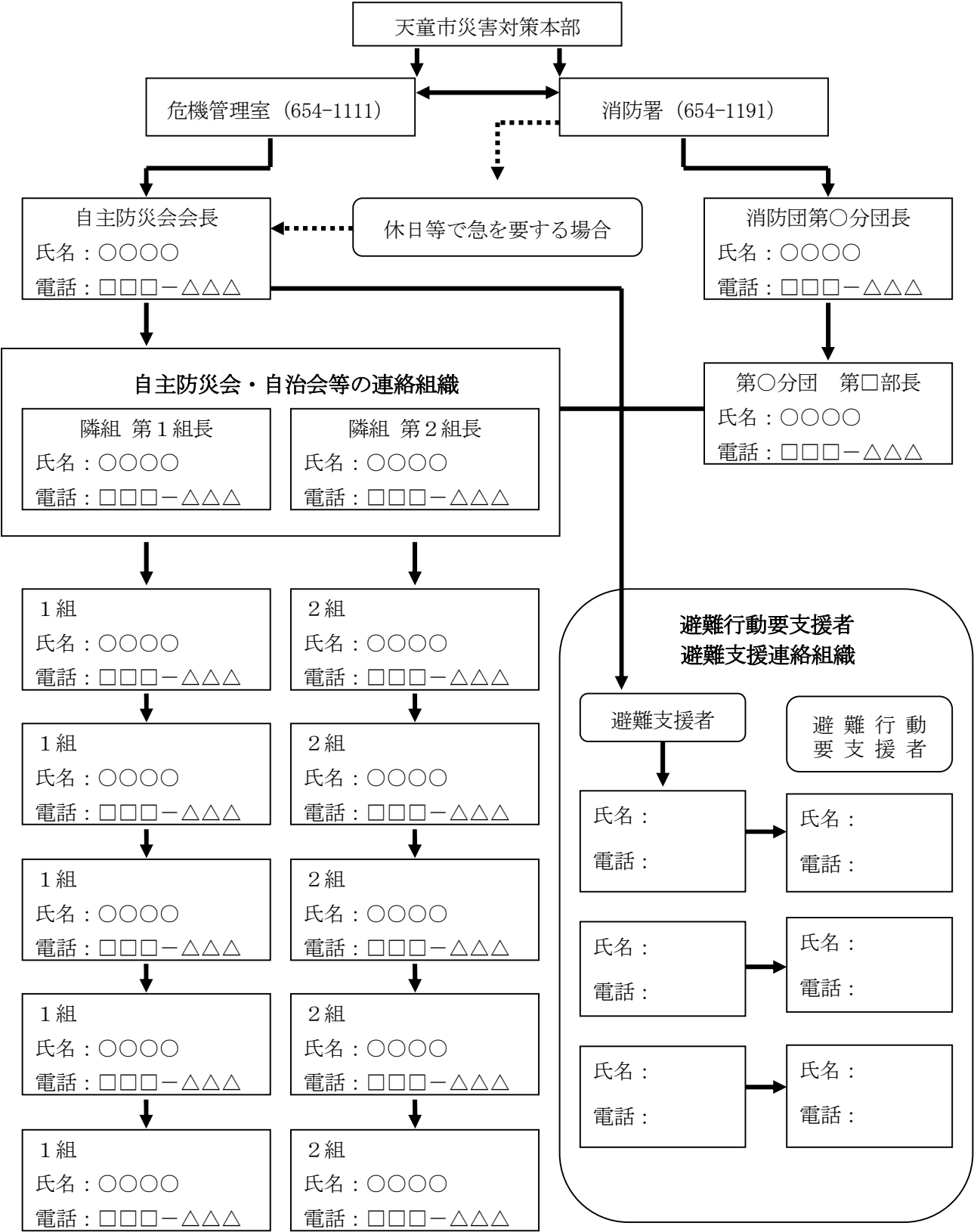
1 業務フロー



2 業務の概要

	内 容	担任等	備 考
「高齢者等避難」・「避難指示」・「緊急安全確保」	○自主的に避難所を開設（市対策本部へ連絡） 避難所の開錠、避難者の把握、避難情報の提供	・自主防災会長等	市へ連絡（避難先・人員等）
	○市職員の派遣（避難所班、避難支援班等）	・市職員	
	○施設管理職員の派遣	・施設管理者	
	○避難所施設の開錠 ○避難所の準備・管理	・施設管理者 ・市職員 ・自主防災会長等	既に開設している場合は不足事項の準備
	○避難者の受入、負傷者の医療救護、要配慮者の保護（避難者名簿の作成、負傷者・健康状態の把握、要配慮者等確認）	・市職員 ・自主防災会長等	避難者名簿の作成
	○災害対策本部への避難情報の報告・支援要請（避難者の数、負傷者の有無、水・食糧・物資等の要請）	・市職員 ・自主防災会長等	
	○他の避難所への移動 避難所生活の安全性、利便性等を考慮し、状況により他の避難所へ移動	・市職員 ・自主防災会長等	
	○避難所の自主運営管理体制（運営委員会）づくり 自主防災会・自治会等の長を中心とした自主運営管理・避難所生活の適正な維持体制の確立	・市職員 ・自主防災会長等 ・その他	女性の意見・ニーズ等の反映
備 考	2 編 2 章 5 節「避難所運営計画」、2 編 2 章 2 8 節「要配慮者の応急対策計画」参照		

自主防災会連絡網（一例）

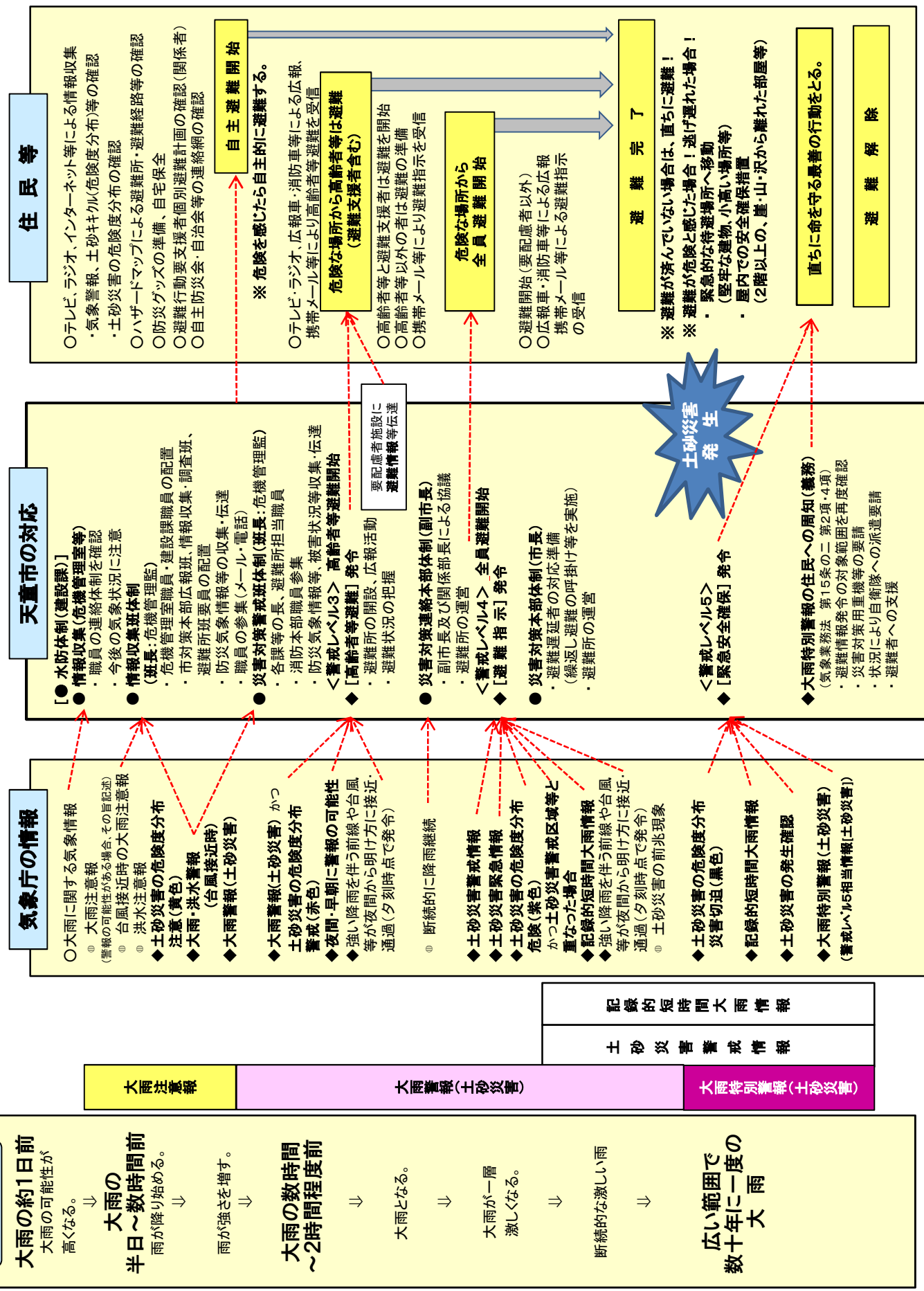


土砂災害警戒避難体制整備票（〇〇地区）

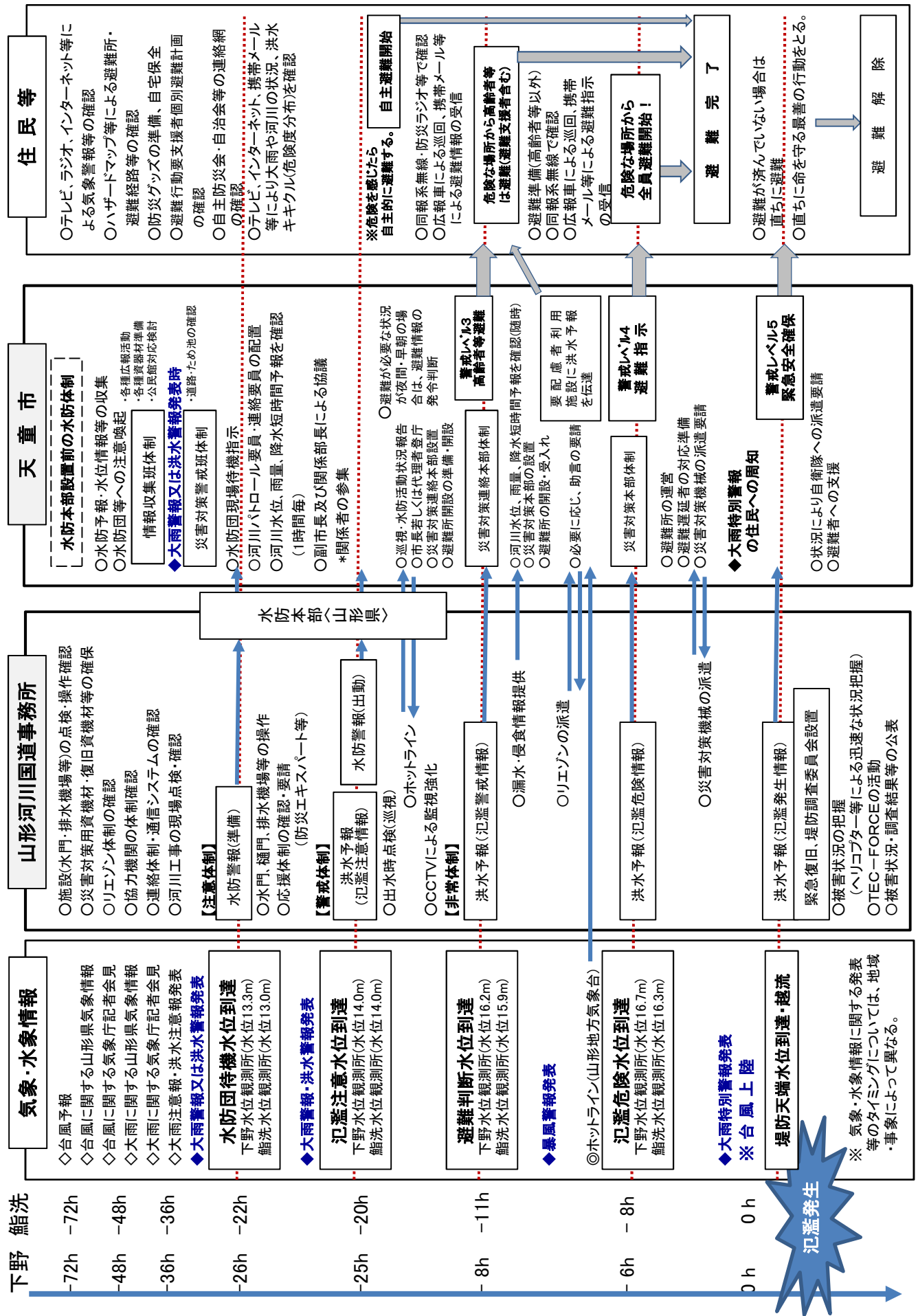
〇〇地区〇〇自主防災会 住家戸数： 戸 住民人数： 人

自主防災会の防災体制	会 長	氏名：	住所：	☎：	
	副会長	氏名：	住所：	☎：	
	情報部長	氏名：	住所：	☎：	
	避難誘導部長	氏名：	住所：	☎：	
	救出救護部長	氏名：	住所：	☎：	
	給食給水部長	氏名：	住所：	☎：	
	消火部長	氏名：	住所：	☎：	
警戒避難の基準	①避難情報伝達地域名	〇〇地区	②近傍雨量計設置場所	山口・田麦野	
	③土砂災害危険度分布	注意(黄色)、警戒(赤色)、危険(紫色) 災害切迫(黒色)			
連絡手段 (電話・FAX)	各関係会長等	① 町内会会長	☎：	FAX：	携帯：
		② 町内会副会長	☎：	FAX：	携帯：
		③ 民生・児童委員	☎：	FAX：	携帯：
		④ 福祉推進員A	☎：	FAX：	携帯：
		⑤ 福祉推進員B	☎：	FAX：	携帯：
		⑥ 避難支援者A	☎：	FAX：	携帯：
		⑦ 避難支援者B	☎：	FAX：	携帯：
		⑧ 避難支援者C	☎：	FAX：	携帯：
		⑨ 避難支援者D	☎：	FAX：	携帯：
		⑩ その他	☎：	FAX：	携帯：
消 防 署	天童消防署	☎：654-1191 FAX：653-2806	距離	約〇.〇 km	
消 防 団	分団名：	第 分団 第 部：車庫	距離	約〇.〇 km	
指定緊急避難場所	避難所名		施設管理者(連絡先)	施設管理者(連絡先)	
	①〇〇公民館 ☎	氏 名：	☎	氏 名： ☎	
	②◇◇公民館 ☎	氏 名：	☎	氏 名： ☎	
警鐘等による連絡	種 別	設置場所		連絡先	
	警 鐘	第 分団 第 部 車庫(火の見櫓) 管理担当：第 分団 第 部長		氏 名： ☎	
防災マップ等作成保有状況	ア 作成済・保有：「土砂災害に備えて」、「洪水避難地図(東部・西部)」 イ 未作成・未保有：				
そ の 他					

土砂災害を対象としたタイムライン



台風の接近・上陸及び前線等に伴う洪水を対象としたタイムライン



浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

最上川・乱川

番号	施設名	所在地	電話番号	避難場所
1	介護老人保健施設ラ・フォーレ天童	天童市大字道満 193-1	653-8211	天童市立山口小学校
2	ラ・フォーレ天童グループホームほほえみ・さくら	天童市大字道満 176-1	658-8707	
3	ラ・フォーレ天童 ケアハウス めぐみの里	天童市大字道満 173-1	658-8708	
4	ハートステーション西原	天童市大字乱川 1579-53	658-8477	天童市立天童北部小学校
注	救護施設「紅花ホーム」	天童市大字成生 1971-26	0237-47-0241	

注：紅花ホームは浸水想定区域外であるが、周囲が浸水想定区域内であり、孤立するおそれがあるため記載

最上川・押切川

番号	施設名	所在地	電話番号	避難場所
1	天童市立天童北部小学校	天童市乱川 4-2-25	654-2654	天童市立天童北部小学校
2	天童北部学童保育所	天童市乱川 4-2-55	654-6711	
3	天童北部第二学童保育所	天童市乱川 4-2-51	651-3538	
4	天童北部第三学童保育所(はらっぱクラブ)	天童市乱川 4-2-48	673-9610	
5	H a r m o n y (ハモニー)天童	天童市乱川 2-6-25	664-3070	
6	つくし保育園	天童市乱川 2-6-26	654-0016	
7	グループホーム おあしす・はびねす	天童市乱川 3-1-27	653-5725 秋野病院	
8	天童市立天童中部小学校	天童市老野森 2-6-4	654-2301	天童市立天童中部小学校・ 市立天童中部公民館等(注1)
9	天童中央学童保育所	天童市老野森 2-6-37	654-0700	
10	天童中央第二学童保育所	天童市老野森 2-6-45	654-4606	
11	天童中央第五学童保育所		615-8856	
12	天童中央第三学童保育所	天童市老野森 1-8-16	654-2212	
13	天童中央第四学童保育所		674-7190	
14	さくら保育園	天童市老野森 1-8-3	654-2452	
15	つばさのもり保育園	天童市東久野本 2-8-77	652-0283	
16	みみちゃんベビールーム	天童市東久野本 2-5-47	653-5643	
17	ひまわり保育園	天童市久野本 3-9-32	653-1533	
18	グループホーム支援センター天花	天童市老野森 2-10-9	651-1210	
19	デイサポート天花	天童市老野森 2-10-12	673-9730	
20	リハビリ特化型介護施設「スカラ」天童老野森	天童市老野森 1-6-10	665-5893	
21	ジョブタス天童事業所	天童市老野森 1-6-14	616-6237	
22	ピース天童	天童市老野森 1-4-12	676-7783	
23	なのはな保育園	天童市久野本 3-9-31	666-5711	
24	H a r m o n y (ハモニー)オー!	天童市北久野本 2-2-7	665-1747	天童市立第二中学校・山形 県立天童高等学校(注2)
25	あけぼの保育園	天童市北久野本 5-10-7	654-8225	
26	あけぼの幼稚園(認定こども園)	天童市北久野本 5-11-31	654-1745	
27	学校法人清風学園プレイルーム			
28	介護予防センター歩くつるかめ	天童市北久野本 2-4-6	674-0348	
29	デイサービスセンターわらうつるかめ	天童市北久野本 1-2-30	678-1122	
30	ショートステイお宿つるかめ	天童市北久野本 1-2-30	687-1556	

番号	施設名	所在地	電話番号	避難場所	
31	特別養護老人ホームつるかめの縁	天童市大字小関 77-1	652-1255	天童市立第四中学校	
32	小規模多機能いこいのつるかめ	天童市小関 1-2-37	665-1325		
33	グループホームつるかめ		665-1330		
34	天童市立成生小学校	天童市大字高木 836	654-2303	天童市立成生小学校 市立成生公民館	
35	成生児童クラブ	天童市大字成生 927-1	651-4832		
36	成生第二児童クラブ		080-2821-9029		
37	キンダー水木こども園	天童市大字成生 930	616-4877		
38	特別養護老人ホーム清幸園	天童市大字大清水 491-1	651-3325		
39	地域密着型特別養護老人ホーム清幸園		687-1120		
40	清幸園サービスセンター		651-3326		
41	ショートステイ清幸園				
42	地域密着型特別養護老人ホームきらめきの里	天童市大字山口 4540-1	665-5333		天童市立山口小学校 市立山口公民館
43	ショートステイきらめきの里		665-5802		
44	サービスきらめきの里		665-5803		
45	認知症サービスきらめきの里		665-5803		
46	グループホームきらめきの里		665-5806		
47	小規模多機能きらめきの里		665-5807		

注1：天童市立天童中部小学校・市立天童中部公民館等とは、天童市立天童中部小学校、市立天童中部公民館、天童市総合福祉センター、天童市勤労青少年ホームをいう。

注2：山形県立天童高等学校は、市から避難所として使用することを通知後、避難所を開設

最上川・倉津川

番号	施設名	所在地	電話番号	避難場所	
1	天童市立蔵増小学校	天童市大字蔵増 676	654-2304	天童市スポーツセンター	
2	蔵増いなほっ子児童クラブ	天童市大字蔵増 643	651-3755		
3	いなほ保育園	天童市大字蔵増 644-1	654-7286		
4	蔵増幼稚園（誓賢寺）	天童市大字蔵増甲 1083	653-3615		
5	天童サービスセンターつるかめ	天童市大字小関 1204-5	654-6478		
6	天童サービスセンターとなりのつるかめ	天童市大字小関 1204-6	676-7755		
7	天童市立津山小学校	天童市大字貫津 591	654-2309	市立津山公民館 又は 垂直避難	
8	山形県立村山特別支援学校天童校		651-1612		
9	久遠の家	天童市鎌田 1-1-11	651-5666	天童市市民文化会館	
10	久遠の湯サービス		651-5667		
11	グループホーム鎌田	天童市鎌田 1-6-36	674-7770		
12	天童もみじ館	天童市鎌田 1-6-37	652-0223		
13	ポポラー山形天童園	天童市鎌田 1-6-8	652-0480		
14	TFキッズ保育園天童	天童市鎌田 1-6-30	665-4107		
15	天童市わらべ館	天童市本町 1-1-2	658-8120		
16	天童ベビーホーム	天童市本町 1-3-28	653-3568		天童市立天童中部小学校・ 市立天童中部公民館等
17	ハートテラス本町	天童市本町 2-5-3	666-4156		
18	Harmony (ハーモニー) 天天	天童市本町 2-5-8	615-8757		
19	吉岡病院指定通所リハビリテーション	天童市東本町 3-5-21	654-1188		

番号	施設名	所在地	電話番号	避難場所
20	ソーレホーム天童デイサービス	天童市桜町 1-7	674-6600	天童市立天童中部小学校・ 市立天童中部公民館等
21	ソーレホーム天童ショートステイ			
22	つばさのもり愛宕こども園	天童市天童中 3-1-32	687-0831	
23	Harmony (ハモニー)天笑	天童市駅西 1-4-25	615-9977	天童市立天童南部小学校
24	ほし保育園	天童市駅西 1-10-21	687-1945	
25	星幼稚園天童 (認定こども園)	天童市駅西 1-11-1	651-3315	
26	あそか保育園	天童市大字奈良沢甲 133	616-7766	天童市立干布小学校
27	天童しぜん幼稚園	天童市大字干布 724	676-8022	
28	天童東幼稚園	天童市大字干布 728-1	654-1368	
29	小百合保育園	天童市大字干布 569-3	651-2266	
30	天童市立干布小学校	天童市大字干布 580	654-2307	
注	干布ひまわり児童クラブ	天童市大字干布 579	654-5650	

注：干布ひまわり児童クラブは浸水想定区域外であるが、周囲が浸水想定区域内であり、児童に危険が及ぶおそれがあることから記載

最上川・須川・立谷川

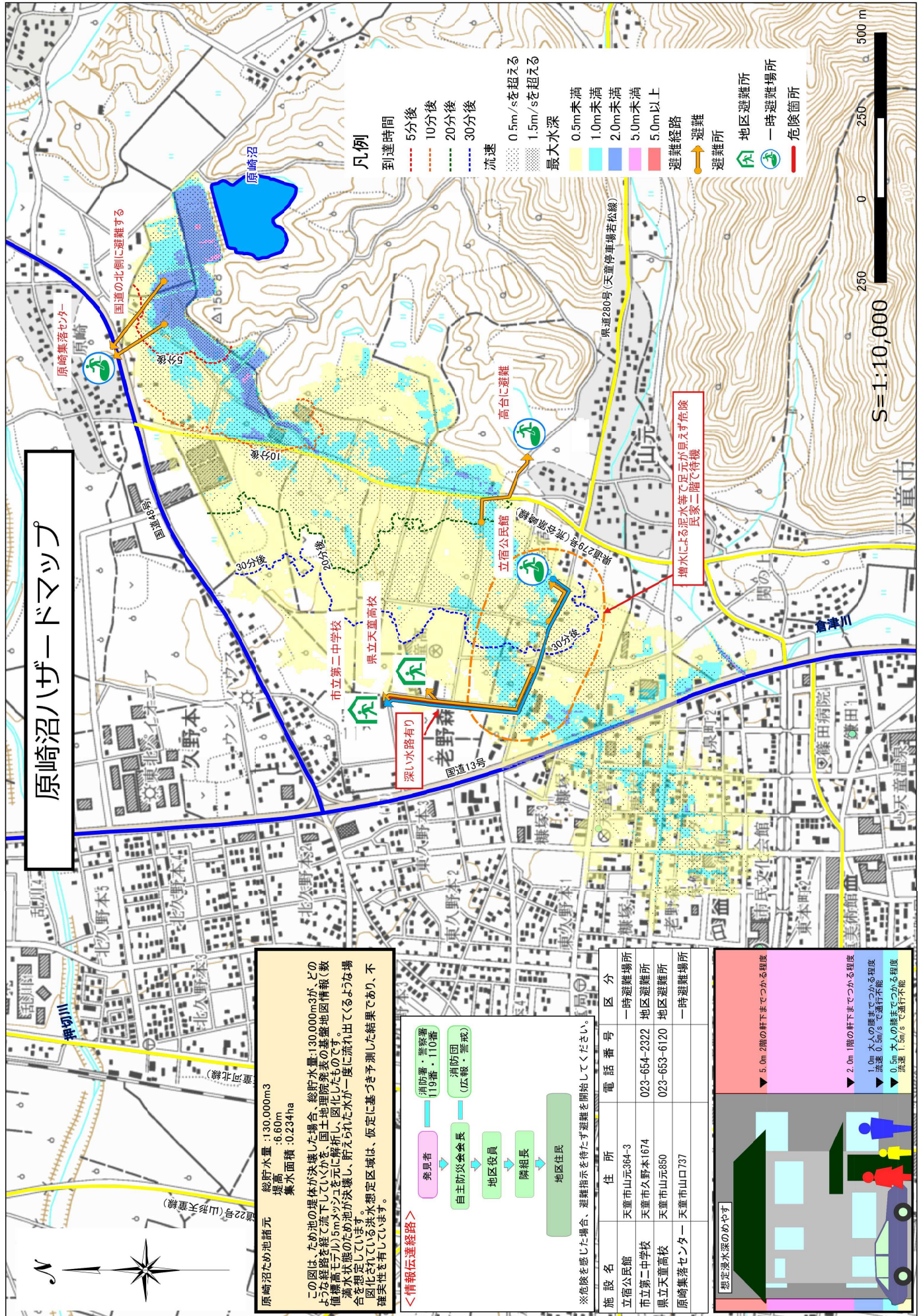
番号	施設名	所在地	電話番号	避難場所
1	天童市立寺津小学校	天童市大字寺津 1350	654-2305	天童市立高掬小学校 市立高掬公民館
2	寺津児童館	天童市大字寺津 1346-2	654-2455	
3	寺津児童クラブ	天童市大字藤内新田 1657	654-2770	
4	ライフステーション寺津	藤内新田字天神塚 206-4	656-9630	天童市立第三中学校

土砂災害警戒区域 (金毘羅沢:土石流)

番号	施設名	所在地	電話番号	避難場所
1	天童市立津山小学校	天童市大字貫津 591	654-2309	市立津山公民館 又は 垂直避難
2	山形県立村山特別支援学校天童校		651-1612	

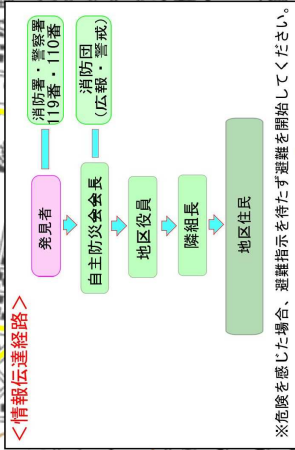
注：天童市立津山小学校体育館の一部が土砂災害警戒区域に該当するが、校舎は警戒区域外であり垂直避難は可能

原崎沼ハザードマップ



原崎沼ため池諸元
 総貯水量：130,000m³
 堤高：6.60m
 集水面積：0.234ha

この図は、ため池の堤体が決壊した場合、総貯水量130,000m³が、どのような経路を経て流下していくかを、国土地理院発表の基礎地図情報(数値標高モデル)5mメッシュを元に解析し、図化したものです。
 溜水状態のため池が決壊し、貯えられた水が一度に流れ出てくるような場合を想定しています。
 図化されている洪水想定区域は、仮定に基づき予測した結果であり、正確性を有していません。

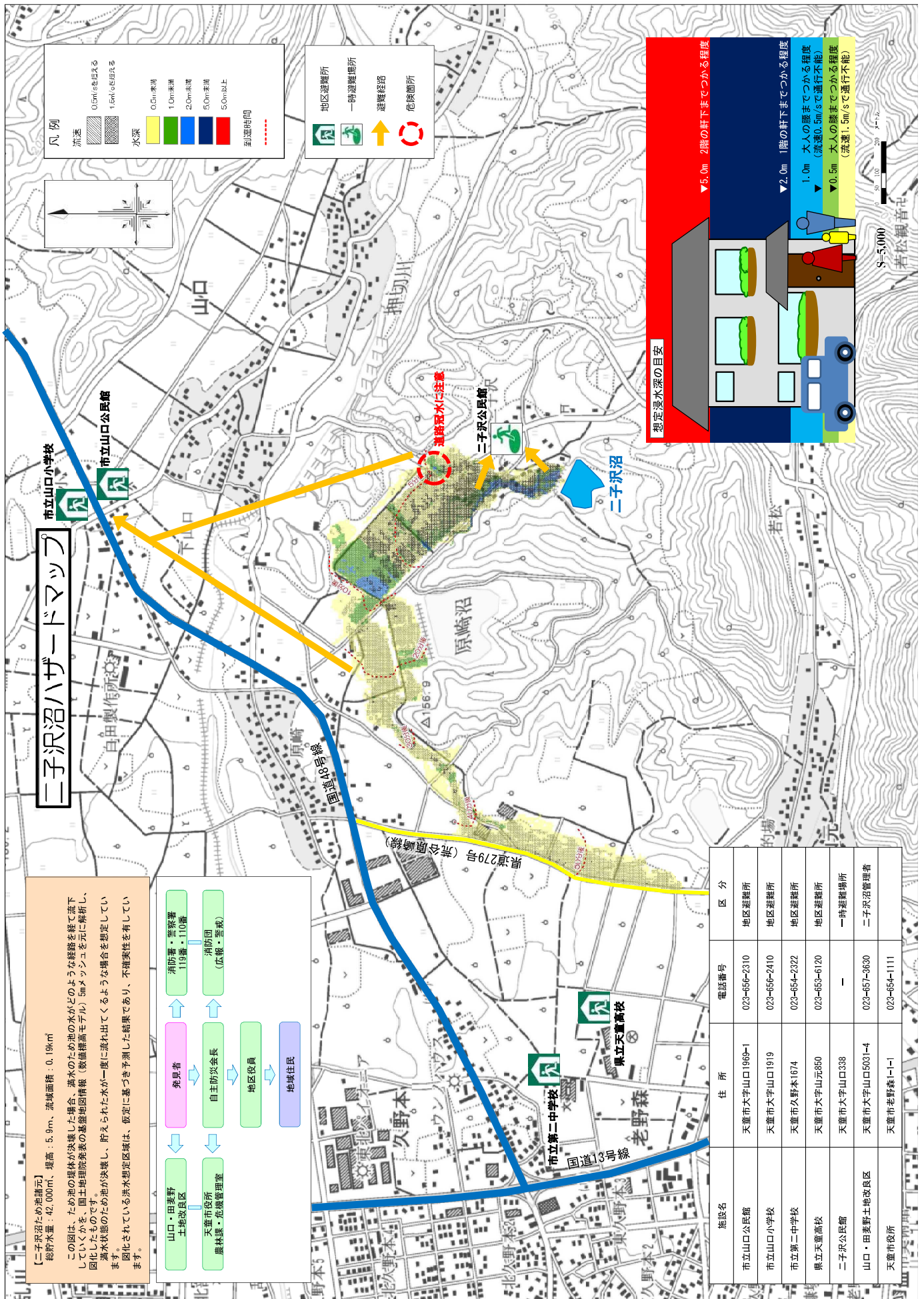


※危険を感じた場合、避難指示を待たず避難を開始してください。

施設名	住所	電話番号	区分
立宿公民館	天童市山元364-3		一時避難場所
市立第一中学校	天童市久野本1674	023-654-2322	地区避難所
県立天童高校	天童市山元850	023-653-6120	地区避難所
原崎集落センター	天童市山口737		一時避難場所

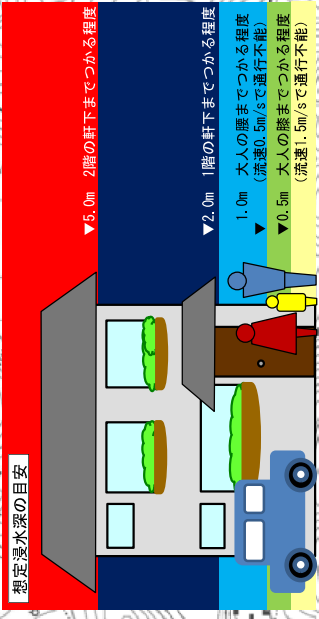
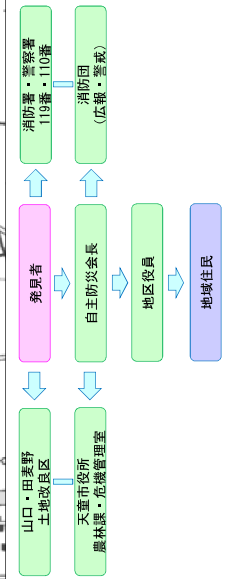
想定洪水深のめやす

- ▼ 5.0m 2階の軒下までつかかる程度
- ▼ 2.0m 1階の軒下までつかかる程度
- ▼ 1.0m 大人の腰までつかかる程度
- ▼ 流速 0.5m/s で通行不能
- ▼ 0.5m 大人の膝までつかかる程度
- ▼ 流速 1.5m/s で通行不能



二子沢沼ハザードマップ

【二子沢沼ため池諸元】
 総貯水容量：42,000m³、堤高：5.9m、流域面積：0.19km²
 この図は、ため池の躯体が決壊した場合、満水のため池の水がどのような経路を辿り流下していくかを、国土地理院発表の基礎地図情報（数値標高モデル）5mメッシュを元に解析し、図化したものです。
 満水状態のため池が決壊し、貯えられた水が一度に流れ出てくるような場合を想定しています。
 図化されている洪水想定区域は、仮定に基づき予測した結果であり、不確実性を有しています。



施設名	住所	電話番号	区分
市立山口公民館	天童市大字山口1909-1	023-656-2310	地区避難所
市立山口小学校	天童市大字山口1919	023-656-2410	地区避難所
市立第二中学校	天童市久野本1674	023-654-2322	地区避難所
県立天童高校	天童市大字山元6850	023-653-6120	地区避難所
二子沢公民館	天童市大字山口338	-	一時避難場所
山口・田美野土地改良区	天童市大字山口5031-4	023-657-3630	二子沢沼管理者
天童市役所	天童市老野森1-1-1	023-654-1111	

第6編 その他の関係事項

天童市の要配慮者の現状

要配慮者のうち、最も多くを占めるのが、高齢者である。

天童市における65歳以上の高齢者人口は、令和5年4月1日現在で、18,788人となっており、市の総人口(60,810人)に占める割合は、30.9%になっている。

75歳以上(後期高齢者)人口は、9,759人となっており、65歳以上高齢者人口の51.9%を占めている。

また、市内に設置されている福祉施設は、特別養護老人ホームが7か所、介護老人保健施設2か所、通所型(デイサービス)の施設が19か所である。

種 別	人 数	資料出所(令和5年度「保健と福祉」抜粋)
乳 幼 児	2,275人	0～4歳児 令和5年3月31日現在 住民基本台帳
高 齢 者	18,788人	65歳以上 令和5年4月1日現在 住民基本台帳
在宅寝たきり老人	735人	令和5年3月31日現在(要介護3以上)
一人暮らし老人	2,294人	令和5年4月1日現在 在宅高齢者調べ
身 体 障 害 者	2,544人	令和5年4月1日現在 身体障害者手帳交付者
知 的 障 害 者	455人	令和5年4月1日現在 療育手帳交付者
精 神 障 害 者	340人	令和5年4月1日現在 精神障がい者保健福祉手帳保持者
外 国 人	617人	令和5年3月31日現在 外国人登録原票
計	28,048人	一部重複
全 人 口	60,810人	令和5年3月31日現在 住民基本台帳
要配慮者人口比	46.1%	

危険物許可施設及び高圧ガス製造事業所

1 危険物許可施設

製 造 所	貯 蔵 所	取 扱 所	計
0	2 4 0	8 9	3 2 9

2 主要事業所等の状況

施 設 名	所 在 地	連絡先	区 分	摘 要
三和油脂(株)	一日町 4-1-2	653-3021	屋内貯蔵所	1 施設
			屋外タンク貯蔵所	6 施設
			一般取扱所	5 施設
野口鋳油(株) 配送センター	大字芳賀 576-2	653-3311	屋内貯蔵所	1 施設
			屋外タンク貯蔵所	6 施設
			地下タンク	3 施設
			一般取扱所	3 施設
			移動タンク	2 1 施設
くみあい燃料センター	糠塚 2-10-25	654-1201	一般取扱所	1 施設
			移動タンク	5 施設
(株)野川ガス住宅設備	万代 1-2	653-4151	一般取扱所	1 施設
			移動タンク	4 施設
高橋石油(株)	高木 787	654-1682	地下タンク	2 施設
			移動タンク	2 2 施設
			一般取扱所	1 施設
カメイ(株)	石鳥居 1-1-154	655-2431	地下タンク	1 施設
			移動タンク	7 施設
			一般取扱所	1 施設

3 高圧ガス製造事業所（特定防災店）

施 設 名	所 在 地	連絡先
ENEOS グローブ エナジー(株)南東北支社山形支店	北久野本 3-2-33	654-4111
カメイ(株)山形ガスターミナル	石鳥居 1-1-154	655-2431
(株)くみあい燃料センター	糠塚 2-10-30	653-2180
山形ミツウロコ(株)山形営業所	石鳥居 2-1-109	655-2326
(株)野川ガス住宅設備	万代 1-2	651-4151
山形高圧ガス(株)	石鳥居 2-2-67	655-4039
三和缶詰(株)天童工場	清池東 1-4-1	655-2244

車 両 借 上 先

1 トラック類

山形県トラック協会（天童分会）

会 社 名	住 所	電 話	F A X
（有）安孫子運輸	柏木町 3-3-6	653-2220	653-2240
イーグル運輸（株）	石鳥居 2-2-52	655-5331	655-3054
センコーエーラインアmano（株）山形営業所	北目 4-4-10	652-0531	652-0533
カクシメ運送（株）	大字久野本 810-2	654-3741	653-4523
（有）菊地運送	久野本 2-11-33	653-2350	653-2541
晃永運輸（株）	石鳥居 2-2-37	655-5050	655-5052
（株）サン配送センター	東芳賀 2-11-5	655-5970	655-6235
センコン物流（株）山形営業所	大字高揃字金石段南 1249-1	655-3412	655-3498
（有）天童運送	大字清池字藤段 1371-1	655-3311	655-3312
天童重機運輸（株）	大字清池字笠仏 484-1	655-5711	655-4766
大虎運輸東北（株）山形営業所	大字荒谷字長井仏 1195-1	655-6300	655-6301
長岡運輸（株）	北久野本 3-3-6	653-2257	653-2204
（有）日和山形	石鳥居 1-2-55	655-6088	655-6086
日本図書郵送（株）東北事業部山形営業所	石鳥居 1-4-47	655-4677	655-5744
野口産業（株）	鎌田 1-13-1	653-3312	653-5616
ベア・ロジコ（株）	大字芳賀字楯ノ城 457-1	655-2126	655-3940
（株）村山運送	大字山口 13	656-2415	656-2919
（株）全農ライスサポート山形	長岡北 4-7-36	655-3111	655-3119
山形建設運輸（株）	大字荒谷字金石段 1244-3	655-3055	655-2595
結城商事（有）	大字貫津 892-1	653-4509	653-4519
第一貨物（株）天童支店	乱川 3-7-62	653-2424	654-0238
ロジトライ東北（株）南東北事業部山形事業所	石鳥居 2-1-109	655-4245	655-5266

2 バス類

会 社 名	住 所	電 話	F A X
山交バス（株）天童車庫	天童中 3-6-28	653-2371	653-7130
あおぞら観光（株）	乱川 1245-1	651-1286	652-0661
共栄トラベル（株）	本町 2-6-13	654-8111	654-8266
天童タクシー・バス	東本町 3-2-18	651-5151	653-7233
舞鶴観光（株）	鎌田本町 2-4-51	651-8771	—
山形中央観光（株）	乱川 1245-1	652-0660	652-0661

3 タクシー類

会 社 名	住 所	電 話	F A X
国際タクシー（株）	柏木 1-10-7	651-5931	651-5932
神町タクシー（株）天童営業所	山元中 5	652-1111	—
天童タクシー（株）	東本町 3-2-18	653-3221	653-7233
山交ハイヤー（株）天童営業所	大字矢野目 2445-1	654-2525	654-2562
山寺観光タクシー（株）長岡営業所	長岡北 4-7-20	655-3322	655-3455

4 患者輸送等

会 社 名	住 所	電 話	F A X
タートル天童	北目 4-4-10	654-8686	655-3312

整 備 工 場

会 社 名	住 所	電 話
伊藤自動車整備工場	一日町 2-3-20	653-2170
梅津自動車(有)	東長岡 4-1-17	655-4041
アポロオートシステム	東長岡 4-2-15	655-3971
オーヌマ自動車販売サービス工場	大字窪野目宇東田 1230-1	653-1121
奥山自動車整備工場	大字成生 901-3	653-4108
カーサービス山形(株)天童店	大字清池字藤段 1371-2	655-5510
貝羽自動車整備工場	大字荒谷 2790-24	653-6937
川村自動車整備工場	北久野本 1-2-11	653-2575
共立自動車(有)	大字久野本 1137-10	653-7475
エ藤自動車整備工場(有)	大字下荻野戸 331-7	653-3583
K E Nオートサービス	北久野本 1-5-35-7	653-5602
広和自動車(株)	中里 7-3-2	655-4032
後藤自動車商会(有)	大字山口 1424-1	657-3311
小松自動車(有)	大字清池東 2-6-15	655-2343
S Gモーターズ(株)	石鳥居 1-4-8	655-5855
オートサービス・ポップ	大字原町 137-4	652-0255
佐藤自動車板金	大字乱川 3-7-33	654-2785
自動車美装もみぢ(有)	大字乱川 3643-9	653-5928
スズキ自販山形(株)天童営業所	大字山元字五反田 1283-14	654-6431
鈴木輪店	大字原町甲 3	654-1476
セイ・エンジニアリング(有)	大字北目 1543-5	658-8125
オートショップカタギリ	桜町 4-7	651-8622
オートメンテナンス東北車体(有)	寺津 290-1	653-1405
カークリニックサトウ	高掬南 162	655-2688
天童自動車商会(株)	大字乱川字押切 745-1	654-6228
東北自動車整備工場(株)	北久野本 1-2-13	653-3233
ネッツトヨタ山形(株)天童店	糠塚 2-10-37	653-0010
トヨタカローラ山形(株)天童店	大字貫津 2260	654-4411

会 社 名	住 所	電 話
M・COMPANY	大字山口 1537-1	657-3203
鈴木サービス商会	大字山口 487-1	657-3388
天童自動車商会(株)カートピアワールド	大字芳賀 569-18	658-1228
日産ディーゼルトラックス(株)	大字芳賀 637-1	655-3811
日産プリンス山形販売(株)天童店	大字山元藤田 1003-1	653-4551
野口鋳油(株)自動車整備工場	鎌田 1-13-1	654-3411
花輪自動車サービス整備	大字奈良沢 505-8	654-0241
古沢自動車(有)	糠塚 2-8-3	653-6183
天童自動車STYLE-S	石鳥居 1-4-39	655-8030
細矢モータース	大字大清水 557	654-2573
ホンダカーズ山形山元店	大字山元 963-1	654-2271
東海自動車	大字荒谷 1973-204	654-5197
特装車システムサービス(有)	大字清池東 2-7-2	658-0025
バグ・バグ山形店	大字荒谷 1146-3	658-3089
山形オート(株)	大字高揃南 245	655-2931
ヒロ・オート	大字山口 1441-1	657-3288
山形トヨペット(株)天童店	大字芳賀字桜段 530-1	655-2121
山形日産自動車(株)天童店	大字貫津 2407-1	653-7111
東北マツダ(株)天童店	桜町 10-1	654-1060
山形三菱自動車販売(株)天童店	桜町 1-1	653-5235
山昭自動車	大字長岡 1638-2	655-4625
北部オート	大字乱川 1264-2	651-3166
ヤハギオート	大字芳賀 1008-2	658-3185
ヤマトオートワークス(株)山形工場	大字清池東 2-2-11	658-1525
高橋自動車	大字山元 1020-4	653-6226
D. SELECTION	中里 6-9-34	674-7449

燃 料 調 達 先

会 社 名	住 所	電 話	ガソリン	軽油	灯油	重油	LPG
★ 土屋油店 アポロステーション	長岡北 4-7-20	655-2433	○	○	○		
① サトウ石油(株) 荒谷給油所	大字荒谷 7870-1	654-4121	○	○	○		
② 舞鶴石油(株) 天童給油所	東久野本 2-1-6	653-6052	○	○	○		
③ ENEOS Dr. Drive セルフ 天童芳賀給油所	芳賀タウン南 6-2-22	674-8255	○	○	○		
④ 遠藤商事(株) コスモインモール天童給油所	芳賀タウン南 3-3-20	652-0851	○	○	○		
⑤ (株)ENEOS ウィンク 天童トラックステーション	老野森 298-1	652-0561	○	○	○		
⑥ 結城商会(有) 蔵増給油所	大字蔵増 660-2	654-1505	○	○	○		
⑦ 昭和鉱油(株) 天童中央給油所	三日町 2-4-15	653-4461	○	○	○		
⑧ 第一石油(株) 天童バイパス給油所	大字原町 130	654-3330	○	○	○		
⑨ 遠藤商事(株) 天童バイパス給油所	北久野本 5-10-23	653-5751	○	○	○		
⑩ 高橋石油(株) オアシス天童給油所	交り江 4-1-18	654-1234	○	○	○		
⑪ タワー石油(株) 天童給油所	大字久野本 1273-2	653-5161	○	○	○		
⑫ (株)東日本宇佐美 山形バイパス給油所	中里 7-4-38	655-7511	○	○	○		
深瀬商店(株)	大字貫津字東の崎 2267	641-3009				○	
遠藤商事(株)LPG 天童営業所	北久野本 5-10-23	653-6331					○
昭和鉱油(株)北給油所	東久野本 2-16-2	654-5840	○	○	○		
高橋油店	大字清池 60-2	655-2622	○		○		
高橋石油(株)	高木 787	654-1682			○	○	
(株)くみあい燃料センター スマイルステーションハイパス給油所	糠塚 2-10-25	654-1201	○	○	○		
(株)くみあい燃料センター L P ガス事業所	糠塚 2-10-30	653-2180					○
(株)くみあい燃料センター スマイルステーション南小畑給油所	南小畑 6-1-6	674-6363	○	○	○		
日米商事(株)天童営業所	東久野本 3-3-45	686-4323					○
☆ (株)野川ガス住宅設備	万代 1-2	651-4151			○		○
野口鉱油(株)天童本社給油所	鎌田 1-13-1	653-7210	○	○	○		
野口鉱油(株) 天童バイパス給油所	大字芳賀 576-2	655-3400	○	○	○	○	
野口鉱油(株)天童山口給油所	大字山口 1353	656-2941	○	○	○		
野口鉱油(株) 天童中央セルフ給油所	老野森 3-7-17	674-6711	○	○	○		
野口鉱油(株) 芳賀配送センター	大字芳賀 576-2	655-5311	○	○	○	○	

会 社 名	住 所	電 話	ガソリン	軽油	灯油	重油	LPG
野口鋳油㈱ 北目セルフ給油所	北目 3-1-14	616-4611	○	○	○		
ENEOS グローブエナジー㈱ 南東北支社 山形支店	北久野本 3-2-33	654-4111			○		○
ENEOS グローブエナジー㈱ 山形支店 老野森営業所	老野森 2-10-12	653-4771			○		○
山形日通プロパン販売㈱	久野本 4-15-29	653-3204					○
佐藤燃料店	老野森 3-10-6	653-2456			○		○
(有)中油店支店	一日町 4-2-10	653-2253	○	○	○		
(株) さのや	北久野本 2-7-46	654-3083			○		○
黄木商店	大字大清水 508-1	653-3032			○		○
カメイ物流サービス (株)	石鳥居 1-1-154	655-2431		○	○	○	○
㈱ミツロウ エッセル東北 南東北支店山形店	石鳥居 2-1-109	655-2326					○
ロジトイ東北(株)山形営業所	石鳥居 2-1-109	655-4245					○
蜂谷油店	大字奈良沢 乙 212	653-3290	○	○	○		
長岡ガス供給 (株)	中里 5-13-16	655-2211			○		○
(有)結城燃料店	一日町 3-2-19	653-2729			○		○
海和商会	長岡 20-1	655-2448			○		○
瀬野栄助商店	高揃南 184	655-2648			○		○
天童西部ガス (株)	交り江 4-6-34	651-1238			○		○
平塚燃料店	久野本 3-4-3	653-2905			○		○
吉田商店	長岡 2764	655-2749			○		○
瀬野芳雄商店(株)	寺津 233-1	653-3003			○		○
矢野開作燃料店	本町 1-3-5	653-2709			○		
イシヤマ(株)	山元 49	653-2934			○		
(株)くみあい燃料センター スマイルステーション 南小畑店	南小畑 6-1-6	674-6363	○	○	○		
(株)ながよう山形営業所	中里 7-3-8	655-5335					○
備 考	★「中核サービスステーション (SS)」 ☆「小口燃料配送拠点」 ①～⑫の給油所：「住民拠点サービスステーション (SS)」 自家発電設備を備え、停電時にも給油が可能なガソリンスタンド						

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(山形県災害救助法施行細則 令和6年7月9日から適用)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所設置費 1人 1日当り350円以内 ・ 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮を行うために必要な通常の実費を加算する。 ・ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、健康上の配慮等のため、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し供与する。 	開設できる期間は、災害発生の日から7日以内	<p>1 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、困難な場合は、野外での移動可能な施設、車両等の設置又はその他適切な方法により実施する。</p> <p>2 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物・器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費</p> <p>3 避難に当たっての輸送費は別途計上</p>
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>《建設型応急住宅》</p> <p>1 規 模 地域の实情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 限度額 1戸当り 6,883,000円以内</p> <p>3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。</p> <p>4 50戸未満の場合は、戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>5 福祉仮設住宅 建設型応急住宅として設置できる。</p>	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。	<p>1 設置は原則として、公有地を利用する。</p> <p>2 日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。</p> <p>3 建設して供与 供与期間 最高2年以内</p> <p>4 民間賃貸住宅の借上げによる供与も対象とする。</p>
		<p>《賃貸型応急住宅》</p> <p>家賃、共益金、敷金、礼金等契約に不可欠なものとし、地域の实情に応じた額</p>	災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ提供	規模、供与期間は建設型応急住宅に準ずる。
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家への被害若しくは災害により現に炊事のできない者	主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当り 1,330円以内	食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失し、又は損傷する等して使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	給与又は貸与を、災害発生日から10日以内に完了しなければならない。		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る。				
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
冬	10,400		13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内	医療を実施する期間は、災害発生日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	救出を実施する期間は、災害発生日から3日以内(死体の捜索の場合10日以内)		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上				
被災した住宅の応急修理	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う応急修理費用 1世帯当り 51,500円以内	災害発生日から10日以内に完了するものとする。		住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理				
	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最少限度の部分 1世帯当り 717,000円以内	災害発生日から3か月以内に完了(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生日から6か月以内)するものとする。		日常生活に必要な最小限度の部分の修理現物をもって行う。 1「半壊」 2「いわゆる大規模半壊」				
	3 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最少限度の部分 1世帯当り 348,000円以内			3「準半壊」 延床面積の10%以上20%未満の損傷又は損害割合10%以上20%未満のもの				
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷する等して使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するもの教材実費 2 文房具及び通学用品費は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200円 中学校生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に給与を完了しなければならない。		1 被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品を現物をもって支給 2 備蓄物資は評価額 3 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。				

埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当り 大人（12 歳以上） 226, 100 円以内 小人（12 歳未満） 180, 800 円以内	災害発生の日から10 日以内に埋葬を完了しなければならない。	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜 索	現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から10 日以内に捜索を完了しなければならない。	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処 理	災害発生の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、縫合、消毒等） ・1 体当り3, 600 円以内（一時保存） ・既存建物借上費 ・既存建物以外 1 体当り5, 700 円以内（検案） ・救護班が検案できない場合、当該地域の慣行料金	災害発生の日から10 日以内に死体の処理を完了しなければならない。	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	半壊（燃）又は床上浸水した住家であって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去することができない者	市内において障害物の除去を行った1 世帯当りの平均額が140, 000 円以内の場合において、当該除去に要した費用の額	災害発生の日から10 日以内に除去を完了しなければならない。	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる。
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係わる支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	当該救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4 条第1 号から第4 号までに規定する者	1 人1 日当り 医師、歯科医師 24, 600 円以内 薬剤師等 15, 700 円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16, 700 円以内 救急救命士 13, 600 円以内 土木技術者、建築技術者 16, 000 円以内 大工 25, 400 円以内 左官 26, 400 円以内 とび職 24, 500 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

例：実施期間の延長、季別基準の変更、輸送費の範囲の変更等

見舞金等の支給・資金の貸付

1 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害(平成12年3月31日厚生省告示第192号)	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体市(条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4	死亡者の配偶者 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 (ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖母のいずれもが存しない場合に限る。)	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	市
			支給の制限	

(2) 山形県災害見舞金

対象となる災害	根拠法令等	交付対象者	交付額	交付の制限	窓口
1 自然災害 2 災害救助法に基づく救助が行われる程度の火事又は爆発	山形県災害見舞金等交付内規	1 災害により死亡した県内に住居を有する者の遺族(配偶者、子、父母、孫及び祖父母) 2 災害により行方不明者を出した世帯(世帯主が県内に住居を有する者。以下同じ。)の家族(配偶者、子、父母、孫及び祖父母) 3 災害により住家が全壊、全焼、全流出、半壊及び半焼した世帯の世帯主 4 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの	1 死亡者弔慰金 1人につき20万円以内 2 行方不明者見舞金1人につき20万円以内 3 住家の全壊、全焼又は全流出見舞金1世帯につき20万円以内 4 住家の半壊又は半焼見舞金一世帯につき10万円以内	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金の支給がある場合	総合支庁

(3) 災害障害見舞金

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 1市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害(平成12年3月31日厚生省告示第192号)	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体市(条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4	法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	市
			支給の制限	

(4) 被災者生活再建支援金

対象となる自然災害	根拠法令	支給対象者	支給額	窓口																									
<p>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生</p> <p>2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生</p> <p>3 山形県で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生</p> <p>4 上記1又は2の市町村を含む県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生</p> <p>5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生</p> <p>6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生</p>	<p>1 根拠法令 被災者生活再建支援法</p> <p>2 実施主体 山形県(被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託)</p> <p>3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2</p>	<p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)</p> <p>⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)</p>	<p>支給額は、基礎支援金(住宅の被害に応じて支給する支援金)と加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)の合計額となる。(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。)</p> <p>1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1"> <tr> <td>① 全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>② 解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>③ 長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>④ 大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 中規模半壊</td> <td>なし。</td> </tr> </table> <p>2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1"> <tr> <td>①全壊</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>②解体</td> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>③長期避難</td> <td>賃貸(公営住宅以外)</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>④大規模半壊</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤中規模半壊</td> <td>上記項目</td> <td>上記の半額</td> </tr> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円となる。</p>	① 全壊	100万円	② 解体	100万円	③ 長期避難	100万円	④ 大規模半壊	50万円	⑤ 中規模半壊	なし。	①全壊	建設・購入	200万円	②解体	補修	100万円	③長期避難	賃貸(公営住宅以外)	50万円	④大規模半壊			⑤中規模半壊	上記項目	上記の半額	市
① 全壊	100万円																												
② 解体	100万円																												
③ 長期避難	100万円																												
④ 大規模半壊	50万円																												
⑤ 中規模半壊	なし。																												
①全壊	建設・購入	200万円																											
②解体	補修	100万円																											
③長期避難	賃貸(公営住宅以外)	50万円																											
④大規模半壊																													
⑤中規模半壊	上記項目	上記の半額																											
<p>7 政府の支援制度の対象とならない災害</p>	<p>同上</p> <p>4 経費負担 県 1/2、市 1/2 (県に特別交付税措置がある場合: 県 2/3、市 1/3)</p>	<p>中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合(ただし、豪雪による被害を除く。)</p>	<p>政府の制度と同じ</p>	市																									

(5) 災害援護資金の貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	窓口
<p>山形県内において災害救助法が適用された市が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの</p> <p>1人 220万円</p> <p>2人 430万円</p> <p>3人 620万円</p> <p>4人 730万円</p> <p>5人以上730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体 市(条例)</p> <p>3 経費負担 国 2/3 県 1/3</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害</p> <p>① 家財の1/3以上の損害 : 150万円</p> <p>② 住居の半壊: 170万円</p> <p>③ 住居の全壊: 250万円</p> <p>④ 住居全体の滅失又は流失 : 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合</p> <p>① 1と2のアの重複 : 250万円</p> <p>② 1と2のイの重複 : 270万円</p> <p>③ 1と2のウの重複 : 350万円</p> <p>4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p> <p>① 2のイの場合: 250万円</p> <p>② 2のウの場合: 350万円</p> <p>③ 3のイの場合: 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年)</p> <p>2 償還期間 10年(据置期間を含む)</p> <p>3 償還方法 年賦又は半年賦</p> <p>4 貸付利率 延滞の場合を除き、3%以内で、規則で定める率 (据置期間は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年10.75%</p>	市

(6) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
低所得世帯 (概ね市民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下)	1 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会 (民生委員・児童委員)	貸付限度 1 世帯 150万円	1 据置期間 貸付の日から6月以内 (災害状況に応じ2年以内) 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人 あり 無利子 保証人なし年1.5%(据置期間経過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一市に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦(又は年賦、半年賦) 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書等を添付のこと。

(7) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 (1) 猶予期間1年以内(1年後も、さらにその事由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。) (2) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

(8) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

(9) 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用は要しない。

2 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

融 資 対 象	融 資 限 度 額	貸 付 条 件
<p>1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から、「罹災証明書」の交付を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設、新築住宅購入、中古住宅購入住宅が「全壊」「大規模半壊」(※)、「中規模半壊」(※)又は「半壊」(※)した旨の罹災証明書の交付を受けた者 <p>※被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補 修 住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者 <p>2 建 設 床面積に関する制限なし</p> <p>3 新築住宅購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積に関する制限なし ・ 竣工から2年以内で人が住んだことがない住宅 <p>4 中古住宅購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積に関する制限なし ・ 竣工から2年を超える住宅又は人が住んだことのある住宅機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅 <p>5 補 修 床面積・築年数に関する制限なし</p>	<p>1 建設資金</p> <p>(1) 土地を取得する場合 5,500万円</p> <p>(2) 土地を取得しない場合 4,500万円</p> <p>2 新築・中古住宅購入資金 5,500万円</p> <p>3 補修資金 2,500万円</p>	<p>1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入</p> <p>(1) 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内</p> <p>(2) 据置期間 最長3年間 (その分返済期間延長)</p> <p>2 補 修</p> <p>(1) 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内</p> <p>(2) 据置期間 1年間 (その分返済期間延長)</p>

注：金額は、令和7年12月現在。東日本大震災の被災者の場合は別に定めあり。

イ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>1 対象世帯</p> <p>(1) 低所得世帯 (概ね市民税非課税程度、又は生活保護基準額の2倍以下)</p> <p>(2) 高齢者世帯 (日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯(所得制限あり))</p> <p>(3) 障がい者世帯 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯(所得制限あり))</p>	<p>1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)</p> <p>2 実施主体 県社会福祉協議会</p> <p>3 窓口 市社会福祉協議会(民生委員・児童委員)</p>	<p>貸付限度 250万円</p>	<p>1 据置期間 貸付の日から6月以内(災害の状況に応じ2年以内)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年以内</p> <p>3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5% (据置期間経過後)</p> <p>4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として山形県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者</p> <p>5 償還方法 月賦(又は年賦、半年賦)</p> <p>6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書等</p>

ウ 母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>1 母子家庭の母、寡婦</p> <p>2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金</p>	<p>1 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条及び第36条</p> <p>2 法施行令通知</p>	<p>貸付限度 200万円</p>	<p>1 災害救助法の適用を要しない。</p> <p>2 据置期間 6か月</p> <p>3 償還期間 7年以内</p> <p>4 利率 無利子</p>

3 天災融資制度による融資

(1) 天災資金の貸付

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具(政令で定めるもの)等の購入費等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者であって減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市長の認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	—
事業資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの	6.5%以内	3年以内	—

(融資機関) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び銀行等を通じて融資する。

(激甚災害)

区分	貸付対象者	貸付限度額(単位:万円)	
		天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者 果樹栽培者 家畜等飼養者	500(2,500)	600(2,500)
	一般農業者	200(2,000)	250(2,000)
	林業者	200(2,000)	250(2,000)
事業資金	被害組合	個別組合: 2,500 連合会: 5,000	個別組合: 5,000 連合会: 7,500

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定

2 特別被害者: 都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあっては、年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等: 年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。

4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受け、かつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

(2) 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具(要綱で定めるもの)等の購入費等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市長の認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 (天災融資法が適用された場合には同法による経営資金の貸付実行日まで)	—

(融資機関) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び銀行等を通じて融資する。

(貸付限度) [経営資金]・果樹栽培者又は家畜等飼養者である個人は 500万円以内
法人は 2,500万円以内
・それ以外の一般農業者及び林業者 個人は 200万円以内
法人は 2,000万円以内

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。

2 特別被害者: 都道府県知事が指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等: 年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。

4 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業振興法人、土地改良区、農協、農協連等	0.16% ～ 0.30%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区、土地連、農協農協連、農林漁業振興法人等	0.16% ～ 0.30%	20年以内	3年以内
		[主務大臣指定施設] (1) 農業用施設等の復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.16% ～ 0.30%	15年以内	3年以内
		(2) 災害を受け果樹の改植又は補植			25年以内	10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	復旧造林	0.30% ～ 0.45%	35年以内	20年以内
			樹苗養成施設の復旧	0.16% ～ 0.30%	15年以内	5年以内
		林道	林道の復旧	0.30% ～ 0.45%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、農協連、森組、森連等	0.30%	20年以内	3年以内
		[主務大臣指定施設] 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	林業を営む者	0.30% ～ 0.45%	15年以内	3年以内
	<p>(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行 (貸付限度) ・ 農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額(以下「負担額」という。)に別に定める割合を乗じて得た額 ・ 農業セーフティネット資金：600万円 ・ 農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は1施設あたり300万円(特例：600万円、漁船の場合：1,000万円)のいずれか低い額 ※ 金利は、令和3年7月20日現在のものであり、変動することがある。</p>					

5 既存金融制度による融資

機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口
山形県 (商業振興・経営支援課)	山形県商工業振興資金 (災害対策資金)	1 資金用途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 取扱期間 <ul style="list-style-type: none"> ・物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金 ・県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、県が指定する災害等により事業所又は主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの ※ 県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認め時は、災害対策資金を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。 	取扱金融機関 ・県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 ・七十七銀行、北都銀行、東邦銀行及び商工中金の県内各支店
	山形県商工業振興資金 (経営安定資金第4号)	1 資金用途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 取扱期間 <ul style="list-style-type: none"> ・物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び経営の安定に必要な運転資金 ・県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの ・ 8,000万円以内 ・年1.6% ・10年以内(うち据置期間2年以内) ・県がその都度指定 	
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	災害貸付	1 資金用途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 担保 7 保証人 <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧のための設備資金及び運転資金 ・別に指定される災害により被害を受けた方 ・それぞれの融資制度の融資限度額に、1災害につき3,000万円を加えた額 ・各融資制度に定められた利率 ・一般貸付 設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 10年以内(うち据置期間2年以内) ・特別貸付 それぞれの融資制度の貸付期間 ・必要により徴する ・必要により徴する。 	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店
日本政策金融公庫 (中小企業事業)	災害復旧貸付	1 資金用途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 担保 7 保証人 <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 ・公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 ・直接貸付:別枠1億5,000万円 代理貸付:上記限度の範囲内で別枠7,500万円 ・基準金利 ただし、災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として、特別利率が設定される場合がある。 ・設備資金:15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金:10年以内(うち据置期間2年以内) ・必要により徴する ・必要により徴する 	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金用途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 担保 7 保証人 <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金 ・災害により被害を受けた方 ・所定の金額 ・所定の利率 ・設備資金:20年以内(据置3年以内) 運転資金:10年以内(据置3年以内) ・必要により徴する。 ・必要により徴する。 	商工組合中央金庫各支店及び代理店

災 害 復 旧 事 業 一 覧

災害復旧事業名	対象施設等
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 港湾 漁港 下水道 公園
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領) (廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱) (循環型社会形成推進交付金交付要綱) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) (精神保健福祉法)	社会福祉施設等 廃棄物処理施設 浄化槽(市町村整備推進事業) 浄化槽(公共浄化槽等整備推進事業) 医療施設等 水道施設 感染症指定医療機関 精神障害者社会復帰施設等
(5) 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	都市排水施設等 街路施設
(6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅
(7) その他の災害復旧事業 ① 空港 (空港法) ② 工業用水道 (予算措置) ③ 中小企業 (激甚法)	空港施設 県企業局所管の工業用水道施設 中小企業共同施設
(8) 災害復旧に係る財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務	

激甚災害の指定基準

適用条項(適用措置)	指 定 基 準
激甚法第2章 (3条～4条) 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%かつ、 次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% (2) 都道府県内市町村分の査定見込総額 > 当該都道府県内市町村の標準税収入総額 × 5%
激甚法第5条 農地等の災害復旧事業 等に関する補助の特別 措置	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%かつ、 次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% (2) 都道府県内査定見込額 > 10億円
激甚法策6条 農林水産業共同利用施 設災害復旧事業費の補 助の特例	次の1及び2の要件に該当する災害。ただし、当該災害にお ける被害見込額が5,000万円以下のものは除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5%で激甚法 第8条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利 用施設に係わるものについて、当該災害に係わる漁業被害見 込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当す る激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5%で第8条 が適用される場合
激甚法策8条 天災による被害農林漁 業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置 の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な 原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によ りがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農 業者 × 3%
激甚法第11条の2 森林災害復旧事業に対 する補助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) B 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定 額 × 60% (2) 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%

適用条項(適用措置)	指 定 基 準
激甚法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 激甚法第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による災害特例関係 激甚法第15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	次のいずれかに該当する災害 A 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.2% B 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2%又は、その中小企業関係被害額>1,400億円
激甚法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 激甚法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 激甚法第19条 市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される場合。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第22条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 4,000戸 B 基準 次の1又は2のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 200戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 10% 2 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 20%
激甚法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される場合 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合
上記以外の措置	災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮される。

局 地 激 甚 災 害 の 指 定 基 準

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第2章(3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	(1) 次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の 査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 50% (査定事業費が1,000万円未満のものを除く) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、 かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の 査定事業費が2億5,000万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定 事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、 100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定 事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 20% + (当該市町 村の標準税収入 - 50億円) × 60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費 を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額(※)か らみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見 込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね1 0未満のものを除く)
激甚法第5条 農地等の災害復旧事業 等に関する補助の特別 措置 激甚法第6条 農林水産業共同利用施 設災害復旧事業費の補 助の特例	農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の 農業所得推定額 × 10% (ただし、災害復旧事業に要する経費 が1,000万円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額が概ね 5,000万円未満である場合を除く。
激甚法第11条の2 森林災害復旧事業に対 する補助	林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額 × 150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業 所得推定額の概ね0.05%未満の場合は除く。) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、概ね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積 (人工林に係るもの) の概ね25%を超える場合
激甚法第12条 中小企業信用保険法に による災害関係保証の特 例 激甚法第13条 小規模企業者等設備導 入資金助成法による災 害関係特例 激甚法第15条 中小企業者に対する資 金の融通に関する特例	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (ただし、被害額が1,000万円未満は除外)に該当 する市町村が1つ以上。 ただし、上記に該当する市町村の当該被害額を合算した額が、 概ね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法第24条 小災害債に係る元利償 還金の基準財政需要額 への算入等	法第2章又は第5条の措置が適用される場合

地方財政措置制度の概要

市（財政課）は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる。

なお、大規模災害等の発生時においては、特別交付税の交付額の決定等の特例が設けられる。

〔地方財政措置制度の概要〕

1 地方交付税の種類

(1) 普通交付税

財源不足団体に対し交付

(2) 特別交付税

普通交付税では捕捉されない特別の財政需要に対し交付

2 特別交付税の額の決定

特別交付税の額は、

(1) 基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること、

(2) 基準財政需要額に過大に算定された財政収入があること、

(3) 災害のための特別の財政需要があること

等を考慮して決定される。

3 地方交付税の交付時期

(1) 普通交付税

各地方公共団体の資金繰り等を考慮し、4月、6月、9月および11月の4回に分けて交付される。

(2) 特別交付税

年度途中における財政需要等も考慮する必要があること等から、12月及び3月の2回に分けて決定・交付される。

災害時優先電話設置場所一覧

No	電話番号	設置場所	No	電話番号	設置場所
1	電 話 番 号 非 公 開	危機管理室	25	電 話 番 号 非 公 開	山口小学校
2		総務課	26		高揃小学校
3		議会事務局	27		干布小学校
4		消防本部	28		天童南部公民館
5		消防本部	29		天童中部公民館
6		消防本部	30		天童北部公民館
7		消防本部	31		成生公民館
8		消防本部	32		蔵増公民館
9		消防本部	33		寺津公民館
10		消防本部	34		津山公民館
11		消防本部	35		山口公民館
12		消防本部	36		高揃公民館
13		消防本部	37		長岡公民館
14		上下水道事業所	38		干布公民館
15		天童市民病院	39		荒谷公民館
16		健康センター	40		高原の里交流施設ぼんぼこ
17		天童市教育委員会	41		天童市スポーツセンター
18		学校給食センター	42		八幡山配水地
19		第二中学校	43		久野本水源地
20		第三中学校	44		奈良沢加圧ポンプ場
21		第四中学校	45		高揃水源地
22		天童南部小学校	46		山口加圧ポンプ場
23		天童中部小学校	47		若松加圧ポンプ場
24		天童北部小学校			
備考		1. 電話番号は非公開 2. 災害時優先電話は、発信する際にのみ、優先的に回線が確保される。 3. 電話番号がFAXの場合、電話機をFAX回線に接続し発信する。 4. 第一中学校、成生・蔵増・寺津・津山・長岡・荒谷の各小学校は、NTT以外の回線のため、災害時優先電話は設置できない。			

山形県防災行政無線電話の利用方法

1 山形県防災行政無線電話の概要

利用できる機関は、自治体衛星通信機構の「地域通信ネットワーク」に加入している全国の都道府県、市町村及び防災機関（詳細は、危機管理室に備え付けている衛星電話番号簿を参照）に電話ができます。
通話料 無料

2 利用できる電話

「防災無線電話」（危機管理室及び守衛室に備付）及び「庁内電話」（各課等が使用している電話）

3 電話の利用方法

(1) 防災無線電話（黒電話機）からかける場合【注：無線発信番号(特番)は不要です。】

「6」又は「7」 - 相手の局番 - 内線番号

例：上山市役所庶務課危機管理室へかける場合

「6」又は「7」 - 701 - 281

(2) 庁内電話（主に白電話機）からかける場合【注：天童市の無線発信番号(特番)が必要です。】

○ 天童市の無線発信番号「16」 - 「6」又は「7」 - 相手の局番 - 内線番号

例：上山市役所庶務課危機管理室へかける場合

「16」 - 「6」又は「7」 - 701 - 281

○ NTT回線にかける場合は、「0」 - 「市外局番からのNTT回線番号」

4 防災無線専用ファクシミリ（危機管理室備付）の利用方法

「6」又は「7」 - 相手の局番 - 防災FAX番号

例：上山市へ送信する場合

「6」又は「7」 - 701 - 950

注：NTTFAXとは送受信はできません。

回線番号・局番・内線番号等一覧

○ 天童市

無線発信番号「16」、地上回線番号「6」、衛星回線番号「7」、局番「702」

防災無線電話番号

設置場所	内線番号
危機管理室	101
守衛室	102
防災FAX	150

○ 天童市消防本部

地上回線番号「6」、衛星回線番号「7」、局番「746」

防災無線電話番号

設置場所	内線番号
指令センター	101
事務室	102
防災FAX	150

注：無線発信番号（特番）が付与されおきませんので、庁内電話からは掛けられません。

○ 県庁、村山総合支庁

機関名	回線番号	局番	内線番号	機関名	回線番号	局番	内線番号	
県庁 (防災無線電話)								
秘書課	6(7)	800	1210	道路整備課	6(7)	800	1320	
広報広聴推進課			1211	道路保全課			1321	
人事課			1212	河川課			1330	
管財課			1213	砂防・災害対策課			1331	
企画調整課			1220	建築住宅課			1340	
市町村課			1221	教育政策課			1350	
環境企画課			1230	県立病院課			1360	
循環型社会推進課			1231	防災危機管理課				
健康福祉企画課			1240	防災危機管理課長	6(7)	800	1200	
医療政策課			1241	〃 (企画広報担当)			1201	
がん対策・健康長寿日本一推進課			1242	〃 (防災・危機管理担当)			1202	
障がい福祉課			1243				1203	
商業振興・経営支援課			1250	〃 (防災学習・防災DX推進担当)			1204	
農政企画課			1270				1208	
農村整備課			1280	消防救急課			1205	
森林ノミクス推進課			1290				1207	
管理課			1300	食品安全衛生課			1206	
空港港湾課			1301	防災FAX			1500	
下水道課			1310					
県庁 災害対策本部 (災害対策本部設置時のみ通話可能)								
総合調整班	6(7)	800	1101	ライフライン対策班	6(7)	800	1151・1152	
			～	建築物等対策班			1161・1162	
			1106	消防応援活動調整本部			1191・1192	
広報班			1107	へり運用調整班			1193・1194	
事務局			1108	宮城県・その他			1195	
管理班			1111-1113	警察			1196	
保健医療対策班			1121-1123	自衛隊			1197・1198	
DMA T調整本部			1126・1127	防災FAX			1520・1521	
輸送対策班			1131・1132					
生活救援班	1141・1142							
県庁 NTT電話 (災害対策本部設置時のみ通話可能)								
総合調整班	0	023-630-3142	DMA T調整本部	0	023-630-3154			
		023-630-3143	輸送対策班		023-630-3146			
		023-630-3144	生活救援班		023-630-3148			
広報班		023-630-3153	ライフライン対策班		023-630-3182			
事務局		023-630-3184	建築物等対策班		023-630-3183			
管理班		023-630-3150	消防応援活動調整本部		023-630-3145			
		023-630-3151	へり運用調整班		023-630-3145			
保健医療対策班		023-630-3180						
	023-630-3181							

機関名	回線番号	局番	内線番号	機関名	回線番号	局番	内線番号
村山総合支庁 (防災無線電話)							
無線室	6 (7)	810	100	都市計画課	6 (7)	810	131
総務課防災安全室			120・121	道路課			132
環境課			122	河川砂防課			133
農業振興課			127	建築課			134
農村計画課			128	防災FAX			150
森林整備課			129				
村山総合支庁 災害対策支部 (災害対策室設置時のみ通話可能)							
総合調整班	6 (7)	810	110	事務局	6 (7)	810	113
			111	防災FAX			152・153
支援班			112				
村山総合支庁 NTT電話 (災害対策支部設置時のみ通話可能)							
事務局	0		023-621-8370	応急対策班	0		023-621-8374
総合調整班			023-621-8371	支援班			023-621-8375
			023-621-8372	管理班			023-621-8376
			023-621-8373				

○ 関係機関

機関名	回線番号	局番	内線番号	機関名	回線番号	局番	内線番号
陸上自衛隊第6師団				日本赤十字社山形県支部			
当直長室	6 (7)	800	8210	赤十字奉仕団室	6 (7)	800	8262
第3部(防災FAX兼)			8211	3F 事務室			8263
第2部			8212	局長室			8264
20連隊3科事務室			8213	防災FAX			8268
防災FAX			8211	中央病院			
			総務課				8030
消防防災航空隊				防災センター	6 (7)	800	8031
事務室	6 (7)	800	8010	防災FAX			8032
〃			8011	河北病院			
〃			8012	事務室(防災FAX兼)	8050		
防災FAX			8013	夜警室	8051		
村山保健所				夜勤婦長室	6 (7)	800	8052
事務室	6 (7)	800	8000	中央監視室			8053
防災FAX					8001	NHK山形	
山形地方気象台				放送センター	6 (7)	800	8300
予報観測現業室	6 (7)	800	8220	防災FAX			8301
防災FAX			8221	山形放送			
東北電力(株)山形支店				TV主調整室	6 (7)	800	8310
企画管理部門(総務)	6 (7)	800	8280	防災FAX			8311
防災FAX			8281	FM山形			
NTT(株)山形支店				編集室	6 (7)	800	8350
災害対策室	6 (7)	800	8270	防災FAX			8351
防災FAX			8271				

緊急輸送道路ネットワーク計画路線総括表

緊急輸送道路区分	道路種別	路線数	道路延長(km)
山形県第1次緊急輸送道路	高速自動車道	1	7.6
	一般国道	2	15.0
	主要地方道	1	2.4
	市道	1	0.8
	合計	5	25.8

緊急輸送道路区分	道路種別	路線数	道路延長(km)
山形県第2次緊急輸送道路	主要地方道	4	22.7
	一般県道	4	5.7
	市道	6	3.6
	合計	14	32.0

緊急輸送道路区分	道路種別	路線数	道路延長(km)
天童市緊急輸送道路	主要地方道	2	3.0
	一般県道	6	13.0
	市道	20	5.9
	合計	28	21.9

総計		47	79.7
----	--	----	------

緊急輸送道路ネットワーク計画路線内訳表

機能区分	道路種別	路線名	代表幅員(m)	道路延長(km)	備考
県第1次	高速道	東北中央自動車道	23.5	7.6	
		小計		7.6	
	国道	13号	23.5	9.2	
		48号	15.0	5.8	
		小計		15.0	
	主要地方道	天童大江線	16.0	2.4	
		小計		2.4	
市道	老野森東5号線	16.0	0.8		
	小計		0.8		
	合計		25.8		
県第2次	主要地方道	山形羽入線	8.0	3.6	
		天童大江線	16.0	11.9	
		天童寒河江線	16.0	6.1	
		山形天童線	16.0	1.1	
		小計		22.7	
	一般県道	天童河北線	7.4	1.5	
		天童山寺公園線	16.0	0.6	
		長岡中山線	7.2	2.0	
		天童停車場若松線	25.0	1.6	
		小計		5.7	
	市道	愛宕沼天童原線	16.0	0.2	
		老野森東13号線	11.9	0.2	
		山形矢野目線	16.0	0.5	
		矢野目久野本線	25.0	1.9	
		天童蔵増線	12.0	0.1	
		乱川若木線	10.3	0.7	
		小計		3.6	
	合計		32.0		
	天童市	主要地方道	天童寒河江線	16.0	2.5
山形羽入線			8.0	0.5	
小計				3.0	
一般県道		天童河北線	10.0	1.4	
		長岡中山線	7.2	3.2	
		天童高原山口線	9.0	6.3	
		天童山寺公園線	12.0	1.5	
		荒谷原崎線	12.0	0.6	
		小計		13.0	
市道		天童駅前久野本線	13.0	0.3	
		北部小学校通り線	12.0	0.2	
		矢野目久野本線	25.0	0.6	
		天童蔵増線	12.0	0.4	
		堰端線	7.0	0.2	
		津山小学校通り線	12.0	0.3	
		長岡線	12.0	0.3	
		長岡東中央線	12.0	0.2	
		上荒谷下萩野戸線	12.0	0.6	
		片羽横宿線	9.0	0.2	
		北目原町線	9.0	0.5	
		久野本若松線	12.0	0.2	
		山元道満線	12.0	0.4	
		旦原3号線	6.0	0.1	
		柏木4号線	8.0	0.3	
		老野森東13号線	12.0	0.3	
		一日町6号線	6.0	0.2	
		乱川27号線	10.0	0.3	
		東長岡7号線	6.0	0.1	
		荒谷公民館前線	4.5	0.2	
小計			5.9		
合計			21.9		

緊急輸送道路により連絡する防災拠点一覧表

山形県緊急輸送道路ネットワーク

No.	施設名称	接続道路種別	代表幅員(m)	道路延長(km)	拠点施設種類	所在地(天童市)	その他施設	種別
1	天童市役所	主要地方道 天童大江線	16	11.9	市庁舎	老野森 1-1-1		第2次
2	天童警察署	市道 老野森東5号線	16	0.8	警察署	糠塚 2-4-1		第1次
		市道 愛宕沼天童原線	16	0.2				第2次
3	天童市消防本部	主要地方道 天童大江線	16	11.9	消防本部	桜町 2-1		第2次
4	天童駅前広場	県道 天童停車場若松線	25	1.6	駅前広場	本町 1-1-1		第2次
5	山形浄化センター	県道 天童河北線	7.4	1.5	地方公共団体	大字大町 1915		第2次
6	天童市スポーツセンター	主要地方道 天童大江線	16	2.4	広域物資輸送拠点候補	大字小関 1230	避難所	第1次
		市道 老野森東5号線	11.9	0.8				第1次
7	天童市勤労青少年ホーム	市道 老野森東13号線	11.9	0.2	地域内輸送拠点候補	老野森 2-6-2	避難所	第2次
8	農業者トレーニングセンター	主要地方道 天童寒河江線	16	6.1	地域内輸送拠点候補	大字長岡 1731-2	避難所	第2次
		主要地方道 山形天童線	16	1.1				第2次
		県道 長岡中山線	7.2	2.0				第2次
9	道の駅(天童温泉)	国道 13号	30	9.2	道の駅	鉾ノ町 2-3-41		第1次
10	天童温泉篠田病院	県道 天童停車場若松線	18	1.6	災害医療拠点	鎌田 1-7-1		第2次
11	吉岡病院	主要地方道 天童大江線	16	11.9	災害医療拠点	東本町 3-5-21		第2次
12	天童市民病院	県道 天童山寺公園線	16	0.6	災害医療拠点	駅西 5-2-1		第2次
		市道 山形矢野目線	16	0.5				第2次
		市道 矢野目久野本線	25	1.9				第2次
		市道 天童蔵増線	12	0.1				第2次
13	山形県総合運動公園	国道 13号	32	9.2	広域避難地	山王 1番 1号	避難所	第1次
14	東北電力ネットワーク株式会社 天童電力センター	主要地方道 天童大江線	16	11.9	指定公共機関	天童中 1-4-1		第2次
15	天童北部工業団地	市道 乱川若木線	11	0.7	物流拠点	万代・大字道満地内		第2次
16	東長岡工業団地	主要地方道 天童寒河江線	16	6.1	物流拠点	石鳥居地内		第2次
17	天童市王将工業団地	主要地方道 天童寒河江線	16	6.1	物流拠点	石鳥居・大字荒谷地内		第2次
18	天童市清池工業団地	主要地方道 天童寒河江線	16	6.1	物流拠点	清池東地内		第2次

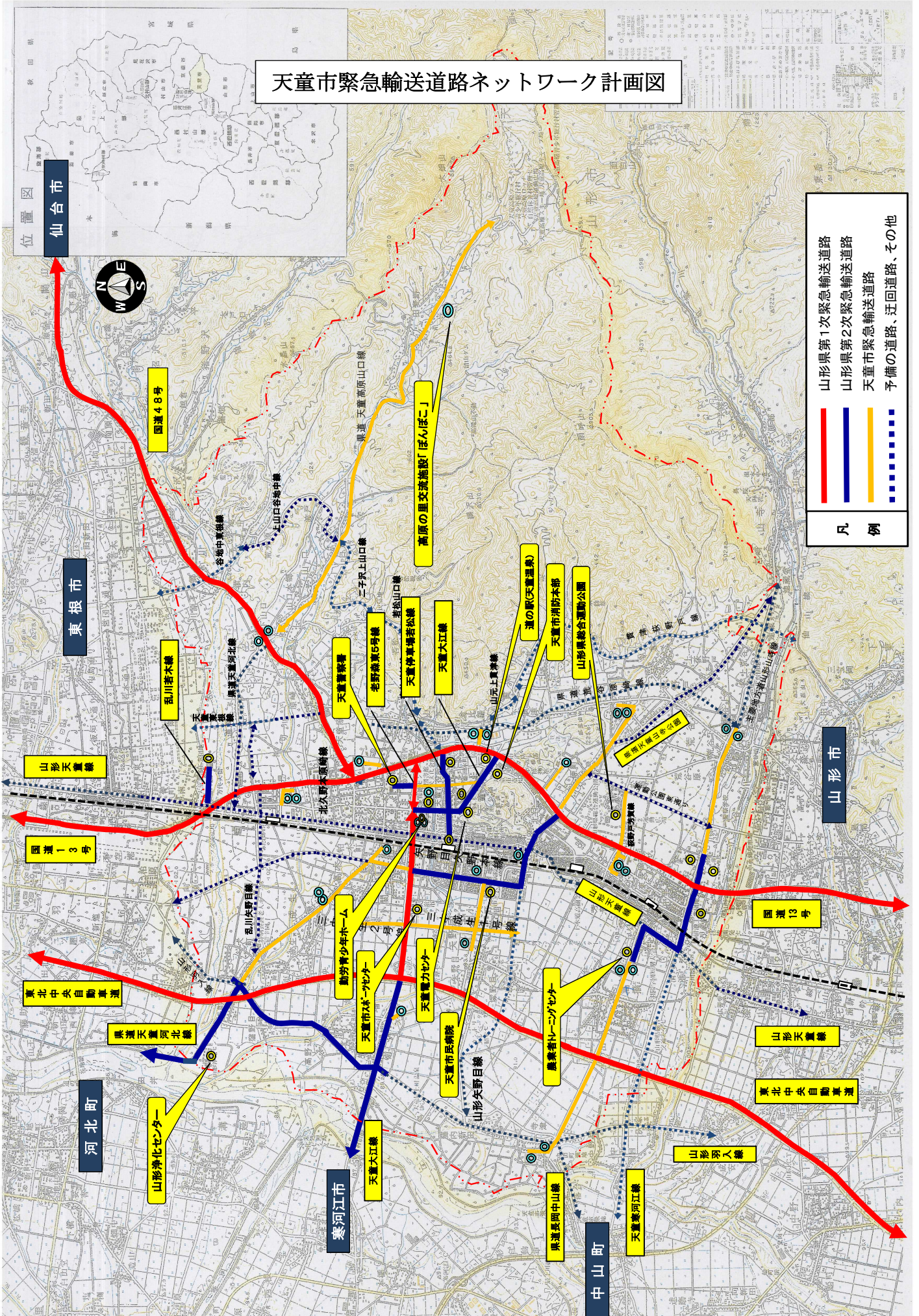
緊急輸送道路により連絡する防災拠点一覧表

天童市緊急輸送道路ネットワーク

No.	施設名称	接続道路種別	代表幅員(m)	道路延長(km)	拠点施設種類	所在地(天童市)	接続するネットワーク		
							県1次	県2次	天童市
1	天童南部小学校	市道 矢野目久野本線	25	1.9	避難所	田鶴町 4-2-10		●	
2	天童中部小学校	市道 天童駅前久野本線	13	0.3	避難所	老野森 2-6-4			●
3	天童北部小学校	市道 北部小学校通り線	12	0.2	避難所	乱川 4-2-25			●
4	成生小学校	県道 天童河北線	10	1.1	避難所	大字高木 836			●
		市道 矢野目久野本線	25	0.6					
5	蔵増小学校	市道 天童蔵増線	12	0.4	避難所	大字蔵増 676			●
6	寺津小学校	県道 長岡中山線	7	3.2	避難所	大字寺津 1350			●
		市道 堰端線	7	0.2					
7	津山小学校	市道 津山小学校通り線	12	0.3	避難所	大字貫津 591			●
8	高原の里交流施設 ぼんぼこ	県道 天童高原山口線	9	6.3	避難所	大字田麦野 381			●
9	山口小学校	国道 48号	15	5.8	避難所	大字山口 1919	●		
10	高掬小学校	県道 長岡中山線	7	0.7	避難所	大字高掬北 239		●	
11	長岡小学校	市道 長岡線	12	0.3	避難所	東長岡 3-3-1			●
		市道 長岡東中央線	12	0.2					
12	干布小学校	県道 天童山寺公園線	12	1.5	避難所	大字干布 580			●
		市道 上荒谷下萩野戸線	12	0.6					
		市道 片羽横宿線	9	0.2					
13	荒谷小学校	主要地方道 天童寒河江線	16	2.5	避難所	大字荒谷 7857			●
14	第一中学校	市道 北目原町線	9	0.5	避難所	大字原町 10-1			●
15	第二中学校	市道 久野本若松線	12	0.2	避難所	大字久野本 1674			●
		市道 山元道満線	12	0.4					
		市道 旦原3号線	6	0.1					
16	第三中学校	市道 天童蔵増線	11	1.0	避難所	大字矢野目 1285			●
17	第四中学校	県道 天童河北線	9	0.3	避難所	柏木町 1-3-1			●
		市道 柏木4号線	8	0.3					
18	天童市 市民文化会館	市道 老野森東13号線	12	0.3	避難所	老野森 1-1-1			●
19	天童南部公民館	市道 一日町6号線	6	0.2	避難所	一日町 1-13-1			●
20	天童中部公民館	市道 老野森東13号線	12	0.2	避難所	老野森 2-6-1		●	

No.	施設名称	接続道路種別	代表幅員(m)	道路延長(km)	拠点施設種類	所在地(天童市)	接続するネットワーク		
							県1次	県2次	天童市
21	天童北部公民館	市道 乱川27号線	10	0.3	避難所	乱川4-3-2			●
22	成生公民館	県道 天童河北線	10	1.1	避難所	大字高木735			●
		市道 矢野目久野本線	25	0.6					
23	蔵増公民館	市道 天童蔵増線	12	0.4	避難所	大字蔵増南672			●
24	寺津公民館	県道 長岡中山線	7	3.2	避難所	大字藤内新田1656			●
		主要地方道 山形羽入線	8	0.5					
25	津山公民館	市道 津山小学校通り線	12	0.3	避難所	大字貫津2434			●
		県道 荒谷原崎線	12	0.6	避難所				
26	田麦野公民館	県道 天童高原山口線	9	6.3	避難所	大字田麦野467-1			●
26	山口公民館	県道 天童高原山口線	9	0.1	避難所	大字山口1969-1			●
27	高掬公民館	県道 長岡中山線	7	0.7	避難所	大字清池151-1		●	
28	長岡公民館	市道 長岡線	12	0.3	避難所	東長岡3-4-1			●
		市道 長岡東中央線	12	0.2					
		市道 東長岡7号線	6	0.1					
29	干布公民館	県道 天童山寺公園線	12	1.5	避難所	大字干布580			●
		市道 上荒谷下萩野戸線	12	0.6					
30	荒谷公民館	主要地方道 天童寒河江線	16	2.5	避難所	大字荒谷8445-1			●
		市道 荒谷公民館前線	5	0.2					
31	天童市総合福祉センター	市道 老野森東13号線	12	0.2	避難所	老野森2-6-3		●	

天童市緊急輸送道路ネットワーク計画図



屋内退避情報伝達等マニュアル

1 目的

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所（福島県）における事故により、一時広範囲にわたり大量の放射性物質が飛散し、未だ復旧の見通しが立っていない状況にある。

同様の事故は、東京電力福島第二原子力発電所（福島県）、東北電力女川原子力発電所（宮城県）、東京電力柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）においても発生する可能性がある。

本マニュアルは、隣接県においてこのような事態が発生し、国から原子力災害に伴う屋内退避の指示等が発令された場合の情報伝達の方法等について定めるものである。

2 屋内避難の指示

(1) 国の対応

ア 原子力事故により検出された放射線量が、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に定める基準以上となった場合、内閣総理大臣は「原子力緊急事態宣言」を行うこととされている。

イ この場合、内閣総理大臣は原災法第15条に基づき、放射線量が基準以上となった区域を管轄する市町村長及び知事に対して、「避難のための立退き」又は「屋内への退避」の指示等を行うこととなる。

(2) 県の対応

ア 県内で測定する放射線量の推移等について積極的に情報提供を行うこととされている。

イ 国からの指示に基づき、屋内退避措置をとること及びその対象区域等について指示を行うこととされている。

ウ 屋内退避の指示に先立ち国から屋内退避の準備の連絡があった場合には、屋内退避指示に準じて、速やかに伝達することとされている。

(3) 市の対応（情報の伝達等）

ア 原子力災害が発生し、本市への影響が懸念される場合、県を通じ放射線量の推移等を積極的かつ継続的に入手・提供し、市民の不安を解消する。

イ 「屋内退避の準備の連絡」「屋内退避の指示」があった場合は、別紙「原子力災害屋内退避指示に係る情報伝達フロー」に基づき関係機関に連絡し、各業務系統により関係施設等への周知を図る。

ウ 市民に対しては、県を通じて新聞・テレビ等の報道機関により周知を図るとともに、市消防本部と連携し、広報可能な全車両をもって市内全域を巡回し周知徹底を図る。

エ 小中学校、保育所、市立病院、社会福祉施設等、屋内退避にあたり特に配慮を要する者を対象とする施設に対しては、県からの指示、市の業務系統による指示及び関係職員を派遣し徹底を図る。

オ JR天童駅、バス会社、道の駅天童温泉等の防災関係機関に、屋内退避指示情報の周知を依頼する。

カ 屋内退避指示が出された場合の留意事項について周知徹底を図る。

- ① 退避指示は早めに出されるので、あわてず落ち着いて屋内（自宅・職場・公共施設）に入る。
- ② ドアや窓を閉める。
- ③ 屋外にいた場合は、手や顔をよく洗う。
- ④ 洗濯物は屋内に干す。
- ⑤ 屋内退避は長時間または数日に及ぶ場合があるが、この場合でも不要不急の外出は控える。
- ⑥ やむを得ず外出するときは、帽子・衣服を着用し、マスクやハンカチで口や鼻を覆い、肌をできるだけ出さないようにする。
- ⑦ 外出先から戻ったら、マスクは捨て、衣服を着替え、シャワーを浴びるとともに、脱いだ衣服はビニール袋に入れて密閉し、数日間おいてから洗濯する。

3 避難誘導

- (1) 屋内退避から避難指示等の状況に陥った場合、基本的には大規模震災時の避難要領に準じて自主防災会・自治会等の単位で避難所等に避難し、避難者を掌握した後、国や県から指定された地域の避難所に再度避難する。
- (2) 避難は、住民個々の計画で避難することを原則とする。
この際、要配慮者及び私有車を保有しない市民のために、大型バスをチャーターし避難支援を実施する。
細部は、当時の状況による。
- (3) 道路等の渋滞による混乱防止のため、県及び関係機関と調整し、所要の統制を実施する。

4 屋内退避指示の解除

屋内退避解除に係わる連絡を受けた場合、速やかに屋内退避指示を解除する。

災害備蓄品保管状況一覧表

令和8年3月1日現在

	保管施設	主食	毛布	携帯	発電機	投光器	LED	初動対応	段ボール	段ボール	簡易	ワンタッチ	ポータブル	自動ラップ式	ペット	アルミ	強化ダンボール
		α米等	枚	トイレ	台	基	基	箱	台	組	台	張	台	式	個	枚	式
1	天童南部	150	70	500	2	2	5	1	7	7	30	30	1	3	1	30	1
2	天童中部	150	70	500	2	2	5	1	7	7	30	30	1	3	1	30	1
3	天童北部	150	70	500	2	2	5	1	7	7	30	30	1	3	1	30	1
4	成 生	100	50	500	2	1	5	1	5	5	30	30	1	3	1	30	1
5	蔵 増	100	50	500	2	1	5	1	5	5	30	30	1	3	1	30	1
6	寺 津	100	50	500	2	1	5	1	5	5	30	30	1	3	1	30	1
7	津 山	100	50	500	2	1	1	1	5	5	30	30	1	3	1	30	1
8	田麦野ぼんぼこ	1,230	240	500	2	1	5	1	19	14	30	30	1	3	1	40	
9	山 口	100	50	500	2	1	5	1	5	5	30	30	1	3	1	30	1
10	高 揃	100	50	500	2	2	5	1	5	5	30	30	1	3	1	30	1
11	長 岡	100	50	500	2	1	5	1	5	5	30	30	1	3	1	30	1
12	千 布	100	50	500	2	1	5	1	5	5	30	30	1	3	1	30	1
13	荒 谷	100	50	500	2	1	5	1	5	5	30	30	1	3	1	30	1
小 計		2,580	900	6,500	26	17	61	13	85	80	390	390	13	39	13	400	12
14	天童中部小							1									
15	天童南部小	150	50	1000	1	1		1									
16	天童北部小							1									
17	成生小							1									
18	蔵増小							1									
19	寺津小							1									
20	津山小							1									
21	山口小							1									
22	高揃小							1									
23	長岡小							1									
24	千布小							1									
25	荒谷小							1									
26	天童一中	150	50	500				1									
27	天童二中	150	50	500				1									
28	天童三中	150	40	500	1	1		1									
29	天童四中	150	50	500	1	1		1									
小 計		750	240	3,000	3	3		16									
30	旧保健センター	5,307															
31	スポセン(屋内C)		720						45	70	64	45					7
	スポセン(G倉庫)			7,000	3										4		
32	スポセン(野球S)															275	
33	福祉センター		100		2						1			2			
小 計		5,307	820	7,000	5				45	70	65	45		2	4	275	7
合 計		8,637	1,960	16,500	34	20	61	29	130	150	455	435	13	41	17	675	19

※日本赤十字社供与 「かまど」×3(南部公・千布公・緑セン)、「ワンタッチ」×2(社協倉庫)
 ※その他 「職員仮眠用簡易ベッド」×6(4F休憩室)

罹災状況調査票

記入年月日		令和 年 月 日		避難所名			
① 世帯主 (事業所名) 及び 世帯員	住所 (所在地)	天童市			電話		
		(事業所名)		罹災物件	建物 ・ 車両 () ・ 田 ・ 畑 ・ その他 ()		
	氏 名		続柄	生年月	性別	備 考	
				T・S・H・R ・ ・	男・女		
				T・S・H・R ・ ・			
				T・S・H・R ・ ・			
				T・S・H・R ・ ・			
				T・S・H・R ・ ・			

※罹災された方は、太枠のみ記入して下さい。

② 災害の種類								
③ 罹災日時								
④ 罹災場所								
⑤ 罹災 状況	ア 人	1. 死亡： 人		2. 行方不明： 人		3. 負傷： 人		
	イ 住家 ※事業所等 併用住宅を 含む	1. 全壊（焼）		2. 半壊（焼）		3. 一部破損		
		4. 流出		5. 床上浸水2～5cm		6. 床下浸水		
			併用事業所等の名称・業種 [/]					
	ウ 事業所等	1. 全壊（焼）		2. 半壊（焼）		3. 一部破損		
		4. 流出		5. 床上浸水cm				
			名称・業種 [/]					
エ 被害額								
オ その他								
※ 内容詳細								
調査(記入)年月日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分							
調査員所属・氏名	部 課(班)内線 ()							
	部 課(班)内線 ()							
備 考	※令和 年 月 日 罹災証明書交付 ※上記、罹災日時欄については災証明申請者の申出によるものである。							

天童市地域防災計画資料編

平成25年	3月22日	全面改正
平成26年	3月24日	一部改正
平成27年	7月31日	一部改正
平成28年	7月29日	一部改正
平成29年	7月 3日	一部改正
平成30年	7月 2日	一部改正
令和元年	7月 1日	一部改正
令和2年	11月16日	一部改正
令和3年	11月15日	一部改正
令和5年	1月16日	一部改正
令和6年	1月31日	一部改正
令和7年	3月18日	一部改正
令和8年	3月11日	一部改正

天童市総務部危機管理室

〒：994-8510 天童市老野森一丁目1番1号

☎：023-654-1111 内線452-453 FAX：023-653-0714
